

# 美波町地域防災計画

令和4年3月

美波町防災会議



# 目次

## 共通対策編

---

### 第1章 総則

第1節	計画の基本方針.....	1-1
第2節	美波町の概況.....	1-3
第3節	過去の災害.....	1-6
第4節	計画の前提となる被害想定.....	1-11
第5節	防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務又は業務の大綱.....	1-12
第6節	住民、事業所の責務.....	1-20

### 第2章 災害予防

第1節	防災知識の普及・啓発.....	1-23
第2節	防災訓練.....	1-28
第3節	緊急輸送体制の整備.....	1-32
第4節	地域防災力の充実・強化	
第1	自主防災活動の推進.....	1-34
第2	消防団の強化.....	1-37
第5節	ボランティア受援体制の整備.....	1-38
第6節	企業防災の促進.....	1-40
第7節	避難行動要支援者支援対策の充実.....	1-42
第8節	帰宅困難者対策.....	1-47
第9節	広域応援体制の整備.....	1-49
第10節	情報通信機器・施設の運用・管理.....	1-51
第11節	防災施設等の整備.....	1-54
第12節	備蓄体制の整備計画.....	1-56
第13節	集落の孤立化対策.....	1-59
第14節	都市防災化対策.....	1-61
第15節	大規模停電・通信障害への備え.....	1-63
第16節	事前復興の取組.....	1-64

### 第3章 災害応急対策

第1節	災害応急対策の流れ.....	1-65
-----	----------------	------

第2節	活動体制	1-68
第3節	情報通信	1-78
第4節	災害情報の収集・伝達	1-95
第5節	災害広報	1-100
第6節	自衛隊災害派遣要請	1-102
第7節	防災関係機関応援要請	1-106
第8節	災害救助法の適用	1-111
第9節	避難対策の実施	1-115
第10節	避難所外避難者の支援対策	1-128
第11節	交通確保対策	1-129
第12節	緊急輸送対策	1-133
第13節	消防防災ヘリコプター等の派遣要請	1-134
第14節	消防活動等の実施	
第1	消防活動	1-136
第2	水防活動	1-141
第3	被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	1-150
第15節	救出・救助対策	1-151
第16節	医療救護活動	1-153
第17節	飲料水・食料及び物資等の供給	
第1	応急給水	1-157
第2	食料供給	1-160
第3	生活必需品等の供給	1-162
第4	L P ガスの供給等	1-164
第18節	保健衛生、防疫、遺体の埋葬等の実施	
第1	健康管理、こころのケア	1-165
第2	防疫	1-167
第3	家畜防疫	1-169
第4	行方不明者・遺体の捜索及び収容、埋葬	1-170
第19節	要配慮者支援対策の実施	1-173
第20節	動物救済対策	1-175
第21節	廃棄物等の処理	1-176
第22節	住宅の確保	1-181
第23節	障害物の除去	1-184
第24節	ボランティア活動の支援	1-185
第25節	義援金品の受付・配分	1-186
第26節	公共土木施設等の応急対策	1-187
第27節	教育対策	1-198
第28節	労務供給計画	1-203

第 29 節	被災者のこころのケア.....	1-204
第 30 節	帰宅困難者対策.....	1-206
第 31 節	応急保育対策.....	1-207
第 32 節	集落の孤立化対策.....	1-208

## 第 4 章 災害復旧・復興

第 1 節	復旧・復興の基本方針.....	1-209
第 2 節	公共施設災害復旧事業計画.....	1-210
第 3 節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成.....	1-211
第 4 節	被災者の生活再建等の支援.....	1-213
第 5 節	計画的復興.....	1-225

# 南海トラフ地震対策編

---

## 第 1 章 総則

第 1 節	計画の性格.....	2-1
第 2 節	計画の前提となる被害想定.....	2-2

## 第 2 章 災害予防

第 1 節	建築物等の耐震化.....	2-9
第 2 節	都市防災機能の強化.....	2-13
第 3 節	土砂災害予防対策.....	2-15
第 4 節	津波災害予防対策.....	2-21
第 5 節	水道施設の整備.....	2-25
第 6 節	危険物等の災害予防対策.....	2-27
第 7 節	避難対策の充実.....	2-29
第 8 節	火災予防対策.....	2-35
第 9 節	美波町業務継続計画（BCP）.....	2-40
第 10 節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進.....	2-41

## 第 3 章 災害応急対策

第 1 節	応急対策活動.....	2-43
第 2 節	南海トラフ地震臨時情報に伴う対応.....	2-43
第 3 節	東海地震の警戒宣言に伴う対応.....	2-44

## 第4章 推進計画

第1節	総則.....	2-45
第2節	関係者との連携協力の確保.....	2-46
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項.....	2-49
第4節	時間差発生等における円滑な避難の確保等.....	2-57
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	2-65
第6節	防災訓練計画.....	2-67
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	2-68
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項.....	2-70

# 直下型地震対策編

---

## 第1章 総則

第1節	計画の性格.....	3-1
第2節	被害想定.....	3-2

## 第2章 災害予防 ..... 3-6

# 風水害対策編

---

## 第1章 総則

第1節	計画の性格.....	4-1
-----	------------	-----

## 第2章 災害予防

第1節	水害予防対策.....	4-2
第2節	風害予防対策.....	4-7
第3節	高潮・浸水等予防対策.....	4-8
第4節	土砂災害予防対策.....	4-10
第5節	建築物災害予防対策.....	4-11
第6節	雪害予防対策.....	4-13
第7節	気象業務体制.....	4-15

## 第3章 災害応急対策

第1節	豪雨災害への対応.....	4-34
第2節	水防活動の実施.....	4-35

## 大規模事故等災害対策編

---

第1部	海上災害対策.....	5-1
第2部	鉄道災害対策.....	5-6
第3部	道路災害計画.....	5-9
第4部	危険物等災害対策.....	5-14
第5部	大規模な火事災害対策.....	5-22
第6部	林野火災予防計画.....	5-27
第7部	原子力災害対策.....	5-31





# 共通対策編

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興



# 第1章 総則

節	頁
第1節 計画の基本方針	1-1
第2節 美波町の概況	1-3
第3節 過去の災害	1-6
第4節 計画の前提となる被害想定	1-11
第5節 防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	1-12
第6節 住民、事業所の責務	1-20



# 第1章 総則

## 第1節 計画の基本方針

### 1 計画の目的

美波町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条の規定に基づき、美波町の地域に係る災害対策に関し、次の事項について定め、もって防災に万全を期するものとする。

- (1) 町、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の出先機関及び町の公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱
- (2) 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及びその他の災害予防の計画
- (3) 災害に関する注意報又は警報の伝達、情報の収集及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策計画
- (4) 災害復旧に関する計画
- (5) その他必要な計画

### 2 計画の性格

本計画は、法第42条の規定に基づく「美波町地域防災計画」に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第6条第1項で規定する事項も合わせて定めた美波町防災会議（以下「町防災会議」という。）が作成する計画である。

### 3 計画の構成

本計画は、町の気象、地勢その他地域の特性によっておこりうる災害の危険を想定し、これらを基礎とするとともに、町内において過去に発生した災害の状況及びこれに対してとられた応急対策ならびに復旧状況等を検討して作成するものである。

なお、本計画の構成は、次のとおりである。

#### ■美波町地域防災計画の構成

編	内容
共通対策編	各編に共通する総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興
南海トラフ地震対策編	南海トラフ地震（遠地津波を含む）による災害対策、南海トラフ地震防災対策推進基本計画
直下型地震対策編	直下型地震による災害対策
風水害対策編	風水害による災害対策
大規模事故等災害対策編	大規模事故等による災害対策
資料編	各編に付属する各種資料

#### 4 計画の基本方針

本計画は、これまでの風水害や地震津波災害等の経験に加え、時期が接近して襲来する複数の台風や、地震発生後に台風や大雨に見舞われるといった複合災害のリスクなどを踏まえ、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、防災関係機関がとるべき災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興及びその他必要な災害対策の基本的事項等を中心に定めるものであり、各防災関係機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

なお、南海トラフ巨大地震による大規模地震時のリスク軽減を図るため、美波町国土強靱化地域計画に基づき、ハード・ソフト両面から防災対策を推進するものとする。

#### 5 計画の修正

本計画は、法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

#### 6 計画の習熟

各防災機関は、不断に危機管理や防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

#### 7 用語

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

法                  : 災害対策基本法  
県本部（長）     : 徳島県災害対策本部（長）  
県支部（長）     : 徳島県災害対策支部（長）  
町本部（長）     : 美波町災害対策本部（長）  
本計画            : 美波町地域防災計画

避難場所：

災害の発生やその他の危険から身を守るために一時的に避難する場所

避難所：

災害が起きた時に自宅が住めなくなった人たちが一定期間、避難生活をする場所

要配慮者：

防災上何らかの配慮を要する者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児・児童、外国人等）

避難行動要支援者：

要配慮者のうち、災害時に自ら避難が困難なことにより特に支援を要する者

## 第2節 美波町の概況

### 1 地勢

#### (1) 位置等

本町は、徳島県の南東部（東経 134° 32′、北緯 33° 43′）に位置し、県都徳島市へは約 50 kmの距離にある。総面積は、140.74 km<sup>2</sup>で、その約 89%は山林で占められている。北は阿南市、那賀町、西は牟岐町、海陽町に接し、南東は太平洋に望み、暖かい黒潮の良好な漁場を有している。海岸部は、海亀が産卵する砂浜、陸けい島、離島、海食崖、海食窪、海食洞、多様な岩礁など、非常に変化に富んだ海岸線になっており、多くは「室戸阿南海岸国定公園」に指定され、風光明媚なりアス式海岸となっている。

#### (2) 地形、地質

本町は、海部山地の北部にあたり、大部分が山地で、東部に明神山、中央部に大影山と玉厨子山が東西に並立し、その北部を赤松川、南部を日和佐川、東部を北河内谷川が山地を分断して流れている。

西部は、八郎山、胴切山等の本町最高峰の山々が並び、赤松川・日和佐川の源流となっている。ここを發した赤松川は、東に流れ、野田付近で鉤状に大きく曲がり、北上して那賀川に注いでいる。また、川沿いには、浸食・堆積による小規模な耕地をつくり、中央部には盆地状の平野がある。

日和佐川は、蛇行しながら山河内谷川等の支流を集めて東に流れ、後世山を源流とする北河内谷川を合して太平洋に注ぐ。下流には沖積平野があつて耕地となり、河口付近は人口密集地で、河口は港湾となっている。

本町の地質構造は、四万十帯と呼ばれる東西にのびる幅 17 kmほどの堆積岩の上にある。四万十帯の地層は町内各所に露頭しており、逆転層や互層も多く、崩壊の危険性が高い。

日和佐地区は大部分が山地であるが、河川沿いや河口には河川の堆積作用によってできた沖積地による平地が形成されている。日和佐川、奥瀧川の堆積作用によってできた堆積地は日和佐街区、櫛ヶ谷、北河内の登り・本村、西河内のはりまから田々川周辺にかけての平地を形成しており、町の政治・経済・産業の中心地を形成している。

一方、由岐地区はリアス式海岸に沿って細長い地形で、平地に乏しく、ほとんどが磯山と称する山地で、背の低いかん木が繁茂し造林適地は少ない。人家は山岳の麓に密集し、耕地はわずかである。また、リアス式海岸の入江を利用した 5つの漁港が点在し、漁業が主要な産業となっている。

#### (3) 気候

本町は、太平洋気候区に属し、年間の降雨量は約 3,000 mmにも達する日本の最多雨地域である。降水は、特に梅雨期から台風時に集中する傾向にあり、12月から3月にかけては少ない。降雪期間は、12月から2月下旬であるが、ほとんど積雪量はない。

また、沿岸部と山間部では気象条件が異なり、沿岸部では平均気温が約 16°Cになり、真冬でも海水温が 10°C以下に下がることはなく、冬でも温暖な気候である。そのため、海岸部や離島には、亜熱帯植物が分布している。一方、山間部では、海岸部に比べて気温が低く、また梅雨期等には局地的な大雨に襲われることが多い。

## 2 社会的条件

### (1) 人口推移

令和2年国勢調査によると、人口は6,222人で、平成2年の人口を基準にすると30年間で約40.8%減少している。また、平成27年から令和2年までの5年間で見ると、870人減少しており、年平均で174人減少していることになる。

次に世帯数は、令和2年が2,677世帯で、平成2年の3,414世帯と比べ約21.6%の減少を示しており、世帯数も減少傾向にある。1世帯あたりの人口は、令和2年で2.3人であるから、核家族化の進行や高齢者の一人暮らしの増加がうかがえる。

#### ■人口と世帯数の推移

区分	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口（人）	11,864	11,262	10,507	9,928	9,307	8,726	7,765	7,092	6,222
総世帯数（世帯）	3,534	3,463	3,414	3,405	3,405	3,371	3,097	2,901	2,677
1世帯あたりの人数（人）	3.4	3.3	3.1	2.9	2.7	2.6	2.5	2.3	2.3

#### ■年齢区分別人口の推移

区分	昭和55年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	総人口（人）	構成比（%）	総人口（人）	構成比（%）	総人口（人）	構成比（%）	総人口（人）	構成比（%）	総人口（人）	構成比（%）	総人口（人）	構成比（%）
総人口	11,864	100	9,307	100	8,726	100	7,765	100	7,092	100	6,222	100
年少人口（0～14歳）	2,212	18.6	1,095	11.8	903	10.3	706	9.1	579	8.2	482	7.7
生産年齢人口（15～64歳）	7,542	63.6	5,212	56	4,619	52.9	3,865	49.8	3,305	46.6	2,668	42.9
高齢者人口（65歳以上）	2,112	17.8	3,000	32.2	3,204	36.7	3,193	41.1	3,208	45.2	3,071	49.4
不詳	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.02

### (2) 建物

平成18年1月1日現在の本町の建物棟数は、7,197棟で、このうち木造家屋が5,043棟と全体の約7割を占めている。また、昭和56年以前の木造家屋は、床面積ベースで木造家屋全体の約76%を占める。特に、木造家屋の密集地域は沿岸部に集中しており、津波や火災などの災害の危険性が高い。中でも、東由岐地区、西由岐地区、木岐地区及び日和佐浦地区は、国土交通省が公表した「地震時等に著しく危険な密集市街地」に指定されている。

また、消防法施行令（昭和36年3月25日政令第37号）別表第1項目に係る町内の防火対象物については、資料編に示す。

→（資料編「防火対象物一覧表」参照）



### (3) 道路

国道は、国道 55 号が大戸地区から日和佐中心部を通って山河内地区へと横断している。主要地方道として県道阿南鷲敷日和佐線が国道 55 号の北河内から赤松を経て国道 195 号に結ばれている。このほか県道日和佐上那賀線や日和佐小野線、由岐大西線などが那賀町、阿南市へ通じ、県道日和佐牟岐線（通称「南阿波サンライン」）が海岸沿いに牟岐町へ通じている。

また、地域高規格道路として阿南市福井町から美波町北河内までの延長 9.3 km で「日和佐道路」が供用し、地域の利便性向上や救急医療施設へのアクセス向上が図られている。

### (4) 鉄道

本町には、JR 四国の牟岐線が東部から南西部に通じており、駅は、東から由岐駅、木岐駅、北河内駅、日和佐駅、山河内駅の 5 駅がある。また、夏の海水浴シーズンには、海水浴場である田井ノ浜に臨時駅が開設される。

## 第3節 過去の災害

### 1 風水害

町は、平均年間雨量が3,000mmを越えることもある多雨地帯であり、台風常襲地帯でもあることから、山腹崩壊や、洪水による河川被害が毎年発生している。本町における過去の主な被害は以下のとおりである。

#### (1) 明治25年の台風

明治25年7月23日に高知付近をゆっくり北上した台風が大雨と強風により徳島県に大被害をもたらした。この台風による日和佐港の高潮については、満潮位よりも270cmも高かったと記録されている。この日は朔（新月）の前日にあたり、大潮の満潮位に高潮と洪水が起きたと考えられ、朔望満潮位を日和佐港工事基準面から2mとすると、この時の潮位は470cmとなり第二室戸台風の最高潮位360cmよりも1m以上高い。この台風による町の被害については、旧日和佐村内では家屋倒壊が60軒以上に及び、山岳は崩れ堤防は破壊し、八幡神社境内森林の大樹巨木の多くが折れ倒れ、家々の瓦が飛び、周りの堀も損傷し、被害激甚、全村惨憺たる状況であったとのことである。旧赤河内村でも、連日の激しい雨と洪水によって、河川の被害は甚大であった。この台風に伴った高潮、洪水などによる田畑の被害も甚大であった。

#### (2) 大正元年の台風

大正元年（1912年）9月22日の夜半過ぎに猛烈な台風が日和佐付近をかすめ通り、阪神地方に上陸した。これに伴う町の雨量は287mmであった。町では、風雨に加え、高潮と高波が起き、海水が大浜の砂丘を越えて街に流れ込み、甚大な被害を被った。

#### (3) 室戸台風

昭和9年9月21日午前5時に室戸岬に上陸した室戸台風は、その被害を日本中に与えたが、上陸後6時にはその中心が町の上を通り、多くの被害を与えた。日和佐地区のこの日の最高潮位は、工事基準面からみると3.7mに上がった。由岐地区では、豪雨により家屋の流失全壊101戸、負傷者52人、船舶の流失123隻に及ぶ被害を受けた。

#### (4) 昭和20年の低温・多雨

昭和20年の1月～2月は2年前から続く記録的な寒さ、積雪となり、梅雨時の大雨などと重なり、作物が多大な被害を被った。

#### (5) 第二室戸台風

昭和36年9月16日、第二室戸台風が町の上を通って阪神地方へ通りぬけた。町の最低気圧は929ミリバーレルで、川沿いの地域では大波と高潮に襲われた。木岐の上水道水源地（木造平屋建て）が全壊し、モジャコ養殖がほぼ全壊した。志和岐では人家の軒先まで船が入り、波が吉野神社の舞台を洗った。また、西由岐商人中のだんじり及びだんじり納屋が倒壊したほか、西由岐の養鶏場が浸水し、鶏が全滅する被害を受け、被害総額は115億4,500万円にのぼった。

## (6) 昭和47年の雷雨

昭和47年9月14日に日本海を通る低気圧から南にのびる前線が通った時、強雷雨があり、日和佐地区では268mmの降雨量を記録し、そのうち午前8時～9時の間に141mmも降った。

## (7) 昭和63年の大雨

昭和63年6月23日深夜から24日未明にかけての梅雨前線の活発化に伴う大雨は日和佐地区において一時的に時間雨量100mm近くにおよび、総雨量677mmを記録した。この雨による、田の冠水、排水不良により市街地を中心に住宅220戸余りが浸水し、交通機関もJRの不通、国道55号の35時間におよぶ通行止めでマヒした。

由岐地区においては6月の雨量は1ヶ月で980mmに達し、家屋の全壊、半壊、浸水等の被害を受けた。

## (8) 平成10年の大雨

平成10年5月16日、東シナ海にある前線を伴った低気圧が発達しながら北東に進んだ影響で、県南部を中心に終日大雨が降り続いた。日和佐地区では274mmの降雨量を記録し、午後9時から午後10時までの1時間に79mmの降雨があった。公共施設、耕地ともに多くの災害が発生し、住家においても、床上浸水9戸、床下浸水79戸、一部損壊1戸の被害を受けた。由岐地区においても住宅等4棟が床下浸水し、農作物等も被害を受けた。県道由岐大西線の志和岐峠付近では土砂崩れによって一時全面通行止めとなった。

## (9) 平成10年9月22日台風7号

中型で強い台風7号が県東部沿岸をかすめながら北上した影響を受けて暴風雨に見舞われ、日和佐地区では床上浸水2世帯10人、床下浸水30世帯91人が被害を受けた。由岐地区では、田井地区において住宅の裏山が崩れて1人が巻き込まれ、全治2週間のけがを負った。住宅被害は16棟で床下浸水した。道路の被害では、県道由岐大西線小伊座利付近及び県道日和佐小野線木岐山座において、土砂くずれにより一時全面通行止めとなった。

## (10) 平成11年6月29日の大雨

活発な梅雨前線の影響で、山間部を中心に大雨に見舞われた。日和佐地区では29日午前3時から30日午前1時までの総雨量で460mm、最大時間雨量で121mmを記録した。住家では床下浸水3世帯、非住家では一部損壊3棟と床下浸水3棟の被害があった。公共土木、農業土木とも多くの被害を受けた。

## (11) 平成15年7月19日の大雨

7月17日22時から降り始めた雨は、18日22時から急激に雨足を強め、由岐地区では降り始めからの総雨量が515mm、17日3時から5時までの3時間雨量は186mmを記録した。この大雨によって道路の法面等が崩壊し、伊座利地区、阿部地区、及び木岐地区が一時的に孤立状態となった。特に伊座利地区では県道由岐大西線の伊座利峠付近で路肩が決壊し、仮復旧までに4日を要した。さらに県道日和佐小野線の田井第1踏切付近では道路下を横断していた水路が壊れ、その影響で田井地区の雨水がJRの線路を伝って西の地地区に流入し、浸水被害を引き起こした。住宅では、床上浸水16世帯36人、床下浸水12世帯30人が被害を受けた。

(12) 平成18年4月11日の大雨

平成18年4月11日、低気圧の四国通過の影響を受けて、県南部を中心に大雨に見舞われた。この大雨により、赤松地区において裏山が崩れて住家1棟が一部損壊し、1世帯が避難生活を余儀なくされた。

(13) 平成19年台風4号

平成19年7月14日から15日にかけて、大型で非常に大きい台風4号が四国沖を通過した。被害を警戒して7地区34世帯54人が地区の公民館等に自主避難した。徳島県地方気象台は14日10時、日和佐地区に対して土砂災害警戒情報を発表し、それを受けて町は災害対策本部を設置して被害の警戒にあたった。この台風により、大戸へゴ谷川と赤松字高瀬の谷川で護岸が崩壊する被害を受けた。

(14) 平成20年4月10日の大雨

平成20年4月10日、四国の南岸を発達しながら低気圧が通過した影響で、10日未明、県南部を中心に激しい雨に見舞われた。本町では、雨量283mm、1時間あたり雨量90mmを記録した。木岐川の増水により護岸工事中の堤防が約30mえぐられたほか、赤松由岐線で山腹崩壊のため通行止めになるなど町内の県道3路線が通行止めとなった。住家では床上浸水3棟3世帯、床下浸水24棟23世帯の被害があった。

(15) 平成20年6月29日の大雨

平成20年6月29日、活発な梅雨前線の影響で、29日未明から午前にかけて四国では局地的に猛烈な雨が降り、本町では、雨量366mm、最大時間雨量96mmを記録した。この大雨により住家1棟、非住家1棟が全壊し、世帯員2名が軽傷を負ったほか、床上浸水5棟、床下浸水16棟の被害を受けた。

(16) 平成22年4月27日の大雨

平成22年4月27日、集中豪雨により日和佐地区を中心に被害が発生した。赤松地区で最大時間雨量108mm、西河内月輪で最大時間雨量102mmを記録した。累計雨量は赤松地区で354mm、西河内月輪地区で336mm、また強雨時連続3時間雨量は赤松地区で214mm、西河内月輪地区219mmを記録したことに加え、満潮（午後5時過ぎ、大潮）と重なったことにより、沿岸部で被害が増大した。この集中豪雨により農業施設では19箇所（農地表土流出10箇所）、堰、用水崩壊9箇所、公共土木施設では河川護岸崩壊など57箇所、土砂取除き90箇所、個人施設では裏山崩壊による半壊1棟、一部損壊が10棟、家屋浸水では床上浸水5棟、床下浸水69棟が被害を受けた。

(17) 平成23年9月2日の大雨と高潮

平成23年9月2日から3日にかけて台風12号が高知県に上陸した影響で、四国各地で局地的に激しい風雨に見舞われ、本町では雨量310mmに達した。この台風では、特に大雨と高潮による浸水被害が発生し、由岐（木岐、東由岐、西由岐）地区で床上浸水10棟、床下浸水41棟、日和佐（日和佐浦、桜町）地区で床下浸水22棟の被害を受けた。

## 2 火災

近年、住宅様式等の高度化・多様化により危険物、可燃物の使用は増加している。本町では古い家屋も多く、住宅の密集している地域では、ひとたび火災が起きると延焼拡大が懸念される。本町における過去の主な火災の被害は以下のとおりである。

### (1) 阿部の大火

昭和28年に阿部地区で大規模な火災が発生し、被害は家屋の全焼21戸、負傷者数57名に及んだ。

### (2) 一番谷山の林野火災

昭和52年8月22日午後0時半ごろ、山河内字西山の通称一番谷山（標高560m）の中腹から出火。台風8号の影響による北西14～15m/sの強風に煽られ、火はたちまち同山の山頂まで燃え上がり、さらに尾根伝いに南西方向に燃え広がった。日和佐町・牟岐町の消防団員をはじめ地元住民ら約500人が消火と警戒にあたったが、急斜面の山中で消火活動がはかどらず、町は22日午後2時過ぎ、海上自衛隊徳島教育航空群ヘリコプターの出動を要請し、上空からの偵察を実施した。さらに徳島県消防防災課は、空中からの消火剤散布を計画、陸上自衛隊中部方面航空隊八尾基地のヘリコプターに出動を要請した。23日午後1時半ごろから県下初の「空中消火作戦」を開始した。日和佐高校グラウンドをヘリの基地として、一番谷山の延焼地点までの約7kmを休み無しでピストン飛行し、火勢の強い北東部斜面一帯に多量の消火液を空中散布し続けた。この林野火災では約130ha以上を焼いて、23日午後6時ごろ鎮火した。

### (3) 田井林野火災

平成14年8月19日、田井字沢の山林から火災が発生し、約10haを焼失する大火災となった。この林野火災は由岐町消防団の消火活動はもとより、他町の消防団、四国4県の防災ヘリコプター、及び海上自衛隊徳島教育航空群の応援等により8月20日に鎮圧、26日に鎮火した。

## 3 地震災害

主な地震災害履歴は、以下のとおりである。

### (1) 正平南海地震（1361年）

南北朝時代の1361年に四国沖を震源域に発生したとみられる。広域的に被害が発生し、大津波により摂津、阿波、土佐等で家屋が流失、溺死者が多数出たと伝えられている。

『太平記』に美波町由岐地区の地震被害の記事が記載されている。

「なかでも阿波の雪みなどでは俄に大山の如き潮張り来りて在家千七百余宇ことごとく引潮に連れて海底に……」

(2) 安政南海地震 (1854年)

幕末の嘉永7年(安政元年、1854年)11月5日午後4時頃、紀伊水道・四国南方沖の海域を震源とする巨大地震が発生した。この地震は前日の午前9時頃に発生した安政東海地震から約32時間後に発生、徳島県では震度6相当の揺れであったと推定されている。被害は中部地方から九州地方にかけての広い範囲に及び、中でも四国地方の被害が甚大であったと言われている。死者は2万人、家屋の被害2万戸と推定されている。

町では『東由岐当家帳』に当時の状況が詳しく記載されており、下記の記述が教訓として語り継がれている。

「この時強欲な人皆流れ、欲を捨てたる人は逃げ行きおおせたり」

(3) 昭和南海地震 (1946年)

昭和19年に発生した東南海地震の2年後にあたる、昭和21年12月21日午前4時19分に発生した。

マグニチュードは8.0と推定されている。被害は近畿・四国地方において甚大で、津波による被害も大きく、全体で死者1,330人、全壊11,591戸に及んだ。

徳島県の被害は、死者(不明)202人、負傷者258人、住家流出413戸、全壊602戸、半壊914戸、床上浸水3,440戸、床下浸水1,057戸、堤防決壊40ヶ所、道路損壊21ヶ所、橋流失11ヶ所、船流出330隻、田畑流出78町、田畑浸水1,734町、その他木材流出。

町は震源地に近い為、地震発生約12分後に津波が到達し、大波が3回襲い、次第に低下していった。この津波はほぼ満潮時に生じ、波高は第2波が最高で由岐、木岐で3.6m、日和佐で4.0mであった。大部分の家が床上0.9~1.3mの浸水を受け、流失家屋は43戸に及んだ。死者は9人、重軽傷者は63人。

## 第4節 計画の前提となる被害想定

### 1 想定される災害

町に大きな被害を与える災害としては、中央構造線と南海トラフを震源とする地震が考えられる。中央構造線は、長野県から九州まで大きな断層があり、活発に動いている部分は、四国地方から紀伊半島西部にかけての区間である。活動度はA級で、地震のマグニチュードは8に相当するといわれる。また、南の沖合には南海トラフがあり、マグニチュード8～9クラスの地震が、今後30年で70%～80%の発生確率が想定されている。

さらに、町は年間雨量が3,000mmを越えることもある多雨地帯に位置し、かつ台風常襲地帯でもあることから、常に強風、高潮、大雨、洪水、地すべり等の災害に見舞われる危険にさらされている。特に近年は、局地的な短時間豪雨による浸水被害、土砂災害被害が発生している。

このようなことから、本計画においては全町規模の災害から、短時間豪雨による局地的な災害、また複合災害までを想定するものとする。

## 第5節 防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 防災関係機関の責務

#### (1) 美波町

町は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として徳島県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、防災士及び地域住民の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 徳島県

県は、市町村を包括する広域地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、市町村、県の区域を管轄する指定地方行政機関及び指定公共機関、指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### (3) 指定地方行政機関

県の区域を管轄する指定地方行政機関は、県の区域並びに地域住民の生命及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

#### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

県の区域内の指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急対策を実施する。また、町、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (6) 災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者

災害応急対策または災害復旧に必要な物資もしくは資材または役務の供給または提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

#### (7) 地域住民

住民は、食品、飲料水その他生活必需物資の備蓄その他自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより、防災に寄与するよう努める。また、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。



## 2 町の地域内の防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### (1) 美波町

- ア 町防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- カ 町内における災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- キ 住民等に対する災害広報
- ク 警報の伝達及び避難の指示
- ケ 消防・水防その他の応急措置
- コ 被災者の救難、救助、その他の保護
- サ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- シ 食料、医薬品、その他の物資の確保
- ス 施設及び設備の応急の復旧
- セ 清掃、防疫その他の保健衛生
- ソ 緊急輸送等の確保
- タ 災害復旧の実施
- チ 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導
- ツ 地区防災計画に関する事項
- テ ボランティアに関する事項
- ト その他災害発生の防衛又は拡大防止の措置

### (2) 徳島県

- ア 県防災会議に関する事務
- イ 防災組織の整備
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- カ 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- キ 住民等に対する災害広報に関する事務
- ク 警報の伝達及び避難の指示
- ケ 消防・水防その他の応急措置
- コ 被災者の救難、救助、その他の保護
- サ 災害を受けた児童、生徒の応急の教育
- シ 食料、医療品、その他の物資の確保
- ス 施設及び設備の応急の復旧
- セ 清掃、防疫その他の保健衛生項
- ソ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持
- タ 緊急輸送等の確保

- チ 災害復旧の実施
- ツ 市町村等各関係機関との防災に関する連絡事項
- テ ボランティアに関する事項
- ト 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
- ナ その他災害発生の防衛又は拡大防止のための措置

(3) 徳島県警察（牟岐警察署）

- ア 警戒区域の設定及び避難の指示・誘導
- イ 負傷者の救出・救護
- ウ 交通規制及び緊急輸送路の確保
- エ 行方不明者の捜索、死体検視及び身元確認
- オ 犯罪の予防、検挙及び各種広報

(4) 海部消防組合

- ア 火災予防・災害予防及びその指導
- イ 災害時における傷病者の応急手当及び救急搬送
- ウ 消火

(5) 指定地方行政機関

ア 四国財務局徳島財務事務所

- (ア) 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
- (イ) 地方公共団体に対する災害融資
- (ウ) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
- (エ) 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

イ 中国四国農政局徳島地域センター

応急食料のひき渡し

ウ 徳島労働局

- (ア) 工場、事業所における労働災害の防止
- (イ) 被災者に対する早期再就職のあっ旋等
- (ウ) 雇用保険の失業等給付及び労災保険給付等

エ 四国地方整備局

- ① 道路、港湾などの防災対策及び災害復旧対策の実施
- ② 海上の流出油等に対する防除措置
- ③ 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

- (ア) 徳島河川国道事務所（日和佐国道出張所）
  - ① 国道（55号・55号日和佐道路）の直轄区間の維持管理
  - ② 国道（55号・55号日和佐道路）の直轄区間の災害復旧

- (イ) 小松島港湾・空港整備事務所
  - ① 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
  - ② 港湾施設の整備と防災管理
  - ③ 海上の流出油等に対する防除措置
  - ④ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
  - ⑤ 海岸保全施設の災害復旧
  - ⑥ 海上における緊急輸送の確保

オ 徳島地方気象台

- (ア) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- (イ) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- (ウ) 気象業務に必要な観測、予報及び通信の整備に努める。
- (エ) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- (オ) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

カ 徳島海上保安部（美波分室）

- (ア) 海上災害の予防
- (イ) 災害情報の収集・連絡
- (ウ) 海上災害に関する警報等の伝達・警戒及び事故情報の提供
- (エ) 海上における救助、救急及び消火活動
- (オ) 海上交通の安全確保
- (カ) 人員、物資等の緊急輸送
- (キ) 海上における治安、社会秩序の維持
- (ク) 危険物等の海上流出対策及び危険物積載船舶に対する保安措置

(6) 指定公共機関

ア 日本郵便株式会社四国支社

- (ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
- (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
- (エ) 被災者救助団体に対するお年玉付き郵便葉書等に付加される寄附金の配分

- イ 日本赤十字社徳島県支部
  - (ア) 救護班の編成及び医療並びに助産等の救護の実施
  - (イ) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整
  - (ウ) 義援金品の募集配分
  - (エ) ボランティア活動体制の整備
  
- ウ 日本放送協会徳島放送局
  - (ア) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
  - (イ) 社会事業団体等による義援金品の募集協力
  
- エ 四国旅客鉄道株式会社徳島保線区
  - (ア) 鉄道施設等の保全
  - (イ) 救助物資及び避難者の輸送の協力
  - (ウ) 災害時における旅客の安全確保
  
- オ 西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社NTTドコモ四国支社徳島支店
  - (ア) 電気通信施設の整備
  - (イ) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
  - (ウ) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧
  
- カ 日本通運株式会社徳島支店  
貨物自動車等による救助物資及び避難者の輸送の協力
  
- キ 四国福山通運株式会社徳島支店  
貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
  
- ク 佐川急便株式会社  
貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
  
- ケ ヤマト運輸株式会社徳島主管支店  
貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
  
- コ 四国西濃運輸株式会社徳島支店  
貨物自動車等による救助物資の輸送の協力
  
- サ 四国電力株式会社徳島支店、四国電力送配電株式会社 徳島支社
  - (ア) 電力施設等の防災管理
  - (イ) 電力供給
  - (ウ) 被災施設の応急対策及び災害復旧

シ KDDI株式会社四国総支社

- (ア) 電気通信施設の整備
- (イ) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (ウ) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

ス ソフトバンク株式会社

- (ア) 電気通信施設の整備
- (イ) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (ウ) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

セ 株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート

- (ア) 災害時における物資の調達・供給確保

(7) 指定地方公共機関

ア 一般社団法人徳島県エルピーガス協会

- L P ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

イ 四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社、株式会社エフエム徳島

- (ア) 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- (イ) 社会事業団体等による義援金品の募集協力

ウ 一般社団法人徳島県バス協会

- (ア) バスによる避難者の輸送の協力
- (イ) バスによる徳島県災害ボランティアセンターの活動等に従事する者の搬送

エ 社団法人徳島県トラック協会及び徳島通運株式会社

- 貨物自動車等による救助物資の輸送の協力

オ 一般社団法人徳島県医師会、社団法人海部郡医師会

- 救護班の編成並びに医療及び助産の救護の実施

カ 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会、社会福祉法人美波町社会福祉協議会

- (ア) ボランティア活動体制の整備
- (イ) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

キ 公益社団法人徳島県看護協会

- (ア) 災害時における医療救護の実施
- (イ) 避難所における避難者の健康対策

- ク 一般社団法人徳島県助産師会
  - (ア) 災害時における妊産褥婦・新生児・乳幼児の保健指導と助産の実施
  - (イ) 避難所における避難者の健康対策
  
- ケ 一般社団法人徳島県建設業協会、徳島県建設業協会海部支部
  - (ア) 災害時における公共施設への応急対策業務への協力に関すること
  - (イ) 災害時における道路啓開の実施に関すること
  
- (8) 自衛隊（徳島地方協力本部）
  - ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集
  - イ 町が実施する防災訓練への協力
  - ウ 災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、遭難者の捜索救助、水防活動、消防活動、道路・水路の啓開、応急医療救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯・給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
  - エ 災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
  
- (9) 町内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者
  - ア 町内の産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会）
    - (ア) 組合員、会員となっている事業所の被害調査の実施
    - (イ) 災害時における応急対策の指導
    - (ウ) 災害時における災害応急措置
    - (エ) 町その他防災関係機関の防災活動についての協力
  
  - イ 社会福祉関係施設
    - 避難行動要支援者の受け入れ等、救護及び保護対策についての協力
  
- (10) 地域住民及び事業所
  - ア 美波町消防団
    - (ア) 情報収集
    - (イ) 初期消火
    - (ウ) 救急、救護
    - (エ) 避難誘導
    - (オ) その他保有装備を活用した災害応急対策の実施
  
  - イ 町内の自主防災組織
    - (ア) 地域住民に対する防災意識の普及
    - (イ) 防災資機材の備蓄
    - (ウ) 防災訓練の実施
    - (エ) 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定
    - (オ) 地域の被害拡大の防止

- (カ) 各種情報の伝達及び避難生活の維持
- (キ) 町が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力

ウ 事業所

- (ア) 防災意識の普及
- (イ) 防災資機材の備蓄
- (ウ) 防災訓練の実施
- (エ) 災害時の避難行動、救出救護活動等に対する計画の策定
- (オ) 被害拡大の防止
- (カ) 各種情報の伝達
- (キ) 町が行う防災活動及び災害復旧活動についての協力
- (ク) 事業継続計画の策定

## 第6節 住民、事業所の責務

### 1 住民

住民は、「自らの安全は自ら守る」という意識を持ち、法第7条第2項の規定に基づき、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的に防災活動に参加するなど、それぞれの立場で防災に寄与するものとし、災害時には相互に協力し助け合うものとする。

注) 住民とは、町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等も含める。

#### (1) 平常時に果たす役割

- ア 防災に関する知識の習得
- イ 地域固有の災害危険性の理解と認識
- ウ 家庭における防災の話し合い
- エ 火気使用器具等の安全点検と火災予防措置
- オ 避難場所・避難所、避難路、家族との連絡方法等の確認
- カ 飲料水、食料、生活必需品の備蓄（7日分相当）
- キ 住宅等の耐震補強、ブロック塀等の撤去・転倒防止
- ク 家具等の転倒・落下防止対策
- ケ 自主防災組織活動の推進

#### (2) 災害時に果たす役割

- ア 正確な情報の把握及び伝達
- イ 非常持ち出し品の準備
- ウ 近所の声かけ合いと適切な避難
- エ 出火防止措置及び初期消火
- オ 自動車の運転の自粛

#### (3) 災害後に果たす役割

- ア 身の安全の確保
- イ 出火防止及び初期消火
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動
- エ 組織的な応急復旧活動への参加と協力
- オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護
- カ 自力による生活手段の確保
- キ 避難所の運営協力



## 2 事業所

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という。）は、従業員、利用者等の安全を確保し、地域に災害を拡大することのないよう的確な防災活動を行う。また、地域の一員として被災住民の救出等の災害応急活動に参加するよう努めるものとする。

このため、事業所等は自主的な防災組織を結成し、関係地域の自主防災組織等と連携を図り、事業所及び関係地域の安全確保に積極的に努めるものとする。さらに災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画の策定、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画の整備・見直しなど防災活動の推進に努める。

### (1) 平常時に果たす役割

- ア 防災訓練
- イ 従業員等の防災教育
- ウ 情報の収集及び伝達体制の確立
- エ 火災その他災害予防対策
- オ 避難対策の確立
- カ 地域の自主防災組織等との連携
- キ 飲料水、食料、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保
- ク 施設及び設備の耐震性の確保
- ケ 業務継続計画の策定

### (2) 災害時に果たす役割

- ア 従業員や利用者等の安全確保
- イ 業務の継続
- ウ 地域への貢献・地域との共生
- エ 二次災害の防止
- オ 救出、応急救護等



## 第2章 災害予防

節	所管	頁
第1節 防災知識の普及・啓発	消防防災課・教育委員会	1-23
第2節 防災訓練	各課	1-28
第3節 緊急輸送体制の整備	建設課・消防防災課	1-32
第4節 地域防災力の充実・強化	消防防災課	1-34
第1 自主防災活動の推進	消防防災課	1-34
第2 消防団の強化	消防防災課	1-37
第5節 ボランティア受援体制の整備	健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課	1-38
第6節 企業防災の促進	消防防災課・産業振興課・建設課	1-40
第7節 避難行動要支援者支援対策の充実	健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課	1-42
第8節 帰宅困難者対策	産業振興課・消防防災課	1-47
第9節 広域応援体制の整備	消防防災課	1-49
第10節 情報通信機器・施設の運用・管理	消防防災課・総務課・政策推進課	1-51
第11節 防災施設等の整備	消防防災課・総務課・政策推進課・水道課・教育委員会・日和佐公民館・日和佐診療所・由岐公民館・美波病院	1-54
第12節 備蓄体制の整備計画	産業振興課・水道課・消防防災課・美波病院	1-56
第13節 集落の孤立化対策	建設課・消防防災課	1-59
第14節 都市防災化対策	建設課・消防防災課	1-61
第15節 大規模停電・通信障害への備え	各課	1-63
第16節 事前復興の取組	各課	1-64



## 第2章 災害予防

### 第1節 防災知識の普及・啓発

【所管：消防防災課・教育委員会】

#### 1 主旨

大規模災害時においては、町・県・防災機関の活動は制約されることが予想されることから、住民一人ひとりが、「自らの身の安全は自らが守ること（自助）」を基本認識とし、平常時より防災についての備えを心がけるとともに、発災時には自らの身を守るよう行動することが重要である。

また災害時には、「初期消火や近隣の負傷者、避難行動要支援者（災害時要援護者）を地域の人々が協力しあって助けること（共助）」、避難所での活動、あるいは「町等が行う防災活動（公助）」への協力等、防災への寄与に努めることが求められる。

こうしたことから、防災対策をより一層効果的に行うためには、自助、共助、公助が、それぞれの役割を十分果たすとともに、相互の密接な連携・協働のもとに行う住民をあげての取り組みが重要であることから、住民運動として自主防災組織の活動の活性化を図り、防災機関は、既存の自主防災組織や事業所等の自衛消防組織等と協力して、住民に防災思想、防災知識を普及啓発し、防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対して災害の防止に必要な教育の徹底を図るものとする。この際、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立にも配慮するものとする。また、災害発生後に指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。

さらに、南海トラフ巨大地震などの大規模災害から迅速かつ円滑に復旧・復興するためには、住民をはじめ、地域コミュニティ、事業者、行政など、復興を担う関係者における被災後の復興プロセスの事前理解はもとより、被災前からの復興に向けた様々な「準備」や「実践」である「事前復興」に、平時から取り組んでおくことが極めて重要である。こうしたことから、平時から「事前復興」の視点を取り入れた防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

#### 2 住民に対する防災知識の普及・啓発

過去の地震災害の貴重な教訓や各種の調査結果を踏まえて、住民の防災に対する意識の高揚を図り、災害時には住民一人ひとりが正しい知識と判断をもって、自らの生命と財産は自らの手で守るという心構えと行動ができるよう、防災週間、防災とボランティア週間及び津波防災の日等の機会を活用して、防災教育を実施し、防災知識の普及徹底を図る。

特に、南海トラフ巨大地震については、過去の史実からも同時発生や時間差により連続して発生することが懸念され、その危険性等について住民に周知する。

##### (1) 防災教育

###### ア 防災講習会

住民及び職員を対象として、防災に関する講習会を適宜実施する。また住民向けの講習会では、地域での活動を円滑にする観点から、自主防災組織や町内会の協力を得て実施する。

イ 防災講座

住民を対象とした、防災講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発に努めると共に、町の防災施設や危険箇所を周知し、町の防災対策を推進する。

(2) 普及・啓発の内容

ア 簡単な気象知識

イ 5段階の警戒レベルに対応した避難情報、防災気象情報等と住民がとるべき行動

ウ 各種災害に関する一般的知識

エ 災害危険箇所

オ 過去の主な被害事例

カ 災害対策の現状

キ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等を含めた適切な避難場所の選択、避難経路、指定避難所、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、その他避難対策に関する知識

ク 災害時の心得及び応急措置

ケ 住民が実施しうる応急手当、飲料水、7日分相当の食料、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等、マスク、消毒液）の準備、家具の固定、出火防止、ブロック塀の転倒防止等の対策の内容

コ 自動車へのこまめな満タン給油

サ 自主防災組織への参加

シ 地震及び津波及び風水害に関する一般的知識

ス 地震保険制度及び保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

セ 南海トラフ巨大地震に関する事項

- ・南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- ・正確な情報の入手方法
- ・防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ・各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ・地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- ・住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(3) 普及・啓発の方法

各報道機関に協力を求めるほか、各種の広報媒体を活用するとともに、地域の実状に応じて地域、職域の各種講座、集会等の社会教育を通じて周知徹底を図る。

- ア テレビ・ラジオ及び新聞の利用
- イ 広報紙・広報車の利用
- ウ 映画・ビデオ等による普及
- エ パンフレットの利用
- オ 防災マップの配布
- カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- キ インターネットや携帯電話の利用

(4) 実施時期

普及内容により各種の防災週間・月間などの効果的な時期を選んで啓発等を行うものとする。

- ア 徳島県震災を考える日（毎年9月1日）
- イ 徳島県震災を考える週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- ウ 防災の日（毎年9月1日）
- エ 防災週間（毎年8月30日から9月5日まで）
- オ 水防月間（毎年5月1日から5月31日まで）
- カ 山地災害防止キャンペーン（毎年5月20日から6月30日まで）
- キ 土砂災害防止月間（毎年6月1日から6月30日まで）
- ク 防災とボランティアの日（毎年1月17日）
- ケ 防災とボランティア週間（毎年1月15日から21日まで）
- コ 津波防災の日（世界津波の日）（毎年11月5日）

### 3 学校における防災教育

学校においては、児童、生徒の発達段階、地域の実態に応じ、教育活動全体を通して、地震、津波等に対する科学的知識の習得、自主防災思想の醸成、災害予防措置及び避難の方法の習得、さらには防災教育を通じて命の大切さを知る教育を実施する。

(1) 教職員の防災意識の高揚と指導力の向上

防災に関する各種研修を充実させるとともに、学校における防災体制や防災教育のあり方に関する防災関係指導資料の活用等により、教職員の防災意識の高揚と指導力の向上を図る。

(2) 防災教育の充実

- ア 地震発生時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くため主体的に行動できるようにする。
- イ 地震・津波発生の原因や、地震・津波発生時の関係機関の役割、応急手当等、地震・津波に関する正しい知識を習得させるようにする。

- ウ 緊急地震速報を受けたとき、適切な対応行動ができるようにする。
- エ 地震発生時及び事後に、支援者となる視点から、安全で安心な社会づくりに貢献できるようにする。
- オ 防災教育を通じて町や地域の現状を知り、将来の町や地域を担う人材を育成する。
- カ 防災教育を通じて命の大切さを知り、自分自身や周りの人々を大切にする心を育成する

(3) 美波町防災教育推進協議会による防災教育の継続実施

『自分の命は自分で守る美波っ子』『力を合わせ共に生きる美波っ子』を育てるため、幼小中学校の防災教育を推進することを目的として町内全ての幼小中学校の職員を構成員とした「美波町防災教育推進協議会」が設置されている。

当協議会では、防災管理体制の充実や多様な防災訓練の実施、心に響く防災学習の実施に関する取組みを実施していることから、これら取組の継続的な実施に努める。

#### 4 町職員及び各関係機関に対する防災教育

災害時における適正な防災対応能力を養い、町及び防災関係機関における防災活動の円滑な実施を期するため、次により防災教育の徹底を図る。

また、町は関西広域連合が実施する専門的な研修を活用し、防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

(1) 教育の内容

- ア 美波町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と職員が果たす役割
- イ 災害の原因、対策等の知識
- ウ 過去の主な被害事例
- エ 防災関連法令の運用
- オ 南海トラフ地震に関する事項
  - ・南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
  - ・南海トラフ地震臨時情報が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
  - ・南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
  - ・南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- カ 土木、建築その他災害対策に必要な技術

(2) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等への参加
- イ 防災活動の手引き等印刷物の配布
- ウ 見学、現地調査等の実施



## 5 防災上重要な施設における教育

病院、スーパーマーケット等の不特定かつ多数の者が出入りする施設、危険物を取り扱う施設等防災上重要な施設の管理者は、防災機関と協力して、防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、避難、出火防止、初期消火等災害時における的確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

## 6 自動車運転者に対する教育

交通安全教育実施時において、地震発生時の適切な措置や日頃の心得、対策について、周知徹底を図る。

## 7 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

## 第2節 防災訓練

【所管：各課】

### 1 主旨

「普段から行っていないことは、緊急時にもできない」ことは阪神・淡路大震災の教訓の一つであり、すべての者に平常時からの備え、心構えが求められている。

町においても、南海トラフ巨大地震や風水害、活断層地震等に対して防災体制を構築することが急務の課題であり、その中でも防災訓練は被害の軽減を図るうえで重要な位置づけとなる。このようなことから、関係機関や自主防災組織等との協調体制の更なる強化を目的として各種の防災訓練を定期的実施する。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、最も早い津波の到達予測時間や最大クラスの津波の高さを踏まえた具体的かつ実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

住民は、それらの訓練に積極的に参加し、的確な災害対応を体得するものとする。

町及び防災機関は、地震災害発生時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、相互連携のもと、地震・津波に関する実践的な各種訓練を実施し、訓練終了後にその検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じて防災対策の改善措置等を講じるものとする。

### 2 総合防災訓練

#### (1) 町総合防災訓練

防災関係機関相互の連携体制の強化を図り、併せて住民の防災意識を高めることを目的として、関係機関と住民、その他の団体等の協力を得て、総合的な訓練を実施する。

その訓練は、毎年その訓練内容が高度かつ実践的なものとなるよう、各種災害、さらには複合災害に対応するのはもとより、南海トラフ巨大地震を想定した地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難訓練等も考慮して実施する。

#### ア 訓練種目

- (ア) 動員及び災害対策本部設置、運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導、避難所の設置運営
- (エ) 救出・救助、救護・応急医療
- (オ) 各種火災消火
- (カ) 道路復旧、障害物除去
- (キ) 緊急物資輸送
- (ク) 地震津波情報等、災害情報の収集伝達
- (ケ) 流出油防除
- (コ) ライフライン復旧
- (サ) 緊急地震速報対応訓練
- (シ) 福祉避難所の開設・運営訓練
- (ス) その他、震災時に起こりうる被害を想定し、幅広い種目について実施する。

(2) 図上訓練（ロールプレイング）

初動体制の確立を目指して、災害対策本部を運営する職員の熟度の向上（組織体制、災害対応能力の向上）及び円滑な運営の検証並びに運営上の課題等を明らかにして改善措置を講じるために図上訓練を実施する。

(3) 情報伝達訓練

津波警報等又は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。

### 3 個別防災訓練

(1) 徳島県排出油等防除協議会が行う訓練

徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議、共有、調整し、被害の局限化を図ることを目的に設立された「徳島県排出油等防除協議会」は、会員の防除活動の演練のため毎年1回以上、訓練を実施する。

(2) 水防訓練

地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ洪水等を想定し、水防管理団体が連合し、又は関係機関が合同して実施する。

ア 訓練内容

- (ア) 観測（水位、潮位、雨量、風速）
- (イ) 通報（水防団の動員、居住者の応援）
- (ウ) 輸送（資材、器材、人員）
- (エ) 工法（各水防工法）
- (オ) 水門、樋門、陸閘、角落し等の操作
- (カ) 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

(3) 消防訓練

町は、災害時における災害規模、災害事象に応じた消防計画の習熟を図り、突発的な災害に対処できるようにするため、非常参集、通信連絡、火災防御技術、救助等の訓練を実施する。

ア 訓練項目（消防団）

- (ア) 参集訓練
- (イ) 応急措置訓練
- (ウ) 情報収集及び伝達訓練
- (エ) 火災活動及び応急救護訓練

イ 訓練項目（事業所）

- (ア) 出火防止訓練
- (イ) 初期消火訓練
- (ウ) 応急救護訓練
- (エ) 通報訓練

(4) 避難、救助救護訓練

町、その他の関係機関は、関係の計画に基づく避難、救助、その他救援活動の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。また、医療関係機関等と連携し、トリアージ等の応急救護訓練を実施する。

さらに、避難行動要支援者を対象として避難訓練シミュレーションや移送訓練等により迅速かつ安全な避難誘導體制の確立を図る。

なお、学校、病院、社会福祉施設等の管理者に対しては、児童・生徒・利用者等の人命を保護するための避難訓練を随時実施するよう指導する。

また、漁業者をはじめとする船舶利用者が、津波発生時の状況に応じた迅速かつ的確な避難行動を取れるよう、「徳島県海上避難ガイドマップ【美波】」を活用した、船舶による避難訓練の実施に取り組む。

(5) 非常通信訓練

災害時には、有線通信系の途絶又は利用することが著しく困難な場合が予想されるほか、無線設備にも少なからぬ被害を受けることが考えられる。このような事態に対処し、通信の円滑な運用を確保するため、徳島地区非常通信協議会に所属する各無線局が参加して非常通信に関する訓練を定期的に行うものとする。

(6) 災害情報連絡訓練

災害時において町（災害対策本部）と町の出先機関との災害情報連絡の迅速かつ的確な実施を図るため、災害情報連絡訓練を適宜実施する。

特に、有線通信系の途絶又は利用が困難となることを想定し、徳島県総合情報通信ネットワークシステムの衛星電話や衛星携帯電話の利用、町内のアマチュア無線局の協力を募る等、実践的な訓練を行うものとする。

(7) 職員参集訓練

災害時における迅速な応急対応を実施するため、動員配備計画に基づき職員の参集訓練を実施する。

(8) 緊急地震速報対応訓練

緊急地震速報発表時の適切な対応行動の普及・啓発に資するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用した緊急地震対応訓練を適宜実施する。

## (9) 避難訓練等

災害時における速やかな避難が実施されるよう、自主防災組織との連携により町内一斉の避難訓練を定期的実施する。なお、本訓練をはじめ、自主防災組織が主体となって実施する個別訓練については、地域防災力の維持・向上を図るため、町は継続的な支援に努める。

## ■自主防災組織による訓練の一例

- ・避難所開設訓練
- ・避難所運営訓練

### 第3節 緊急輸送体制の整備

【所管：建設課・消防防災課】

#### 1 主旨

人命の救助や生活物資・資機材等の広域的な緊急輸送を行うため、緊急輸送路を指定する。指定された緊急輸送路の管理者は、最新の国の耐震基準や国の点検要領に基づき、耐震性の調査を行い必要な整備を順次実施するとともに、被災箇所の優先復旧を図るため、必要な資機材の確保等早期復旧のために必要な対策をあらかじめ検討しておくものとする。

#### 2 緊急輸送路の指定

##### (1) 県指定緊急輸送道路

県では、災害時に輸送路を確保するため、第1次緊急輸送道路（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）第2次緊急輸送道路（市町村役場等の主要な拠点と接続する幹線道路）、及び第3次緊急輸送道路（1次、2次道路を補完し、ネットワークを構築する道路）を指定している。

本町においては、次のとおり緊急輸送道路として指定されているため、優先的に早期復旧が図られることになる。

##### ■本町域内を通る緊急輸送道路

種別	路線名	道路管理区分	区間
第1次	国道55号	国直轄管理	徳島市～海陽町（穴喰）高知県境
	国道55号 日和佐道路	国直轄管理	国道55号（阿南市）～国道55号（美波町）
第2次	県道日和佐小野線	県管理	由岐支所～国道55号（阿南市）
	県道日和佐小野線	県管理	美波町役場～国道55号（美波町）
	由岐港線	県管理	日和佐小野線（美波町）～国道55号（美波町）
第3次	阿南鷲敷日和佐線	県管理	国道195号（那賀町）～国道55号（美波町）

##### (2) 町における輸送路の確保

町においては、県指定の第1次、第2次、第3次緊急輸送道路に繋がり、避難所等防災上重要な建物を結ぶ道路を優先的に業者に復旧を要請できるよう協定締結に努め、災害時の輸送路の確保を図るものとする。

#### 3 緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、徳島県の道路啓開計画の策定状況を踏まえつつ、町内の防災活動拠点（役場庁舎、支所庁舎、道の駅等）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網について、関係機関と連携を図りながら、橋梁点検や改修、法面対策等を促進し、安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

特に、南海トラフ巨大地震による津波の影響で恵比須浜地区が孤立するおそれが高いことから、避難路及び復旧・復興に資する道路として、（主）日和佐小野線恵比須浜バイパスの整備を支援する。

#### 4 輸送拠点の確保

本町では次の施設を地域内物資輸送拠点と位置づけ、関係機関との連携のもと、災害時にその機能が確保されるよう施設の維持・強化に努める。

なお、代替機能を確保するため、輸送拠点として利用可能な民間事業者の管理する施設の把握や協力体制の構築、円滑な輸送活動に向けた民間事業者のノウハウや能力等の活用を検討しておくものとする。

##### ■地域内物資輸送拠点

施設名	所在地
阿南支援学校ひわさ分校	美波町北河内字本村360
赤松防災拠点施設	美波町赤松字阿地屋41番地1

#### 5 緊急輸送活動

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、町及び県は、国と連携の上これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、指定公共機関その他の関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。

#### 6 緊急通行車両の事前届出

警察本部は、災害時における確認事務の省力化・効率化を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を行っており、本町は民間事業者等に対して当該制度の周知を行うとともに、災害時の本町使用車両も当該制度を積極的に利用する。

## 第4節 地域防災力の充実・強化

### 第1 自主防災活動の推進

【所管：消防防災課】

#### 1 主旨

災害対策は、住民（自助）、地域（共助）、行政（公助）がその役割を理解して、各々がその役割を確実に推進するとともに、連携して対応すること（地域防災力）により被害の軽減が図られる。その連携を推進するにあたり、住民一人ひとりが自分たちの安全はまず自分達で守るということを認識し、行動する必要がある。

大規模災害の発生時には、甚大かつ広範囲での被害が生じるため、さまざまな要因により防災機関の行う応急対策活動が遅れたり、阻害されることが予測される。

このような事態において被害を最小限にとどめ、災害の拡大を防止するには、住民自らが出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等の防災活動を自主的かつ組織的に行うことが非常に効果的である。このことを踏まえ、災害時に消防機関等の活動と相まって地域住民が自主的に防災活動を行う体制を確立するため、住民の連帯のもとに自主防災組織づくりを進めるとともに、その育成強化について定めるものとする。

また、災害時にも地域社会の維持継続が図りうる新たなコミュニティのあり方を検討するため、共助や自助の力を最大限に活用した、地域版業務継続計画（CCP）の策定を進める。

#### 2 災害時の役割分担

- (1) 住民の役割（自助）：「自らの身の安全は自ら守る」という考え方にに基づき、住民一人ひとりが自分の命や生活を守る活動をいう（各組織が自分の組織を守るための活動も含む。）。
- (2) 地域の役割（共助）：地域連携による防災活動を言い、住民一人ひとりが隣人等と協力して地域を守る活動をいう（自治組織や民間組織が、住民や近隣組織と連携して地域の安全を守る活動も含む。）。
- (3) 行政の役割（公助）：行政が実施主体となる防災対策で、自然災害に強いまちづくりを実現する活動をいう。

#### 3 自助における防災対策

住民は、自分や家族の命を守るための事前の備えとして、各家庭において次の項目等を話し合い又は事前に準備・確認しておくなど、各家庭における災害時の対策について計画しておくことが望ましい。

- (1) 耐震改修、耐震シェルター設置、家具・ブロック塀等の転倒防止など住宅の耐震対策
- (2) 備蓄、非常持出品の準備
- (3) 警報発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- (4) 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
- (5) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認



- (6) 様々な条件下（家庭内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や避難所での行動
- (7) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
- (8) 災害時の家庭内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）

町は、防災訓練の参加促進や家族継続計画（FCP）の普及などにより、「自助」の意識向上に取り組む。また、住民を対象とした防災講習、講座やワークショップ等を開催し、防災の知識技能の普及啓発及び町の防災施設や危険箇所を周知し、住民の防災対策や意識向上を促す。

#### 4 自主防災組織の活動マニュアルの作成

地域住民が被害の発生及び拡大を防止するため、町は次の項目により誰もが理解できる活動マニュアルを作成し、指導するものとする。

##### (1) 平常時の活動

- ア 日頃の備え及び災害時の的確な行動等の防災知識の普及
- イ 情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難等の防災訓練
- ウ 初期消火、救出・救助用の防災資機材等の備蓄
- エ 飲料水、食料等の備蓄
- オ 家庭及び地域における防災点検の実施
- カ 地域における高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の把握
- キ 避難場所、避難所、避難路等の維持、整備
- ク 井戸等の身近な水源の確保

##### (2) 災害時の活動

- ア 正確な情報の収集及び伝達
- イ 出火防止、初期消火の実施
- ウ 避難誘導、率先避難
- エ 避難場所・備蓄倉庫の開錠・開設、避難者の登録又はその協力
- オ 高齢者、障がい者等の避難行動要支援者の安否確認、移動補助及び集団避難の実施
- カ 救出、救護の実施
- キ 避難所の開設・運営
- ク 給食・給水
- ケ 炊き出しの実施及び協力
- コ 救援物資の分配及び避難所の運営に対する協力等

## 5 自主防災活動の推進

### (1) 自主防災組織の育成・活性化の支援

町は、自主防災組織の育成・活性化を支援するため、防災訓練や各種行事の開催、啓発資料の作成配布、リーダー養成のための研修会や資機材整備などによりその活動を支援し、育成強化に努めるものとする。その際、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の参画の促進に努めるものとする。

### (2) 地域コミュニティにおける防災活動

町は、地域コミュニティを重要な啓発対象と捉え、防災教育の普及に努め、地域コミュニティ構成員が自助・共助の精神を基本として主体的に地域活動に参加し、ボランティアや地域の各種団体等とネットワークをつくり、その連携の中で自主的な防災活動ができるよう、指導、助言など支援に努めるものとする。

### (3) 事業所との連携強化

町は、地域住民とその地域に所在する事業所とが連携することにより、効果的な防災対策が期待できる地域について、その連携の構築を推進する。

### (4) 自主防災連合組織の活動

町は、各地の自主防災組織の育成強化を図るため、自主防災組織相互の救援・救護活動の協力体制及び組織活動の充実に向け、自主防災連合組織の構築を推進する。

## 6 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に地区防災計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

また、町内の一部の地区において、住民・事業者等による防災まちづくりに関する計画が作成されていることから、先導的な取組みとして他地区での周知を図り、各地区での自発的な防災活動を促す。

## 第2 消防団の強化

【所管：消防防災課】

### 1 主旨

地域防災力の充実強化は、住民、自主防災組織、消防団、水防団、地方公共団体、国等の多様な主体が適切に役割分担をしながら相互に連携協力して取り組むことが重要である。

中でも、地域に密着し、災害が発生した場合に地域で即時に対応することができる消防機関である消防団がその中核的な役割を果たしている。将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることから、消防団の抜本的な強化を図る。

### 2 消防団の強化支援

#### (1) 消防団への加入促進

町は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、防災教育等において自らの地域は自ら守るという意識啓発を図る。

特に、サテライトオフィスの誘致に伴う移住・定住者等の加入を促すなど、多様な担い手の確保に取り組む。

#### (2) 協力体制の構築

町は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の支援に努めるものとする。

また、大学等の学生が消防団の活動への理解を深めるとともに、消防団員として円滑に活動できるよう、大学等に対し、適切な修学上の配慮その他の自主的な取組を促すものとする。

#### (3) 処遇・装備等の改善

町は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給に努める。

また、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の応援の充実を図る。

#### (4) 教育訓練の改善及び平準化

町は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立に努める。

また、所定の教育訓練の課程を修了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

#### (5) 消防施設・設備等の充実・強化

防火水槽や消火栓、消防車等の消防施設・設備等は、老朽化が進んでいるものもあり、計画的な更新や機能強化を図るとともに、資機材や備蓄等の充実・強化を進める。

## 第5節 ボランティア受援体制の整備

【所管：健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課】

### 1 主旨

阪神・淡路大震災や東日本大震災、熊本地震など、近年の大規模災害においては、行政や防災機関のみの災害対応の限界が指摘されるとともに、ボランティアの多彩な活躍が注目された。

町では、発災に伴い人や公共施設等をはじめとして多種多様な被害が発生することが想定され、これに対応するためには、平常時から専門知識を有するボランティアを確保し、運用計画についても策定しておく必要がある。

このため町は、大規模災害時におけるボランティア活動が速やかに立ち上がり、効果的に活かされるよう、平常時からボランティアの受援体制等の整備に努めるものとする。

### 2 NPO・ボランティア等との連携

町及び美波町社会福祉協議会は、徳島県災害ボランティア連絡会（日本赤十字社徳島県支部、社会福祉協議会、NPOやボランティア団体等）との連携を図るものとする。

### 3 ボランティア受援体制等の整備

NPOやボランティアグループだけでなく、組織化されていないボランティアや地域外からのボランティアが、自主防災組織等と連携しながら円滑に支援活動できるためには、受入窓口の設置など受入側の体制整備が重要である。

このため町及び美波町社会福祉協議会は、ボランティアコーディネーターやリーダーの養成、情報ネットワーク体制の整備、研修会の開催、災害時におけるボランティア活動の調整、ボランティア活動拠点の確保、防災訓練の実施等により体制づくりを推進する。

### 4 ボランティア活動の支援拠点の整備

町は、美波町社会福祉協議会、日本赤十字社、NPO・ボランティア等と連携を図りながら、ボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

### 5 情報共有会議の整備・強化

町は、美波町社会福祉協議会、日本赤十字社その他NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

### 6 災害廃棄物等に係る連絡体制の構築

町は、美波町社会福祉協議会、NPO等関係団体との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。

また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知に努める。

## 7 専門ボランティアの活動への支援等

町及び美波町社会福祉協議会は、専門知識や特殊な技術を有するボランティアの活動を支援するため、支援方策の検討や活動条件の整備に努める。

災害時のボランティア活動として、被災宅地、被災家屋の危険度判定を行う危険度判定士を確保するため、資格者を把握し、効果的なボランティア活動の基盤づくりに努める。

## 第6節 企業防災の促進

【所管：消防防災課・産業振興課・建設課】

### 1 主旨

災害の発生時に可能な限り重要な業務を継続させ、早期に操業状況を回復するよう努めるとともに、中断に伴う顧客取引の喪失、マーケットシェアの低下、企業評価の低下等のリスクから企業を守る事業継続計画（BusinessContinuityPlan、以下「BCP」という。）について、町内の企業に策定・運用するよう啓発することを定める。また、BCPの考え方を発展させ、コミュニティのあり方に基づいたコミュニティ全体の構築のためのCCP（CommunityContinuityPlan）策定についても啓発を推進する。

具体的には、各企業における防災力を高めるために、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画の策定、各計画の点検・見直し、燃料、電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーン確保等の事業継続上の取組みを実施するなど「事業継続マネジメント（BCM）」の取組みを通しての企業の防災活動の推進に努める。

### 2 BCPの策定支援

町は、町内の企業を対象に、企業の事業継続に関してBCP策定・運用の重要性や必要性、考え方等についてパンフレット等により情報提供を積極的に実施し、企業の意識啓発を推進し、BCPの策定・運用企業の増加に努める。

### 3 BCPの指針の提供

町は、企業がBCPを策定するに当たって、策定の指針となる項目例を提供し、策定企業の増進に努める。

#### ■項目例

<p>1. 序章</p> <p>(1) 適用範囲 本計画が扱う業務</p> <p>(2) 目的 主な業務と時間軸についての目標</p> <p>(3) 想定 想定される状況</p> <p>(4) 方法 業務を復旧させるために役立つ復旧計画の概要</p> <p>2. 緊急時対応計画</p> <p>(1) 避難方法</p> <p>(2) 連絡方法</p> <p>3. 事業継続計画</p> <p>(1) 役割と職務</p>
---

- (2) 計画の実施
- (3) 事業継続における必要な人員と物資
- (4) 機能復旧の手順

#### 4. 復旧計画

- (1) 役割と職務
- (2) 計画の実施
- (3) 復旧における必要な人員と物資
- (4) 元の施設への帰還手続き

#### 5. 維持管理計画

- (1) 質の維持
- (2) 図上訓練の実施

### 4 防災力向上の推進

企業は地域コミュニティの構成員であり、地域住民とともに自助・共助の精神を基本として主体的に地域の防災活動に参加することが求められる。

このため町は、企業からの「事業継続計画（BCP）」策定支援等のニーズに的確に応えられるよう情報提供等を進めるとともに、企業がNPO、ボランティア団体といった地域の各種団体等とのネットワークを構築し、地域住民や各種団体との連携の中で自主的な防災活動が実施できるよう、指導・助言等の支援に努めるものとする。

### 5 中小企業の防災・減災対策の促進

町及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

### 6 災害時の対応

事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における避難・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第7節 避難行動要支援者支援対策の充実

【所管：健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課】

### 1 主旨

災害発生時には高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人など災害対応能力の弱い要配慮者への十分な支援が必要となる。

要配慮者は、自力による避難が困難であったり、災害情報の伝達に配慮すべき点があることなどから、津波や土砂災害に関する情報伝達や避難対策などが重要となる。

特に、津波により避難が必要となることが想定される地域においては、津波からの逃げ遅れ等による被害を防ぐため、避難行動要支援者の避難が的確に行えるような対策が必要となる。

このため、次による各種対策を実施し、要配慮者に対する安全確保を図るものとする。その際、要配慮者の特性に十分配慮するとともに、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

注) これまで使われていた「災害時要援護者」のかわりに、平成25年6月の災害対策基本法の改正により、高齢者・障がい者・乳幼児その他の特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要するものを「避難行動要支援者」という。

### 2 避難行動要支援者支援体制の確保

#### (1) 避難行動要支援者避難プランの更新・充実

町は「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」を充実させるとともに、必要に応じて内容の更新を行う。

#### (2) 避難行動用要支援者に関する情報の把握・共有

町は、避難行動要支援者の安否確認を行うため、「避難行動要支援者名簿」を整備するとともに、平常時から支援を行う関係部局や自主防災組織、民生委員・児童委員等の関係機関と、「避難行動要支援者名簿」を共有し、災害時に活用できるよう準備を行う。

また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、「避難行動要支援者名簿」の作成方法・手順等については、「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」で定める。

#### (3) 個別避難計画の作成及び情報の把握・共有

ア 町は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携のもと、福祉専門職、美波町社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。



イ 町は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、美波町社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意がある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供する。また、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。

これにより、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

#### (4) 支援体制の整備

町は、個別避難計画の作成の有無に関わらず、事前に把握した避難行動要支援者の情報をもとに、安否確認や避難誘導、避難所での支援などを円滑に実施するため、町内会や自主防災組織、民生委員・児童委員等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

#### (5) 福祉避難所

##### ア 福祉避難所の対象となる者の概数の把握

町は、福祉避難所の指定・整備数を検討するための基礎資料として、避難行動要支援者名簿等から福祉避難所の対象となる者の概数を把握するよう努める。

##### イ 福祉避難所の指定

町は、福祉担当部局と連携のもと、社会福祉施設等の管理者との協議により、避難行動要支援者が相談や介助・医療的ケアなどの必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保された福祉避難所(二次的な避難施設)の事前の指定の拡充に努める。

なお、指定にあたっては、民間の福祉施設のほか、町施設、宿泊施設等の活用を図り、福祉避難所の確保に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、事前の受入れ対象者を特定して公示する制度を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

→ (資料編「福祉避難所一覧表」参照)

##### ウ 福祉避難所のマンパワー、設備・器具等の確保

町は、関係機関等の協力を得て、福祉避難所での介助員等の確保に努めるとともに、設備・器具等についても不足に備えた調達・確保に努める。

##### エ 福祉避難所の周知

町は、福祉避難所に関する指定状況や役割について、広く住民に周知するよう努める。特に、要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対する周知に努める。

オ 福祉避難所の運営

町は、「美波町福祉避難所運営マニュアル」に基づいた福祉避難所の運営訓練等を通じて、社会福祉施設等の関係者に対して必要な知識等の普及啓発を行い、円滑な運営管理体制の構築に努める。

カ 福祉避難所における感染症対策

町は、「徳島県福祉避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対策編）」等を参考に、福祉避難所における感染症対策のマニュアルを作成し、感染症対策を踏まえた円滑な福祉避難所の開設及び運営体制の構築に努める。

### 3 社会福祉施設対策

(1) 社会福祉施設等の安全確保

ア 社会福祉施設等の利用者の大半は、ねたきり高齢者、障がい者及び傷病者等の要配慮者であることから、施設の管理者は、施設自体の災害に対する安全性を高めるとともに、浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえた対策を講ずるものとする。

イ スプリンクラーについては、義務設置でない施設についても必要に応じ設置に努めるものとする。さらに、災害時において消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置等の設置についても、促進に努めるものとする。

ウ 町は、浸水想定区域、土砂災害危険箇所等に存在する社会福祉施設等の保全のため、治水、治山、砂防、地すべり、急傾斜、地震、津波の各事業の推進に努めるとともに、施設管理者への周知、講習会の実施等に配慮する。

(2) 避難計画の整備

浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に存在する主として要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項を定めた避難計画を作成・公表するとともに、町に報告を行うものとする。

→（資料編「浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に存在する要配慮者利用施設一覧」参照。）

(3) 防災組織の整備

社会福祉施設等の管理者は、各種調査結果や浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の立地条件を踏まえて、災害の防止や、災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制を明確化するものとする。

また、必要に応じ、関係機関との連携のもとに、施設相互間並びに地域住民、自主防災組織等との平常時からの連携が密なものとなり、利用者の実態に応じた協力が得られるような体制作りに努めるものとする。

(4) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員等が、防災に関する基礎的な知識や災害時に取るべき行動等についての理解・関心を高めるための防災教育を実施するとともに、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、あらかじめ災害時における避難計画を策定し、各々の施設の構造や利用者の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

特に、自力避難が困難な者等が利用している施設にあつては、居室の配置に配慮するとともに、夜間を想定した防災訓練や各種浸水想定区域、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等、地域の特性を配慮した防災訓練などについても実施する。

(5) 防災備品の整備

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え、食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄に努めるものとする。

4 在宅者対策

(1) 防災知識の普及・啓発

町は、避難行動要支援者及びその関係者に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため、地域の防災訓練等への積極的な参加を呼びかけるなど、防災知識の普及・啓発に努めるものとする。

なお、防災訓練等の実施に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるものとする。

(2) 避難誘導、救出・救護体制の確立

町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導、救出・救護するため、町が作成した「避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）」により、平常時から自主防災組織や民生委員・児童委員等と連携して避難行動要支援者の状況を把握し、その名簿を整備するなど、実態把握を行う。

なお、把握した情報については、個人情報等の保護に十分配慮しつつ、各関係機関と共有し、支援が必要な者には自主防災組織等と連携して、避難行動要支援者個別避難計画の作成及び活用を図るものとする。

また、町は、より一層の防災知識の普及・啓発を図り、住民全体で防災に取り組むとともに、町内会を中心とした自主防災組織の育成について促進を図るものとする。

さらに、災害時におけるひとり暮らし高齢者等の安全確保のため、必要に応じ緊急通報システム等の整備に努めるものとする。

(3) 的確な情報伝達活動

町は、避難行動要支援者等に対し正確かつ迅速に情報提供を行うため、個々の避難行動要支援者にとって適切な伝達手段を検討し、民生委員・児童委員や地域住民等の連携による伝達など、多様な伝達手段の整備に努めるものとする。

## 5 外国人に対する防災対策

町は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう防災知識の普及、防災教育や防災訓練への参加を促すとともに、地域全体で外国人等への支援システムや救助体制の整備などに努めるものとする。

### (1) 防災知識の普及啓発

ア 町は、外国人向けの啓発資料として、外国語による防災に関するパンフレットを作成・配布するとともに、各種機関で入手できるようにするなど、防災に関する知識の普及啓発に努める。

イ 町は、在住外国人に対して、防災教育及び防災訓練への参加を推進するよう努める。

### (2) 避難施設案内板の外国語併記等の推進

町は、避難場所や避難路等の案内板について、外国人にもわかりやすいシンボル化や外国語の併記などを図るよう努める。

### (3) 的確な情報伝達の実環境整備等

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、町及び県は、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の実環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努めるものとする。

## 6 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策

町は、町防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、避難行動要支援者の避難誘導や避難所の運営等において、男女のニーズの違いなど男女双方の視点に配慮した防災対策に努めるものとする。

このため、町は平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し、明確化しておくよう努めるものとする。

## 第8節 帰宅困難者対策

【所管：産業振興課・消防防災課】

### 1 主旨

大規模な災害の発生時には、多数の旅行者や遠距離通勤者等が帰宅困難となるおそれがあり、避難及び帰宅の支援を行う必要がある。町は、こうした人々に対して適切に対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

### 2 帰宅困難者に対する防災対策

災害発生時の帰宅困難者に対し、関係防災機関と連携し、各種の対策を講ずるものとする。

#### (1) 検討事項

- ア 情報の広域収集伝達体制の構築
- イ 広域的な通勤・通学者、観光客等の実態把握
- ウ 事業所、通勤者等への啓発
- エ 徒歩帰宅行動時における支援対策
- オ 代替輸送手段
- カ 事業所、集客施設等における対策の推進
- キ 非常用物資の備蓄

#### (2) 帰宅困難者の発生を想定して実施すべき訓練等

- ア 従業員や顧客の混乱防止・誘導訓練
- イ 情報の収集伝達訓練
- ウ 安否の確認及び情報発信訓練
- エ 徒歩帰宅訓練

### 3 帰宅困難時の対応策の普及啓発

町は、住民や通勤者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及啓発に努めるものとする。

### 4 企業等への普及啓発

町は、企業等に対して、事業所の安全を確認したうえで従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄の促進等について、普及啓発に努めるものとする。

### 5 安否確認手段の普及啓発

町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」及び「災害用音声お届けサービス」、すだちくんメール（徳島県が構築した災害時の安否確認サービス）等）について、普及啓発に努めるものとする。

## 6 災害時帰宅支援ステーションの確保

県は、事業者と協力し、「災害時帰宅支援ステーション」の確保に努めるとともに、ステッカー掲出により当該取組の周知及び防災に対する意識啓発を図るものとする。

また、大規模災害が発生し、交通が途絶えた場合に、帰宅困難者支援「協力店」のステッカーを表示したそれぞれの店舗において、帰宅困難者に対し、次のような支援を可能な範囲で行う。

- (1) テレビやラジオ等で収集した被災情報の提供
- (2) 水道水の提供
- (3) トイレの提供
- (4) 休息スペースの提供
- (5) 地域の避難所情報の提供

## 第9節 広域応援体制の整備

【所管：消防防災課】

### 1 主旨

大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の確立について努めるものとする。

### 2 応援・受援体制の整備

#### (1) 応援体制の整備

ア 町は、応援要請があった場合に速やかな応援を実施できるよう、派遣職員の編成、携行資機材、使用車両、応援の手順等について事前に準備する。また、職員を派遣する場合、地域や災害の特性を考慮した職員の選定に努めるものとする。

イ 町は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」、「徳島県災害マネジメント総括支援員制度」等を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

ウ 町は、土木・建築職などの技術職員が不足している他市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

#### (2) 受援体制の整備

町は、円滑に他の市町村、国、県、防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援のための体制や役割分担、具体的な活動拠点、連絡・要請手順、対象業務等について、「美波町受援計画」に定めた。これにより、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整え、実効性の確保に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。

#### (3) 広域避難体制の整備

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう定めるものとする。

### 3 市町村間の相互応援

#### (1) 応援協定の締結

町は、既に締結している消防以外の分野について、他の市町村に対する応援を求める場合を想定して、あらかじめ県内外の市町村と防災広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

(2) 連携・支援体制の強化

大規模災害に備え、定住自立圏構想を締結している阿南市、那賀町、牟岐町、海陽町をはじめとした、周辺自治体と平時からの連携強化を図る。

なお、大規模災害時においては、町内の避難所だけで対応が困難になることが想定されることから、周辺自治体での受入の仕組みづくり等の検討に努める。

4 消防機関の相互応援

地震等の大規模災害の発生に対し、各消防機関の消防力の広域的な運用を行い、これらの災害に適切に対応できるよう、既に全消防機関の間で締結されている「徳島県広域消防相互応援協定」及び「徳島県市町村消防相互応援協定」を踏まえ、派遣要請システムの整備、応援リストの整備等消防広域応援体制の強化を図る。

5 民間団体等に対する応援、協力

災害が発生した場合、民間企業や団体が地域の自主防災組織や地域住民と連携し、迅速な初期対応を実施するほか、的確な災害応急対策、災害復旧対策を実施する等、民間企業等の応援協力体制の確立と強化を図る。



## 第10節 情報通信機器・施設の運用・管理

【所管：消防防災課・総務課・政策推進課】

### 1 主旨

町及び関係各機関は、災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段の確保のため、情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を活用したバックアップ対策、デジタル化の促進等情報通信体制の整備に努める。

町及び県は、さまざまな環境下にある住民等に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線のデジタル化や携帯型防災行政無線機、全国瞬時警報システム（J-ALERT）自動起動装置の導入、Lアラート（災害情報共有システム）、すだちくんメール、エリアメール、SNS等を用いた伝達手段を確保しており、今後も更なる情報伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、町は効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

### 2 総合情報通信ネットワークシステムの活用

災害に強い伝送経路を構築するため、徳島県では平成9年度に県防災行政無線地上系システムに加えて衛星通信システムを導入している。これにより、県及び県内市町村との間で防災情報、行政情報の伝達機能を有するネットワークの整備が図られた。町でも、このシステムの適正な管理・運用をおこなうとともに、日常業務にも活用して災害時に備えるものとする。

### 3 各無線施設等の整備充実

関係機関は、自局の防災行政無線施設及び整備についての定期的な点検整備を行うとともに、要員の確保及び応急用資機材の確保充実を図り、災害時における通信手段の確保に努める。

また、災害時におけるアマチュア無線の活用に向けた協力体制の構築を図るなど、災害時における多重の通信体制の確保に努めるものとする。

緊急情報の放送等を行う告知端末については、災害時の停電等を踏まえ、予備電源やバッテリー等の追加、代替手段の確保等の検討に努める。

### 4 防災相互通信用無線局等の整備

災害対策本部を中心として指定地方行政機関等との防災機関相互間の情報連絡手段を確保するため、各機関はそれぞれ防災相互通信用無線局の整備に努めるものとする。

また、確実な情報伝達体制の構築に向け、衛星携帯電話の整備を進める。

### 5 全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達体制等の整備

町及び県は、特別警報や緊急地震速報の迅速な伝達のため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

町、県及び放送事業者等は、受信した緊急地震速報を町防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により住民等への伝達に努めるものとする。

## 6 Lアラート（災害情報共有システム）による情報伝達体制等の整備・充実

町及び県は、Lアラート（災害情報共有システム）を活用した警報等の情報伝達体制等の整備に努める。

また、町、県及びライフライン事業者は、Lアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

## 7 防災情報等統合管理システムの整備

災害時において迅速かつ円滑な対策を実行するためには、時系列的に変化する情報ニーズの的確な把握が必要である。

また、情報収集・発信手段についても緊急的・概括的な情報、きめ細かな情報等について、その目的に応じて画像情報を利用するなど、有効な手段・方法を選択する必要がある。

さらに、災害時だけでなく、平常時における住民への防災情報の提供、防災関係機関、県及び他市町村、ボランティア組織等との連携のためにも、町は、情報のデータベース化・一元化、有効な情報収集・発信手段のシステム化等に向け、防災情報等統合管理システムの整備に努めるものとする。

## 8 エリアメール・緊急速報メールの活用

町及び県は、住民に災害情報を伝達するため、携帯電話のエリアメール・緊急速報メールの活用を進める。

なお、携帯電話については、災害時に電話使用制限等になるほか、常時不感地区も存在していることから、関係機関との連携を図りながら、不感地区の解消及び災害時における携帯電話使用に関する周知を行う。

## 9 避難所における情報通信機器の充実

避難所において、災害時に防災情報等が確実に入手できるよう、テレビ用の室内型アンテナの設置やWi-Fi環境の整備を進める。

また、町災害対策本部との連絡体制を強化するため、携帯型防災行政無線の整備を行う。

## 10 ケーブルテレビ網の強化

町内のケーブルテレビ網は、災害に対して脆弱な面を有していることから、耐災害性の強化に努める。

## 11 新たな情報伝達手段の検討

多様な情報伝達手段の確立に向けて、サテライトオフィスによるIoT関連技術を活用した被災者早期発見システムなど、関係機関との連携・協力を図りながら、新たな情報伝達手段の検討を進める。

## 12 各種データの整備保全

町は、円滑な復旧・復興に向け、あらかじめ各種データのクラウド化やミラーリング等により総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努めるものとする。

### 13 新たな情報伝達手段の検討

町は、自主防災組織や県民等にわかりやすく十分伝わるような情報提供に努めるとともに、地域コミュニティ等と連携するなど、工夫を凝らして情報提供に努めるものとする。

## 第11節 防災施設等の整備

【所管：消防防災課・総務課・政策推進課・水道課・教育委員会・日和佐公民館・日和佐診療所・由岐公民館・美波病院】

### 1 主旨

防災関係機関の実施する災害応急対策等に必要な資機材及び施設の整備と、備蓄資機材の拡充に努めるものとする。

### 2 防災拠点施設等の整備

町及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び0. 災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設、設備について、太陽光発電等の代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

その際、物資の供給が相当困難な場合を想定し、飲料水、食料、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

また、あらかじめ代替施設の選定などのバックアップ対策を講じることに努める。

#### (1) 防災上重要な施設

庁舎、避難所、通信施設、防災備蓄倉庫等、災害対策を行う上で重要な施設となるものについては、防災拠点として機能の拡充を図るものとする。

##### ア 地域防災拠点施設等の耐震化

地域の防災拠点施設となる公民館等は、津波避難場所や避難所としての機能等を有しているが、地震による揺れでその機能を失わないよう、耐震化を推進するものとする。

また、防災活動の拠点となる消防署について、海部消防組合消防本部（牟岐町大字川長字新光寺）は、津波浸水想定区域内に位置しており、災害時に機能不全に陥らないよう、関係機関と連携し、移転等の対策について検討を行う。

##### イ 庁舎の非常用発電装置の設置

役場庁舎は町災害対策本部の設置場所であり、地域の指定避難所及び津波避難場所となっている。そのため停電時でもその機能が十分に果たせるよう、庁舎に非常用発電装置を設置するよう検討する。

##### ウ 代替施設

役場庁舎が機能不全に陥った場合の代替施設として、日和佐中学校に災害対策本部の代替機能を整備し、災害対応体制の強化を図る。

(2) 地域の拠点となる避難所の整備・選定

町は、周辺の避難所が被災した場合の代替施設や物資の集配拠点等として、一定の地域をカバー（支援）する地域の拠点となる避難所（以下「拠点避難所」という。）について、県が指定する県立学校等をはじめ、町自らが整備する避難所を「拠点避難所」として選定しておくものとする。

ア 「拠点避難所」のカバーする地域

地域や他の避難所の実情を踏まえ、「拠点避難所」がカバーする地域を定める。

イ 「拠点避難所」として有すべき機能

- (ア) 建物の耐震化、LED太陽光照明灯など施設の安全性を確保
- (イ) 雨水タンク、防災井戸、太陽光発電装置などライフラインの整備
- (ウ) 簡易トイレ、炊き出し用資材、テントなど避難生活等に必要な資機材等
- (エ) ヘリポート

(3) 赤松防災拠点施設の管理運営

災害時の防災活動の拠点及び避難施設として活用するとともに、平常時は防災意識の醸成や地域住民等の交流に資することを目的として赤松防災拠点施設を適正に管理運営する。

(4) 医療救護の拠点となる病院等の管理運営

災害時に医療救護拠点となる美波病院や美波町医療保健センター等の施設について、適正に管理運営する。

(5) 道の駅日和佐の防災機能強化

町は、国及び県と連携して、道路利用者や地域住民の避難場所として、さらには自衛隊等の広域応援部隊等の活動拠点として、道の駅日和佐の防災拠点化に取り組む。

**3 新規防災拠点施設等の選定・整備**

町は、災害時における指定避難所、仮設住宅用地等の選定・整備に向けて、津波浸水想定区域外において遊休地などを活用し、新規の防災拠点施設や地域分散型小規模避難拠点施設等の検討を行うものとする。また、大規模災害時の防災活動拠点・災害対策本部の支援機能を有する防災センターの整備を検討する。

**4 防災資機材の充実**

ドローンを活用した災害時の情報収集、災害現場での避難者の探索や救助の支援、避難の呼びかけ、医薬品等緊急物資等の輸送方法など、関係機関との連携を図りながら新たな技術の活用を検討し、必要な防災資機材の充実を図る。

## 第12節 備蓄体制の整備計画

【所管：産業振興課・水道課・消防防災課・日和佐診療所・美波病院】

### 1 主旨

大規模災害発生時には、多くの被災者に対する防災機関の対応能力にはおのずと限界があり、全ての被災者に対して迅速な対応は期待できない。住民は、家庭や地域レベルで日常から防災意識を高め、災害時には「自らの命は自らが守る」ことを基本理念として、災害発生後に救援体制が立ち上がるまでの間は、住民又は地域において自らの生活維持をしていくため、飲料水・食料及び最低限の非常用生活物資の確保に努めることが必要である。このため町は、自ら備蓄することの必要性を住民に周知徹底するものとする。

また、町は、家屋倒壊等で備蓄物資の確保ができなかった被災者等のために飲料水や食料、生活必需品等の供給を行うなど、地域住民の生活に密接した物資の確保を行う責務があるため、地域の実情を勘案し、必要な物資の備蓄・確保に努めるものとする。

なお、町は、「徳島県災害時相互応援連絡協議会」で定めた「南海トラフ地震に対応した備蓄方針」に基づき、また、住民が自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、備蓄物資の確保を行うものとする。

### 2 応急食料の備蓄整備

#### (1) 備蓄

災害に備えて、住民の食料等の備蓄や行政による地域備蓄拠点での備蓄、並びに流通業者との応援協定等による総合的な備蓄体制を確立し、少なくとも災害発生後7日分相当の食料等の確保に努める。

#### ア 各家庭による備蓄

災害発生後には食料品等の確保、供給が困難と予想されるため、日頃から災害に備えて各家庭で1週間分程度の食料等を備蓄するよう住民への啓発を行う。

#### イ 地域備蓄拠点での備蓄

道路の通行止め等による地域の孤立等を勘案し、地域の避難所に指定している学校等に備蓄倉庫を整備し現場備蓄を行う。

なお、備蓄物資の中で耐用年数のあるものについては、適宜入れ替え若しくは点検整備を実施し、品質管理及び機能の維持に努める。

#### ウ 流通業者からの確保

卸・小売業者等と災害時における食料及び生活必需品等の確保及び供給に関する協定等を締結するなど、その安定確保を図る。

#### エ その他地方公共団体からの確保

災害時における食料及び生活必需品等の確保及び供給について、他市町村等の応援による確保を図る。

(2) 輸送体制

町は、指定した拠点へ搬送される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ物資を供給する。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量の物資の仕分けや避難所への輸送方法・手段等について、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなど体制整備に努めるものとする。

**3 給水体制の整備**

(1) 飲料水の確保

災害時の飲料水等の確保に向けて、水道施設の耐震化や水道未普及地の整備、簡易水道の強化、飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備するとともに、自主防災組織との連携を図りながら、飲料水の備蓄の充実に取り組む。

なお、既存の貯水槽の多くが津波浸水区域内にあることから、新たに高台等への確保を検討する。

(2) 運搬給水の備え

町は初期段階の応急給水ができるよう、給水車、仮設水槽、ポリタンク、その他必要な資材を整備、備蓄を進めるとともに、あらかじめ避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等の防災上重要な施設を運搬給水先と定めておくほか、運搬先ごとに運搬給水の水源となる配水池、消火栓、民間の飲用井戸等や運搬輸送ルートについても定めておく。

また、近隣市町村等からの応援給水がある場合は、運搬先の周知や、運搬先での受入体制を整えておく。

その他、住民への非常用飲料水袋の配布についても図ることとする。

(3) 拠点給水の整備

運搬給水では供給可能な水量に限界があり、時間の経過とともに生活用水を確保する必要性が高まってくることから、防災拠点施設や主要な避難所の付近に給水拠点となる飲料水兼用耐震性貯水槽の設置を進める。

また、地域の実情に応じて、飲料水安全確保のための浄水装置の配備や、防災拠点施設等の給水設備に緊急遮断弁を取り付ける等の措置を検討する。

**4 生活必需品等の備蓄整備**

町においては毛布類等の生活必需品等を備蓄しているが、これらをさらに充実させることが必要である。しかし、町だけでそれらの備蓄を整備・充実させることには限界があることから、自主防災組織等と協働で備蓄を推進するとともに、民間流通業者との物資協定を結び、安定した物資確保体制の整備に努めるものとする。

また、住民は、災害時に備え、生活に必要な非常持ち出し品を備えておくよう努める。特に、疾病等で薬を服用している場合など、生命を維持するために必要な品目の備蓄については、個人の責任において確保するよう啓発する。

## 5 救助救命及び水防に必要な備蓄資機材の整備

災害救助・救命及び水防に必要な資機材については基本的に消防、県警察を中心に整備を進めているが、これらの機関で保有することが困難なものについては町が補完的に整備し、備蓄に努めることとする。

救助・救命活動の初期に必要な輸送関係車両や大規模資機材（重量物排除用具等）等については、指定地方行政機関及び民間からの応援調達も考慮した体制の整備を行うものとする。

## 6 医薬品及び医療救護用資機材の確保

災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講ずるため、海部郡医師会及び医療関係団体と協議して、必要な医薬品及び医療救護用資機材について、日和佐診療所と美波病院を中心に確保・備蓄に努めるものとする。

また、不足に対応するため、町内の医療品業者団体及び医療器具業者団体等と協定を締結するとともに応援協定締結市町村等の応援により、調達体制の整備を図る。

## 7 備蓄拠点及び支援物資の集積・保管拠点の確保

大規模災害時において、多くの生活必需品が必要になるだけでなく、大量の支援物資等を一時的に集積・保管する必要がある。そのため、災害時に円滑な物資や救助活動を図るため、必要な支援資機材等の備蓄や町外からの支援物資を集積・保管することのできる拠点施設（大型備蓄倉庫等）の確保を検討する。

## 8 金融支援の確保

災害発生時において、金銭等の持ち出しがかなわなかった住民に対し、「災害時の移動金融サービス支援」等により、当面の生活に必要な資金を提供できるような仕組みの構築に取り組む。

## 9 物資調達・輸送調整等支援システム等の活用

町、県及び関係機関等は、備蓄する物資等の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

また、物資の備蓄・調達・輸送体制を整備するため、物資調達・輸送調整等システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。



## 第13節 集落の孤立化対策

【所管：建設課・消防防災課】

### 1 主旨

大規模な災害による道路や通信の途絶等により、孤立化のおそれのある集落については、連絡手段の確保、情報連絡員の配置等、孤立化の未然防止を図るとともに、万が一孤立化した場合には、被災状況の早期把握、住民の救出・救助等の応急対策を迅速に実施できる体制を確立する必要がある。そのため、町及び県、防災関係機関等が一体となった取り組みを推進することにより、地域住民の安全確保を図ることに努める。

### 2 孤立化集落対策

#### (1) 孤立化のおそれのある集落の把握

町は、道路状況や通信手段の確保の状況から、孤立化が予想される集落について、事前の把握に努める。

##### ア 道路状況

- (ア) 集落につながる道路等において迂回路がない。
- (イ) 集落につながる道路等において冠水、落石、崩土等の発生が予想される道路災害危険箇所が多数点在し、交通途絶の可能性が高い。
- (ウ) 集落につながる道路等においてトンネルや橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- (エ) 土砂災害の発生が予想され、道路の交通途絶の可能性が高い。

##### イ 通信手段

- (ア) 空中線の断絶等によって、通信手段が途絶する可能性が高い。
- (イ) 一般加入電話等優先通信以外の多様な通信手段が確保されていない。

### 3 孤立化の未然防止対策

孤立化を未然に防止するため、町及び消防関係機関等は連携しながら、次のような対策に取り組み、対応を推進する。

また、孤立化対策に必要な施策を適切に進めるため、関係機関による連絡会等を設置し、日頃から情報交換に努める。

なお町及び関係機関は、以下の事項等に留意して対策を図る。

#### (1) 町

ア 孤立化のおそれのある集落においては、集落の代表者（町内会長等）や自主防災組織の代表者を災害情報連絡員として任命する等、災害発生時における防災情報提供体制の整備を検討する。また、自主防災組織を育成・強化し、町と集落内の住民が協働で防災力の向上に努める。

- イ 集落内に学校等の公共的機関、四国電力、NTT西日本等の防災関係機関がある場合は、それらの機関の持つ連絡手段の状況について事前に確認するとともに、災害時における活用についても事前に調整する。
- ウ 携帯型防災行政無線やアマチュア無線等を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、日頃から関係者との連携を図る。
- エ その他、連絡手段の多様化を検討する。
- オ 孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
- カ 孤立化が予想される地域の住民に対し、飲料水・食料及び生活必需品の備蓄を呼びかけるなど、孤立化対策の啓発に努める。

(2) 電気通信事業者

孤立化のおそれのある集落において、一般加入電話を災害優先電話として指定するとともに、孤立化防止のための衛星固定電話及び衛星携帯電話の配置等について配慮する。

(3) 町及び道路管理者

孤立化のおそれのある集落については、危険箇所の補強や耐震対策等の防災工事に計画的に取り組む。そのため、県と定期的に道路整備状況等について情報交換を行う。

#### 4 ヘリコプター離着陸場の確保

町は、孤立化が予想される集落付近のヘリコプター離着陸場の確保に努める。ヘリコプター離着陸場が確保できない場合等においては、平時から緊急用ヘリコプター離着陸候補地の把握に努めるものとする。

#### 5 生活物資の備蓄の促進

町は、孤立が予想される集落において、一定期間の孤立に対応するための大量の水（一週間分以上）、食料等の生活物資、医薬品、医療用資機材、簡易トイレ、非常用電源のための燃料等について、家庭、自主防災組織、公共施設の備蓄倉庫等への備蓄を促進することに努めるものとする。

#### 6 緊急輸送道路等の整備

孤立集落の発生を防止するため、県との連携により生命線道路の整備を進めるとともに、緊急輸送道路の施設の耐震化等の対策を着実に進める。

また、複数の輸送ルート確保を図るため、緊急輸送道路を補完する農林道等の維持・管理を推進する。

なお、道路が閉塞した場合に備え、ドローンを活用した物資の運搬等について、関係機関との連携のもと検討を行う。

## 第14節 都市防災化対策

【所管：建設課・消防防災課】

### 1 主旨

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴って新たな災害発生が予想される。

本計画では、このような状況から災害を防除し、被害を最小限に食い止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、住宅密集地の再開発等を図ることにより、都市の防災化対策を推進するものとする。

### 2 防災空間の確保

災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

### 3 公園、オープンスペース等の整備

#### (1) 防災公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送設備等の災害応急対策施設を備えた避難場所兼避難所（広域避難場所）や応急仮設住宅建設用地となる公園やグラウンド等について、関係機関と連携を図りながら安全な高台等への確保を検討するとともに、先導的な取組みとして日和佐地区防災公園等の整備を進める。

#### (2) オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路の確保等におけるオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

避難の拠点となる場所については、避難収容人数に応じた飲料水供給を前提とした飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を進める。また、避難者用トイレ等一時的な避難の際に要する生活設備の整備にも努める。

### 4 公的住宅の不燃化促進等

公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点としても利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進する。

また、美波町公営住宅等長寿命化計画（平成27年2月）に基づき、計画的な維持補修・更新等を進める。

### 5 民間住宅の不燃化促進

民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化を推進するものとする。

## 6 市街地開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等災害に対し構造的に弱い地域については、町と地域住民との協働による再開発を進め、耐震耐火建築物の建設、避難機能を有する施設の建設、道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、住環境機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。

## 7 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により、無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

## 8 道の駅の防災拠点化

道路利用者や地域住民の避難場所として、さらには自衛隊等の広域応援部隊等の活動拠点として、非常用電源の確保やトイレの災害対応等、道の駅日和佐の防災拠点化を進める。

## 9 重点密集市街地等の住環境整備

地震時等に著しく危険な密集市街地として指定されている地区（東由岐、西由岐、木岐、日和佐浦）では、安全な市街地環境の形成に向けて、美波町空家等対策計画に基づき増加しつつある空き家の除去等を進める。

また、住宅の耐震診断・改修、ブロック塀の撤去等により災害時の道路閉塞の防止に努めるとともに、道路（都市計画道路等）の拡幅や無電柱化による新たな避難路の確保等を推進する。

## 10 下水道（汚水処理施設）の維持・整備

災害時におけるトイレの使用や衛生環境の維持が図られるよう、公共下水道や漁業集落排水処理施設について、老朽化対策等による機能強化に努めるとともに、孤立が懸念される集落においては汚水処理施設等の計画的な整備に取り組む。

なお、公共下水道については、被災後の速やかな機能確保に向けて、下水道BCPを随時更新し、防災訓練等による体制の強化を行う。

## 11 安全な高台の整備

津波による甚大な被害が想定される日和佐地区及び由岐地区の市街地において、避難場所や防災活動拠点、応急仮設住宅建設用地、新たな居住地等となる安全な高台の整備を推進する。

## 第15節 大規模停電・通信障害への備え

【所管：各課】

### 1 主旨

町は、大規模災害の発生による大規模停電や通信障害に備え、対策を事前に検討しておく必要がある。このため、次により各種対策を実施し、大規模停電・通信障害発生時の被害の軽減に努めるものとする。

### 2 知識の普及・啓発

町は、あらゆる機会を通じて、住民等に対し大規模停電・通信障害に備えた知識の普及・啓発に努めるものとする。例示としては次のとおりとする。

- (1) 大規模停電・通信障害発生時の状況や注意点等の基本的な知識
- (2) 必要に応じ、非常用発電機や充電器等の非常用電源の確保
- (3) ATMやクレジットカード等が使用できないことを想定した現金等の準備

### 3 事前予防のための取組

町は、大規模停電時にも業務が継続できるよう、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等、平常時からの点検、訓練等に努めるものとする。

また、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

### 4 非常用電源等のリスト化

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。

### 5 訓練の実施

町は、大規模停電を想定した訓練を行うよう努めるものとする。

## 第16節 事前復興の取組

【所管：各課】

### 1 主旨

南海トラフ巨大地震などの大規模災害からの復興には、幅広い領域にわたる政策決定や合意形成に加え、多大な労力と時間が必要であり、平時における事前復興の取組が極めて重要である。

被災後の地域住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、事前復興計画を整備するとともに、その基本となる復興計画を迅速に定める。

### 2 事前復興の取組

町は、被災後に早期かつ的確に市街地の復興計画が策定できるよう、「徳島県震災復興都市計画指針」及び「徳島県復興指針」に基づき、復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりイメージトレーニングや事前復興まちづくり計画の作成などの事前復興準備に取り組む。その際、避難期から復旧・復興期までの時間経過を踏まえた事前復興まちづくりの検討を進める。

なお、本町では沿岸部の市街地において津波による甚大な被害が想定されており、住民の被災や住宅の倒壊、役場庁舎の浸水などによって復興の取組は難航を極めると予想される。そのため、安全な市街地の形成を図るとともに円滑な復興に向けた事前復興まちづくりの取組として、人口の集中する日和佐地区及び由岐地区において、避難場所や防災活動拠点、応急仮設住宅建設用地、新たな居住地等となる安全な高台の整備を先導的に推進する。

### 3 外部支援者との連携

大規模災害からの迅速な復興には、被災地内の主体間の連携、協働に加え、被災地外からの外部支援者との連携が重要である。外部からの支援は、フェーズ毎に幅広い領域にわたるとともに、その担い手も、個人ボランティアから企業・団体、専門性を有する職能集団や研究機関まで多岐にわたる。

復興期における円滑な支援の受け入れを確実なものとするため、被災前から受援体制を構築しておくとともに、協定を締結しておくなど、平時から「顔の見える」関係をあらかじめ築いておくことが重要であり、こうした関係の構築も重要な「事前復興」の取組である。

## 第3章 災害応急対策

節	所管	頁
第1節 災害応急対策の流れ	各課・各班	1-65
第2節 活動体制	各課・各班	1-68
第3節 情報通信	総務班	1-78
第4節 災害情報の収集・伝達	各班	1-95
第5節 災害広報	総務班	1-100
第6節 自衛隊災害派遣要請	総務班	1-102
第7節 防災関係機関応援要請	総務班	1-106
第8節 災害救助法の適用	各班	1-111
第9節 避難対策の実施	総務班・民生班・医療班	1-115
第10節 避難所外避難者の支援対策	総務班・民生班・医療班	1-128
第11節 交通確保対策	総務班・建設班	1-129
第12節 緊急輸送対策	総務班	1-133
第13節 消防防災ヘリコプター等の派遣要請	総務班	1-134
第14節 消防活動等の実施		
第1 消防活動	総務班	1-136
第2 水防活動	各班	1-141
第3 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策	総務班・建設班	1-150
第15節 救出・救助対策	総務班・民生班	1-151

第16節 医療救護活動	総務班・民生班・医療班	1-153
第17節 飲料水・食料及び物資等の供給		
第1 応急給水	建設班	1-157
第2 食料供給	総務班・民生班・産業班・教育班	1-160
第3 生活必需品等の供給	総務班・民生班・産業班	1-162
第4 LPガスの供給等	総務班・産業班	1-164
第18節 保健衛生、防疫、遺体の埋葬等の実施		
第1 健康管理、こころのケア	民生班・医療班	1-165
第2 防疫	民生班・医療班	1-167
第3 家畜防疫	産業班	1-169
第4 行方不明者・遺体の搜索及び収容、埋葬	総務班・民生班・医療班	1-170
第19節 要配慮者支援対策の実施	民生班・医療班	1-173
第20節 動物救済対策	民生班	1-175
第21節 廃棄物等の処理	民生班・建設班	1-176
第22節 住宅の確保	総務班・建設班	1-181
第23節 障害物の除去	総務班・建設班	1-184
第24節 ボランティア活動の支援	民生班	1-185
第25節 義援金品の受付・配分	総務班・民生班・産業班	1-186
第26節 公共土木施設等の応急対策	民生班・建設班・産業班	1-187
第27節 教育対策	教育班	1-198
第28節 労務供給計画	総務班・建設班	1-203
第29節 被災者のこころのケア	民生班・医療班	1-204
第30節 帰宅困難者対策	総務班・民生班・産業班	1-206
第31節 応急保育対策	総務班・民生班・産業班	1-207
第32節 集落の孤立化対策	総務班・民生班・建設班	1-208



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 災害応急対策の流れ

【所管：各課・各班】

#### 1 主旨

被災地の時間・空間は有限の資源であるため、災害対応の各段階に応じた災害応急対策作業の優先順位を、住民や防災関係機関が共に理解し、行動しなければならない。

#### 2 内容

災害発生時・発生のおそれのある各段階において優先的に実行又は着手すべき主な業務を時系列的に示す。ただし、(2)～(6)に表記した時間は、各業務の開始目標時間を示すものであり、国、県及び各防災関係機関等と連携して実施する業務も少なくないことから、災害の被害状況等により、柔軟に対応を変える必要があることにも留意が必要である。

##### (1) 気象警報等が発表中〔初動態勢を確立し、災害発生に備え警戒〕

ア 津波、気象等に関する情報（特別警報・警報・注意報）の伝達、避難

イ 住民避難情報の発表

(ア) 高齢者等避難の発表

- ① 避難所の開設準備（施設の応急危険度判定の優先実施、管理・運営担当職員の派遣）
- ② 避難行動要支援者の所在確認、避難所等への避難
- ③ 一般住民の自主避難
- ④ 児童生徒等の安全確保

(イ) 避難指示

- ① 一般住民の立退き避難又は屋内安全確保、避難所への収容
- ② 避難所備蓄物資による対応
- ③ 避難者の状況把握（避難者リスト作成準備）

(ウ) 緊急安全確保

住民の緊急安全確保

ウ 防災関係機関職員の緊急参集（勤務時間外発生の場合）

エ 必要に応じて災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

オ 被害情報の収集

なお、地震・津波災害の場合は、上記ウ～オの作業は津波警報解除後に行う。

(2) 災害発生から3時間以内※〔人命優先で活動／情報収集〕

※地震・津波災害の場合は、津波警報解除後に災害対策本部を設置してからの経過時間を想定

- ア 防災関係機関職員の緊急参集
- イ 災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立
- ウ 被災状況により自衛隊等の出動準備要請、派遣要請
- エ 公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

(3) 災害発生から24時間以内※〔人命救助を本格化するとともに、被災者支援を開始〕

※地震・津波災害の場合は、津波警報解除後に災害対策本部を設置してからの経過時間を想定

- ア 被害情報の収集
- イ 水防活動等被害拡大防止活動の実施
- ウ 受援体制の確立（国、県、自衛隊、他府県等応援要員受入）
- エ 負傷者の診察、看護
- オ 被災地外からの災害派遣医療チーム（DMAT）及び医療救護班等、災害医療支援チームの派遣要請
- カ 緊急物資輸送用車両の確保
- キ 緊急輸送道路の啓開
- ク 交通規制の実施
- ケ 被災地への救護所の設置
- コ ライフライン、公共土木施設等の被害状況調査と応急措置
- サ 帰宅困難者対策
- シ 災害救助法の適用
- ス 通信途絶地域への仮設通信設備設置
- セ 自主防災組織との連携による避難所の開設・運営（施設の応急危険度判定の優先実施）
- ソ 避難所への避難者リスト作成及び食料等必要量の把握
- タ 各種施設の被災状況の把握
- チ 避難所等への仮設トイレの設置
- ツ 避難所等への食料・生活必需品の輸送
- テ 避難所での要配慮者の支援対策の実施
- ト 避難場所等から自宅に戻ろうとする住民の安全確保のため、津波警報等の情報提供
- ナ 遺体の一時安置場所の確保
- ニ 被災建築物応急危険度判定
- ヌ 遺体の検視、身元確認、埋葬等
- ネ 町長の緊急アピール

(4) 災害発生から72時間以内※〔被災者支援を本格化〕

※地震・津波災害の場合は、津波警報解除後に災害対策本部を設置してからの軽か経過時間を想定

- ア 避難所への管理・運営担当職員の巡回
- イ ボランティアセンターの設置
- ウ ボランティアの受入れ
- エ 義援金の受付
- オ 義援金の受入
- カ 救援物資の受入、仕分け、配分
- キ 学校施設の応急復旧、応急教育の実施
- ク 疫学調査、健康診断、被災地への防疫処理
- ケ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の派遣要請・受入
- コ 農林漁業、商工業の被害への対策と関係団体等との情報収集及び連絡調整
- サ 災害廃棄物の処理
- シ 避難所外避難者の状況の把握

(5) 災害発生から1週間以内※〔応急的な復旧を開始〕

※地震・津波災害場合は、津波警報解除後に災害対策本部を設置してからの時間を想定

- ア 公営住宅等の提供
- イ 被災住宅の応急修理
- ウ 被災者のこころのケア
- エ 家畜保護防疫対策

(6) 災害発生から1ヶ月以内※〔応急的な復旧を本格化〕

※地震・津波災害場合は、津波警報解除後に災害対策本部を設置してからの時間を想定

- ア 応急仮設住宅の建設
- イ 学校教育の再開
- ウ 義援金の配分
- エ 被災者生活再建支援法の適用

## 第2節 活動体制

【所管：各課・各班】

### 1 主旨

町内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合に、応急対策を迅速かつ的確に推進するため、必要な職員の配備、活動体制の確立を行うものとする。

災害対策活動においては、発生した災害に対して、特別の組織を編成する。各職員は各自の役割をよく理解するとともに、災害対策活動全体の流れについてもその概要を熟知しておく。

- 災害対策本部設置基準について全職員が認識する。
- 意志決定者不在の時の対応を明確にし、速やかに実施する。
- 災害対策本部が庁舎内に設置できない場合の代替設置を的確に行う。

#### (1) 関係法律との関係

法第10条に定められたとおり、他の法律に特別の定めがある場合を除き、当該法律に基づいて処理するものとする。なお、災害応急対策を総合的かつ計画的に処理するため、この計画に基づいてその運用を図る。

#### (2) 相互協力

法第5条（市町村の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定により、町、関係機関、及び住民は、相互に協力する責務がある。

この計画の運用にあたっては、関係機関はもとより公共的団体及び住民個人を含めた相互協力の下に処理するものとし、関係機関及び関係者は確実にのおおのに課せられた義務を果たすものとする。

### 2 活動体制

町内に災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合において、町はその責務を遂行するため必要があるときは、美波町災害対策本部を設置し、応急対策に従事する職員を配置する。

また、県の「災害対策南部支部」が設置されたときは、同支部と連携を図る。

美波町災害対策本部が設置される以前、又は設置されない場合における応急対策は、美波町災害対策本部が設置された場合に準じて処理する。

### 3 美波町災害対策本部

#### (1) 災害対策本部の設置及び閉鎖

##### ア 設置

本町の地域内において、災害が発生、又は発生のおそれが生じ、その被害が広域かつ激甚のため、もしくは人的被害が甚大な場合又はそれらが予想せられる場合において、町がその対策を総合的かつ迅速に行うため必要があると認めるときは、町長は災害対策本部を設置するものとし、おおむね次の基準をもって判断するものとする。

なお、美波町災害対策本部が設置されたときに、既に美波町水防本部が設置されている場合は、美波町災害対策本部に総括するものとする。

災害対策本部の設置場所は美波町役場を基本とする。ただし、南海トラフ巨大地震等、大規模な災害により美波町役場が被災することを想定し、当分の間、日和佐中学校を災害対策本部設置の代替施設とする。

(ア) 風水害時等

<自動設置>

- ① 「美波町」に特別警報が発表されたとき

<判断設置>

- ① 町内で台風等により、大規模な災害が発生、又は発生のおそれがあるとき
- ・暴風、大雨、洪水、津波警報が発令され、大規模な被害の発生が予測される時
  - ・台風が四国に接近し、徳島県の全部又は一部を通過し暴風圏に入る可能性が高いとき
  - ・河川の増水により指定河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を越え、さらに水位上昇により大規模な被害の発生が予想される時
  - ・人的被害、家屋被害が相当数発生したとき、又はそれが予知される時
- ② その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生又はそのおそれが高まったとき
- ・その他通常の町行政組織により災害応急対策が不可能と判断される特殊な災害が発生したとき

(イ) 地震・津波災害時

<自動設置>

- ① 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき
- ② 「徳島県」に大津波警報が発表されたとき

<判断設置>

- ① 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき
- ② 「徳島県」に津波警報が発表されたとき
- ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき
- ④ 町内で相当規模の地震災害が発生、又は発生のおそれがあるとき

イ 閉鎖

本部長は、災害の危険がなくなり、又は災害応急対策がおおむね完了したときは、災害対策本部を閉鎖するものとする。

ウ 報告

町長は、災害対策本部を設置又は閉鎖したときは、その旨を県その他必要な防災関係機関へ報告するものとする。

(2) 配備動員体制

災害の種別と状況に応じた、迅速かつ適切な職員の配備体制及び動員体制について定めるものとする。

ア 災害種別の配備基準

町内に災害が発生、又は発生するおそれがある場合、次の種別により、配備体制を決定するものとする。

■配備基準表

配備体制	災 害 種 別	
	風水害時等	地震・津波災害時
準備体制 (1号配備)	1. 「美波町」に次の警報の1つが発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ・波浪警報（初動（樋門、陸閉鎖等）に努めた後、勤務時間外は自宅待機） 2. 「美波町」に高潮注意報（警報切り換えの可能性）が発表されたとき	1. 町内で震度4の地震が発生又は弱い揺れが長時間続いたとき 2. 「徳島県」に津波注意報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき
その他の状況により町長が必要と認めたとき		
警戒体制 (2号配備)	1. 「美波町」に2つ以上（波浪警報を除く）の警報が発表されたとき 2. 町内河川が氾濫注意水位に近づいたとき 3. 「美波町」に土砂災害警戒情報が発表されたとき 4. 「美波町」に高潮警報が発表されたとき 5. 「美波町」に「顕著な大雨に関する情報」（線状降水帯）が発表されたとき 6. 町内において局地的災害が発生又は発生が予測されるとき	1. 町内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に津波警報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意） 海トラフ地震臨時情報又は南（巨大地震警戒）が発表されたとき
その他の状況により町長が必要と認めたとき		
災害対策本部体制 (3号配備)	◆自動設置 1. 「美波町」に特別警報が発表されたとき ◆判断設置 1. 町内で台風等により大規模な災害が発生、又は発生の恐れがあるとき 2. その他、多数の人的被害など、重大な社会的影響がある大規模な事故等の災害が発生又はそのおそれが高まったとき	◆自動設置 1. 町内で震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に大津波警報が発表されたとき ◆判断設置 1. 県内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき 2. 「徳島県」に津波警報が発表されたとき 3. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 4. 町内で相当規模の地震災害が発生又は発生のおそれがあるとき
その他の状況により町長が必要と認めたとき		

イ 動員体制

準備体制、警戒体制及び災害対策本部体制別に、動員体制を示す。

■動員体制表

配備体制	参集体制	参集人員	
		本庁	支所
準備体制 (1号配備)	1次参集	消防防災課(全員) 総務課長 建設課長 産業振興課長	支所長 支所長補佐 支所防災担当 由岐公民館長
	2次参集	消防防災課(全員) 総務課(全員) 建設課(全員) 産業振興課(全員)	支所(全員) 由岐公民館(全員) ※指定職員1
	体制責任者	消防防災課長	支所長
	ア 地震・津波災害時は、2次参集による。緊急時は、最寄りの庁舎へ参集する。 イ 体制責任者は、気象状況等から、それに伴う災害の状況及び通常業務の遂行を考慮し、本庁、支所及び出先機関の動員体制(職員数等)の適正化(調整)を図ることができる。		
警戒体制 (2号配備)	1次参集	町長 副町長 教育長 消防防災課(全員) 総務課(全員) 建設課(全員) 産業振興課(全員) 管理職(全員)※補佐級職員含む	支所(全員) 由岐公民館(全員) ※指定職員1
	2次参集	全職員	支所(全員) 由岐公民館(全員) ※指定職員1・2
	総括責任者	町長	
	ア 地震・津波災害時は、2次参集による。緊急時は、最寄りの庁舎へ参集する。 イ 本庁、支所以外の施設勤務者は、勤務場所において情報収集、伝達と警備にあたる。 ウ 総括責任者は、気象状況等から、それに伴う災害の状況及び通常業務の遂行を考慮し、本庁、支所及び出先機関の動員体制(職員数等)の適正化(調整)を図ることができる。		
災害対策本部体制 (3号配備)	本部長	町長	
	副本部長	副町長、教育長	
	本部長	管理職(全員)※補佐級職員除く	
	総括担当	消防防災課(全員) 総務課(全員)	支所(全員)
	参集人員	全職員	
	ア 地震・津波災害時の緊急時は、最寄りの庁舎へ参集する。 イ 本庁、支所以外の施設勤務者は、勤務場所において情報収集、伝達と警備にあたる。 ウ 本部長は、町長が務めるものとする。町長不在の場合は、職務代行の第1順位を副町長、第2順位を教育長とする。第3順位は、美波町長の職務者を定める規則に基づき総務課長とする。第4順位以降は、美波町行政組織規則に基づく課等の長で次の順序による。 (1) 給料の号給が最も高い者 (2) なお、同じであるときは、職員として在職年数の長い者 (3) なお、同じであるときは、くじで定めた者 エ 本部長は、気象状況等から、それに伴う災害の状況及び通常業務の遂行を考慮し、本庁、支所及び出先機関の動員体制(職員数等)の適正化(調整)を図ることができる。 オ 本部長は、災害の状況及び応急措置の推移により、全地区での対策活動の必要が生じたときは、参集者を可能な限り支所に応援させる。支所長は、支所(由岐公民館を含む)における動員可能職員数を把握し可能な限りしておく。 カ 1人当たりの勤務時間は、12時間を目安に交代することを基本とする。		

(3) 災害対策本部の組織

災害対策本部の組織、運営及び分掌事務については、美波町災害対策本部条例に定めるところによる。

ア 本部の組織体制（風水害時等）



■災害対策本部の組織図（風水害時等）



■災害対策本部の各班の所掌事務（風水害時等）

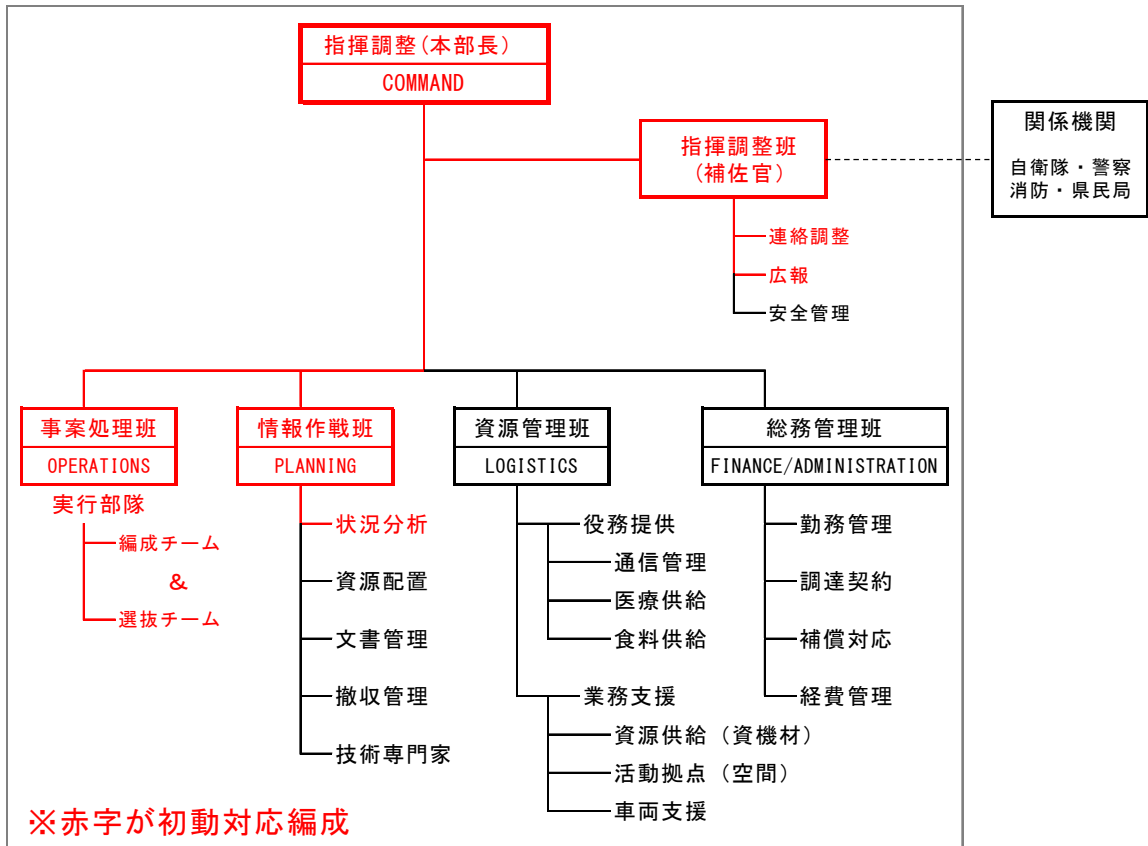
本部長	町長	統括責任者
副本部長	副町長	本部長の補佐
副本部長	教育長	本部長の補佐

班名	班長	分担業務	担当課
総務班	総務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>各班の連絡調整</li> <li>災害予防、救助、警備関係者の動員派遣</li> <li>県本部との連絡、自衛隊の派遣要請手続き</li> <li>災害救助物資の確保、配分</li> <li>気象情報、警備等の伝達周知</li> <li>その他災害に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	総務課 消防防災課 政策推進課 会計課 議会事務局 由岐支所
民生班	住民生活課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害救助全般</li> <li>医療班との協力による防疫対策</li> <li>塵芥処理と清掃</li> <li>保健衛生に関する対策</li> <li>負傷者の搬送に関すること</li> <li>住家被害認定調査、り災証明書の発行</li> <li>民生班に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	住民生活課 健康増進課 福祉課 子ども園 税務課
産業班	産業振興課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>農林漁業、商工業被害対策</li> <li>家畜保護防疫対策</li> <li>農林漁業、商工業関係団体との連絡調整</li> <li>産業班に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	産業振興課
建設班	建設課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>水防全般</li> <li>交通不能箇所調査及びその対策</li> <li>道路、橋梁、漁港、堤防、上水道、簡易水道、下水道等の災害対策</li> <li>土木業者との連絡調整、資材調達</li> <li>飲料水供給対策</li> <li>建設班に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	建設課 水道課
医療班	美波病院事務長	<ol style="list-style-type: none"> <li>負傷者の診察看護に関すること</li> <li>伝染病予防対策（保健所との連絡調整）</li> <li>死体検査および措置対策</li> <li>医療班に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	日和佐診療所 美波病院 阿部診療所 搬送班
教育班	学校教育課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>学校管理およびその他の教育施設の災害対策</li> <li>児童生徒の災害救助対策（休校、避難等の措置）</li> <li>教職員の災害救助援護対策</li> <li>教育班に関する情報収集及び警報伝達</li> </ol>	教育委員会 日和佐公民館 由岐公民館

イ 本部の組織体制（地震・津波災害時）

地震・津波災害時は、風水害時のように気象予報等で事前に災害対策本部設置の可能性及び時期を予測できないこと、また、被害の規模も大きくなることが想定されていることなどから、特に勤務時間外に発災する場合において、参集場所に参集できる人員は多くないことが予測される。

そのため、地震・津波災害時の災害対策本部の体制は、参集人員を事前に各班へ割り振るのではなく、当日に参集できた人員を、初動対応が行えるよう各班に割り振る仕組みとする。



■災害対策本部の組織図（地震・津波災害時）

発災後の人的・物的共に資源が不足する初動対応期においては、上記の体制で災害時の応急対策業務にあたるものとする。

まず、本部長を指揮系統のトップとし、本部長を補佐する指揮調整班、実行部隊となる事案処理班、情報の整理を行う情報作戦班の3つの班に、各参集者の適性を鑑みて配置する。

資源管理班及び総務管理班は、両班へ配置する参集者が確保できた段階で、本部長が設置の判断及び職員の配置を行う。

また、平常時の通常業務のうち、災害時においても継続すべき業務については、参集した職員のうち、担当課職員がその任にあたる。担当課職員が不在の場合は、担当課職員が参集するまでの間、参集職員の中から、本部長が適した職員を任命するものとする。

なお、時間の経過とともに、災害応急対策の業務量減少や、職員の大半が参集できた場合等、風水害時と同じ組織体制で業務にあたることのできる場合、本部長の指示で組織編制の移行又は継続の検討を行う。

■災害対策本部（初動対応期）の各班の所掌事務

班名	係	分担業務
本部長		災害対策本部の全体指揮
指揮調整班	連絡調整係	1. 災害対策本部の運営 2. 各班の総合調整 3. 職員の配置調整 4. 住民への避難指示の伝達 5. 町消防団の出動要請 6. 県及び関係機関との連絡調整 7. 自衛隊の派遣依頼
	広報係	8. 報道機関への情報提供
事案処理班	避難対策係	1. 避難所の安全確認・開設準備 2. 避難所の開設・運営 3. 自主防災組織との連絡調整 4. 福祉避難所の設置 5. 要配慮者の避難支援 6. 来庁者の対応 7. 食料及び生活物資の調達 8. 飲料水の供給
	医療救護係	9. 医療機関との連絡調整 10. 救護所設置の連絡調整 11. 遺体安置場所の設置
	基盤対策係	12. 被害報告・応急対策 13. 孤立集落の確認 14. 町道等の応急復旧 15. 水道・下水道等施設の応急復旧 16. がれき保管場所の確保 17. 仮設住宅の検討（県との調整） 18. 町消防団の活動補助 19. 海部消防組合の活動補助 20. 県及び関係機関の活動補助 21. 自衛隊の活動補助
情報作戦班	資料収集係	1. 連絡通信手段の確保 2. 職員の安否確認 3. 被害情報資料の収集 4. 住民安否情報資料の収集
	資料分析係	5. 収集した情報資料の分析、情報共有
	情報集約係	6. 被害情報の取りまとめ 7. 対策本部会議資料の作成
資源管理班 <sup>※</sup>	—	1. 役務提供 ・通信管理 ・医療供給 ・食料供給 2. 業務支援 ・資源供給（資機材） ・活動拠点（空間） ・車両支援
総務管理班 <sup>※</sup>	—	1. 勤務管理 2. 調達契約 3. 補償対応 4. 経費管理

※資源管理班及び総務管理班は、初動対応期後に状況を見て編成される。

(4) 災害対策本部会議の開催

本部長は、災害応急対策に必要な指示又は各班の総合調整を行うため、美波町災害対策本部会議を開催するものとする。

(5) 支部の設置及び閉鎖

ア 設置

本部長は、地域の総合的応急対策の推進を図るため、必要があると認めるときは、支部を設置する。

イ 閉鎖

本部長は、地域の総合的応急対策がおおむね完了したときは、支部を閉鎖する。

(6) 現地災害対策本部の設置及び閉鎖

ア 設置

本部長は大規模又は激甚な災害が発生した場合に、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、現地対策本部を置くものとする。

イ 閉鎖

本部長は一応の応急対策が完了したときは、現地災害対策本部を閉鎖するものとする。

(7) 職員の服務

ア すべての職員は、災害対策本部が設置された場合は次の事項を遵守する。

- (ア) 常に災害に関する情報、本部等の指示に注意すること。
- (イ) 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- (ウ) 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまで退庁しないこと。
- (エ) 勤務場所を離れる場合には、上司と連絡を取り常に所在を明らかにすること。
- (オ) 自らの言動で住民に不安、誤解を与えないように留意すること。

イ 勤務時間外参集時には、次の事項を遵守する。

- (ア) 職員は、定められた災害時における自主参集基準、配備体制及び自己の任務を十分習熟しておくこと。
- (イ) 職員は、作業しやすい服装で参集すること。
- (ウ) 参集途上において、災害発生の現場を発見した場合には、直ちに本部あるいは支所に連絡すること。
- (エ) 参集途上においては、被害状況をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告すること。
- (オ) 支所へはあらかじめ定められた職員が参集することとするが、その他の職員で本庁参集が困難な場合は、支所へ参集すること。支所において情報収集報告事務の支援を実施し、本部からの指示により、各自の配備場所へ移動するものとする。

なお、地震・津波災害が発生した場合は、以下の初期行動をとるものとする。

- (カ) 自分と家族の命・安全を最優先とすること。
- (キ) 率先避難者として高台等へ避難すること。
- (ク) 津波が収まった後、速やかに参集すること。
- (ケ) 参集できない場合は、その旨を所属長等へ連絡すること。

(8) 動員配備の伝達

ア 勤務時間内

勤務時間内において、配備に該当する災害が発生、又は発生するおそれがある場合、消防防災課が庁内放送等の手段を用いて動員の体制区分を連絡する。なお、庁内放送が利用できない場合は、各課長等へ連絡する。

イ 休日又は退庁後等勤務時間外

勤務時間外において動員体制をとる場合は、消防防災課が災害種別の動員体制に基づき職員へ指示を行う。

なお、職員は通信手段が途絶えた場合でも、甚大な被害（災害対策本部相当）を覚知した際には自主的な参集に努めるものとする。

(9) 所管

なお、地震・津波災害時の場合は、本章 第3節以降の災害応急対策の所管について、いずれの応急対策活動においても、初動体制の全3班（指揮調整班、事案処理班、情報処理班）が指揮、実働、情報整理の各分野で関わることになる。

そのため、本章 第3節以降の各節における所管欄の記載は、「風水害時等」の所管のみを記載している。

## 第3節 情報通信

【所管：総務班】

### 1 主旨

各防災関係機関は、災害による被害の未然防止や軽減のための措置を講じるため、気象情報や災害発生のおそれのある異常な現象等を、予め定めた経路により、迅速・的確に関係機関及び住民に周知を行うものとする。

### 2 災害通信連絡

(1) 地震・津波情報の通信連絡は、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達し、その周知徹底を図るものとする。

(2) 異常な現象発見者の通報

ア 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

ウ ア又はイにより通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

(ア) 徳島地方気象台

(イ) 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

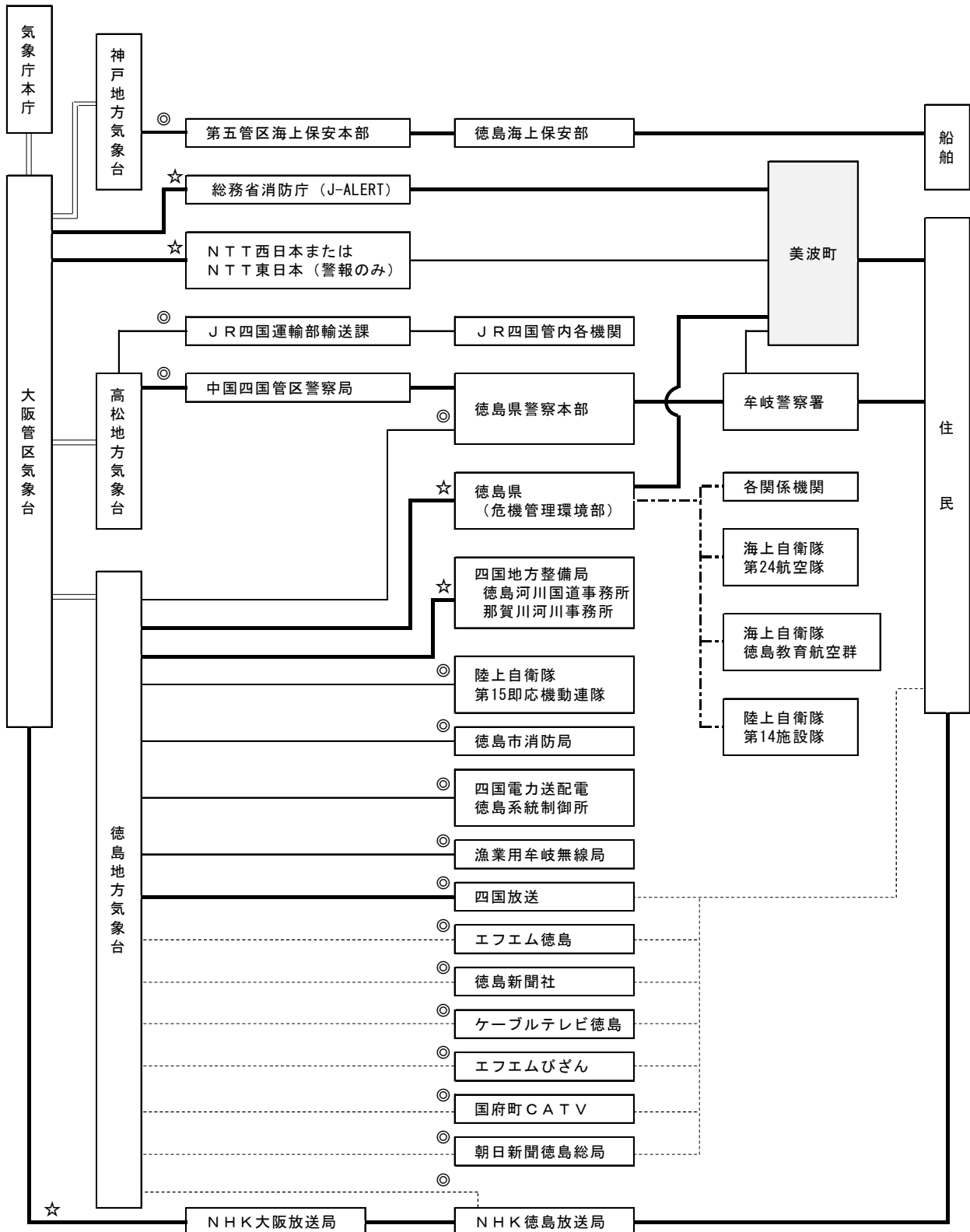
(ウ) 徳島海上保安部、牟岐警察署、南部総合県民局、その他の関係機関

エ 町長は、ウによる通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

(3) 町は緊急地震速報を受信した場合、防災行政無線により住民に伝達するものとする。

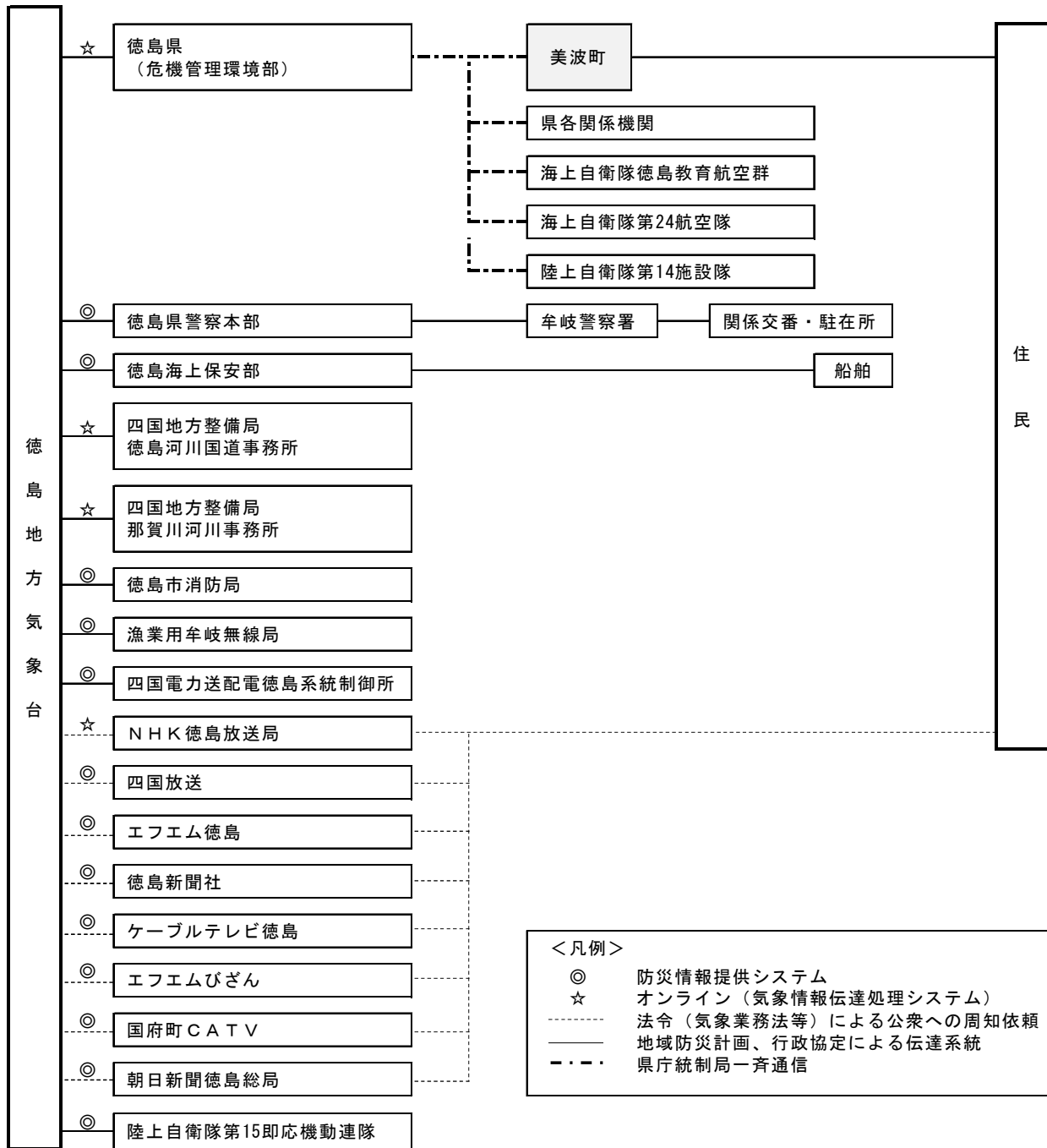
### 3 伝達系統

#### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達系統



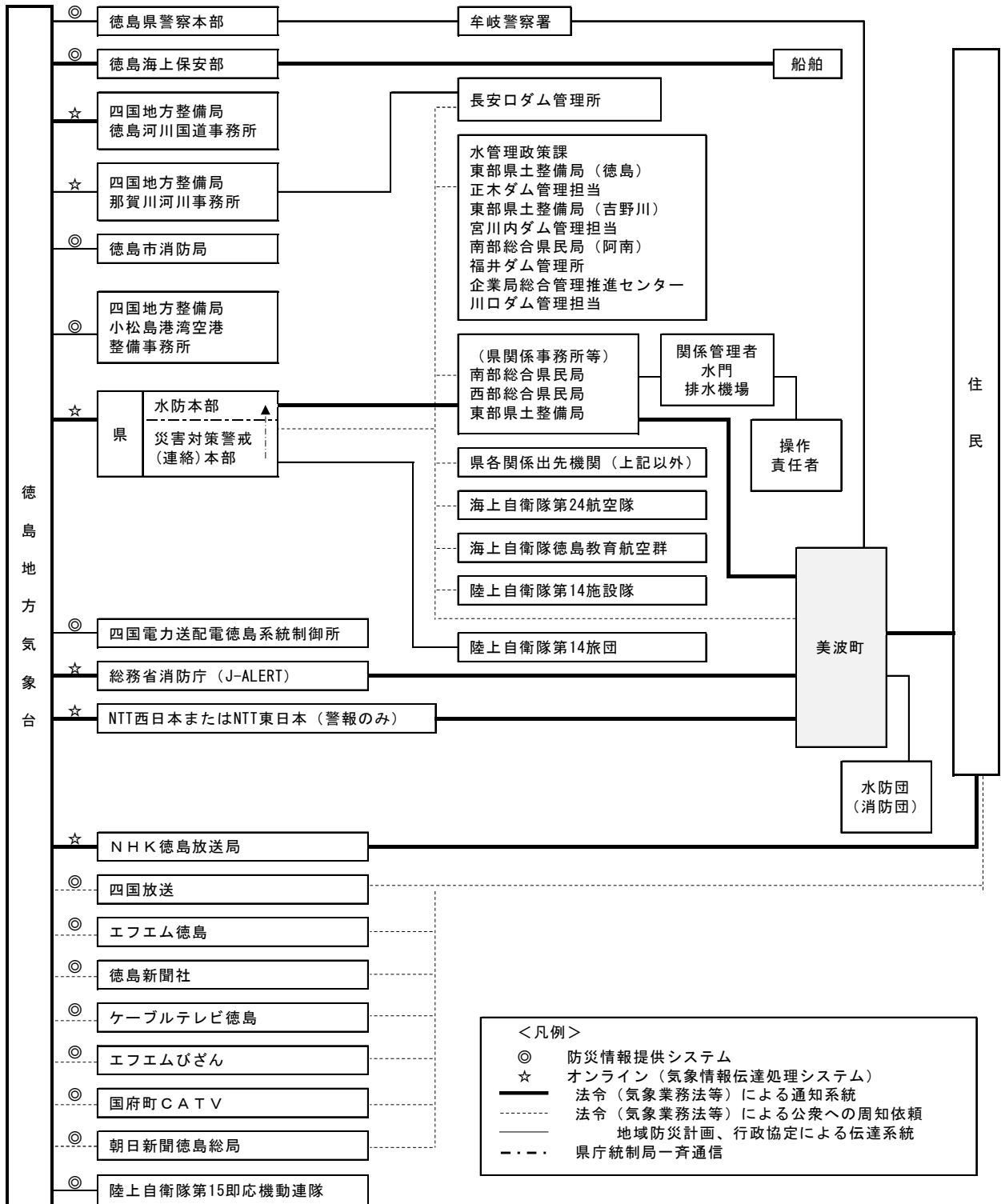
- < 凡例 >
- ◎ 防災情報提供システム
  - ☆ オンライン (気象情報伝達処理システム)
  - 法令 (気象業務法等) による通知系統
  - 法令 (気象業務法等) による公衆への周知依頼
  - 地域防災計画、行政協定による伝達系統
  - - - 県庁統制局一斉通信

(2) 津波予報、地震・津波に関する情報の伝達系統

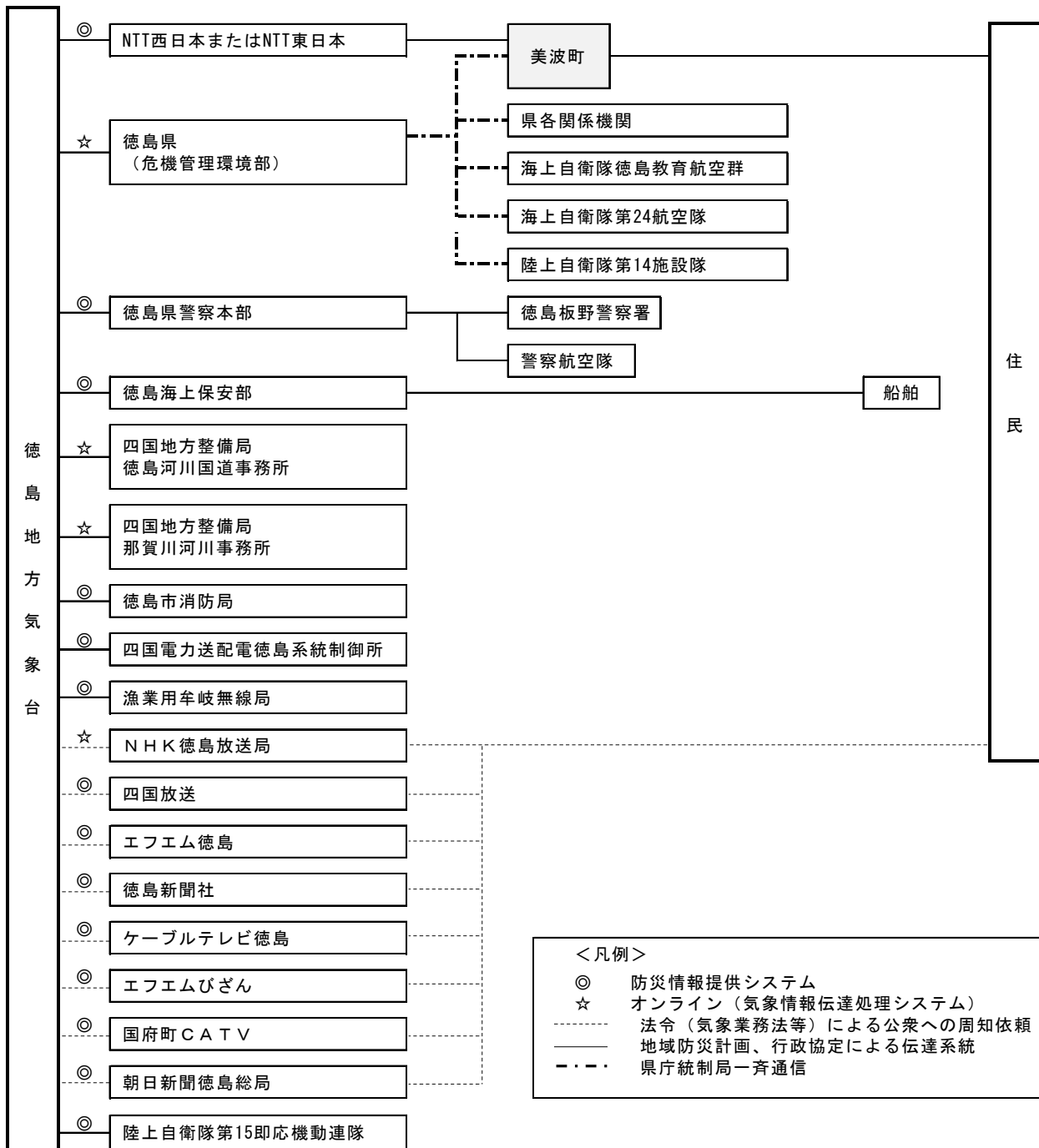




(3) 気象に関する特別警報・警報・の伝達系統

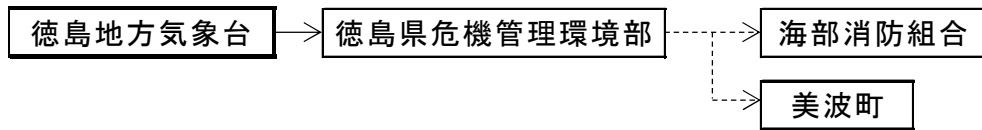


(4) 気象に関する注意報・情報の伝達系統



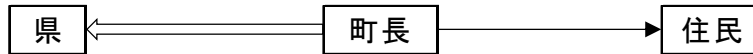
(5) 火災気象通報の伝達系統

ア 火災気象通報の伝達系統



(注) ----▶ は総合情報通信ネットワークによる県庁統制局一斉通信

イ 火災警報の伝達系統



(注) 1 火災警報は、町長が(1)の通報を受けたとき、または気象の状況が火災予防上危険と認められたときに発令することができる。

2 —▶ は周知 ⇄ は連絡

(6) 災害通信の部内伝達要領

ア 気象台からの気象通報その他災害に関する情報を受けたときは、災害対策本部（設置前においては消防防災課）において受領する。

イ 庁内職員への伝達は庁内放送により行うものとし、住民への伝達は、防災行政無線により行う。

ウ 夜間、休日等勤務時間外における伝達は、状況により宿直員が消防防災課員に通知する。

4 異常な現象発見時の通報

(1) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない。

(2) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報しなければならない。

(3) (1)又は(2)により通報を受けた町長は、その旨を遅滞なく関係する次の機関に通報しなければならない。

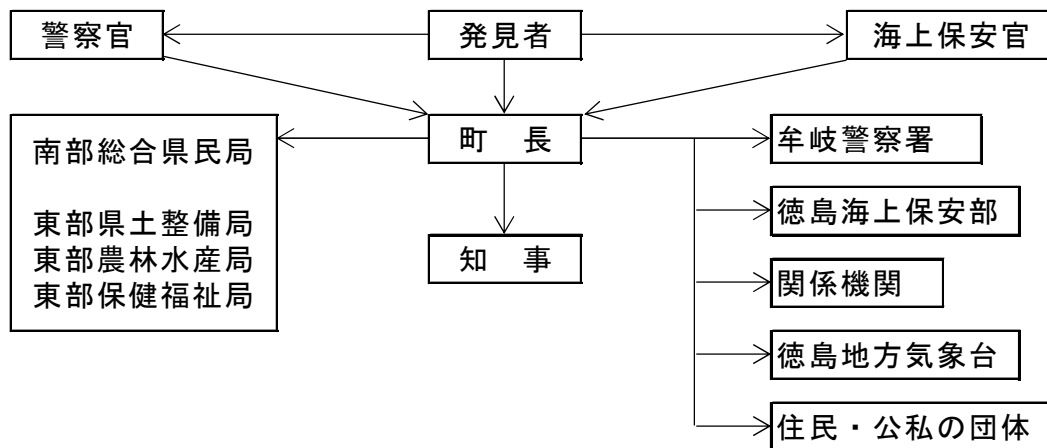
ア 徳島地方気象台

イ 知事（災害対策本部が設置されている時は同本部長）

ウ 牟岐警察署、徳島海上保安部、南部総合県民局、その他の関係機関

(4) 町長は、(3)による通報と同時に住民その他関係の公私の団体に周知させるとともに、とるべき必要な措置について指示するものとする。

■異常現象通報系統



5 災害通信設備等の運用

町は、災害に関する予警報その他必要な情報の円滑な通信連絡を実施するため、通信施設等の適切な利用を図るものとする。

(1) 通信連絡系統の整備

町は、災害時における通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、平常時から有線及び無線を通じた多様な通信連絡系統を整備しておくものとする。

(2) 電気通信設備の優先利用

町は、災害応急対策の実施等について緊急かつ特別の必要がある場合は、NTT支店営業所等に対し非常通話、非常電話等を申込み、電気通信設備を優先利用することができる。

(3) 総合情報通信ネットワークシステムの運用

総合情報通信ネットワークシステムの運用については、県、町及び防災機関が一体となって災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達に利用するとともに、日常の防災行政事務にも広く活用し、緊急時に備えるものとする。

(4) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

ア 非常通信

町は、有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、電波法第52条第4号の規定に基づき、非常通信として下記の徳島県非常通信協議会の加入機関等の無線通信施設を利用することができる。非常通信の要件としては、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる場合である。

この非常通信を利用して、町におけるアマチュア無線局の協力体制により、災害情報の収集等通信の確保を図るものとする。

美波町	① — 徳島県庁（危機管理環境部）	
	② — 【衛星携帯電話】 徳島県庁	
	③ — 【衛星携帯電話】 南部総合県民局美波庁舎 — 【県防回線／衛星携帯電話】 徳島県庁	※
	④ … 桜町駐在所 — 牟岐警察署 — 警察本部 ～ 【県防回線】 徳島県庁	
	⑤ … 徳島海上保安部美波分室 ～ 徳島海上保安部 — 【県防回線／防災相互無線】 徳島県庁	※
	⑥ … 海部消防組合日和佐出張所 — 【消防用県内共通波】 徳島県庁	
	⑦ … 国土交通省日和佐国道出張所 — 【国交省回線】 徳島県庁	※

◇凡例 —無線区間 ～有線区間 …使送区間 ※原則平日昼間のみ取扱可能

参考	□徳島県庁(危機管理環境部)	TEL 088-621-2716	FAX 088-621-2987
		衛星携帯電話 090-1571-3014、090-6886-9001	
	県防災	TEL * -2716	FAX 8099* * 2987
	□県災害対策本部室	TEL 088-621-2900	FAX 088-621-2908
	県防災	TEL * -9510	FAX 8099* * 9550
	□海部消防組合日和佐出張所	TEL 0884-77-0999	FAX 0884-77-2799
	□桜町駐在所	TEL 0884-77-0049	
	□南部総合県民局地域創生防災部<美波庁舎>	TEL 0884-74-7273	FAX 0884-77-3851
		衛星携帯電話 090-6886-9002及び9003	
	県防災	TEL * 0884-74-7273	FAX 8099* * 0884-74-9501
	□南部総合県民局県土整備部<美波庁舎>	TEL 0884-74-7411	FAX 0884-74-7455
	県防災	TEL * 0884-74-7411	FAX 8099* * 0884-74-7455
	□徳島海上保安部美波分室	TEL 0884-77-0555	
	□国土交通省日和佐国道出張所	TEL 0884-77-0465	

(5) 放送の要請

町長は、法第55条又は第56条の規定による必要な通知又は要請等を行う際に、緊急を要する場合、かつ特別の必要があるときは、放送局に放送を要請することができる。

## 6 南海トラフ地震に関連する情報の伝達

気象庁から以下の「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された場合、県から伝達される。伝達された場合の対応は、南海トラフ地震対策編 第4章 第4節「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」に示すとおりとする。

### (1) 南海トラフ地震臨時情報

#### ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）

南海トラフ沿いで異常な現象（※）が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合

※南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や監視領域内に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

#### イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

#### ウ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価された場合

### (2) 南海トラフ地震解説情報

「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く）

## 7 津波警報等の通知と伝達

### (1) 津波予報区

気象庁は、全国を66区域に分けた津波予報区に対して、津波警報や注意報等を発表している。徳島県は全域が1つの予報区であり、予報区名称は「徳島県」である。

### (2) 津波警報・注意報の種類と内容

#### ア 大津波警報（特別警報）

予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。

#### イ 津波警報

予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。

#### ウ 津波注意報

予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

エ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合に発表する。

(3) 津波情報の伝達

大津波警報・津波警報・注意報が発表された場合、県は総合情報通信ネットワークシステムの自動通信のほか、手動通信により町に予報が伝達されるよう、次の事項を徹底する。

ア 大津波警報・津波警報・注意報の再伝達

イ 住民、観光客、釣り客、ドライバー等可能な限り広範に周知徹底を行うこと。

ウ 気象台からの情報、ラジオ、テレビ等の情報に十分注意すること。

エ 地域防災計画に基づく町の連絡・配備体制をとること。

オ 潮位の異常等があれば、県に連絡すること。

町は、大津波警報・津波警報・注意報又は避難指示を防災行政無線や広報車等により、正確かつ確実に住民、観光客、釣り客、ドライバー等可能な限り広範に周知徹底するものとする。

(4) 津波の自衛措置

ア 津波警報等が発生された場合、状況に応じ安全を確保した上で、高所等からの海面監視や情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、町長は住民等に対して避難指示を伝達するなど必要な措置をとるものとする。

イ 町長は避難対策として、強い揺れ又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れである場合においては、津波警報・注意報を迅速に知るために、少なくとも1時間以上、ラジオ・テレビ（NHK、四国放送は放送終了後でも臨時に放送する）を聴取する責任者を定めておくものとする。なお、迅速な津波対策を図るため、衛星系等からの情報による職員参集システムの整備に努めるものとする。

(5) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えると見込まれる巨大地震に対しては、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する予想される津波の高さは「巨大」や「高い」という言葉を用いて、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報・注意報の種類

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ 予想の区分)	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報※	予想される津波の高さが 高いところで3mを超える 場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波 による流れに巻き込まれる。沿岸部 や川沿いにいる人は、ただちに高台 や避難ビルなど安全な場所へ避難す る。警報が解除されるまで安全な場 所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波 警報	予想される津波の高さが 高いところで1mを超え、 3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、 浸水被害が発生する。人は津波によ る流れに巻き込まれる。沿岸部や川 沿いにいる人は、ただちに高台や避 難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所か ら離れない。
津波 注意報	予想される津波の高さが 高いところで0.2m以上、 1m以下であって、津波に よる災害のおそれがある 場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記 しない	海の中では人は速い流れに巻き込ま れ、また、養殖いかだが流失し小型 船舶が転覆する。海の中にいる人は ただちに海から上がって、海岸から 離れる。

※ 大津波警報は、特別警報に位置づけられている。  
注 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。
- ・津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(6) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。



■津波情報の種類

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻 <sup>※1</sup> や予想される津波の高さを発表 <sup>※2</sup>
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 <sup>※3</sup>
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 <sup>※4</sup>

※1 この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

※2 発表内容は表「津波警報・注意報の種類」を参照。

※3 津波観測に関する情報の発表内容について

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

※4 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- 沖合で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。
- 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

■沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表 (津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

■沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値<sup>※</sup>）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報を發表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※注 沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

(ア) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

(イ) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

(ウ) 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

(エ) 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(7) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

■津波予報

発表基準	内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配がない旨を発表する
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波にともなう海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴等に際しては十分な留意が必要である旨を発表

## 8 地震情報の種類とその内容

### (1) 緊急地震速報

#### ア 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。このとき、予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。また、最大震度が3以上またはマグニチュード3.5以上と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

#### ■緊急地震速報や震度情報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる区域の名称	郡市区町村名
徳島県	徳島県北部	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、名東郡〔佐那河内村〕、名西郡〔石井町、神山町〕、板野郡〔松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町〕、美馬郡〔つるぎ町〕、三好郡〔東みよし町〕
	徳島県南部	阿南市、勝浦郡〔勝浦町、上勝町〕、那賀郡〔那賀町〕、海部郡〔牟岐町、美波町、海陽町〕

※注 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

#### イ 緊急地震速報の伝達

- ・気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。
- ・消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。
- ・地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。
- ・市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

#### ウ 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

エ 緊急地震速報の種類と発表条件

緊急地震速報の種類と発表条件及び内容は、以下のとおりである。

■緊急地震速報の種類と発表条件及び内容

種 類	発表条件及び内容
緊急地震速報 (警報)	<p>(発表条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震波が2点以上の地震観測点で観測され、最大震度が5弱以上と予想された場合に発表する。</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の発生時刻、発生場所(震源)の推定値、地震発生場所の震央地名</li> <li>・強い揺れ(震度5弱以上)が予想される地域及び震度4が予想される地域名</li> </ul>
緊急地震速報 (予報)	<p>(発表条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いずれかの地震観測点において、P波またはS波の振幅が100ガル以上となった場合に発表する。地震計で観測された地震波を解析した結果、震源・マグニチュード</li> <li>・各地の予測震度が求まり、そのマグニチュードが3.5以上、または最大予測震度が3以上である場合に発表する。</li> </ul> <p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震の発生時刻、地震の発生場所(震源)の推定値</li> <li>・地震の規模(マグニチュード)の推定値</li> <li>・予測される最大震度が震度3以下のときは、 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 予測される揺れの大きさの最大(最大予測震度)</li> </ul> </li> <li>・予測される最大震度が震度4以上のときは、地域名に加えて <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 震度4以上と予測される地域の揺れの大きさ(震度)の予測値(予測震度)</li> <li>－ その地域への大きな揺れ(主要動)の到達時刻の予測値(主要動到達予測時刻)</li> </ul> </li> </ul>
<p>※緊急地震速報の特別警報について</p> <p>緊急地震速報(警報)のうち、震度6弱以上が予想される場合を特別警報(地震動特別警報)に位置付ける。ただし、特別警報の対象となる最大震度6弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度6弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を一般の皆様に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報(警報)においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表する。</p>	

(2) 地震情報の種類とその内容

■地震情報の種類と発表基準及び内容

種 類	発表基準及び内容
震度速報	(発表基準) 震度3以上
	(内容) 地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	(発表基準) 震度3以上（津波警報または注意報を出した場合は発表しない）
	(内容) 「津波の心配がない」または「若干の海面運動があるかも知れないが、被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報	(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合
	(内容) ・地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	(発表基準) 震度1以上
	(内容) ・震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 ・震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	(発表基準) 震度5弱以上
	(内容) 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	(発表基準) 国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で、規模の大きな地震を観測した場合
	(内容) ・地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 ・日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	(発表基準) 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など
	(内容) 顕著な地震の震源要素更新の通報や地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

## 9 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

### ■解説資料等の種類、発表基準と内容

解説資料等の種類	発表基準及び内容
<p>地震解説資料 (速報版)</p>	<p>(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・ (担当地域で) 震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない)</li> </ul> <p>(内容) 地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、当該都道府県の情報等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</p>
<p>地震解説資料 (詳細版)</p>	<p>(発表基準) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (担当地域沿岸で) 大津波警報、津波警報、津波注意報発表時</li> <li>・ (担当地域で) 震度5弱以上を観測</li> <li>・ 社会的に関心の高い地震が発生</li> </ul> <p>(内容) 地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表し、地震や津波の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。</p>
<p>徳島県の地震</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期 (毎月初旬)</li> </ul> <p>(内容) 地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の徳島県内及び周辺地域の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</p>
<p>大阪管区気象台 週間地震概況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定期 (毎週金曜)</li> </ul> <p>(内容) 防災に係る活動を支援するために、週ごとの近畿、中国、四国地方の地震活動の状況を取りまとめた資料。</p>

## 第4節 災害情報の収集・伝達

【所管：各班】

### 1 主旨

災害時において、被害情報及び関係機関の応急対策の活動情報等は、効果的に応急対策を実施する上で不可欠であるため、情報の収集・連絡を行い、被害規模等の早期把握を行うものとする。

### 2 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

町は、それぞれの所掌事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集し速やかに関係機関に伝達を行う。

#### (1) 情報の収集・伝達

町は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

#### (2) 情報の内容

収集、伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、人的被害、避難措置等住民の生命、身体の保護に関連あるものを優先するものとする。

- ア 緊所要請事項
- イ 災害発生状況（原因、発生日時、発生した場所又は地域）
- ウ 被害状況
- エ 災害応急対策実施状況
- オ 道路交通状況（道路被害、交通規則等）
- カ 水道、電気、ガス等生活関連施設の被害状況及び確保対策
- キ 避難状況
- ク 医療救護活動状況
- ケ 住民の動静
- コ その他応急対策の実施に際し必要な事項

#### (3) 情報の収集方法

町は、電話、携帯電話、電子メール、各種無線設備及び衛星携帯電話を活用するほか、情報連絡員を被災地等に派遣することにより、迅速かつ的確に災害状況を把握するよう努める。

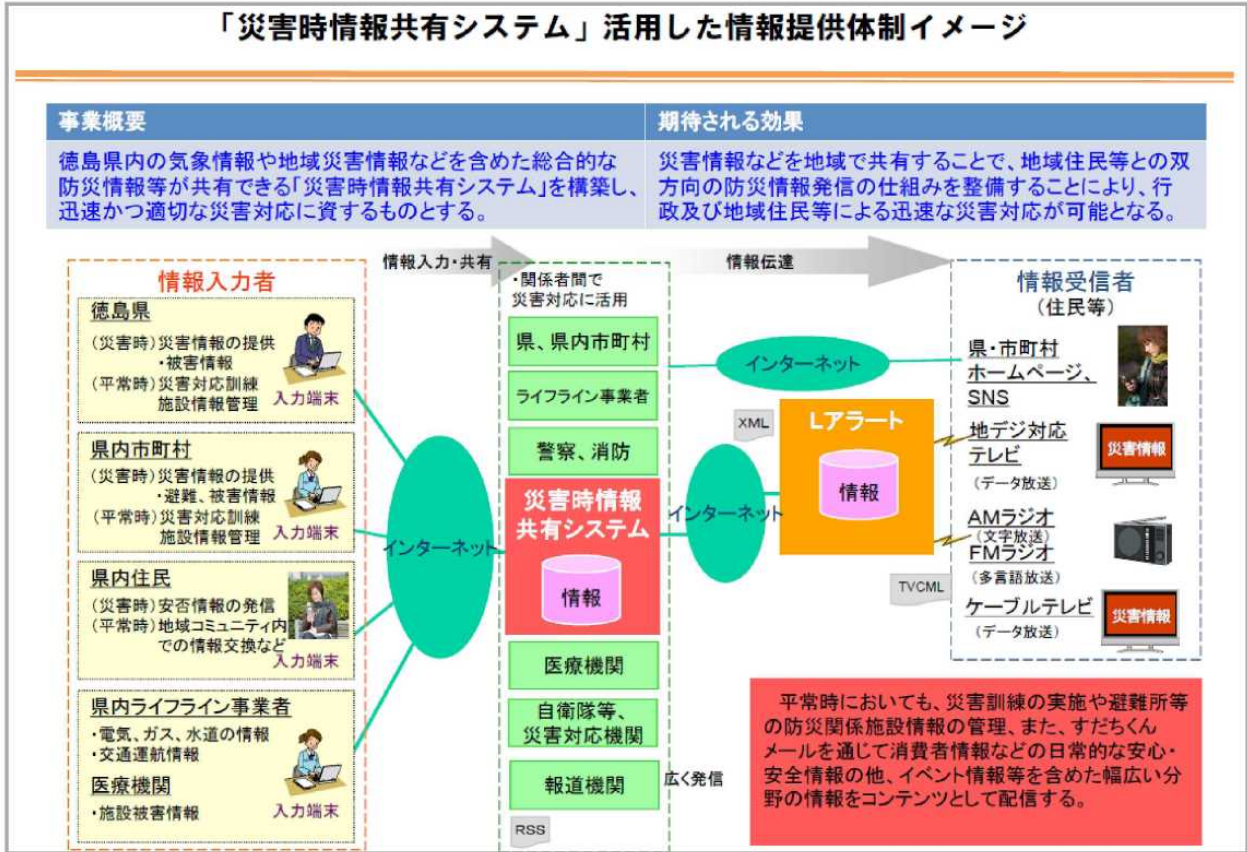
また、避難場所や避難所との情報伝達手段として携帯型防災行政無線を活用し、災害状況等の情報収集に努める。

なお、広報資料の収集には、状況に応じて職員を現地に派遣して災害現場写真を撮影するよう努めるものとする。

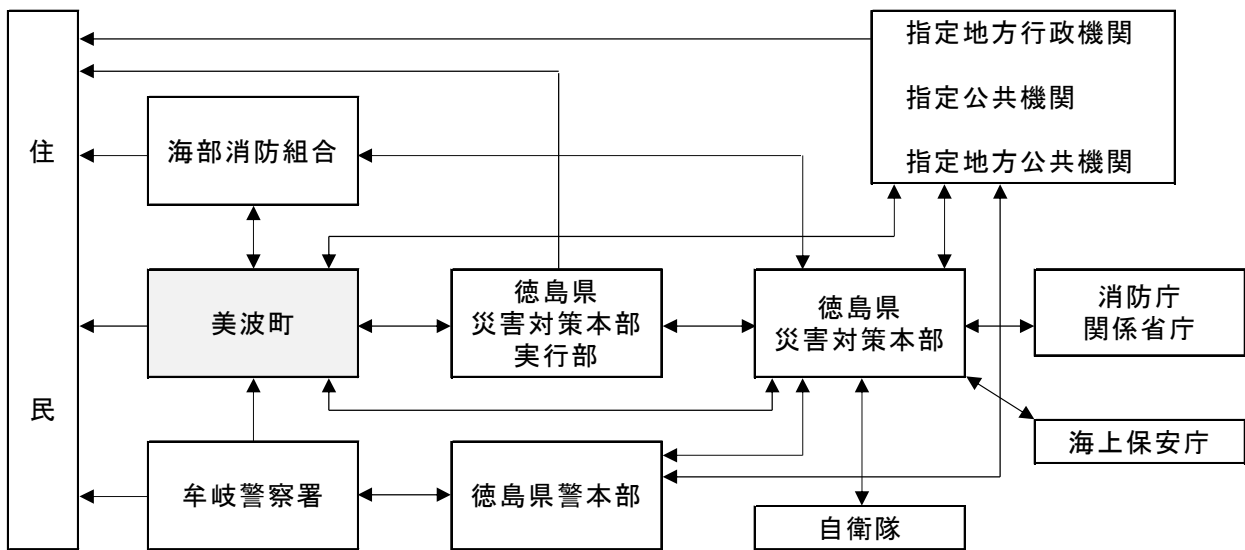
(4) 情報の収集、伝達系統

町及び県の情報伝達・共有は災害時情報共有システムにより行う。防災機関は、おおむね次の系統により相互に情報の収集、伝達を行う。

■災害時情報共有システムの場合



■情報の一般的収集、伝達系統図





### 3 被害状況の報告要領

#### (1) 報告の基準

内閣総理大臣（消防庁経由）及び県に報告すべき災害は次のとおりであり、報告にあたっては、「災害報告記入要領」により行うものとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 町が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2府県以上にまたがるもので1つの府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 地震が発生し、町域内で震度4以上を記録したもの
- オ 津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- カ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- キ 河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ク 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- ケ 道路の凍結又は積雪等により、孤立集落を生じたもの
- コ 上記各基準に該当しない災害であっても、報道機関に取りあげられる等、社会的影響度が高いと認められるもの

なお、「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく災害以外の火災即報及び救急・救助事故即報についても報告するものとする。

#### (2) 調査実施者

被害状況の調査は、住民の生命及び財産に関する事項並びに町の管理する施設については町、県の管理する施設については県が調査するものとし、ライフライン関係機関等も調査の上、町への通報に協力するものとする。

#### (3) 報告の種類

被害状況の報告の種類は次のとおりとする。

- ア 災害即報  
災害が発生したとき直ちに行う。
- イ 中間報告  
発生報告の後、被害の状況が変わる度に逐次行う。
- ウ 確定報告  
応急処置が完了し、その被害が確定したときに行う。

(4) 報告の方法

ア 原則として、災害時情報共有システムへの入力による。ただし、システム障害等により入力できない場合は、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

イ 災害速報及び中間報告は原則として「火災・災害等即報要領」の別紙様式の内容を電話又は徳島県総合情報通信ネットワークシステムにより速やかに報告するものとし、不通の場合には可能な最短方法にて報告するものとする。

ウ 確定報告は必ず別紙様式の「災害中間報告・災害確定報告」により文書で報告するものとする。  
(資料編 「災害中間報告・災害確定報告」参照)

(5) 報告責任者

町長は、あらかじめ被害状況報告責任者を定めておくものとする。

(6) 町長の措置

ア 町長は、知事に対する被害状況の報告ができない場合は、内閣総理大臣（消防庁経由）に対し直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について知事に対し連絡するものとする。

イ 災害発生に伴い、消防機関への119番通報が殺到した場合、直ちに県及び国（消防庁）に報告するものとする。

ウ 「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等を覚知したときは、第一報を県に対してだけでなく、消防庁に対しても、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

(7) 連絡窓口

ア 消防庁

平日 (9:30~18:15)

応急対策室	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7537
消防防災無線	TEL	7-943-90-49013	FAX	7-943-90-49033
衛星系	TEL	*-90-048-500-90-49013	FA	8099**90-048-500-90-49033

平日 (9:30~18:15) 以外

宿直室	TEL	03-5253-7777	FAX	03-5253-7553
消防防災無線	TEL	7-943-90-49102	FAX	7-943-90-49136
衛星系	TEL	*-90-048-500-90-49101	FAX	8099**90-048-500-90-49036

イ 徳島県危機管理環境部	TEL	088-621-2716	FAX	088-621-2987
県ネットワーク無線	TEL	*-9500	FAX	8099*9366

#### 4 行政機能の確保状況の把握

町は、大規模災害時において、行政機能の確保状況を県に報告する。

##### (1) 把握・報告の方法

「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」(平成29年4月11日付総行市第26号総務省自治行政局長・消防第51号消防庁次長通知)に基づき、町は、震度6弱以上の地震を観測した際は、「市町村行政機能チェックリスト」を記入し、原則としてファクシミリにより県(市町村課)に報告する。

##### 市町村行政機能チェックリスト

<送付先>〇〇県〇〇課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000)

※都道府県はとりまとめ、総務省市町村課 (FAX00-0000-0000 TEL00-0000-0000) へ送付

市町村行政機能即報  
(チェックリスト)

総務省受信者氏名 \_\_\_\_\_

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名 氏名 <small>※都道府県等から派遣された者が属する場合 (報告元 )</small>

##### 1. トップマネジメントが機能しているか

①市町村長の安否は確認できたか

(市町村長不在の場合、代行者の職名氏名 \_\_\_\_\_)

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか

③災害応急対策業務等(例:避難所運営、物資供給)(以下「業務等」という)の役割分担を行い、責任者が明確になっているか

④広報・報道対応を円滑に行えているか(プレスリリースの定例化等)

⑤特記事項

##### 2. 業務実施体制(人的体制)は整っているか

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか

(職員の参集状況約 \_\_\_\_\_ % (業務等実施予定職員約 \_\_\_\_\_ 名中約 \_\_\_\_\_ 名参集))

②職員(一般行政)の応援派遣要請は行ったか

③特記事項

##### 3. 業務実施環境(物的環境)は整っているか

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか  
(停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など)

④特記事項

※ 第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く(原則として発災後12時間以内)、分かる範囲で記載し報告すること。

## 第5節 災害広報

【所管：総務班】

### 1 主旨

災害時、又は災害が発生するおそれのある場合における、人心の安定と災害応急対策活動を円滑かつ効果的に実施するための災害広報を行うものとする。

町は、被災者のニーズを十分把握し、災害の状況に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、女性、障がい者等要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

また、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

### 2 広報の方法

災害対策本部は、下記のような媒体を活用し多様な手段で町民に対して広報を行う。

- (1) 防災行政無線（同報系）
- (2) 広報車
- (3) 報道機関：新聞、テレビ、ラジオ（AM放送、FM放送、コミュニティFM）
- (4) インターネットのホームページ

#### ■報道機関の一覧

名 称	媒 体	所 在 地	電話番号
NHK徳島放送局	テレビ・ラジオ	徳島市寺島本町東1-28	088-626-5970
四国放送株式会社	テレビ・ラジオ	徳島市中徳島町2丁目5-2	088-655-7560
徳島新聞社	新聞	徳島市中徳島町2丁目5-2	088-655-7373
株式会社FM徳島	コミュニティFM	徳島市幸町1丁目6	088-656-2111

### 3 住民への情報提供に際して留意すべき要因

地震が発生した場合、社会的混乱が予想されるので、警察官、住民組織等の協力を得るとともに、広報を通じて人心の安定に努めるものとする。

- (1) 電話の不通、断線等による混乱
- (2) 情報の不足、混乱に伴うデマ、流言飛語による混乱
- (3) 避難行動に伴う混乱
- (4) 帰宅行動に伴う混乱
- (5) 自動車による混乱
- (6) 買い出し、旅行者等による混乱
- (7) その他社会的混乱が発生しやすい場所
  - ア 不特定多数の出入りする大規模施設及びその周辺
  - イ 危険地域で、かつ、人口の集中している地域
  - ウ 混乱を発生させるおそれのある避難場所、避難所、避難路
  - エ その他交通渋滞の発生しやすい場所、道路

#### 4 町が実施する広報

町が実施する広報活動において重点をおくべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 津波・余震に関する情報
- (2) 震災時における住民の注意事項
- (3) 災害に係る情報及び被害の状況
- (4) 災害応急対策の実施状況
- (5) 避難時の災害に適した指定緊急避難場所の選択、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等の避難方法についての周知
- (6) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所での心得
- (7) 指定避難所の開設状況や混雑状況
- (8) 災害復旧の見通し
- (9) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (10) その他必要事項

#### 5 広聴活動

町は、災害時に被災住民、関係者等からの相談・照会・苦情等に対応するため、相談窓口等の設置等を行い、適切な応急対策の推進に努める。

また、住民からの要望事項については、直ちに所管課又は関係機関に連絡し、迅速かつ適切な処理がなされるよう努めるものとする。

#### 6 放送の要請

本部長は、緊急を要する場合で、利用できる全ての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続きにより、放送局に放送を要請できる。

## 第6節 自衛隊災害派遣要請

【所管：総務班】

### 1 主旨

町が応急対策を実施するに当たり、自衛隊の部隊組織による活動が必要もしくは効果的であると判断した場合において、知事に対して行う自衛隊の派遣要請を行うものとする。

### 2 要請要領

- (1) 町長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認めるときは、知事に対し次の内容を記載した文書により自衛隊の派遣を要請するものとする。

ただし、事態が急迫し、文書で要請するいとまのないときは、電信・電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

なお、自衛隊への派遣要請を必要とするのは、概ね次のような活動において、応援を必要とする場合である。

#### ■自衛隊の活動内容（美波町受援計画より）

項目	内容
被害状況	車両、航空機等による被害状況の把握
消防活動	火災救助に対し、消防機関に協力して行う消火救助活動
避難の援助	避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
道路又は水路の啓開	道路、水路の損壊及び障害物がある場合それらの啓開
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動
人員及び物資の輸送	防災要員等の輸送
炊飯及び給水支援	被災者に対する炊飯及び給水支援
物資の無償貸付及び譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付し、又は救援物資を譲与
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力の範囲内における火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものに対する所要の措置

(2) 町長は、災害に際して特に緊急を要し、通信途絶等により(1)に掲げる依頼を知事に対して行うことができないときは、自衛隊に通知するものとする。その後、町長は、速やかにその旨を知事に対して通知するものとする。

ア 要請自衛隊

(ア) 陸上自衛隊第14旅団

香川県善通寺市南町

第3部 (0877)62-2311

内線 2235、2236、2237

防災無線 TEL:90-037-200-466-502 (防衛班)

(イ) 海上自衛隊徳島教育航空群

板野郡松茂町住吉

司令部 (088)699-5111

内線 3213

防災無線 TEL:425\*\*1

(ウ) 海上自衛隊第24航空隊

小松島市和田島町

幕僚室 (0885)37-2111

内線 213

防災無線 TEL 397\*\*1

(エ) 陸上自衛隊第14施設隊

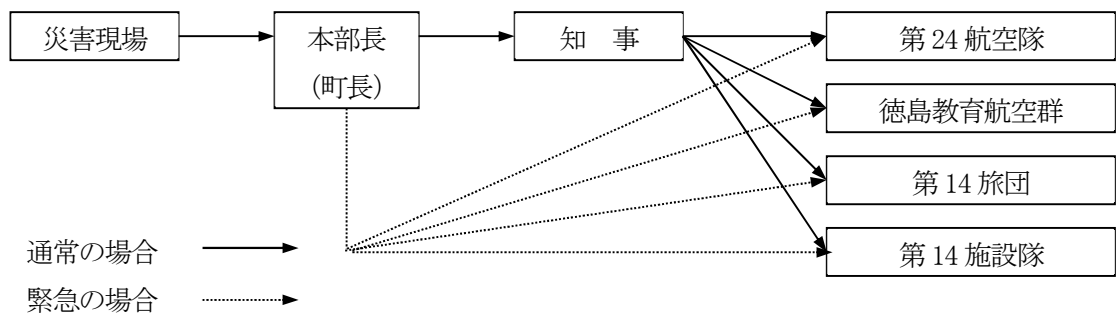
(徳島駐屯地) 阿南市那賀川町

隊本部 (0884)42-0991

内線 230

防災無線 TEL 425\*\*1

イ 通報系統



### 3 受入れ体制の整備

- (1) 町長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置するものとする。
- (2) 町長が自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、次のことに留意するとともに、あらかじめ計画を立て、活動の円滑化を図るものとする。
  - ア 派遣部隊の宿泊施設、野営施設その他の必要な諸施設等の準備
  - イ 派遣部隊の活動に対する協力
  - ウ 派遣部隊と県及び町の連絡調整

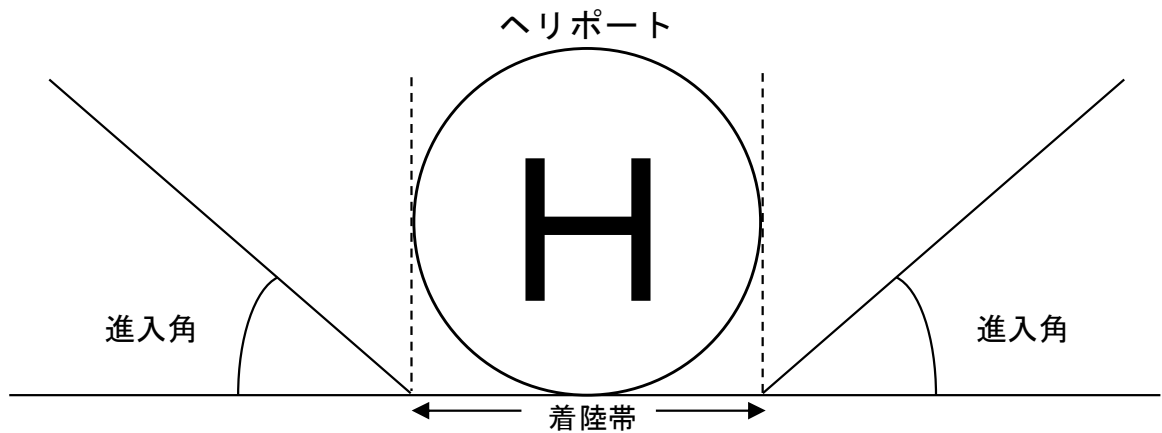
### 4 派遣部隊等の撤収要請

本部長（町長）は、派遣部隊の長と協議の上、災害救助活動の必要がなくなった場合、知事を通じて自衛隊の撤収要請を行う。

### 5 災害対策用ヘリポートの設置

- (1) 災害対策用ヘリポート
 

町長は、あらかじめ災害対策用ヘリコプターの降着場適地を選定し、県に通知しておくものとする。
- (2) 選定要領
  - ア 地表面は平坦でよく整理されていること
  - イ 回転翼の回転によって、努めて砂塵等があがらない場所であること
  - ウ 所要の地積があること
  - エ 周辺に風圧の影響を受けるものがないこと（大型ヘリコプター）



■ヘリポートの最小限所要地積

機 種	着陸帯 (直径)	進入角	摘 要
小型ヘリコプター	30m	10°	ヘリポートの外縁から50m以内に10m以上の障害物がないこと
中型ヘリコプター	50m	8°	ヘリポートの外縁から70m以内に10m以上の障害物がないこと
大型ヘリコプター	100m	6°	ヘリポートの外縁から100m以内に10m以上の障害物がないこと



(3) ヘリポート設置上の留意点

ア ヘリポートの標示をすること。

(ア) 上空から確認できる風向標示の旗をたてる。又は、発煙筒を用意すること。

(イ) 着陸地点に石灰、白布等でHまたは○の記号を標示すること。

(ウ) 夜間に備え、簡易照明施設を用意すること。

イ 危険防止に留意すること。

(ア) 着陸時は風圧等による危険防止のため関係者以外を接近させないこと。

(イ) 着陸地点付近に物品等異物を放置しないこと。

(ウ) 現地に自衛隊員が不在の場合、必ず安全上の監視員を配置すること。

(4) 生存者の使用する対空目視信号

ア 利用できるあらゆる方法により記号を作ること。

※生存者が通常利用できる方法には、細い布、落下傘の材料、木片、石またはそれらに類する材料を使用したり、地面を踏むことにより、または油等で汚すことにより地上に標識をつけたりするものがある。

イ 背景と使用される材料との間の色彩をできるだけ対照的にすること。

ウ 無線機、火煙、反射光のようなその他の方法により注意を引くためにあらゆる努力をすること。

■ヘリポート等施設一覧

名 称	所在地	管理者	連絡先	着陸可能なヘリコプターの大きさ	避難所等との重複
日和佐飛行場外離着陸場	奥河内字井ノ上13-2	消防防災課	0884-77-3619	小	
日和佐中学校	西河内字大久保76-1	教育委員会	0884-77-3620	小	重複
日和佐グラウンド	日和佐浦314-2	教育委員会	0884-77-3620	小	
旧水産高校グラウンド	奥河内字弁才天23-1	徳島県教育委員会	088-621-3119	小	
由岐小学校	西の地谷裏90-19	教育委員会	0884-77-3620	小	
美波町由岐B & G海洋センター	田井字小野52	教育委員会	0884-77-3620	小	
由岐町阿部場外	阿部字東谷649	徳島県観光協会	088-652-8777	小	
玉厨子農村公園	山河内字本村206-1	総務課	0884-77-3611	小	
赤松防災拠点施設	赤松字阿地屋41-1	消防防災課	0884-77-3619	小	重複
阿部地区場外離着陸場ヘリポート	阿部字岡585-1	消防防災課	0884-77-3619	小	

## 第7節 防災関係機関応援要請

【所管：総務班】

### 1 主旨

地震・津波災害においては、各機関がおのおのの所掌事務又は業務に従って応急対策活動を実施するものとするが、必要に応じ、県、指定地方行政機関及び他の市町村等と協力して災害対策活動の万全を期するものとする。そのため、相互応援等の協力体制の確立を行うものとする。

また、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応等についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

### 2 応援協力要請実施者

町本部長は、災害の種別により、必要と認める関係機関等へ応援要請するものとする。なお、本部長が不在の場合は、本部長があらかじめ指定した者により行うものとする。

### 3 応援を要請する場合

町が応援を要請する基準は、町民の身体、生命及び財産を災害から保護するための災害応急対策活動が、町において不可能又は困難な状況になった場合とする。詳細は以下の通りとする。

- (1) 町の災害対策機能が停止し、又はそれに近い状態となったとき。
- (2) 町の災害対策活動だけでは不十分なとき。
- (3) 町の災害対策活動よりも他の防災機関の活動が迅速で、効果的である場合。
- (4) その他特に必要と思われるとき。

### 4 応援要請等

#### (1) 他の市町村への応援要請

町本部長は、応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し応援要請を行うものとする。(法第67条)

#### (2) 県への応援要請等又は職員派遣のあつせんの要請

町本部長は、県に応援等を求める必要があると認める場合、又は指定地方行政機関等の職員派遣のあつせんに県に求める場合には、知事に次の事項について、口頭又は電話をもって依頼し、事後速やかに文書を提出するものとする。

ア 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

##### (ア) 災害救助法の適用

- ① 災害発生の日時及び場所
- ② 災害の原因及び被害の状況
- ③ 適用を要請する理由
- ④ 適用を必要とする期間

- ⑤ 既にとった救助措置及びとろうとする措置
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 被災者の他地区への移送要請

- ① 移送要請の理由
- ② 移送を必要とする被災者の数
- ③ 希望する移送先
- ④ 被災者の収容期間

(ウ) 県への応援要請（徳島県職員災害応援隊の出動要請を含む）又は応急措置の実施の要請（法第68条）

- ① 災害の状況及び応援（応援措置の実施）を求める理由
- ② 応援を希望する物資、資財、機材、器具等の品名及び数量
- ③ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- ④ 応援を必要とする活動内容（必要とする応援措置内容）
- ⑤ その他必要な事項

(エ) 自衛隊災害派遣要請の要求（法第68条の2）

第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」によるものとする。

(オ) 指定地方行政機関、他の市町村、都道府県等の職員派遣のあっせんを求める場合（法第30条）

- ① 派遣のあっせんを求める理由
- ② 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- ⑤ その他参考となるべき事項

(3) 指定地方行政機関の長、他の市町村長、都道府県等に対する職員の派遣要請（法第29条、地方自治法第252条の17）

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他必要な事項

(4) 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局へ緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ア 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- イ 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- ウ 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務ものほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務

5 応援受入れ体制の整備

本部長は、県、指定地方行政機関、その他の市町村等に応援を求め、派遣が決定した場合は、以下のとおり受け入れ体制を整える。

(1) 派遣部隊の受入れ準備

総務班（地震・津波災害時は指揮調整班）は、下記内容を確認し受入れ準備を整え、受入れ関係班に対して連絡する。

- ア 派遣部隊の到着場所
- イ 宿泊場所の確保
- ウ 受入れ関係班との調整
- エ 飲料水、食料等の物資の確保
- オ その他の受け入れに必要な準備

(2) 派遣部隊の受入れ手続き

受入れ関係班は、下記の内容を記録し、総務班（地震・津波災害時は指揮調整班）を通じて本部長に報告する。

- ア 派遣部隊の団体名称
- イ 派遣人員
- ウ 実施を要請した業務内容
- エ 業務を実施する場所
- オ 派遣部隊の責任者名及び連絡先

(3) 受援対象業務の選定

受援対象業務については、美波町業務継続計画において選別しているが、人員の不足や業務量の増加など、状況に応じて町災害対策本部が選定を判断するものとする。

## 6 各関係機関の協力及び経費の負担

### (1) 協力の実施

ア 他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力又は便宜を供与するものとする。

イ 各機関の協力業務の内容及び協力方法は、各計画に定めるところによるものとし、協力活動等が円滑に行われるよう必要に応じ、事前に協議をするものとする。

### (2) 協定の締結

ア 平常時から国、県及び関係機関や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

イ 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、救援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制の構築に努め、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

### (3) 経費の負担

ア 国、県又は他の市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は法又は協定に定めるところによるものとする。

イ 指定公共機関等が協力した場合の経費の負担については、その都度あるいは事前に相互に協議して定める。

## 7 公共的団体等との協力体制の確立

町及び県並びに関係防災機関は、それぞれの所掌事務又は業務に関係する公共的団体及び防災組織に対して、災害時の応急対策等に対する積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

### (1) 公共的団体とは次のものをいう。

日赤奉仕団、医師会及び歯科医師会、農業協同組合、徳島県水難救済会、森林組合、商工会、町内会、自主防災組織、壮年団、青年会、婦人会、アマチュア無線クラブ等。

### (2) 協力体制の確立

町並びに県の各部局は、それぞれの所掌事務に関する公共的団体とあらかじめ協議しておき、災害時における協力業務、協力の方法を明らかにしておき、災害時において積極的な協力が得られるようにしておくものとする。これらの団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

ア 異常現象、危険な場所等を発見したときに、関係機関に連絡すること

イ 災害時における広報等に協力すること

ウ 出火の防止、初期消火に協力すること

エ 避難誘導、避難場所での救助に協力すること

オ 被災者の救助業務に協力すること

- カ 炊き出し、救助物資の調達配分に協力すること
- キ 被害状況の調査に協力すること
- ク 情報伝達に協力すること

(3) 応援に係る新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策

町が応援職員を派遣する場合に当たっては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用し、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。また、応援の受入れ側となった場合には、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

## 第8節 災害救助法の適用

【所管：各班】

### 1 主旨

災害に際し、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対し、その保護と社会秩序の保全を図るため実施する災害救助法の適用の措置をとるものとする。

### 2 実施責任者

災害救助法による救助は知事が行い、町長がこれを補助する。ただし、知事が救助に関する権限の一部を委任した場合は、町長が行う。

### 3 適用条件・基準

この法による救助は、町域内に同一原因による災害により、町の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、災害にかかった者が救助を要する状態にあるとき適用するものとし、おおむね次のとおりとする。

- (1) 町域内で、住家が滅失した世帯が、40世帯以上であるとき。
- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、町域内の滅失世帯数が20世帯以上に達したとき。
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上に達した場合で、町域内の被害世帯数が多数であるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
  - ※ 半壊又は半焼した世帯は、2世帯をもって滅失した1世帯とみなす。
  - ※ 床上浸水した世帯は、3世帯をもって滅失した1世帯とみなす。

#### ■災害状況認定基準

被害規模	認定基準
①滅失	住家が滅失したもので具体的には住家の損壊、消失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
②住家の半壊、半焼	住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元通り再使用できる程度である場合。具体的には損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満であるもの、又は土砂、竹林等の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの。
③住家の床上浸水、土砂の堆積	上記①、②に該当しないものであって、浸水がその床に達した程度である場合、又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態になったもの。
④世帯	生計を一にしている実際の生活単位。
⑤住家	現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造物の集合住宅等で各部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を個々に有しているものについては、それぞれを1住家として扱う。

#### 4 適用手続

町長は、町における災害が前記の「適用条件・基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその旨を知事に情報提供するものとする。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

また、災害の事態が緊迫し、知事による救助の実施を待つ事ができない場合は、災害救助法の規定による救助に着手するものとする。なお、災害対策本部担当窓口は総務班（地震・津波災害時は指揮調整班）とし、日本赤十字社等との事務連絡は、民生班（地震・津波災害時は指揮調整班）が行う。

#### ■災害救助の主な事務のあらまし

順序	厚生労働省	都道府県	市町村	備考
被害状況の把握			・迅速かつ正確に、管内の被害状況を把握	
被害状況の情報提供	・提供された情報内容について確認（必要に応じて）助言	・市町村からの被害情報を確認の上、管内分を集計し、直ちに防災担当大臣に報告 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・速やかに被害状況を知事に情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
災害救助法適用の決定	・情報の受理及び技術的な助言、指導・必要に応じ災害対策本部を設置 ・内閣府（防災担当）日本赤十字社等関連機関への連絡	・市町村を単位として災害救助法の適用を決定し、防災担当大臣に情報提供 ・県内各関係機関に連絡（連携協力） ・必要に応じ災害対策本部を設置 ・必要に応じ現地確認	・知事に災害救助法の適用要請 ・必要に応じ災害対策本部を設置	
応急救助の実施	・（必要に応じ）他の都道府県知事に対する応援の指示	・救助の実施等 ・（必要に応じ）他の市町村長及び他の都道府県知事に対して救助業務の応援を要請	・応急救助に当たる（県からの委任を受けた救助等）	
中間情報	・情報の受理及び必要な助言、指導	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	・救助の実施状況及び今後の救助の実施予定等を情報提供 〔以下、状況が判明〕 〔次第随時情報提供〕	
（必要に応じ）特別基準の申請 ・特別基準の申請は救助の種類ごとの期間内に行なわなければならない	・承認の要否及び程度等の判断及び必要な助言、指導	・被害が甚大等のため、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」による救助の種類ごとに、この基準により難い特別の事情があるときは、その都度特別基準を内閣総理大臣に協議	・（必要に応じ）知事に特別基準の要請	
救助完了についての情報	・情報の受理及び必要な助言・指導	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	・応急救助の完了後 1 確定被害状況 2 委任を受けて行った救助の種類ごとの実施状況及び救助費概算所要額等を情報提供	
補助金の申請等	・申請に基づく交付決定、資金示達及び精算確定	・翌年度6月15日までに精算交付を厚生労働大臣に申請	・応急救助等に基づく救助費（支弁を行った額）を知事に申請	・特別の事情がある場合には、国庫補助金の概算交付を受けることができる



## 5 災害救助法に基づく救助の実施

### (1) 救助の内容

災害救助法による救助の内容は、おおむね次の事項とする。

- ア 避難所及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金の貸与
- ク 学用品の給与
- ケ 遺体の搜索、処理及び埋葬
- コ 障害物の撤去

### (2) 救助に伴う労務の雇上げ

救助に伴う労務の雇上げの内容は、次のとおりである。

- ア 被災者の避難誘導労務
- イ 医療及び助産における患者の移送労務
- ウ 被災者の救出のための労務及び該当救出に要する機械器具、資材の操作運搬の労務
- エ 飲料水の供給のための運搬、操作及び浄水用薬品の配布等の労務
- オ 救助用物資の整理、輸送及び配分等の労務
- カ 遺体の搜索に必要な労務
- キ 遺体の処理に必要な労務

### (3) 応急救助の実施状況等の報告

災害救助法を適用し、応急救助を実施した場合は、その実施状況等を次により報告するものとする。

#### ア 救助実施記録日計票の作成等

災害対策本部各班は、救助実施記録日計票（以下「日計票」という。）を作成する。

なお、日計票の制作、とりまとめ等の事務処理については、それぞれ実情に適応した方法を採用し、適宜運用してさしつかえないものとする。

#### イ 救助実施状況等

災害対策本部各班は、災害救助法が適用された日から救助が完了するまでの間、毎日救助の実施状況を総務班（地震・津波災害時は情報作戦班）に報告するものとする。

なお、この報告は、前記の事項をできる限りの範囲内で掌握し、電話等の方法により、その結果を県に報告する。

## 6 災害救助法による救助の対象とならない場合の措置

災害救助法による救助の対象とならない小規模な災害の場合においても、被災の状況により必要に応じて町長の責任において救助を実施する。

## 7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりであるが、やむを得ない特別の事情があるときは、応急救助に必要な範囲内において延長されることがある。

(資料編 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表参照。)

## 第9節 避難対策の実施

【所管：総務班・民生班・医療班】

### 1 主旨

大規模な災害発生時においては、多数の避難者の発生が予想される。このような事態に対処し、住民の生命、身体の安全を確保するため、町長その他関係法令の規定に基づく避難の措置の実施責任者は、必要に応じ避難に関する可能な限りの措置をとるものとする。

特に、町長は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進行等を踏まえ高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難避難指示のほか、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難の伝達を行うものとする。

また、町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

### 2 高齢者等避難の伝達、避難の指示

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の拡大防止等、特に必要があると認められるときは、危険区域の居住者、滞在者、その他の者に対し、次の方法により高齢者等避難の伝達、避難の指示を行うものとする。

なお、町は、避難のための立ち退きがかえって危険を招くおそれがある場合は、住民に対して屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。

#### (1) 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

#### (2) 災害一般の避難の指示等

ア 町は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に情報を伝達する。

イ 町は、避難指示等の発令を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

ウ 町長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、特に避難行動に時間を要する高齢者等の避難行動要支援者に対し、計画された避難所への避難を求めるものとする。

エ 町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。

オ 町長は、法に基づき、避難のための立退きを指示するとともに、必要と認めるときはその立退き先を指示するものとし、状況に応じては、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。これらについて速やかに知事に報告するものとする。

この場合において町長が避難のため立退きもしくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は町長から要求があったときは、警察官又は海上保安官は必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

カ 知事は、当該災害による被害が甚大で、町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき措置の全部又は一部を代行する。

キ 町長は、避難指示等の迅速・的確な判断をするために、国が策定した「避難情報に関するガイドライン」に沿って津波、豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえつつ、避難すべき区域や判断基準を明確にしたマニュアルを整備する。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

(3) 実施責任者及び基準

区分	実施責任者（関係法令）	措 置	実施の基準
高齢者等 避難	町長 (災害対策基本法第56条)	要配慮者等への避難を求める	災害発生の可能性が高まった場合において、特に避難行動に時間を要する者が避難する必要が認められたとき
避難指示	町長 (災害対策基本法第60条)	立退き及び立退き先の指示	災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、特に必要と認められるときとする。
	知事 ( " )		本町が災害対策基本法第60条の執務を実行できない事態のときとする。
	警察官 (災害対策基本法第61条) (警察官職務執行法4条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、あるいは町長から要求があったときとする。
		警告及び避難の措置	危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのある者に、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
	海上保安官 (災害対策基本法第61条)	立退き及び立退き先の指示	町長が避難のための立退きを指示することが認めるとき、あるいは町長から要求があったときとする。
	自衛官 (災害対策基本法第63条) (自衛隊法第94条)	警告及び避難の措置	災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合に、警察官がその場にないとき、危険な場所にいる住民に対し、必要な限度で避難の措置を取ることができる。
水防管理者 (水防法第29条)	立退きの指示	洪水・高潮により、著しい危険が切迫していると認められるときとする。	
緊急安全 確保措置 の指示	町長 (災害対策基本法第60条)	緊急安全確保措置の指示	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きをおこなうことによりかえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるとき。
	知事 ( " )	緊急安全確保措置の指示	本町が災害対策基本法第60条の執務を実行できない事態のときとする。
	警察官又は海上保安官 (災害対策基本法第61条)	緊急安全確保措置の指示	町長が緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき。 町長から要求があったとき。

(4) 洪水又は高潮についての避難指示

ア 町長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする。また、状況に応じて屋内退避等の安全確保措置を指示するものとする。

イ 洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県職員又は水防管理者（町長）は、水防法に基づき、立退きを指示することができる。

水防管理者が指示する場合においては、牟岐警察署長にその旨を通知するものとする。

(5) 地すべりに関する避難指示

ア 町長は必要に応じて、法に基づく避難のための立退きの指示をする（地すべりに関する場合は屋内退避による安全確保は行わない）。

イ 地すべりに関する著しい危険が切迫していると認められるときは、知事又はその命を受けた県職員は、必要と認める区域内の居住者に対し、立退きを指示するものとする。この場合、牟岐警察署長にその旨を通知するものとする。

(6) 急傾斜地崩壊危険区域の避難指示

町長は急傾斜地の崩壊危険が切迫していると認められるときは、法に基づき避難のための立退きの指示をするものとする。

この場合、牟岐警察署長に協力要請等のため、その旨を通知するものとする。

(7) 土砂災害に対する避難指示等の判断基準

自然現象である土砂災害を的確に予測することは困難である。そのため、土砂災害警戒情報のみで判断するのではなく、気象情報、降雨情報、住民やパトロール等による現地の状況、近隣地域の情報等の幅広い情報を把握し、総合的に判断する。

ア 避難指示等の発令は、次の情報をもとに総合的に判断する。

(ア) 広域的な降雨（天気予報、天気図、台風進路予報等）

(イ) ローカルな降雨（徳島県土砂災害警戒システムの雨量、レーダー・降水ナウキャスト、解析雨量・降雨短時間予報、土砂災害警戒情報、支所設置の雨量計等）

(ウ) 前兆現象（消防団、職員による巡視・監視、住民からの異常情報、前兆現象情報等）

(エ) 緊急安全確保等（近隣地域の土砂災害、洪水、道路冠水、道路通行止め等）

■避難指示等の発令の判断についての基準と対象地域

区分	住民に求める行動	発令時の状況	判断基準	避難指示等の対象地域
(警戒レベル3相当) 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、指定された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援活動を開始）</li> <li>地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難</li> <li>上記以外の者は、家族等との連絡、非常持ち出し用品の用意等、避難準備を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①大雨警報発令</li> <li>②3時間雨量190mm以上の観測</li> <li>③今後も継続・増加する見込み</li> </ul> <p>上記①、②、③の全てに該当</p> <p>要配慮者の避難は、なるべく明るい内に実施する</p>	左記の①、②、③基準を満たした土砂災害危険箇所のある地域
(警戒レベル4相当) 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の行動ができる者は、指定された避難所への避難行動を開始</li> <li>災害が発生した場合やさらに災害の発生が切迫しており、屋外で移動することが危険な場合は、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（屋内での待避等の安全確保措置）を指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の避難行動が開始できる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況</li> <li>前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害が非常に高いと判断された状況</li> <li>堤防の隣接地等、地域の特性から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①土砂災害警戒情報の発表</li> <li>②今後も大雨が継続・増加する見込み</li> </ul> <p>①、②の両方に該当</p>	土砂災害警戒情報基準に達したブロック内における土砂災害警戒危険箇所のある地域
			<ul style="list-style-type: none"> <li>③前兆現象等、現地の異常</li> </ul>	前兆現象等の発生が確認された地域
			<ul style="list-style-type: none"> <li>④隣接する地域で、土砂災害が発生</li> </ul>	災害発生地域と同じ降雨状況（土砂災害警戒情報の有無や降雨量）で、近傍の地域
(警戒レベル5相当) 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難するいとまがない場合は屋内の安全な場所に避難するなど、生命を守る最善の行動をとる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害が発生した状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤避難所に至る道路の遮断が予測された場合</li> </ul>	孤立する地域
			<ul style="list-style-type: none"> <li>①前兆現象の発生</li> <li>②土砂災害の発生</li> <li>③その他危険性が非常に高まった場合</li> </ul>	前兆現象・土砂災害が発生した地域

(8) 町長が不在の場合の避難指示等の措置

町長が不在の場合、又は、災害時の通信途絶により、町長に連絡の取れない場合の指示等の措置の判断決定については、意思決定順位により判断を行うものとする。

(9) 避難指示等の内容

町長等避難の指示等をする者は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難指示等の理由
- オ その他必要な事項

(10) 避難指示等の実施

- ア 防災行政無線
- イ 広報車
- ウ テレビ、ラジオ等の報道機関
- エ 警察車両
- オ 情報収集伝達要員による戸別訪問及び信号（サイレン）
- カ 施設管理者を通じての伝達（支部、公的施設、海水浴場、学校等）

(11) 放送事業者への依頼

町と県及び放送事業者とは、町長が発令する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を住民へ確実に伝達するため、テレビ・ラジオによる放送について、申し合わせている。

そのため、必要に応じて申し合わせにより避難情報等の伝達を放送事業者へ依頼する。なお、依頼した場合は、県への報告を行う。

### 3 警戒区域の設定

町長は、災害の発生により住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限、禁止し、又は退去を命ずるものとする。

町長及びその職務を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要請があったときは、警察官又は海上保安官は、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

また、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長、町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、町長の職権を代行することができる。この場合、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行うものとする。

■警戒区域設定の権限区分表

区分	実施者	設定権	目的
災害対策基本法 第63条第1項	町長	災害時の一般的な 警戒区域設定権	住民等の生命・身 体等の保護を目的 とする。
災害対策基本法 第73条第1項	知事（町長がその全部又は大部分の事務を行うこ とができなくなったと認めるとき。）		
災害対策基本法 第63条第2項	警察官又は海上保安官（町長若しくはその委任を 受けて職権を行う吏員が現場にいないとき、又は これらの者から要求があったとき。）		
災害対策基本法 第63条第3項	災害派遣を命じられた自衛隊部隊等の自衛官（町 長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員 がいない場合に限る。）	水防上緊急の必要 がある場所での警 戒区域の設定	水防・消防活動関 係者以外の者を現 場から排除し、水 防・消防活動の便 宜を図ることを主 目的とする。
水防法 第21条第1項	水防団長、水防団員、消防機関に属する者		
水防法 第21条第2項	警察官（水防団長、水防団員若しくは消防機関に 属する者がいないとき、又はこれらの者の要求が あったとき。）		
消防法 第28条第1項、 第36条	消防吏員又は消防団員	火災の現場及び水 災を除く他の災害 の現場における警 戒区域の設定権	
消防法 第28条第2項、 第36条	警察官（消防吏員又は消防団員が火災の現場にい ないとき、又はこれらの者から要求があったと き。）		

#### 4 避難場所について

##### (1) 指定緊急避難場所の指定

町は、防災施設の整備状況、地形、地質等を総合的に勘案し、必要があると認められるときは、災害発生時の円滑かつ迅速な避難のため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を管理者の同意を得た上で、災害の種類ごとにあらかじめ指定する。

##### (2) 指定緊急避難場所に関する事項

ア 町は、指定緊急避難場所を指定したときは、県に通知するとともに、公示する。

イ 指定緊急避難場所の管理者は、改築等により当該指定緊急避難場所の現状に重要な変更加えようとするとき又は廃止するときは、町に届出する。

ウ 町は、当該指定緊急避難場所が廃止又は政令で定める基準に適合しなくなった認めるときは、指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

##### (3) 避難場所の開設

ア 町は、災害時には、必要に応じて高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に周知徹底を図るものとする。

イ 町は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。また、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。



## 5 避難所について

町長は、災害により被災者を収容する必要があるときは、その規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から速やかに開設するものとする。

### (1) 指定避難所の指定

町は、円滑な救援・救護活動を行うため、政令で定める基準に適合する施設を管理者の同意を得た上で、指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、指定の際には地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえるものとする。

### (2) 指定避難所に関する事項

ア 町は、指定避難所を指定したときは、県に通知するとともに、指定避難所の場所、収容人数等について公示する。

イ 指定避難所の管理者は、改築等により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするとき又は廃止使用とするときは、町に届出する。

ウ 町は、指定避難所が廃止又は政令で定める基準に適合しなくなったと認める時は、指定を取消、県に通知するとともに、公示を行う。

エ 町は、指定避難所となる施設について、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、Wi-Fi等の通信設備の整備、太陽光や風力、LPガス等のエネルギー供給設備等の整備を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

オ 町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

### (3) 自主防災会による避難所開設の判断

避難所の開設にあたり、施設の安全確認が必要となるが、大規模災害時には町職員等の対応が困難な状況に陥ることが想定される。そのため、自主防災会による避難所開設の判断が行えるよう、建築士会等との連携のもと、避難所開設の判断に関する講習会等の開催に取り組む。

### (4) 避難所の追加開設

町は、災害発生の状況に応じ、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するものとする。また、野外テント、仮設物の設置、民家を利用したシームレス民泊など、指定避難所以外にも多様な避難所の確保に努めるものとする。

特に、要配慮者に配慮して、被災地域外にあるものを含め、旅館、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

それでも収容人数が不足する場合は、町は、知事又は隣接市町村と協議して所要の措置を講ずるものとする。

(5) 避難所の安全性

町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(6) 避難所開設の通知等

町長は、避難所の開設状況について、速やかに知事及び関係機関に報告又は通知するものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(7) 近隣市町等への避難所開設要請

大規模災害発生時における相互協力に関する協定書に基づき、近隣市町等へ自治体間を越えた避難所の開設を要請し、避難者の収容を行うものとする。

## 6 避難者の誘導

(1) 住民の避難誘導

住民の避難誘導は、町、消防団及び県警察が実施するものとするが、誘導にあたっては、周囲の状況等を的確に判断して避難路を選定の上、傷病者、障がい者、高齢者、幼児等要配慮者を優先的にできる限り集団で行うものとする。

また、避難行動要支援者の避難誘導については、自主防災組織や町内会など地域住民においても、福祉関係者との連携の下、町等に協力して避難誘導を実施するよう努めるものとする。

なお、指定緊急避難場所等は各種ハザードマップや標識、看板等により、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 住民の避難誘導體制

ア 町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

イ 町は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、河川管理者及び水防管理者、消防団等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等に対して避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にし、日頃から指定緊急避難場所や避難経路と併せて住民への周知徹底に努めるものとする。

ウ 町は、被害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

エ 町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、河川の氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び対象範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

### (3) 要配慮者への配慮

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるものとする。

## 7 避難所の運営

### (1) 避難所の運営・管理

ア 町及び住民は、地域住民や施設管理者等と協力し、避難所を開設するとともに、適切な運営管理を図る。

なお、自主防災会連合会で作成した「美波町避難所運営マニュアル」や「避難所開設キット」などを用いてあらかじめ避難所開設・運営訓練等を実施し、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及啓発に努めるとともに、適宜マニュアル等の更新を行う。また、特に夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

イ それぞれの避難所において、受け入れている避難者の状況及び避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等（車中泊等の避難所外で生活する避難者を含む。）の状況を早期に把握するよう努めるものとする。

ウ 避難時における生活環境を常に良好なものとするため、避難の長期化等に応じてプライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

エ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に、女性用トイレの快適な環境、女性専用の物干し場、更衣室、トイレ、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

なお、食料や生活必需品等の支給に当たっては、乳幼児、高齢者、障がい者、食物アレルギー者等に配慮するものとする。

オ 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全性に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体、徳島被害者支援センター等との連携の下、被災者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

カ 避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。また、町は県とともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等を把握し、災害時に迅速にあっせんできるように努めるものとする。

キ 町及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

ク 避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。また、地域の実情等について勘案しながら、あらかじめホームレスを受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(2) 避難所の状況把握

各避難所においては、避難者で協力しながら避難者簡易名簿や避難者名簿を活用し、以下の情報を把握するものとする（美波町避難所運営マニュアルを参考とする）。

- ア 避難者の住所、氏名、年齢等の調査及び避難者数の把握
- イ 避難者の負傷及び健康状態
- ウ 応援必要物品等の把握
- エ 安全配置及び避難所の秩序

(3) 要配慮者への配慮

避難所への収容は、要配慮者（妊産婦、身体障がい者、高齢者、乳幼児、外国人等）を優先する。

避難所では、スロープや多機能トイレ等の設置など高齢者、障がい者等要配慮者に配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者の心身の健康状態に十分配慮し、必要に応じて保健師等による巡回健康相談、社会福祉施設等への緊急入所、ホームヘルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得て、計画的に実施するものとする。

町は、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するとともに、要配慮者の応急仮設住宅への優先入居、高齢者・障がい者向け仮設住宅の設置等に努めるものとする。

(4) 文教施設の避難所の開放等

災害により、地域住民が避難所である小・中学校、高等学校等へ避難した場合の施設開放、管理等について定めるものとする。

- ア 避難所の管理者は、住民が避難してきたときは、施設を開放するものとし、管理者はその旨を担当班に連絡するものとする。
- イ 休日、夜間の開放方法は、管理者及び管理人が開放するものとする。

(5) 学校を避難所とする場合の配慮

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

(6) 避難所における感染症対策

ア 町は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

イ 町は、発生するおそれがある災害や指定避難所の収容人員を勘案し、指定避難所以外の避難所（サブ避難所）の必要性の検討又は確保に努めるとともに、テント泊や車中泊等々の活用について検討する。

ウ 町は、自主防災組織等と連携し、感染症対策を踏まえた実践的な避難所運営訓練の実施等に努めるものとする。

エ 町は、テント、パーティション、簡易トイレ、マスク、消毒液、段ボールベッド等の避難所における感染症対策に必要な物資・資機材を確保するよう努めるものとする。

オ 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## 8 津波避難対象地域

### (1) 日和佐地区

日和佐地区での津波避難対象地区は、恵比須浜地区、恵比須浜田井地区、東町地区、戎町地区、中村町地区、奥河町地区、本町地区、西町地区、天神町地区、大久保団地地区、井ノ上地区、北河内地区、西河内地区、桜町地区、弁才天地区、寺込地区、外磯町地区、ひばりヶ丘地区、奥潟地区とする。

### (2) 由岐地区

由岐地区での津波避難対象地区は、伊座利地区、阿部地区、志和岐地区、東由岐地区、西の地地区、西由岐地区、田井地区、木岐地区、木岐奥地区、木岐白浜地区とする。

## 9 津波避難場所等の周知徹底

町は、前述に掲げる津波避難対象地区ごとに、次の項目について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- (1) 地区の範囲
- (2) 想定される危険（津波・浸水等）の範囲
- (3) 津波避難場所、避難促進施設
- (4) 避難の指示等の伝達方法
- (5) 津波避難場所にある設備、物資等及び津波避難場所において行われる救護の措置等
- (6) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、特出品、服装、車の使用禁止等）  
（資料編「指定緊急避難場所(津波)一覧表」、「避難促進施設一覧表」参照）

## 10 広域避難の要請

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合又は災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域避難が必要であると判断した場合は、次のとおり対応することとする。

ア 町は、避難所不足が生じた場合は、「徳島県広域避難ガイドライン」に定めるブロック制及びマッチングに基づき、大規模災害発生当初から円滑かつ迅速に広域避難を実施するものとする。

イ 町は、事前に想定していた各ブロック内での広域避難が実施できない場合等は、予備枠となっているブロックへの広域避難を実施するため、県へ応援要請できる。

なお、県は町からの要請に基づき、被災の状況によって避難先市町村となりうるブロックとのマッチングの再調整を実施するものとする。

ウ 県外への広域避難及び避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて国、関西広域連合又は他の都道府県に県を通じて広域避難に関する支援を要請できる。

また、災害の発生により町及び県がその事務を行うことができなくなった場合で、被災住民の広域一時滞在及び県外広域一時滞在が必要な場合は、国が代わって施行する。

エ 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

## 11 避難の周知徹底

### (1) 避難場所等の周知

ア 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当であることを日ごろら住民等へ周知徹底するよう努める。

イ 町長は、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難路、避難情報の入手・伝達方法及び心得等の災害に関する情報を防災マップ等により住民にあらかじめ周知徹底させておくものとする。

ウ 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

エ 町及び県は、災害種別一般記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

### (2) 避難指示等の周知徹底

町長は、避難の指示をした場合、その内容について、防災行政無線、又は広報車等により、当該地域の住民に対し速やかに周知徹底を図るものとする。

なお、避難行動要支援者に対しては、自主防災組織や民生委員・児童委員等の福祉関係者等との連携の下、その特性に応じた手段で伝達を行うよう努めるものとする。

また、浸水や土砂災害等の危険又はその発生のおそれがある場合、「自らを守るのは自らである」との原則により、自主防災組織や自治会等地域住民は、避難の指示等がなされる以前であっても、自主的に早期避難を行うよう努めるものとする。

## 12 知事に対する報告

町長は、自ら避難のための立退きを指示し、又は立退き先を指示したとき、並びに緊急安全確保措置の指示及び警察官、海上保安官からの避難のための立退きの指示又は緊急安全確保措置の指示について通知を受けたときは、速やかに知事に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 避難指示、緊急安全確保措置又は立退き先の指示の区分
- (2) 避難指示等をした日時及び区域
- (3) 対象世帯及び人員

### 13 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の避難所の設置については、知事（権限が委任された場合は町長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

(1) 対象者

災害により現に被害を受けた者、又は被害を受けるおそれのある者

(2) 期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用

ア 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。

イ 避難所が冬季（10月1日から3月31日）に設置された場合は、燃料費として別に定める額を加算。

ウ 高齢者、障がい者であって避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉施設である場合は、当該地域の通常の実費を加算。

## 第10節 避難所外避難者の支援対策

【所管：総務班・民生班・医療班】

### 1 主旨

避難者の様々な事情や目的、その意思に応じて避難所を選択することや避難所が自然発生する場合があることから、車中泊避難者及び指定避難所以外の施設や屋外に自然発生した避難所等への避難者（以下「避難所外避難者」という。）に対しても、食料・物資等の提供、情報の供給、避難所等への移動など必要な支援を行うものとする。

### 2 避難所外避難者の把握のための周知

町及び県は、避難所外避難者に対し、町又は最寄りの公的避難所に現況を連絡するよう周知を行う。

### 3 避難所外避難者の状況調査

町は、避難所外避難者の状況を調査し、避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

町が行う避難所外避難者の状況調査について、必要に応じて県へ協力の要請を行う。

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、避難所外の避難行動要支援者の所在や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

避難所外避難者の状況は、発災後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

### 4 要配慮者に対する配慮

町は、指定避難所外に避難した要配慮者をできるだけ早く、指定避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関に移送する。

### 5 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等に対する配慮

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、本町の消防防災課と連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、本町の消防防災課との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

### 6 支援の実施

町は、新たな避難先の提供（避難施設、テントなど）や食料・物資の供給、避難者の健康管理、健康指導を実施する。特に、車中泊等狭い場所で避難生活を送っている方に対して、エコノミークラス症候群に対する注意喚起とその予防法について積極的な情報提供に努める。



## 第11節 交通確保対策

【所管：総務班・建設班】

### 1 主旨

災害時において、災害応急対策に従事する者及び災害応急対策に必要な機材等の緊急輸送を円滑に行うため、不通箇所の通報連絡、交通規制に関する措置等の対策を実施するものとする。

### 2 予想される状況

大地震及び大津波等の大規模災害の発生に伴い、路面に亀裂や欠落、盛り上り、段差、液化化また路面への崩壊、電線などの垂れ下がり、街路樹、電柱、建築物、看板等沿道施設物の倒壊、水没、火災や地下埋設物の破損、橋梁、トンネルの損壊等により、通行が困難あるいは不能の状況になるとともに、緊急交通路や避難路となる道路においても車両及び通行者が殺到して、通行が麻痺状態となることが予想される。

### 3 実施責任者

道路の損壊、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合、又道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合には、町道にあっては交通を規制し、町道以外の場合は、関係管理者と密接な連絡をとり交通の規制を要請する。

#### ■交通規制等の実施責任者

区分	実施責任者	内 容
交通規制	{ 道路管理者 国・県・美波町 }	1. 道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合。 2. 道路に関する工事のため、やむを得ないと認める場合。
	{ 警 察 公安委員会 警察署長 警察官 }	1. 災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送等を確保するために必要があると認める場合。 <small>(災害対策基本法第76条)</small> 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。 <small>(道路交通法第4条第1項、同法第5条第1項)</small> 3. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じたはそのおそれがある場合。 <small>(道路交通法第6条第4項)</small>
措置命令	{ 道路管理者 国・県・美波町 }	車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認める場合。
	災害派遣を命ぜられた 自衛官・消防吏員	警察官がその場にいないときで、それぞれの機関の緊急通行車両の円滑な通行を確保する必要がある場合。 <small>(当該措置をとった場合には、所轄の警察署長に報告しなければならない。)</small>

(注) 道路管理者と県警察は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

#### 4 被害状況及び交通の流れの把握

各施設の被害状況及び交通の流れや支障物件、混雑の度合を迅速かつ的確に把握することはきわめて重要である。町は、組織機能を有効に活用して被害状況等を積極的に調査把握し、関係機関と連絡を密にしているのに対処する。

#### 5 実施要領

##### (1) 緊急輸送確保のための交通規制

被災地への緊急物資輸送等、緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは次の処置をとるものとする。

また、災害発生前においても、道路、橋梁等の道路施設に危険が予想されるときは、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。また、降雨予測等から交通規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く規制予告を発表するものとする。その際、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

##### (2) 被災地における交通処理

ア 混乱している交差点があるときは、空地その他車両の収容可能な場所へ、道路上の車両をできるだけ収容し、車道をあけるようにする。

イ 運転者に対しては、ラジオ等の交通情報の受信に努め、現場の警察官及びラジオ等による交通規制の指示に従うよう協力を求める等の広報を行う。

ウ 住民に対して、家具等を車道又は、支障になる場所に持ち出さないよう周知に努める。

エ 道路において、被災者と緊急通行車両等とが混乱した場合においては、被災者を優先して誘導する。

オ 自動車を用いた避難の自粛を求める。

##### (3) 被災地周辺における交通規制

ア 必要に応じ、交通遮断線の手前に相当の距離をとって、要所に検問所を設ける。検問所には緊急車両以外の車両通行禁止標識の設置、周辺の災害状況の告知、検問所の明示等を行い、交通をはじめとする秩序の維持を図る。

イ 交通の障害となっている倒壊家屋、樹木、電柱その他障害物及び危険物の状況並びに崩壊した道路、橋梁等の応急修理、復旧計画等を考慮し、適切な交通の確保を図る。

ウ 災害応急対策の従事者及び緊急物資輸送車両等については、知事又は県公安委員会が交付する標章及び緊急通行車両確認証明書により、通行禁止又は制限の対象外とする。交付は牟岐警察署長が行う。

##### (4) 交通規制及び道路交通情報の周知

道路の状況により通行止め、車両通行止め、車種別通行止め等の交通規制を実施した場合、道路被害に関する情報を次の手段により周知するものとする。

ア 交通規制を行った場合は、適当な分岐点、迂回路線に指導標示板を設置するとともに、速やかに広報車、報道等による広報活動を通じて町民に周知を図る。

イ 不通箇所、迂回路、復旧見込み等道路交通情報についても、広報車、チラシ、立看板等による伝達等及び報道機関を通じて町民に周知を図る。

(5) 規制の標識等

規制を行ったとき、その実施者はアによる標識をたてるものとする。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときはイの方法により、とりあえず通行を禁止又は制限したことを明示し、必要に応じ遮断等の措置をとるものとする。

ア 規制標識

法によって規制したときは、法施行規則様式に定めるところにより、措置するものとする。

イ 規制条件の標示

道路標識に次の事項を明示して表示する。

- (ア) 禁止制限の対象
- (イ) 規制する区間
- (ウ) 規制する期間
- (エ) 規制する理由

ウ 迂回路の標示

規制を行ったときは、適切な迂回路を設定し必要な地点に図示する等によって一般交通にできる限り支障のないよう努めるものとする。

**6 報告等**

各機関は、報告通知等に当たって次の事項を明示して行うものとする。ただし、緊急を要する場合であらかじめ当該道路の管理者に通知する時間がなかったときは、事後速やかにこれらの事項を通知するものとする。

- (1) 禁止制限の種別と対象
- (2) 規制する区間
- (3) 規制する期間
- (4) 規制する理由
- (5) 迂回路の道路状況、幅員、橋梁等の状況

**7 緊急通行車両の確認申請**

(1) 通行の禁止又は制限と通行車両の確認手続

法第76条に基づき、県公安委員会が区域又は道路の区域を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令（昭和37年政令第288号）第33号の規定に基づく知事又は公安委員会が行う緊急通行車両の確認手続は、県危機管理局企画課又は警察本部及び牟岐警察署において実施する。

(2) 緊急通行車両等の事前届出

県公安委員会においては、災害発生時の確認手続の効率化を図るため、緊急通行車両等についてあらかじめ必要事項の届出を受けるとともに、緊急通行車両事前届出済証を交付する。町においても、町有自動車については事前に県公安委員会に確認申請を行い、標章及び証明書の交付を受けるものとする。

## 8 道路啓開

(1) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察機関、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

(2) 道路管理者等は、放置車両や往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

(3) 道路管理者等は、民間団体等との応援協定等にも基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

## 9 道路の応急復旧

(1) 道路管理者は、災害応急対策に要する輸送が円滑に実施しうるよう、被害を受けた道路を速やかに復旧するよう努めるとともに、その復旧状況を関係機関に報告又は通報するものとする。

(2) 道路管理者は、その管理に属する道路が災害により不通となり、応急対策実施上、重要かつ緊急を要する場合は、他の道路管理者の応援協力、又は必要により知事に対し自衛隊の災害派遣を依頼するものとする。

## 10 運転者のとるべき措置の徹底

大規模な地震が発生したときの運転者のとるべき措置として、次の事項の周知徹底を図るものとする。

(1) 走行中の場合は、次によること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。

イ 停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

(2) 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車両を使用しないこと。ただし、自主防災組織等における避難行動要支援者の避難の支援における車避難のルールについて検討している場合はこの限りでない。

## 第12節 緊急輸送対策

【所管：総務班】

### 1 主旨

災害時における被災者の避難、災害対策要員、災害対策物資、資材の輸送（以下「緊急輸送」という。）を行うものとする。

### 2 実施責任者

緊急輸送は、その応急対策を実施する機関が行うものとする。また災害対策本部における自動車輸送に当たって営業用自動車の確保は一括して総務班（地震・津波災害時は事案処理班）が担当するものとする。ただし、車両等が不足する場合は、県に応援を要請するものとする。

### 3 緊急輸送等の対象

緊急輸送等の対象となるものは、次のとおりである。

- ア 医療、助産その他救護のため輸送を必要とする者
- イ 医薬品、医療用資機材
- ウ 飲料水、食料等の救護物資
- エ 応急復旧資機材
- オ 災害対策要員
- カ 情報通信・電力・ガス・水道施設保安要員
- キ その他必要と認められるもの

### 4 輸送力の確保等

#### (1) 確保順位

自動車等の確保、借上げは、おおむね次の順位による。

- ア 町所有の車両
- イ 他の公共団体の車両
- ウ 営業者所有の車両
- エ その他自家用車両

### 5 輸送の実施

総務班（地震・津波災害時は資源管理班）に自動車、舟艇等の輸送を要請するときは次の条件を明示して行うものとする。また、総務班または資源管理班は、配車計画により、車両の管理を行う。

- ア 輸送区間又は借上期間
- イ 輸送量、又は車両の台数
- ウ 集合の場所及び日時
- エ その他の条件

## 第13節 消防防災ヘリコプター等派遣要請

【所管：総務班】

### 1 主旨

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。

### 2 消防防災ヘリコプターの要請基準

町長は、災害が発生し、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

### 3 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

#### (1) 救急活動

傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送

#### (2) 救助活動

孤立者等の捜索・救助

#### (3) 災害応急活動

被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送

#### (4) 火災防御活動

被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火

#### (5) その他

ヘリコプターによる対応が有効な活動

### 4 消防防災ヘリコプターの運航体制及び出動要請手続等

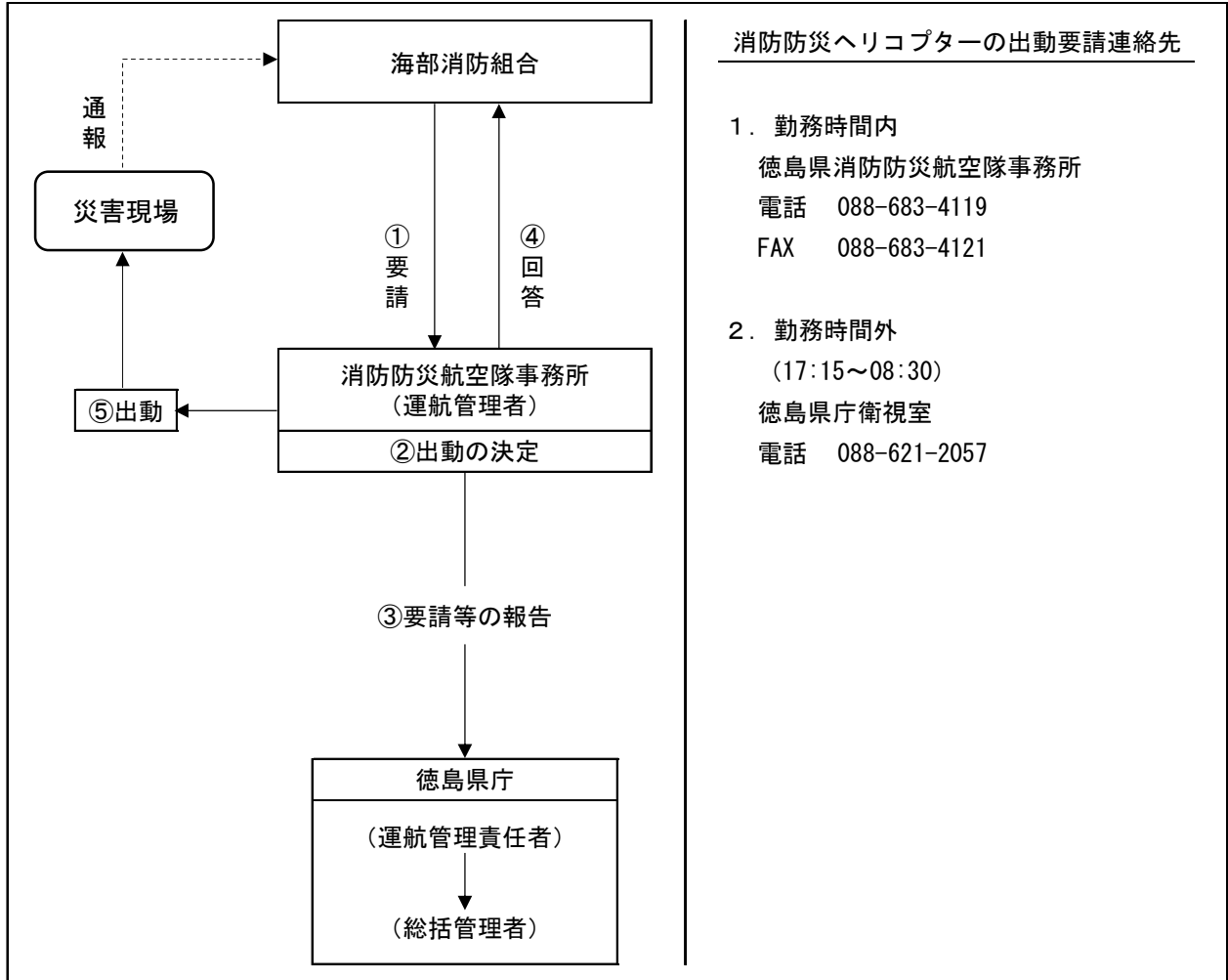
消防防災ヘリコプターの運航及び出動に関する必要な事項は、「徳島県消防防災ヘリコプター運行管理要綱」及び「徳島県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めによるものとする。

### 5 飛行場外離着陸場の確保

町は県と連携しながら、災害時において県消防防災ヘリコプターの迅速な活動が実施できるよう、活動の現場での拠点となる飛行場外離着陸場の整備に努めるものとする。

なお、町における飛行場外離着陸場については、第3章 第6節の5「災害対策用ヘリポートの設置」のとおりである。

6 緊急運行の要請及び出動フローチャート



## 第14節 消防活動等の実施

### 第1 消防活動

【所管：総務班】

#### 1 主旨

災害の拡大を防止するための消防活動を実施するものとする。なお、津波被害が想定される地域においては、津波に関する正確な情報に基づき、活動に従事する者の避難に要する時間を十分確保するなど、安全管理に十分配慮した上で、災害の拡大防止に努めるものとする。

#### 2 基本方針

大規模地震発生時には、火災の多発等により極めて大きな人命の危険が予想されることから、消防機関はもとより住民、事業者あげて出火防止と初期消火等に努め、震災から住民の生命、身体及び財産を保護するものとする。消防活動の基本方針は次のとおりとする。

##### (1) 消火活動

ア 住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止及び初期消火活動を実施する。

イ 地域住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。特に危険物を取扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

ウ 消防機関は、関係防災機関と連携を保ちつつ、その全機能をあげて消防活動を実施する。

##### (2) 人命救助・救急活動

地震時には、家屋の倒壊、障害物の落下、自動車事故、危険物・毒物等の漏洩等により複合的に障害が発生することが予想される。このことから、消防の人員器材を活用し、人命救助、救急活動を優先的に行い、人命の安全確保に努めるものとする。

##### (3) 安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地域については、住民の安全避難を確保するための活動を行うものとする。

### 3 活動の内容

#### (1) 初動体制の確立

ア 災害対策本部の初動措置

##### (ア) 通信及び情報収集体制の確立

通信施設の機能試験及び非常電源の点検を実施し、通信体制を確保するとともに、情報収集体制の確立を図るものとする。

##### (イ) 特別配備体制の確立

発生した地震の規模により、有線その他の方法により職員の非常招集を指令し、特別配備体制の確立を図るものとする。



(ウ) 出火防止措置及び庁舎等の被害状況の確認

庁舎内の火気使用場所の点検及び火気始末を実施するとともに、庁舎及び付属施設の被害の有無を確認するものとする。

イ 非常参集

被害の発生した場合又は被害の発生するおそれのある場合、消防団員は分団詰所に自発的に参集し、直ちに活動体制をとるものとする。また、状況に応じて消防団本部から指令を伝達する。

ウ 出火防止の広報

地域内の火気始末、火気使用、出火防止等の広報を実施する。特に高齢者等の避難行動要支援者については、優先し活動を行うものとする。

エ 初期消火活動

火災を発見した場合は、直ちに海部消防組合に通報するとともに、消火活動を実施し、延焼防止にあたるものとする。同時多発の場合は、住民に二次災害等を配慮して、協力を求めるものとする。

(2) 初期活動

災害時には、次の体制により総力を挙げて消火活動にあたる。

ア 消防団員は、直ちに消防車庫に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。

イ 各分団の消防団員は直ちに高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに、地域内の巡回を行い、出火防止等の広報にあたる。

(3) 情報の収集

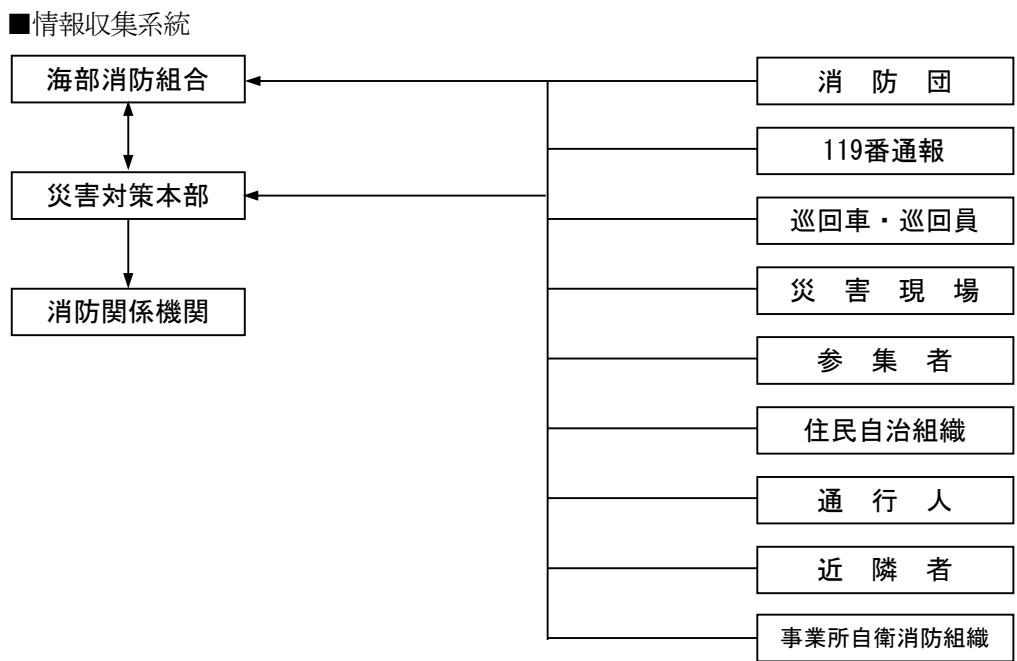
情報の収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害等により、極度に制限されることが予想されるので、次の情報収集システムによるものとする。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織等の活動状況

ウ 道路の通行状況

エ 消防ポンプ自動車等消防施設及び消防水利等の活用可能状況



(4) 火災防御方針

災害時の火災防御にあたっては、火災の早期鎮圧、拡大防止と人命の安全確保を最重点として対処する。防御の原則は次のとおりとする。

- ア 消防力に比較して火災件数が少ないと判断したときは、積極的に一挙鎮滅を図る。
- イ 火災件数が消防力を上回ると判断したときは、地域の重要度と消防効果の大きさを考慮して火災を防御する。
- ウ 火災が多発し、住民の生命に危険を及ぼすことが予想されるときは、全力を挙げて避難者の安全確保のための防御にあたる。
- エ 避難路、避難場所、避難所の確保防御にあたる消防隊は、避難者が集団的に通過する場所付近を重点的に防御する。

(5) 火災防御活動

地震時に発生する火災は、地震の規模、発生時間等により大きく影響されるので、次により対応するものとする。

ア 初動措置後の火災防御活動

(ア) 一般防御活動

海部消防組合及び消防団は、初期措置完了後、直ちにタンク車等を出動させ、管内の木造家屋密集地等の警戒活動及び火災の発見に努め、火災の早期鎮圧と延焼拡大の防止を図るものとする。また、火勢の状況により応援隊を要請する。

(イ) 市街地優先防御

一般市街地の火災防御活動を優先し、事業所等の火災に対しては、市街地に延焼拡大のおそれのあるときに、局部的に防御するとともに事業所の自衛消防隊の消防力を活用する。

(ウ) 重点防御

発生火災が消防力を上回る場合は、延焼拡大の危険性の高い地域並びに人命の保護及び住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある施設等を重点に消火する。

(エ) 集中防御

火災が随所に発生して、現有消防力をはるかに上回る時は、河川、広幅員道路、耐火建築物等を防御線として設定し、集中的な防御活動を行う。

イ 消防団の活動

(ア) 活動範囲

原則として分団地域を優先して行うものとするが、消防団本部又は災害対策本部からの指示並びに近隣区域等の火災発生及び被害状況等により応援活動を実施する。

(イ) 任務

- ① 消火活動並びに各消防隊との連携及び飛火警戒
- ② 人命救助及び避難誘導
- ③ 中継送水等の相互応援
- ④ 残火処理の徹底
- ⑤ その他命令による業務

#### 4 徳島県広域消防相互応援等の要請

大火災発生をはじめとする災害等の発生時における鎮圧、及び多数の人命救助の必要がある場合の要請は、徳島県広域消防相互応援協定等に定めるところにより行うものとする。

(1) 応援要請

町長は、町の消防力をもってしても消火、人命救助、救出できないと認める場合は、徳島県広域消防相互応援協定等により、他の消防機関の応援を求めるものとする。この場合の応援部隊の受入れについては応援隊（応援消防隊、救助隊又は救援隊）数を勘案し、次の場所とする。

- ア 日和佐グラウンド
- イ 日和佐城
- ウ 総合体育館
- エ 由岐B&G海洋センター
- オ 赤松防災拠点施設
- カ 玉厨子農村公園
- キ 旧水産高校グラウンド
- ク みなみらいグラウンド

(2) 応援隊との情報等連絡方法

- ア 消防無線県内共通波を使用する。
- イ 無線通話が輻輳し通信困難な場合は、伝達要員を配備するものとする。

(3) 大部隊の一時集結予定場所

避難者等で混雑している場合の大部隊の一時集結場所は次のとおりとし、災害規模、被害の状況等、一時集結予定場所の被害状況等に応じ選定するものとする。なお、総合指揮所については災害対策本部の近辺の場所として、自衛隊、応援隊と調整するものとする。

- ア 道の駅日和佐
- イ その他広域避難場所で、避難者に支障のない場所
- ウ 徳島県広域防災活動計画で定める場所

(4) 応援隊の指揮等

応援隊が第1集結場所へ結集したときは、町長は応援隊に対し、応援を要する事案（消火、救助、救急等）ごとに任務を振り分け、応援隊の指揮をとる。

(5) 緊急消防援助隊の応援

町長は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合は、県に対し緊急消防援助隊の応援を求めることとする。

**5 事業所の自衛消防隊等に対する応援協力要請**

地震災害時における消防機関の行う人命救助、消火活動等について、被災を受けていない事業所の自衛消防隊、その他応急活動に必要な重機、装備を保有する事業所に対し、応援協力要請をするものとする。

**6 惨事ストレス対策**

救助・救急活動を行う職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 第2 水防活動

【所管：各班】

### 1 主旨

洪水、雨水出水、高潮、浸水及び津波等による水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するための水防活動を行うものとする。

### 2 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体である町にあり、町は水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

### 3 水防体制

#### (1) 水防本部の設置

町長は、洪水、雨水出水、津波又は高潮等による危険があると認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

#### (2) 水防本部の組織

水防本部長（町長）のもとに副本部長をおく。副本部長は、副町長、収入役、教育長がその任にあたる。

本部に総務班、民生班、産業班、建設班、医療班、教育班を置き、班長、副班長はそれぞれの関係課長等をもってあてる。各班員は各関係職員をもってあてる。



■水防本部の組織

(3) 宿日直員の責任

宿日直員は、県水防本部又は徳島地方気象台から水防警報、洪水警報の通知があったとき、及び町内各方面から出水情報や被害報告を受けたときは、第3章 第2節の5「配備動員体制」に基づき体制を整えるものとする。この際、本庁、支所間において情報を共有するものとする。

(4) 水防事務分担

水防本部員は水防上必要がある場合は本部に集合し、本部長の指揮を受け水防事務の完全な遂行に努めるものとする。水防本部員は、責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の状況の変化に注意し、水防事務に支障のないようにしなければならない。

■水防事務分掌

班 名	事務分掌	班 長	副班長	班 員
総務班	水防計画の作成に関する事項。 県本部への報告に関する事項。 各班の連絡調整に関する事項。 警察署及び各種機関との連絡に関する事項。 その他情報の収集及び広報に関する事項。 庁舎・消防施設等に関する事項。 水防本部（員）に関する事項。 水防団（員）に関する事項。 その他、他班に属さない事項。	総務課長	消防防災課長 政策推進課長 議会事務局長 会計課長 支所長	総務課員 消防防災課員 政策推進課員 会計課員
民生班	住民の災害救助に関する事項。 町営住宅に関する事項。 病院・保育園・ごみ処理場・斎場等に関する事項。	住民生活課長	健康増進課長 福祉課長 日和佐こども園長 由岐こども園長 赤松こども園長 阿部こども園長 税務課長	住民生活課員 健康増進課員 福祉課員 こども園職員 税務課員
産業班	農林水産物に関する事項。 商工業に関する事項。 公衆便所に関する事項。	産業振興課長		産業振興課員
建設班	道路・橋梁に関する事項。 護岸・防潮堤等に関する事項。 地すべり・山崩れに関する事項。 河川のはん濫注意水位と状況把握に関する事項。 上下水道に関する事項。	建設課長	水道課長	建設課員 水道課員
医療班	住民及び水防本部員、水防団員の救急医療に関する事項。	美波病院事務長	日和佐診療所事務長	日和佐診療所職員 美波病院職員 搬送員
教育班	学校施設、社会教育施設等に関する事項。	学校教育課長	社会教育課長	教育委員会職員 日和佐公民館員 うみがめ博物館員

#### 4 水防管理団体の活動

大規模な地震が発生し、津波又は浸水による被害が発生した場合又はそのおそれがある場合には、次の活動を行う。

- (1) 区域内の監視、警戒及び水防施設管理者への連絡、通報
- (2) 水防に必要な消防団員の招集と資機材の点検整備
- (3) 水防管理団体相互の協力及び応援

#### 5 水防活動

- (1) 水防団、消防団の活動

洪水に際し、水害を警戒し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条の4の規定による水防警報等を受けたときから洪水による危険が除去するまでの間、水防計画に基づいて活動するものとする。

- (2) 分団の水防受持区域を次のとおり定める。なお、分団長は、必要に応じ分団の水防区域を変更し、他の分団の水防作業を応援できるものとする。

##### ■日和佐地区

地区名	出 動 割 当	担当分団 (日和佐)	集合場所 (日和佐)	責任者 (日和佐)
奥河内他	字井ノ上全域と、日和佐浦、字本村の一部	第1分団	第1分団詰所	第1分団長
恵比須浜他	恵比須浜全域と、日和佐浦、字本村の一部	第2分団	第2分団詰所	第2分団長
日和佐浦他	日和佐浦、字本村の一部	第3分団	第3分団詰所	第3分団長
奥河内	字寺前、字弁才天、字櫛ヶ谷、字奥潟の全域	第4分団	第4分団詰所	第4分団長
赤 松	赤松全域	第5分団	第5分団詰所	第5分団長
北河内	北河内全域	第6分団	第6分団詰所	第6分団長
西河内	西河内全域	第7分団	第7分団詰所	第7分団長
山河内	山河内全域	第8分団	第8分団詰所	第8分団長

##### ■由岐地区

地区名	出 動 割 当	担当分団 (由岐)	集合場所 (由岐)	責任者 (由岐)
志和岐	志和岐地区全域	第1分団	第1分団詰所	第1分団長
東由岐	東由岐地区 "	第2分団	第2分団詰所	第2分団長
西の地	西の地地区 "	第3分団	第3分団詰所	第3分団長
西由岐	西由岐地区 "	第4分団	第4分団詰所	第4分団長
田 井	田井地区 "	第5分団	第5分団詰所	第5分団長
木 岐	木岐地区 "	第6分団	第6分団詰所	第6分団長
阿 部	阿部地区 "	第7分団	第7分団詰所	第7分団長
伊座利	伊座利地区 "	第9分団	第9分団詰所	第9分団長



(3) 重要水防区域

重要水防区域は次のとおりである。

河川名	左岸右岸 の別	位置			理由	被災予報区域
		大字	字	延長等		
伊座利川	左岸	伊座利	片山	樋門1箇所	工作物(陸閘)	伊座利
志和岐川	〃	志和岐	田井ヶ浦 中ノ谷	樋門3箇所	〃	志和岐
日和佐川	右岸	奥河内	寺前	300m	堤体漏水	桜町
〃	〃	〃	〃	樋門3箇所	工作物(陸閘)	〃
〃	左岸	〃	井ノ上	樋門1箇所	〃	西町、天神町
〃	右岸	西河内	庄瀬	500m	越水	西河内字中村
〃	左岸	〃	馬木	300m	〃	西河内字馬木
〃	〃	〃	原ヶ野	400m	〃	西河内字原ヶ野
〃	〃	〃	永田	1,700m	堤体漏水	西河内字永田
北河内谷川	右岸	北河内	本村	樋門1箇所	工作物(陸閘)	北河内字本村
〃	左岸	〃	北分	800m	堤防高	北河内字北分
〃	〃	〃	〃	1,100m	〃	〃
西谷川	右岸	〃	〃	400m	洪水痕跡	〃
奥湯川	左右岸	奥河内	弁才天	800m	堤防高	奥河内字奥湯
		〃	櫛ヶ谷			

6 水防巡視と水防信号

(1) 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川、海岸等の水防受持区域の水防分団長(消防分団長)に対し、その通報を通知し、必要団員に河川、海岸等及び水門、樋門等の巡視を行うよう指示するものとする。

また、河川水位が下記の表の水防団待機水位又は氾濫注意水位に達した旨の通報があったときは、直ちに関係水防分団長(消防分団長)に通知するとともに事項に定める水防信号により周知し、さらに必要な団員を招集し、警戒、水防活動等にあたらせるものとする。

■水位の種類及び水防管理団体(水位周知河川)

河川名	基準水位 観測所	所在地	水位(m)				対象 水防管理 団体名
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	2.6	3.3	3.3	3.7	美波町

■水位の種類及び水防管理団体（水位周知海岸）

海岸名	基準水位 観測所	設備箇所	高潮特別 警戒水位 (T. P. +m)	対象 水防管理 団体名
			レベル5	
海部灘沿岸	由岐漁港	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.8	阿南市 美波町 牟岐町 海陽町

(2) 水防警報

ア 洪水・高潮時における水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出勤準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出勤」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

イ 洪水・高潮時における水防警報の発令の基準（日和佐川・月輪基準水位観測所）

段 階	発令基準
第1段階（待機）	氾濫注意水位以上に達すると予想されるとき
第2段階（準備）	水位が水防団待機水位2.6mに達しなお上昇のおそれがあるとき
第3段階（出勤）	水位が氾濫注意水位3.3mに達しなお上昇のおそれがあるとき
第4段階（解除）	水防作業を必要としなくなったとき

(3) 水防信号

水防信号は、徳島県水防信号規則（昭和25年徳島県規則第2号）の規定に基づき、次により行うものとする。

ア 水防信号の発信

区 分	信号の意図	措置事項
第1信号	氾濫注意水位に達したことを知らせる。	一般住民に周知するとともに必要な団員を招集し、河川の警戒にあたる。
第2信号	水防団体の全員が出勤すべきことを知らせる。	各分団員を招集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出勤すべきことを知らせる。	各分団のほか、必要により一般住民の出勤を求める。
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせる。	牟岐警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

イ 水防信号の方法

区 分	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第2信号	○－○－○ ○－○－○	約5秒 約6秒 約5秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第3信号	○－○－○－○ ○－○－○－○	約10秒 約5秒 約10秒 ○－休止－○－休止－○－休止－○－休止
第4信号	乱 打	約1分 約5秒 約1分 ○－休止－○－

7 水門・樋門・陸閘等の操作

水門・樋門・陸閘等の管理者は、気象状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行うとともに必要事項については水防本部と緊密な連絡をとらなければならない。

8 水防資材の確保・調達

水防作業は備蓄資材と契約業者からの資材とによって行うことを原則とするが、各分団において、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、各分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防管理者まで報告するものとする。

9 応援の要請

- (1) 水防上緊急の必要があるときは、水防本部長は県本部を通じて自衛隊又は他市町村長に応援を求めるものとする。
- (2) 自衛隊に対して出動を要請する場合には、次の5点を明確にする。
  - ア 災害の状況、理由
  - イ 期間
  - ウ 人員、派遣器材の種類
  - エ 区域、活動の内容（復旧か、予防か、どんな仕事か）
  - オ その他の事項、道路、橋の状況（車の通過の可否）、宿営設備

10 待避・立退き

- (1) 洪水又は高潮により著しい危険があると認めたときは、水防本部長は待避信号、その他の方法により、対象区域の分団長を通じて避難・立退きを指示するものとする。ただし、交通、信号が途絶し連絡不能に陥った場合又は事態急迫して本部長の指示を受けるいとまがない場合、分団長は臨機に避難のための立退を指示できるものとする。
- (2) 水防団員、消防団員は避難・立退きの指導に任ずるものとする。その際、現地警官との連絡を緊密にするものとする。

- (3) 避難・立退きについて、水防本部は直ちに牟岐警察署長に通知するものとする。
- (4) 避難所は指定避難所とする。

## 11 水防解除

水位が氾濫注意水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防解除を命じてその旨を一般に周知させるとともに、徳島県南部総合県民局防災担当を経由して県本部に連絡する。

## 12 水防活動の報告

### (1) 水防団の活動報告

各分団長は、水防活動終了後2日以内に水防本部長に活動内容等を報告しなければならない。

### (2) 県への報告

水防が終結したときは、水防団の活動報告を受け、直ちに次の事項を徳島県南部総合県民局防災担当に報告するものとする。

- ア 天候の状況
- イ 出水の状況
- ウ 水防団員、消防団員の出動の時刻及び人員
- エ 堤防その他の施設の異常の有無
- オ 水防作業の状況
- カ 使用資材の種類及び員数並びにその消耗分、回収分
- キ 水防法第21条による負担下命の書類及び員数
- ク 応援の状況
- ケ 責任者の出動状況
- コ 警察の援助の状況
- サ 現場指導員職指名
- シ 立退の状況
- ス 水防関係者の死傷
- セ 水防関係者の功績
- ソ 今後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所

## 13 緊急時の措置

津波予警報の発令又は震度4以上の地震を感じ、対応する必要があると判断した場合は、下記の対応を実施する。

### (1) 津波対策

遠地地震において、津波警報等が発令されたときは、自らの安全確保を前提に避難時間を確保できる範囲及び水防活動に従事する者の避難時間を確保したうえで、管理施設の門扉（防潮扉、水門、樋門等）の操作を行うものとする。

## (2) 浸水対策

震度4以上の地震を感じたときは、直ちにその管理施設を巡視、点検するとともに、危険箇所の監視、警戒にあたり、被災箇所を発見したときは速やかに該当施設の管理者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。また、水門、樋門等の管理者は、操作設備の安全点検をするとともに、必要に応じて門扉等の適正な開閉を行うものとする。

なお、被災箇所が水防上重要な箇所であるときは、当該施設の管理者は直ちに応急措置を講ずるとともに、関係機関（水防本部、県警察、報道機関等）に連絡をとり、付近住民の安全を図るものとする。

## 14 惨事ストレス対策

水防活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

### 第3 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

【所管：総務班・建設班】

#### 1 主旨

震災後の建築物等での二次災害発生を防止するため、被災建築物及び被災宅地に対する安全対策を実施するものとする。

#### 2 二次災害の防止活動

- (1) 町は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成等を行い、緊急時に対応できる体制を整備する。  
なお、大規模災害時において応急危険度判定士等の人材が不足することが懸念されることから、IT技術を活用した遠隔地での応急危険度判定の実現に向けて検討を行う。
- (2) 町は、地震により建築物及び宅地が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等、必要な措置を講ずる。その際、県から派遣される建築技術者等と連携して活動にあたる。
- (3) 住民は自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認する。
- (4) 町、県又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。

## 第15節 救出・救助対策

【所管：総務班・民生班】

### 1 主旨

災害のため、生命身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する捜索又は救助を行うものとする。なお、津波被害が想定される地域においては、町は、津波に関する正確な情報に基づき、活動に従事する者の避難に要する時間を十分確保するなど、安全管理に十分配慮した上で、人命救助に努めるものとする。

### 2 予想される被害・状況等

倒壊家屋等の下敷き、建築物などでの孤立、車両事故等による負傷、さらにはがけ崩れ、地すべり及び海難事故等早急に救出を要する事案が数多く現出するものと考えられる。また、東日本大震災においては、巨大な津波による建築物、船舶等の流出をはじめ、沿岸部で港湾貯蔵タンクの大規模な火災が発生した。

### 3 基本方針

- (1) 被災者の救助及び捜索等は、町の消防機関が県警察とともに実施するものとする。
- (2) 海上における遭難者の救助等（行方不明者の捜索を含む）は、町長からの要請によるものも含め徳島海上保安部が行うものとする。

### 4 救助対象者

災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者で、次のような状態にある者を救助する。

- ア 火中に取り残された者
- イ 水とともに流されたり、孤立した地点に取り残された者
- ウ 倒壊家屋の下敷きになった者
- エ 山腹崩壊等により生き埋めになった者
- オ 大規模な爆発、交通事故等、集団的大事故の発生時に救助を要する者

### 5 救助の方法

- (1) 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の市町村等に応援を要請するものとする。
- (2) 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、実施機関が携行するものとする。
- (3) 救助した負傷者は、応急措置をした後、医療機関に収容する。
- (4) 特に被害が甚大で、町のみでの救助・救急活動が不可能な場合、県に救助応援要請及び自衛隊派遣要請を行う。

## 6 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

### (1) 対象者

- ア 災害のため、現に生命もしくは身体が危険な状態にある者
- イ 災害のため、生死不明の状態にある者

### (2) 期間

災害発生の日から3日以内とする。

### (3) 費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

## 7 惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

## 8 安否不明者等の氏名等の公表

安否不明者等については、全国的な公表基準が策定されるまでの間は、県が策定した「災害時の安否不明者等の氏名等の公表方針」に基づき、迅速な搜索活動等に資するよう、その氏名等について情報の正確性に配慮して公表される。

なお、県は本町に公表する内容を事前に連絡するものとする。



## 第16節 医療救護活動

【所管：総務班・民生班・医療班】

### 1 主旨

災害のため、地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく不足もしくは医療機関が混乱した場合において医療及び助産の対策を実施するものとする。

### 2 実施責任者

被災者に対する医療及び助産は、町長が行うものとする。なお、本町で実施困難なときは隣接市町、県その他の医療機関の応援により行うものとする。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行う。

### 3 医療救護体制

災害時における医療救護は、町が実施する。

#### (1) 医療救護所の設置

町は、地域性、建物の耐震性、収容能力、機能性等を考慮して医療救護所を設置し、住民に周知する。

#### (2) 医療救護班の設置

原則として、日和佐診療所、美波病院及び、医師会との協定に基づく医療機関により、医療救護班を設置する。

医療救護班は、医師1名、看護師2名、連絡員（運転用務を含む）1名を基本とし、状況に応じて班員構成の調整を行う。

医療救護活動に従事する医療従事者が不足し、対応できない場合は、次の事項を明示して県に医療従事者の派遣を要請するものとする。

ア 必要人数

イ 期間

ウ 派遣場所

エ その他必要事項

#### (3) 活動内容

ア 医療救護所においては、次の業務を重点的に実施するものとする。

(ア) 傷病者の傷病の程度判定（トリアージ：傷病者の振り分け業務）

(イ) 後方医療救護機関へ傷病者の転送の可否及び転送順位の決定

(ウ) 重傷者の応急処置及び中等症者に対する処置

(エ) 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療

(オ) 助産

(カ) 記録及び災害対策本部への状況報告

イ 町の能力のみでは十分でないと判断した場合及び緊急を要する場合は、県及び隣接の市町に応援の要請を行う。この場合、次の事項を示して応援要請を行う。

- (ア) 医療救護班の派遣場所及び派遣期間
- (イ) 必要とする医療活動の内容（内科、外科、産婦人科等の別）及び必要資器材
- (ウ) 応援必要班数
- (エ) 現地への進入経路、交通状況
- (オ) その他参考となる事項

(4) 災害救助法が適用された場合

災害救助法に基づく医療及び助産は、原則として医療救護班によって行うものとする。

ア 医療及び助産の対象

- (ア) 応急的に医療を施す必要がある者で、災害のため医療の途を失った者
- (イ) 災害の発生日以前又は、以後7日以内に分べんした者で助産の途を失った者

イ 医療及び助産の範囲

- (ア) 診察
- (イ) 薬剤又は治療材料の支給
- (ウ) 処置、手術その他の治療及び施術並びに看護
- (エ) 病院又は診療所等への収容
- (オ) 分べんの介助
- (カ) 分べん前及び分べん後の処置
- (キ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ウ 医療及び助産の期間

- (ア) 医療の実施期間は、災害発生日から14日以内とする。
- (イ) 助産の実施期間は、分べんした日から7日以内とする。

(5) 後方医療救護体制

災害拠点病院に配置される徳島県の現地災害医療コーディネーターに従い、被災地外への患者輸送、受入医療機関の確保及び医療救護班の配置を行うものとする。

町が設置した医療救護所に対応できない中等症・重症患者は、原則として救急医療圏ごとの2次救急医療機関（救急告示医療機関）（美波病院）に収容する。

2次救急医療機関で対応できない重症・重篤患者は、原則として3次救急医療機関（救命救急センター、大学病院）に収容する。

なお、各救急医療圏の災害拠点病院については、他の圏域からの患者の収容に、可能な限り努めるものとし、災害医療支援病院（美波病院）は災害拠点病院の支援を行うとともに、軽傷、中等症患者の収容に可能な限り努めるものとする。

美波病院においては、災害時においても医療提供の継続を図るため、災害医療マニュアルによる訓練等に努める。

町、日和佐診療所及び美波病院は、大規模な災害に備え、周辺自治体や災害時医療支援団体AMD A等との訓練を通じて、広域的な医療提供体制の構築・強化に努める。

(6) 広域的医療救護機関との連携

大規模災害時においては、災害時医療支援団体AMD AやDMA T等の災害派遣医療チームとの連携のもと、医療救護活動を実施する。なお、災害時に円滑な活動が行えるよう、訓練等を通じて連携強化等に取り組む。

(7) 非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、災害時情報共有システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、衛星Wi-Fi等の非常用通信手段の確保に努めるものとする。

#### 4 応急医療需要の把握

災害発生時における活動内容は、次のとおりである。

- (1) 在宅の避難行動要支援者について、適切な避難の実施及び避難を行った場所の把握を行う。場合により、医療機関、福祉施設への搬送が必要となることも考慮する。
- (2) 医療を必要とする状態にある住民の人数、負傷状況等を把握する。
- (3) 町内の医療機関の被害状況について把握する。
- (4) 応急医療活動方針の決定を行い、早急に活動を行う。

#### 5 広域応援医療体制の確保

救護のための医療関係者、各症状に合わせた病院情報、救急医療のための医薬品等及び傷病者の搬送のための車両やヘリコプター等応援が必要なものの把握を行う。

#### 6 非常用通信手段の確保

町、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

#### 7 傷病者の搬送

- (1) 傷病者の医療機関への搬送は、原則として町が実施する。
- (2) 医療救護所から医療機関、医療機関から他の医療機関へ搬送する場合等で、町で対応できない場合は、県及びその他の関係機関に応援を要請するものとする。

- (3) 道路や交通機関の不通時又は緊急に特別な治療を要する傷病者の搬送は、必要に応じヘリコプターによる空中輸送を町が県に依頼し、県の消防防災ヘリコプターや関西広域連合広域医療局が運行するドクターヘリ等を活用し、行うものとする。

## 8 医療品、医療資機材の調達

- (1) 医療及び助産を実施するに必要な医薬品等及び衛生材料は、各病院に保有するものを使用するものとし、なお不足するときは町内医薬品取扱業者及び県指定の業者から調達するものとする。
- (2) 輸血用血液については、徳島県赤十字血液センターから迅速に必要な量の供給をうけるものとする。
- (3) 倒壊家屋の下敷きが原因の挫滅症候群による急性腎不全を発病する患者に対応するため、人工透析、透析用の水についても考慮する。
- (4) 災害時の医療品等調達及び集積については、徳島県戦略的災害医療プロジェクト基本戦略参考資料「医療圏域における各フェーズの災害医療体制」に基づき対応する。

## 9 難病等に係る対策

難病患者等に必要な医療の確保を行うために、町は、県、医療機関等との密接な連携を図り、適切な後方医療を考慮するものとする。

## 10 徳島県災害時コーディネーター（医療・保健衛生・介護福祉・薬務）との連携

医療、保健衛生、介護福祉、薬務分野の各種支援が円滑に実施されるよう、県より配置される当該4分野で構成される災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、県及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

## 第17節 飲料水・食料及び物資等の供給

### 第1 応急給水

【所管：建設班】

#### 1 主旨

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を確保することができない者に対して応急給水を行うものとする。

#### 2 実施責任者

- (1) 被災者に対する飲料水の直接の供給は、町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。
- (2) 町において実施が不可能又は困難な場合は、町長は下記の事項を明示して知事に要請し、県は、その要請に基づき水道事業者及び関係機関に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。

- ア 供給人口
- イ 供給水量
- ウ 供給期間
- エ 供給地
- オ 給水用具（給水タンク車、タンクのみ、その他）

#### 3 応急給水

##### (1) 確保水量

南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合には、「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

町による被災者に対する応急給水は、備蓄分と合わせて最低1人1日3リットルの飲料水を確保・供給し、発災後4日目からは復旧の段階に応じて給水量を増加させ、発災後4週を目処に被災前の水準にまで回復させるよう努める。

- ア 第1段階（災害発生から3日目まで）  
最低給水量は生命維持に必要な量として1人1日3リットルとする。
- イ 第2段階（4日目から）  
飲料水・炊事用水・トイレ用水
- ウ 第3段階（4週間まで）  
飲料水・炊事用水・トイレ用水・風呂水・洗濯水

(2) 給水方法

運搬給水方式は、特に大規模災害直後の混乱期には、人的、物的両面から困難が予想されるため、基本は拠点給水方式を優先するものとする。

ア 拠点給水方式

避難所や配水池、消火栓、飲料水兼用耐震性貯水槽等の設置場所に配置された給水拠点から応急給水を実施する。

イ 運搬給水方式

主に給水車、給水タンクを用いて、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点等防災上重要な施設へ応急給水を実施する。

(3) 水質の安全対策

応急給水に使用する資機材については、使用前に洗浄し、また、供給水の残留塩素濃度を適宜計測し、安全を確認するものとする。

特に、井戸水又は渓流水を供給する場合には、煮沸や塩素消毒の処置により安全を確保するものとする。

(4) 応急給水対策

次のような応急対策を行うものとする。

ア 応急給水拠点の整備を図る。

イ ポリ容器を確保し、給水タンク又は給水タンク車を整備する。

ウ 飲料水兼用耐震性貯水槽や井戸等の緊急用水利の整備、確保に努める。

エ 濾過器等の安全な飲料水確保の手段を整備する。

オ 配水地の耐震化及び緊急遮断装置の設置に努める。

カ 殺菌用錠剤を常備する。

(5) 応急復旧体制

ア 震災による水道施設の損壊、汚染防止に対処するため、災害発生のおそれのあるときは、必要な技術職員の待機、資材の確保を図ると共に、保全対策を次のとおり実施する。

(ア) 緊急修理資機材及び消毒剤を集結し、出動態勢を整備する。

(イ) 施設を巡回し、事故発生の有無を確認する。

イ 水道施設が被災し、又は水道水源が汚染するなどの被害を受けたときは、直ちに次の措置をとる。

(ア) 施設の損壊、漏水の障害を応急復旧する。なお、職員で対応できない場合には、水道工事指定店の応援を求め実施する。

(イ) 水道が汚染し、飲料水として使用することが不適当なときは、直ちにその使用等の停止及び制限等の措置をとる。

#### 4 県の支援等

町は、被害が甚大で、あるいは広域にわたり被災し、町で対応できない場合には、県に要請し、他の市町村及び関係機関等からの広域的な支援を受けるものとする。

## 第2 食料供給

【所管：総務班・民生班・産業班・教育班】

### 1 主旨

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者等に対して応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等を行うものとする。

### 2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者等に対する応急食料及び副食調味料の供給並びに炊出し等は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。災害対策本部において直接実施することが困難な場合は、県本部もしくは隣接市町の応援を求めて実施するものとする。

なお、応急食料の調達が困難なときは、知事にそのあつせんを要請するものとする。

### 3 給食需要の把握

下記の応急食料の実施対象者を参考に、避難者数、調理不能者（電気、水道供給停止等による）数、防災要員数等を早期に把握する。この場合、ミルクを必要とする乳児の数、給食に配慮を要する要配慮者の数についても把握する。

- (1) 避難所に収容された者  
避難所の配給対象者については、それぞれの避難所の責任者からの報告により把握する。
- (2) 住家に被害を受けて炊事のできない者  
在宅者については、関係機関及び自主防災組織、町内会等の協力を得て把握する。
- (3) 住家に被害を受けて一時縁故先等に避難する必要がある者
- (4) 通常の配給機関が一時的に麻痺し、主食の配給の受けられない者
- (5) 旅行者等で現に食を得ることができない状態にある者
- (6) 災害応急対策に従事している者  
災害応急対策活動従事者については、関係各班の協力を得て把握する。

### 4 給食能力の把握

- (1) 給食関係施設の被害状況の把握  
給食設備を有する施設について、炊き出し可能かどうか把握する。
- (2) 公的備蓄・業者調達可能量の把握  
公的備蓄量及び小売業者、又は卸売業者が保有している量を把握する。



## 5 食料の応急供給方針の決定

食料の応急供給方針は、おおむね以下によるものとするが、最終的には、3、4の状況把握に基づき決定する。

応急供給品目は、町が備蓄する保存食及び調達する米穀とする。状況により、要配慮者への品目については考慮する。また、乳児に対しては、原則として調達による粉ミルクとする。

## 6 食料の調達方法

南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合には、「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

町長は、町において応急食料の調達が困難なときは、知事にそのあつせんを要請するものとする。

小規模の災害については、必要食料を町内業者等から購入することにより対応するものとする。災害救助法適用の場合で、災害の状況により町内業者の保有のみでは供給が困難であるときは、知事から農林水産省農産局（農産政策部貿易業務課）に対して政府所有米穀の引き渡しの要請を行うものとする。

副食、調味料については、必要に応じて町内業者から調達するが、町において調達が不可能又は困難なときは、知事にそのあつせんを依頼するものとする。

## 7 食料等の配給

避難者への食料等の配給は、主に民生班（地震・津波災害時は事案処理班）が行う。なお、事態がある程度落ち着いた段階では、給食対象者を避難所収容者に限定し、給食需用の明確化を図る。

## 8 炊出しの実施

炊出しは、学校施設、公民館、集会所等調理施設のある場所で行う。状況により、町において炊き出しを実施することが困難なときは、配給対象者、地域ごとの各組織等の協力を得て行うものとする。なお困難なときは、日赤奉仕団、県及び自衛隊に依頼するものとする。

なお、食品の衛生管理面については、保健所等の指導を仰ぎながら、適切な衛生管理に努めるものとする。

## 9 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

### 第3 生活必需品等の供給

【所管：総務班・民生班・産業班】

#### 1 主旨

被災者に対して生活必需品等の給与又は貸与を行うものとする。

#### 2 実施責任者

南海トラフ巨大地震等大規模災害が発生した場合には、「災害時相互応援連絡協議会」において定めた「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」により発災直後の供給を賄う。

被災者に対する生活必需品等の給与又は貸与は、町長が行うものとする。災害対策本部において実施困難な場合は、知事もしくは他の機関に調達を要請する。

ただし、災害救助法が適用されたときは、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

#### 3 調達計画

産業班（地震・津波災害時は事案処理班）は、災害時に供給が必要な物資について定め、調達物資の名称、数量、送付先を明確にし、町内業者等から調達を行う。

町は、必要とする生活必需品が町内で確保することができないときは、災害時における物資供給に関する協定書に基づき、知事もしくは他の機関に物資の調達を要請する。

#### 4 配分の要領

調達した生活必需品等は、り災者名簿を基に、被災地の町内会長、民生委員・児童委員等と協議して、速やかに配分するものとする。なお、仕分けについては、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

#### 5 配給方法

生活必需品の配給は、緊急必要度の高い地域から迅速かつ適正に実施する。なお、物資の配給を行ったときは、必ず物資受払簿及び物資給与受領簿を作成するものとする。

#### 6 支給対象者及び支給物資

##### (1) 支給対象者

災害により住家が全壊、全焼、流失、半壊、半焼または床上浸水し、生活上必要最小限の家財等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者（世帯）に対し行うものとする。

##### (2) 支給物資

生活必需品の給与又は貸与の品目は、おおむね次のとおりである。

ア 寝具（毛布、布団等）

イ 被服（下着、作業着、婦人服、子ども服等）

ウ 身の回り品（タオル、手拭、靴、靴下、サンダル等）

エ 炊事用具（鍋、炊飯器、包丁等）

オ 食器（茶わん、皿、箸等）

- カ 日用品（石けん、歯ブラシ、歯ミガキ粉等）
- キ 光熱材料（マッチ、ローソク、固形燃料、木炭等）

## 7 供給上の配慮

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への被災者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

## 第4 LPガスの供給等

【所管：総務班・産業班】

### 1 主旨

災害時における被災者及び災害応急対策に従事している者であって、炊き出し等に必要なLPガス及び器具を確保することができない者に対してLPガス等の供給又はあっせんを行うものとする。

### 2 実施責任者

被災者及び災害応急対策に従事している者に対するLPガス等の供給又はあっせんは、町長が実施するものとする。

### 3 LPガス等の供給等

町において、炊き出し等に必要なLPガス及び器具の調達ができないときは、次の事項を示して一般社団法人徳島県エルピーガス協会に調達のあっせんを要請するものとする。

- (1) 対象避難者数
- (2) 必要なLPガスの量
- (3) 必要な器具の種類及び個数
- (4) 供給期間
- (5) 供給地（住所等）

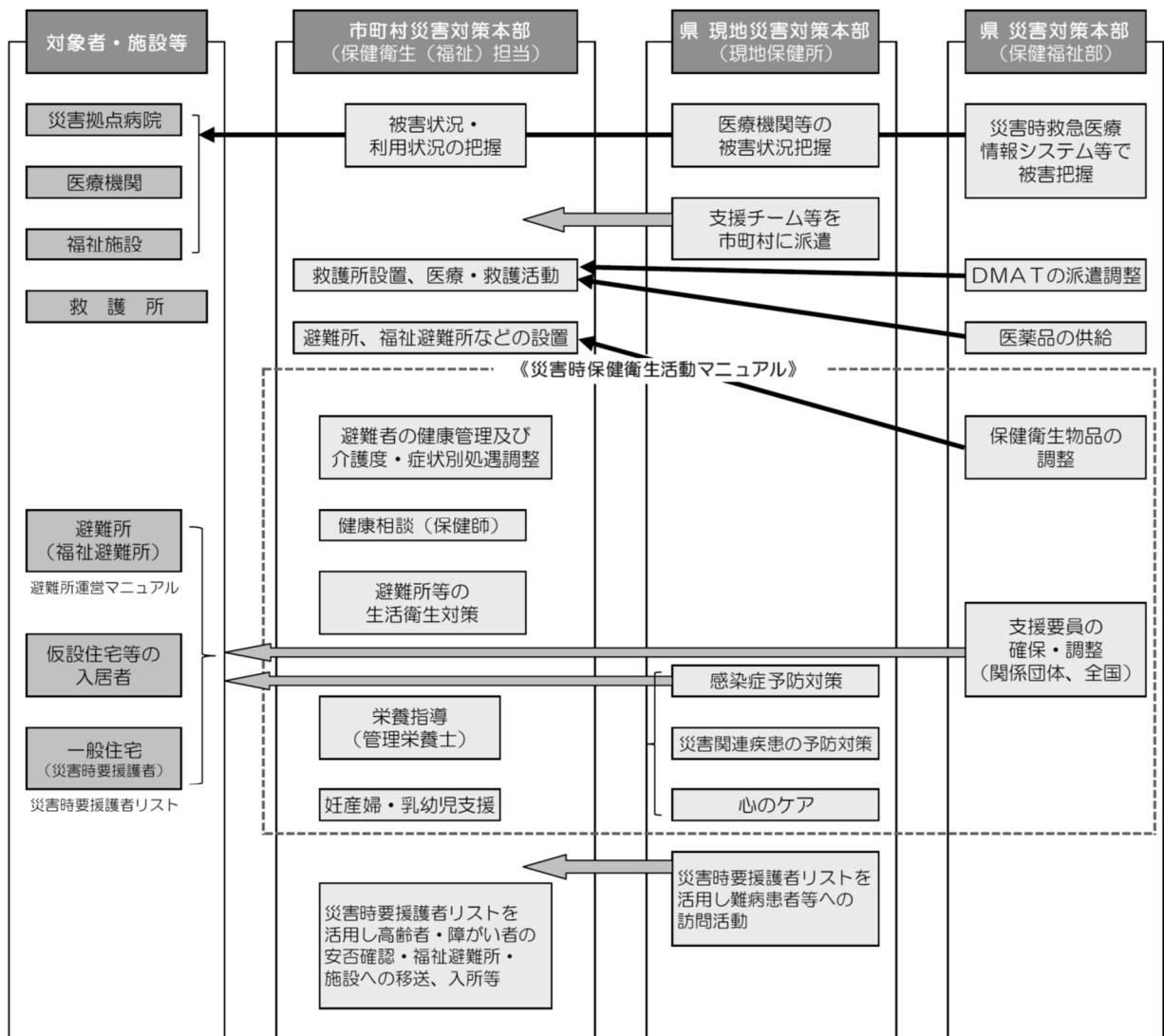
## 第18節 保健衛生、防疫、遺体の埋葬等の実施

### 第1 健康管理、こころのケア

【所管：民生班・医療班】

#### 1 主旨

被災住民の生命と生活環境の安全確保とともに、被災による二次的健康被害を防ぐ健康保持対策を実施する。なお、保健衛生活動については、徳島県災害時保健衛生活動マニュアル及び美波町災害時保健衛生マニュアルに準じて実施する。保健衛生活動の役割体系は以下のとおりで、マニュアル活動範囲は破線内が対象となる。



#### 2 徳島県災害時コーディネーター（保健衛生）との連携

被災地域において保健師の活動が円滑に実施されるよう、県より配置される災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する被災者、避難所及び医療救護所等の状況を的確に把握し、県及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

### 3 健康相談等

町は、圏域コーディネーター（保健所）にコーディネート職員（保健衛生チーム）の要請・協力をもって避難所等を巡回し、被災者の健康実態調査を行うほか、保健指導や健康教育、環境整備に努める。また、在宅避難者等の避難所外避難者にあたっては、地域広報を行い、最寄りの拠点避難所等で健康相談を行う。

### 4 栄養指導等

町は、県及び栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、避難施設での巡回相談、指導の実施及び栄養相談に関する活動を行うものとする。具体的には次のとおりとする。

- (1) 離乳期の乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者等の要配慮者への指導、相談
- (2) 長期に食事管理が必要な糖尿病、腎臓病患者等の指導、相談
- (3) 被災生活が長期に渡ることに伴う食生活上の問題点（ビタミン・ミネラルの不足、繊維質の不足、高塩分食等）についてのケア
- (4) その他必要な指導、相談

### 5 こころのケア等

町は、県で編成される精神科医師、看護師等による「災害派遣精神医療チーム（DPAT）」ならびに関係機関等と密接な連携し、被災以前より精神科医療を受けている者への支援を行うとともに、災害時における精神障がい者等に対する保護・医療サービスの確保を行うことにより、停止している地域精神科医療の機能を補完する。

また、災害により新たに精神的不調をきたした者を早期発見し、重症化を防ぐとともに、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を含む精神的不調に対する予防を行う。

注）DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）：自然災害、航空機・列車事故、犯罪事件などの大規模災害等の後に被災者及び支援者に対して、精神科医療及び精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた「災害派遣精神医療チーム」。

### 6 感染症対策

町は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、民生班及び医療班が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、民生班及び医療班は、総務班に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

地震・津波災害時の場合は、事案処理班が感染症対策として必要な措置を講じるよう努め、避難所の運営に必要な情報を指揮調整班と共有するものとする。

## 第2 防疫

【所管：民生班・医療班】

### 1 主旨

被災地における感染症のまん延を防止するための対策を実施するものとする。

### 2 実施責任者

被災地における防疫は、町長が「防疫組織」を編成し実施する。ただし、災害状況により実施が困難な場合は知事に依頼する等適宜の処置をとるものとするが、特に知事が必要と認めたときは、感染症法の規定に基づき、廃棄、その他予防、まん延防止に必要な措置について実施するものとする。

### 3 感染症対策

感染症の対象は個人、公共施設を含む全域で、特に浸水家屋内外、便所、給水施設その他感染症発生の疑いのある箇所とする。

### 4 感染症対策業務の実施方法

#### (1) 消毒方法

町は、感染症予防法第27条第2項及び第29条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事の定めた場所を対象として消毒を実施するものとする。

#### (2) ねずみ族・こん虫等の駆除

町は感染症予防法第28条第2項の規定による知事の指示に基づき、知事が指定する区域内を対象として、ねずみ族・こん虫等の駆除を実施するものとする。

#### (3) 生活の用に供する水の供給

町は感染症予防法第31条第2項の規定による知事の指示に基づき、生活の用に供する水の供給を行うものとする。

#### (4) 予防教育及び広報活動の推進

町は、被災地域の感染症に係る予防教育及び広報活動を推進するものとする。

#### (5) 避難所の感染症対策指導

町は、県の疫学調査班と連携し、避難所における感染症対策活動を実施するものとする。

#### (6) 疫学調査及び健康診断

疫学調査及び健康診断は県が実施するが、本町民生班（地震・津波災害時は事案処理班）と地区内の自主防災組織等は県の保健衛生コーディネーター、美波保健所等で編成される疫学調査班に協力して、避難所や浸水地帯の疫学調査を実施し、感染症の発生リスクや発生状況の把握、予防のための指導、対策等を実施する。また調査の結果、必要と認められたときは感染症予防法第17条の規定による健康診断の実施に協力する。

(7) 予防接種

予防接種法第6条の規定により臨時の予防接種を行う。

5 防疫活動に必要な携行資材

防疫用薬品資材は、必要に応じ一般販売店から緊急調達する。

- ア 噴霧器
- イ 消毒薬品
- ウ こん虫駆除薬剤
- エ 検便用資材等
- オ 防疫用薬品資材

6 報告

町長は、県警察、消防機関、地区の衛生組織その他関係団体の緊密な協力のもとに次の事項について災害防疫実施要項（厚生労働省定）により管轄保健所を経由して知事に報告するものとする。

- ア 被害の状況
- イ 防疫活動の状況
- ウ 災害防疫所要見込経費
- エ その他



### 第3 家畜防疫

【所管：産業班】

#### 1 主旨

被災地の家畜防疫は県が行うものとし、家畜保健衛生所を中心に、獣医師会、農業共済組合、関係市町村等の協力を得て、必要な家畜防疫及び家畜診療体制を構築する。

町は、町内で家畜防疫が必要となった場合、県等に協力するものとする。

#### 2 内容

##### (1) 実施責任者

町内における家畜防疫は、知事が関係機関と連携を図りながら実施する。

##### (2) 家畜の防疫

町内における家畜防疫活動は、必要に応じ、次の方法により行うものとする。

ア 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施するよう命じ、家畜の伝染病の発生予防に努める。

イ 県は、家畜伝染病予防法に基づき、家畜の所有者に対し、家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けさせるよう命じ、伝染性疾病の発生予防に努める。

ウ 県は、家畜伝染病が発生したときは、家畜伝染病予防法に基づき、通行の制限又は遮断、殺処分等の防疫措置を実施し、伝染病のまん延防止に努める。

##### (3) 家畜の診察

町内のみでの家畜診療体制が不十分である場合、町内においても、十分な家畜診療体制を確保するため、獣医師会や農業共済組合等と連携し、被災地域以外からの人的・物的支援を実施する。

## 第4 行方不明者・遺体の捜索及び収容、埋葬

【所管：総務班・民生班・医療班】

### 1 主旨

災害により行方不明の者又は死亡した者の遺体の捜索、見分、処理及び埋葬を行うものとする。

### 2 実施責任者

遺体の捜索、収容及び埋葬は、町長が県警察、消防機関等の協力を得て行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

### 3 行方不明者・遺体の捜索

行方不明者・遺体の捜索は、次の方法により行うものとする。

#### (1) 実施方法

ア 行方不明者及び遺体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により死亡していると推定されている者に対して行う。

イ 町は、県警察と協力して、行方不明者及び死亡していると推定されている者の届出受理を行う。

ウ 行方不明者及び遺体の捜索は、町長が救出に必要な舟艇その他の機械器具を借上げて実施するものとする。

エ 行方不明者及び遺体の捜索は、災害対策本部民生班（地震・津波災害時は事案処理班）を主体とし、県警察、自衛隊、海上保安部等の関係機関及び漁協、地域住民、ボランティア等の協力のもとに行うものとする。

### 4 応援の要請等

町において、被災その他の事情により捜索を実施できないとき、又は遺体が流失等により他の市町村にあると認められるとき等にあつては、県に遺体捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合等にあつては、隣接市町に捜索応援を要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行うものとする。

ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所

イ 遺体数、氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等

ウ 応援を求めたい人数又は舟艇器具等

エ その他必要な事項

### 5 災害救助法適用時の基準

#### (1) 捜索期間

災害発生の日から10日以内とする。

#### (2) 費用の範囲

舟艇その他捜索のため使用する機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

## 6 遺体の見分処理

### (1) 町長の措置

町長は、遺体を発見したときは、速やかに牟岐警察署に連絡し、その見分を待って処理するものとする。

### (2) 方法

遺体の処理は、災害対策本部において処理場所を借上げ、次の方法により処理するものとする。ただし、災害対策本部において実施できないときは、警察等関係機関の出動応援を求めるものとする。

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
- イ 遺体の一時保存
- ウ 検案（死因その他についての医学的検査を行う。）

### (3) 災害救助法適用時の基準

#### ア 期間

災害発生の日から原則 10 日以内とする（別に期間が定められた場合を除く）。

#### イ 費用の範囲

遺体の検案、洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用及び遺体の一時保存のための費用。

## 7 遺体の埋葬

災害により死亡した者で、町長が必要と認めるときは、応急的に土葬又は火葬に付するものとする。なお、実施にあたっては、次の点に留意するものとする。

(1) 事故死等による遺体については、県警察から引き継ぎを受けた後埋葬する。

(2) 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあるとともに、遺品の保管等身元確認のための適切な措置を行った後埋葬するものとする。

(3) 被害地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋葬は、行旅死亡人としての取扱いの例による。

### (4) 災害救助法適用時の基準

#### ア 埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

#### イ 費用の範囲

棺（付属品を含む）、骨つぼ及び骨箱、埋葬又は火葬に要する経費（賃金職員等雇上費を含む。）

■火葬場

	施設名	所在地	電話番号
火 葬	美波町日和佐斎場	美波町日和佐浦4 4 4番地3	0884-77-0094
火 葬	美波町由岐斎場	美波町木岐1 0 0 0番地1	0884-78-0481

8 海上漂流遺体の捜索等

海上漂流遺体の捜索にあたっては、県警察、徳島海上保安部及び消防機関等と連携を取り、必要に応じて自衛隊等の協力を得て実施するものとする。

## 第19節 要配慮者支援対策の実施

【所管：民生班・医療班】

### 1 主旨

災害発生時における、高齢者、傷病者、障がい者、妊産婦、乳幼児、児童、外国人等の要配慮者に対して配慮した災害応急対策を実施するものとする。

### 2 社会福祉施設等に係る対策

- (1) 被災した社会福祉施設等は、あらかじめ定めた避難誘導方法等に従い、速やかに利用者の安全確保に努める。
- (2) 被災地に隣接する地域の社会福祉施設等は、支援の必要性の高い被災者を優先し、可能な限り、緊急一時入所等、施設への受入れに努める。
- (3) 被災した社会福祉施設等は、飲料水、食料品等の日常生活用品及びマンパワーの不足数について把握し、近隣施設、町及び県等に支援を要請するものとする。
- (4) 社会福祉施設等はその機能に応じ、被災した要配慮者に対する支援のため、生活物資等の提供、職員の派遣や利用者の受入について、相互の連携を図るとともに、福祉避難所への支援等に努めるものとする。
- (5) 町は県とともに、ライフラインの優先的な復旧や、水、食料品、生活必需品等の確保及びマンパワーの確保等に重点を置いて、被災した社会福祉施設等の支援を行うよう努める。

### 3 障がい者及び高齢者に係る対策

- (1) 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の迅速な把握に努める。
- (2) 町は県とともに、携帯端末、パソコン、ファクシミリ等を活用し、また、報道機関との協力のもとに、新聞、ラジオ、文字放送等を利用することにより、被災した障がい者及び高齢者に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行うこととする。
- (3) 町は県とともに、被災した障がい者及び高齢者の生活に必要な車椅子、ストマ用装具、ポータブルトイレ、おむつ等の物資やガイドヘルパー、手話通訳者等のニーズを把握し、調達に努める。
- (4) 町は県とともに、避難所や在宅における障がい者及び高齢者のニーズを把握し、災害派遣福祉チーム(DWAT)の派遣や施設への緊急一時入所等必要な措置を講ずるものとする。

#### 4 児童に係る対策

- (1) 町は県とともに、保護者のいない児童の速やかな発見と実態把握に努め、発見した場合には、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童養護施設等への受入れや里親への委託等の保護を行うこととする。
- (2) 町は県とともに、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した際の保護及びこども女性相談センター等に対する通報についての協力を呼びかけるとともに、育児関連用品の供給状況、利用可能な児童福祉サービスの状況等について、情報提供を行うものとする。

#### 5 外国人等に対する対策

- (1) 町は県とともに、被災した外国人等の迅速な把握に努める。
- (2) 町は県とともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
- (3) 町は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。

#### 6 徳島県災害時（介護福祉）コーディネーターとの連携

被災地域において介護職員等の活動が円滑に実施されるよう、県より配置される災害時コーディネーターと連携を図り、刻々と変化する要配慮者、福祉避難所等の状況を的確に把握し、県及び他の機関から人材及び資材の配置を的確かつ迅速に行う。

## 第20節 動物救済対策

【所管：民生班】

### 1 主旨

被災地における動物の救済等については、本計画の定めるところによる。

### 2 実施責任者

り災動物に対する保護、収容、捕獲等の救援対策については、県に設置された動物救援本部によるものとし、町は協力をを行うものとする。

### 3 実施方法

「災害時のペット対策ガイドライン」（動物愛護管理センター策定）に準拠し、次のことを実施する。

- (1) 飼養されている動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療、放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。
- (2) 動物愛護団体やボランティアからの支援物資の調達、配布についての調整を行う。
- (3) 仮設救援センターを設置し、保護・収容動物の一時保管及び負傷動物の治療を実施する。
- (4) 特定動物（人の生命・身体に危害を加える恐れのある動物）については、飼養者、動物園、警察署等の連絡体制を図り管理に努める。
- (5) 飼い主責任による避難所へのペット同行避難を推進するため、受入体制の整備と併せて、飼い主に対して、災害に備えたペットの適正飼育や避難用品の準備等についての普及啓発を行う。

## 第21節 廃棄物等の処理

【所管：民生班・建設班】

### 1 主旨

本計画及び美波町災害廃棄物処理計画に基づき、災害時における被災地域のごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等を行うものとする。なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合、膨大な災害廃棄物の処理等が想定されていることから、必要な対策について事前に検討を進める。

#### ■廃棄物発生量（南海トラフ巨大地震）

災害廃棄物種類別発生量（t）						津波被害面積（km <sup>2</sup> ）	津波堆積物計（t）	災害廃棄物＋津波堆積物計（t）
可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属	柱角材	計			
71,999	72,147	206,844	26,243	21,444	398,677	5.6	134,400	533,077

### 2 実施責任者

被災地域におけるごみ処理、し尿処理、災害廃棄物処理等は、町長が実施する。ただし、災害の規模が大きいため、災害対策本部において処理できないときは、県及び隣接市町に応援を求めて実施する。

### 3 ごみ処理

- (1) ごみ処理施設の被害状況を把握し、応急復旧に努めるとともに、被災地における生活ごみを迅速かつ適正に処理するため、収集運搬及び処理体制等を速やかに構築する。また、住民に対して、その内容を周知し、収集、処理及び処分を実施する。
- (2) ごみの総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県に処理の応援を要請する。

### 4 し尿処理

- (1) 下水道施設及びし尿処理施設等の被害状況を把握して、その応急復旧に努めるとともに、水洗便所の使用制限等について住民に対し広報する。
- (2) 下水道施設及びし尿処理施設等が復旧し、し尿等の計画的な処理が可能となるまでの間、住民に対し、仮設トイレの提供等必要な処置を講ずる。
- (3) 処理能力から処理が難しいと判断したときは、県等に処理の応援を要請する。



■美波町における公共下水道施設等

施設名	所在地	電話番号
日和佐浄化センター	美波町奥河内字櫛ヶ谷258	0884-77-3618（建設課）
伊座利漁業集落排水処理施設	美波町伊座利字奥地301-3先地	0884-77-3618（建設課）
志和岐漁業集落排水処理施設	美波町志和岐字中ノ谷216-5先地	0884-77-3618（建設課）
日和佐クリーンセンター	美波町日和佐浦444-4	0884-77-2550

5 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や仮設処理施設の設置及び管理・運営方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方、住民等への啓発・広報等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

また、適切な分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努めるとともに、処理段階で発生するエネルギーの利活用を推進し、脱炭素や環境汚染の未然防止のため、適切な措置等を講ずるものとする。

- (2) 町及び県は、津波被害等により大量の災害廃棄物の発生が見込まれる場合は、広域処理を関係機関と検討する。
- (3) 町は県と連携して、平常時より関係団体と緊密に連携し、円滑な処理体制の構築に努める  
また、市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会その他の機関と連携し、作業実施地区や作業内容を調整・分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。
- (4) 町及び県は、国と連携して、災害廃棄物に関する情報・、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. W a s t e e r N e t）や地域ブロック協議会の取組等について、ホームページで公開する等、周知に努めるものとする。
- (5) 町及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。

6 対象廃棄物

対象廃棄物は、町全域から発生する災害廃棄物及び一般廃棄物の一部とする。なお、一般廃棄物については通常どおりの廃棄物処理が回復するまでの間に発生した廃棄物をその対象とし、受け入れる期間は必要最小限とする。

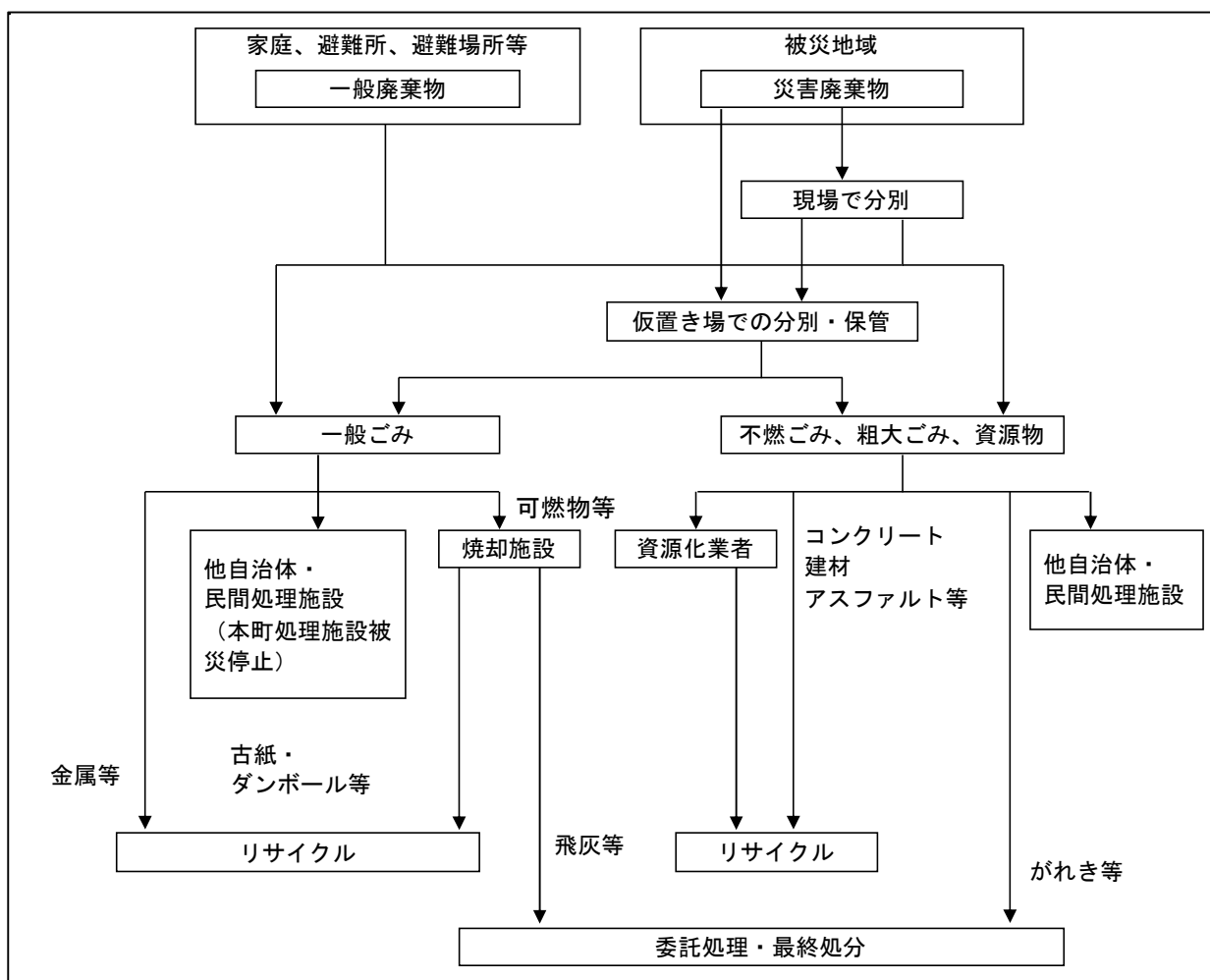
■廃棄物の種別

区分	内容
災害廃棄物	災害により全半壊した家屋の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くずなど及びこれらの混合物で、町が国庫補助を受けて処理する廃棄物
一般廃棄物 (通常の収集運搬ルートが回復するまでの期間のみ)	資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、大型ごみ等 し尿、浄化槽汚泥等

7 対象業務

本計画において対象とする業務は、被災時における情報提供、災害廃棄物の収集・運搬、仮置き場の運用、分別排出等の指導、仮置き場からの搬送、災害廃棄物及び一般廃棄物の中間処理及び最終処分場の確保等とする。

なお、災害廃棄物の処理に当たっては、排出時に徹底した分別を行い、処理量を減らすものとする。資源物の分別はできる限り発生場所で行うことが望ましいが、発生場所で分別することが困難な場合には粗分別のみを行い、仮置き場にて分別を行うものとする。



■災害廃棄物の基本処理フロー図

## 8 災害廃棄物等の仮置き場の確保等

### (1) 災害発生後の一般廃棄物等の仮置き場

住民が災害廃棄物を直接搬入する場所及び町が指定するごみ収集ステーション等に排出された災害廃棄物を一時的に貯留する場所として仮置き場を設置するものとする。各仮置き場の開設は、災害対策本部が被災の状況を判断して決定するものとする。なお、仮置き場においては、必要に応じて分別等の作業を行うものとする。

#### ■美波町で指定する仮置き場

地 区	場 所	住 所	敷地面積
美波町本庁管内 (日和佐地区)	恵比須浜田井たくみ町有地	美波町恵比須浜字田井54番3他	7,307㎡
	外磯団地町有地	美波町奥河内櫛ヶ谷223番2	2,388㎡
	日和佐総合体育館駐車場	美波町奥河内櫛ヶ谷238番1	4,487㎡
	小 計		14,182㎡
由岐支所管内 (由岐地区)	由岐小学校横町有地	美波町西の地字谷裏90番20	2,824㎡
	小 計		2,824㎡
総 合 計			17,006㎡

### (2) 災害発生後の一般廃棄物の処理

災害発生後の一般廃棄物については、海部郡3町が負担している海部郡衛生事務処理組合の処理施設で処理が可能な場合には、平常時と同様に処理するものとする。ただし、被災状況に応じて平常の収集作業を制限し、避難所等の緊急を要するものから収集を行うものとする。

なお、被災直後は施設点検のために一時受け入れを停止し、点検により稼動可能と判断された場合に受け入れを再開するものとする。

#### ■美波町におけるごみ処理場

ごみ処理場	所 在 地	電話番号
海部郡衛生処理事務組合	海部郡牟岐町大字内妻字白木139番地1	0884-72-2696

### (3) 災害後の一般廃棄物の排出区分、収集・運搬

災害後の被災地内の各家庭から発生する一般廃棄物の排出区分及び排出場所については以下のとおりとする。ただし、被災の状況に応じて排出区分及び排出先は変更するものとし、速やかに住民に周知するものとする。

■一般廃棄物の排出区分及び排出場所

分別区分		分別内容	排出場所
燃えるごみ		厨芥類、紙類、布類、木くず、合成品類、合成製品、トレイ（資源ごみ対象外）、畳等の大きなもの、その他	ごみステーション 個別収集 直接搬入等
燃えないごみ		家電用電化製品、ガス器具、金属製品、ガラス製品、陶器類、その他	
がれき類		瓦、土壁（土砂は除く）、家屋の基礎などのコンクリート片等	
粗大ごみ		家電4品目を除く家電、金属製品（自転車等）、家具類	
家電4品目		テレビ、冷蔵庫（冷凍庫）、洗濯機、エアコン	
資源物	資源物1	ビン類、缶類、プラスチック製容器類など被災しても再資源化が可能な資源物	
	資源物2	古紙類など濡れるなどにより資源化が困難となる資源物	
アスベスト類		アスベストを含む建材等（自己申告）	

## 第22節 住宅の確保

【所管：総務班・建設班】

### 1 主旨

災害のため住宅に被害を受けた者で、自らの資力では住宅の確保ができない者及び応急修理をすることができない者等に対して応急仮設住宅の建設及び応急修理を行うものとする。

なお、速やかな応急仮設住宅の建設に向けて、あらかじめ地元木材業者や建築業者と資材の提供や建設に関する協定を締結するなど連携体制を構築するとともに、木材備蓄循環システムの構築に向けた検討を進める。

### 2 実施責任者

被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合は知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとする。

### 3 応急仮設住宅の供与

#### (1) 応急仮設住宅

##### ア 建設用地

応急仮設住宅の建設用地は、災害時の状況により県が選定する。選定にあたっては、原則として、①公有地、②国有地、③企業等の私有地の順に選定することとし、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況等についても配慮することとする。また町及び県は、激甚な大規模災害時でも迅速かつ適切に建設用地の選定を行うため、あらかじめ候補地のリストを作成し、建設可能戸数等の状況を把握するものとする。

なお、町にて実施した「事前復興まちづくり検討会」において、住民から候補地に関する情報を得ているため、それらを基に精査・検討を進める。

##### イ 災害救助法適用時の基準

###### (ア) 収容の対象

住宅が全壊（焼）又は流失した世帯であって、居住する住宅がないもの  
自らの資力では住宅を建築することのできない世帯

###### (イ) 住宅の種類

一般向け  
高齢者、身体障がい者向け

###### (ウ) 建設の時期

地震災害が発生した日から20日以内に着工

###### (エ) 供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。

(2) 応急仮設住宅のためのライフラインの整備

応急仮設住宅のためのライフラインの整備は、町長が行うものとする。なお、災害救助法が適用された場合は、知事からの委任を受けて行う。

(3) 入居対象者及び入居予定者の選定等

入居対象者及び入居予定者の選考業務は町長が行う。その際、町長は、民生児童委員の意見を聞く等、被災者の資力生活条件を十分調査するものとする。また、選考に当たっては、要配慮者を優先的に選考するものとする。

(4) 運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

#### 4 住宅の応急修理

(1) 災害救助法適用時の住宅の応急修理の基準

ア 対象者

住宅が半壊（半焼）し、自らの資力では応急修理することができない世帯、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（半焼）した世帯及び災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの視力資力では応急修理をすることができない者。

イ 期間

災害発生の日から1ヶ月以内。

ウ 範囲

居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分。

(2) 労務及び資材の提供に関する協力体制

町は、労務及び資材の提供に関し、あらかじめ関係団体との協力体制を整えておくものとする。

(3) 住宅の建設及び修理資材の確保

住宅の建設及び修理のための資材は、原則として請負業者が確保するものとするが、災害時における混乱等により確保することができないときは、県又は町が確保についてあつせんを行うものとする。

(4) 住宅の応急復旧活動

町は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対応をすれば住居を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

## 5 野外収容施設の設置

野外収容施設の設置は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するため、付近に適切な収容施設があっても被害者の全員を収容し得ないときは、必要に応じ臨時に付近の適切な場所にテントその他野外収容施設を設置するものとする。

## 6 公営住宅等の空き住宅の確保

応急仮設住宅のほか、災害のため住宅を失った世帯に対し、公営住宅への優先入居等の措置を講ずるとともに、空き住宅の把握、確保に努めるものとする。

## 第23節 障害物の除去

【所管：総務班・建設班】

### 1 主旨

災害時における緊急な応急措置の実施に障害となっている工作物、山くずれ、がけくずれ及び浸水等によって、道路、河川、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、住民の生命、身体及び財産等に危険を及ぼし、又は日常生活に著しい支障を及ぼしている障害物について除去を行うものとする。

### 2 実施責任者

ア 応急措置を実施するため障害となる工作物等の除去は、町が行うものとする。

イ 水防活動を実施するため障害となる工作物等の除去は、水防管理者又は消防長が行うものとする。

ウ 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路、河川等の維持管理者が行うものとする。

エ 山（がけ）くずれ、浸水等によって、住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町長が行うものとし、町だけで実施困難なときは知事に対し応援、協力を要請するものとする。

オ その他の施設、敷地内の障害物の除去は、その施設、敷地の所有者又は管理者が行うものとする。

### 3 機械器具の調達

町長は、障害物の種類、規模により道路等の管理者が所有する機械器具のみで不足する場合は、建設業者又は機械器具所有者との間に必要な協定に基づき、機械器具の必要種別数量を調達するものとする。

### 4 所要人員の確保

町長は、災害時の障害物の除去に要する人員については、道路等の管理者が所有する人員をもってあてるものとするが、不足する場合は建設業者と必要な協定を締結しておき、人員の供給を受けるものとする。このほか、労務供給計画に定めるところによるが、必要に応じ、地区住民の協力、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するものとする。

### 5 災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合の障害物の除去については、知事（権限を委任された場合は町長）が行うものとするが、費用の対象等は次のとおりとする。

#### (1) 対象

居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしても当該障害物を除去することができない者

#### (2) 費用

ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等。

#### (3) 期間

災害発生の日から10日以内とする。



## 第24節 ボランティア活動の支援

【所管：民生班】

### 1 主旨

町域に大規模災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、町及び防災関係機関等だけでは、十分に対応できないことが予想される。

災害応急対策を実施する上で必要な人員を確保するための各種NPO・ボランティア等の協力体制について、次に定める町及び防災関係機関等が実施すべき事項を行うものとする。

### 2 ボランティア団体やNPO等の協力

町及び防災関係機関等は、各種NPO・ボランティアやNPO等からの協力申し入れ等により、災害応急対策の実施について労務の支援を受ける。

### 3 ボランティアの受入れ

町は、ボランティア活動が円滑に行えるよう、社会福祉協議会及び近隣市町の協力を得て、最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点等について情報提供を行う。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう務める。

### 4 ボランティア団体等の活動

町がボランティア団体等に依頼する活動は、下記のものとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊き出し、その他災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護活動、障がい者支援、被災児童保護
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助
- (8) その他

### 5 被災地におけるボランティア支援体制の確立

被災地の社会福祉協議会等は、必要があるときは速やかに現地本部及び救援本部を設置し、行政機関との連携を密にしながら、ボランティア支援体制を確立する。

### 6 ボランティアに係る事務委託

町は、県から事務委託を受けた場合において、共助のボランティア活動と町の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

## 第25節 義援金品の受付・配分

【所管：総務班・民生班・産業班】

### 1 主旨

一般住民、知事及び日本赤十字社から委託された義援金品の配分を行うものとする。

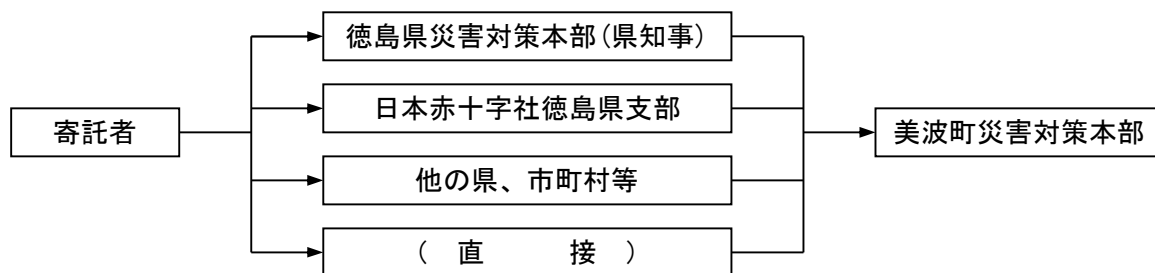
### 2 義援物資の取扱いに関する広報

町は、必要に応じ、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、被災者が必要とする物資及び受入れを希望しない物資の内容を把握し、その内容のリスト及び送り先について報道機関等を通じて国民に公表するものとする。

また、現地の需給状況を勘案し、リストを逐次改定するよう努めるものとする。

### 3 義援金品の受付

義援金品の受付けについては、町災害対策本部で受け付ける。



### 4 義援金品の保管

義援金の保管については、会計管理者名義の預金口座に預け入れ、寄託者名、金額等を受付簿に記入し、定期的に会計課に報告する。

義援品については、原則として日和佐総合体育館に保管することとするが、災害の状況によっては、交通及び連絡に便利な公共施設とし、その際、寄託者名、物品名、数量等を受付簿に記入する。

### 5 義援金品の配布

町長は、義援金配分委員会から配分を受けた義援金は、速やかに被災者に配分する。

また、県・各企業等から届いた義援品は、ボランティア等の協力を得て避難所に配送する。

## 第26節 公共土木施設等の応急対策

【所管：民生班・建設班・産業班】

### 1 主旨

住民生活に密着した公共土木施設、ライフライン関係施設及び通信施設は、災害発生後、必要に応じて、施設の緊急点検等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるとともに、被災した所管施設に対する応急対策を実施し、当該施設の機能の維持を図るものとする。特に、人命に関わる重要施設等に対しては、早期に復旧できるよう協定の締結など体制等を強化するものとする。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、及び危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置を関係機関との相互協力により、実施するものとする。

### 2 公共土木施設

災害時における公共土木施設管理者の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

#### (1) 河川・海岸施設

##### ア 基本方針

各種調査の被害想定によると、河川堤防が地震により被災(沈下)し、これが原因で堤内地に浸水被害が発生する二次被害が想定される。地震により堤防、護岸等河川・海岸管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、施設の応急復旧に努めるとともに内水排除に全力を尽くすものとする。

##### イ 応急対策

堤防、護岸の破壊等については、クラック等への雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに、速やかに復旧計画をたてて復旧する。また水門、排水機等の破壊については、故障、停電等により運転が不能になることが予測されるが、土のう、矢板等により応急に締め切りを行うとともに、内水の排除に努める。

##### ウ 復旧計画

災害復旧については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉を確保するものとする。

#### (2) 道路施設

##### ア 基本方針

道路が被災した場合、各道路管理者の連携のもとに、災害の態様に応じて緊急に系統的な路線を決めて重点的に復旧工事を実施する。また、道路上の破壊、倒壊等による障害物の除去を警察、消防機関、自衛隊、占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

特に、避難、救出、緊急物資の輸送、警察、消防等の活動に必要な路線は最優先して啓開、復旧にあたる。

イ 応急復旧活動

(ア) 応急対策

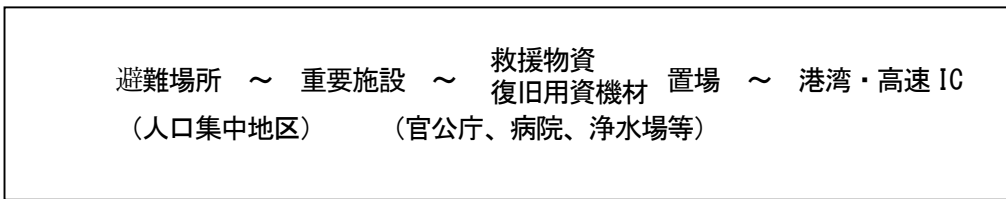
復旧工法は、被災した施設の位置、大きさ、程度、重要度、地下埋設物などの状態によって種々様々の対応策を検討し、措置しなければならないが、通行の確保を第一とし、復旧作業の安全を期しながら緊急に作業を進めて通過重量や車両幅員などの制限を付しても速やかに復旧し、開放する。また、道路占有施設に被害が発生したときは、各施設管理者に通知し適切に対処するが、緊急のためそのいとまがないときは、通行の禁止、現場付近への立入禁止等住民の安全確保のため必要な措置を講じ、事後速やかに通報する。

(イ) 復旧対策

応急復旧に引続き又は平行して、被災した施設の位置や状態、通行の重要度など種々勘案の上、通行止めを避けながら順次本復旧を進め、平常の状態とする。

(ウ) 重点路線

避難、緊急物資の輸送等の迅速かつ効果的な推進を図るため、早期啓開を要する重点路線として、下記を結ぶ、被災地から又は被災地への輸送路を系統的に確保する。



(3) 港湾施設

ア 基本方針

港湾施設の応急対策に当たっては、背後地住民の生命、財産の安全確保を第一義とし、さらに被害状況の把握を行うとともに緊急物資の海上輸送の確保等を図る。

イ 予想される被害等

港湾施設は水際線に近接し、一般的に軟弱な地盤の上に建設されている場合が多く、予想される被害も地震による直接被害及び津波による二次災害が想定される。

(ア) 地震による被害

- ① 防波堤、護岸、防潮壁、水門等の沈下、すべり出し、亀裂等
- ② 岸壁、物揚場等のすべり出し、沈下、栈橋の挫折等
- ③ ふ頭用地、臨港道路（橋梁を含む）等の陥没、亀裂等

(イ) 津波による被害

- ① 船舶の陸上への乗上げによる施設の損壊
- ② 航路標識、けい船浮標、浮栈橋の流出等
- ③ 木材の流出等による航路、泊地等の機能障害

ウ 対策

- (ア) 背後地住民の生命、財産の安全を確保するため、防潮壁、水門等に亀裂が生じた場合、土のう積等施設の機能保持に万全を期する。
- (イ) 緊急物資の海上輸送を確保するため岸壁、物揚場、棧橋等の機能を保持又は回復するとともに、これらに至る航路泊地等を点検し、船舶航行の安全を確保し、また、ふ頭用地の機能の確保等陸上輸送との有機的な連携に十分配慮する。
- (ウ) その他の港湾施設についても経済流通に重要な役割を有しており、被害を受けた場合に重要な機能障害を引き起こすことがないよう、被害の局限化又は応急復旧を速やかに図る。

3 鉄道施設

災害時における鉄道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

(1) 四国旅客鉄道株式会社の応急対策

ア 計画の目的

地震災害によって列車又は構造物等に被害を受けた場合は、旅客の生命、財産を保護するため全力をあげて救出救護に努めるほか、関係機関の緊密な連携のもとに、輸送業務の早期復旧を図ることを目的とする。

目的の施行にあたっては、運転事故報告手続、災害時運転規則手続の定めるところによる。

イ 対策本部等の設置

地震被害の実情を敏速に把握し、被災列車の救援、鉄道施設被害の応急措置を講じ輸送業務を早急に復旧するため、運転事故報告手続に定める対策本部（本社）及び復旧本部（現場）を設置するものとし、県、市町村、指定行政機関と密に連絡できる体制をとる。

ウ 地震発生時の取扱い

(ア) 地震発生時の警戒態勢の種別

地震発生時の運転規制（以下「特殊運転」という。）をする場合の警戒態勢の種別は、次のとおりとする。

(イ) 地震発生時の特殊運転

計測震度の区分	警報区間	運転規制の方法
3.5以上 4.5未満	要注区間以外の区間	25km/h以下の徐行
	要注区間	列車の運転を中止する
4.5以上	全区間	

(ウ) 警報ブザー鳴動時の取扱い

警報機を設置した個所のCTC指令員又は駅長は、警報ブザーが鳴動したときは、速やかに当該規制区間内を運転する全列車に対し、信号機等による停止手配をとった後、各駅長、保線区長、電気区長及び関係乗務員に通報し、警報の区分に応じた特殊運転の取扱いをするものとする。

(エ) 保線区長の取扱い

保線区長は、地震が発生し線路の状態により列車の運転に危険があると認めるときは、特殊運転について輸送指令員に要請するものとする。

エ 第2次、第3次態勢の解除

(ア) 保線区長は、線路点検その他の状況により、列車の特殊運転の必要がなくなったとき、又は警戒態勢の種別の変更が必要と認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

(イ) 電気区長は、第3次態勢施行区間の電車線路設備の点検を行い、列車の特殊運転の必要がなくなったと認めるときは、その旨を輸送指令員に通報するものとする。

(ウ) 輸送指令員は、前項により保線区長及び電気区長から通報があったときは、関係の駅長及び運転士に対して解除の指令をするものとする。

## 4 電力施設

災害時における電力施設の応急対策計画は、本計画の定めるところによるものとする。

(1) 震災時における電力の供給計画

電気事業者は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が円滑な避難を行うために必要なものであることから、協定に基づき電力供給のための体制確保に努めることとする。

(2) 震災時における電気の保安

各事業所の責任者は、災害時において送電を継続することが危険と認められる場合は、関係箇所と連絡のうえ、事故の拡大を防止するため当該地域の予防停電を実施するものとする。

予防停電は、被害の状況及び需要家に及ぼす影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、時間の短縮に努めるとともに、実施後、必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置をとるものとする。

また、漏電火災等の二次災害の防止に必要な、顧客によるブレーカー開放等の電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 震災時における応急復旧

災害が発生したときは、災害の規模、被災施設の状況に応じ、関係箇所との緊密な連絡のもとに、電力施設の被害状況を速やかに調査、把握し、人員、資機材、機動力等を最大限に活用して、四国電力(株)及び四国電力送配電(株)の「防災業務計画」に定める復旧順位、復旧方法に基づき迅速・適切に復旧するものとする。

## 5 LPガス供給施設

LPガス販売事業者は、津波等からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するとともに、災害時におけるLPガス施設の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

### (1) 災害時の緊急対応

#### ア 火災発生の場合

LPガス販売事業者は、火災発見者から通報があった等の場合は、直ちに発火燃焼源を確かめ、周辺LPガス設備のバルブ閉止等により延焼防止に努めるものとする。

#### イ 地震災害の場合

LPガス販売事業者は、地震によりLPガス設備が損壊又は転倒した場合は、LPガスによる災害の発生を防止するため、バルブ閉止等の措置を緊急に講じるものとする。

### (2) LPガス販売事業者、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の措置

LPガス販売事業者は、事業所内及び供給先における災害発生の防止に努め、災害が発生したときは、県警察及び消防等関係機関に協力し、災害の鎮静に努め、災害が鎮静化した後は、全力で復旧に努めるものとする。

また、LPガス販売事業者間の調整については、一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行うものとする。

#### ア 広報活動

(ア) 消費先に対し、ガス栓閉止等の広報をするものとする。

(イ) 消費先に対し、LPガスは安全が確認されるまで使用しないよう広報するものとする。

#### イ LPガス供給施設の被害状況把握

一般社団法人徳島県エルピーガス協会の調整により、LPガス販売事業者は、安全点検を実施し、被害状況の把握に努めるものとする。

#### ウ 容器の回収（処分）

(ア) 使用後廃棄された不要容器による二次災害を防止するため、回収に努めるものとする。

(イ) 必要に応じて各種メディアを活用し、周知徹底するものとする。

## 6 水道施設

災害時における水道事業者の応急対策は、本計画の定めるところによる。

### (1) 復旧方針

町は、地震発生時における飲料水の確保及び応急給水を行うとともに、次により水道施設の復旧対策を実施するものとする。

(2) 復旧手順

ア 応急対策人員の動員

地震発生後直ちに町の定める応急対策人員を動員し、災害対策を実施することとする。

イ 被害状況調査

水道の各施設（取水、導水、浄水、送水、配水、給水施設）ごとに、被災状況の調査を実施し、被害状況を早急にかつ的確に把握することとする。

ウ 復旧計画策定及び復旧作業

応急復旧に必要な人員体制及び資機材の調達、施設復旧の手順、方法及び完了目標等を定め、計画的に応急復旧対策を実施するものとする。

なお、復旧に当たっては、緊急度の高い給水拠点、避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等からの復旧に努めるものとする。

(3) 支援要請

町は、応急復旧の実施に必要な人員、資機材等が不足する場合には、近隣市町村や県に対して広域的な支援の要請を行うこととする。

## 7 通信設備

災害時における通信事業者の応急対策は、本計画の定めるところによるものとする。

(1) 基本方針

震災時における電信電話サービスの基本的な考え方は、公共機関の通信確保はもとより被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、電気通信設備の応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

(2) 応急対策

ア 震災が発生し、又は発生が予想される場合は、次の各号の準備を行う。

- (ア) 電源の確保
- (イ) 予備電源設備、移動電源車の発動
- (ウ) 移動無線機、移動無線措置局等の発動
- (エ) 応急対策用車両、工具の点検
- (オ) 応急対策用資機材の把握
- (カ) 緊急輸送対策
- (キ) 復旧要員の確保
- (ク) 通信設備の巡回点検



イ 震災の発生が予想される場合又は発生した場合は、災害の規模、状況等により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策、復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策、復旧対策等ができる体制を確立するほか、県、町、指定行政機関と連絡を密にする体制をとる。

ウ 電気通信設備に被害が発生した場合は、災害の規模により次の各項の応急措置をとる。

(ア) 市外回線網の措置

交換措置、伝送路切り替え措置等を実施し、通話を確保する。

(イ) 臨時市外、中継回線の作成

可搬型無線機、応急復旧ケーブル等により、臨時の伝送路を作成し、必要限度の市内、市外通話の確保を図る。

(ウ) 臨時電報電話取扱所の開設

町の指定避難所、救護所等に臨時電報電話取扱所を設置し、電報電話が利用できるよう努める。

(エ) 特設公衆電話等の設置

- ① 孤立化する地域をなくすため、地域の主要場所に特設公衆電話を設置する。
- ② 市町村指定の避難場所等に特設公衆電話を設置する。
- ③ 市街地主要ターミナルに臨時公衆電話を設置する。

(オ) 通信の利用制限

各種問合せや見舞電話等が集中し、通信の疎通が著しく困難となった場合は、電気通信事業法に基づき規制措置を行い、利用制限を実施する。

(カ) 非常緊急電報、非常緊急電話の優先利用

災害に関する通信については、電気通信事業法に基づく非常緊急電報、非常緊急電話として他の通信に優先して取り扱う。

エ 震災のため通信が途絶したとき、もしくは通信の利用制限を行ったときは、トーカー装置による案内、広報車、報道機関、窓口掲示等の方法によって、次の各項について周知する。

(ア) 被災区間又は場所

(イ) 回復見込み日時

(ウ) 通信途絶、利用制限の理由

(エ) 通信途絶、利用制限の内容

(オ) 通信利用者に協力を要請する事項

(カ) その他の事項

オ 震災発生時に、被災地に向けた電話が輻輳した場合、安否情報等を確認するための、災害用伝言ダイヤル「171」、インターネットによる災害用ブロードバンド伝言板「Web171」、携帯電話の「災害用伝言板」を開設する。

(3) 回線の復旧順位

震災により電気通信設備に被害を受け、回線に故障が生じた場合は、通信の途絶の解消及び重要通信の確保に努めるとともに、被災状況に応じた措置により回線の復旧を図ることとするが、復旧順位は社会的影響等を勘案の上、次のような段階的復旧を実施する。

ア 第1段階の復旧

(ア) 加入電話

防災関係、報道関係など電話サービス契約約款における復旧第1順位、第2順位の機関の加入電話

(イ) 公衆電話

避難所等に特設公衆電話の設置及び街頭公衆電話の復旧

(ウ) 専用線

① データ通信

② ラジオ、テレビの中継線

③ 道路通信

(注、上記の事項は、ほとんど同時に復旧作業が行われる。)

イ 第2段階の復旧

一般住民の加入電話を可能な限り早期に復旧する。

## 8 危険物施設

災害時における危険物の保安対策について定めるものとする。

(1) 火薬類

ア 実施責任者

町長及び火薬庫又は火薬類の所有者、占有者とする。

イ 応急措置

(ア) 火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者の措置

① 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移して見張人をつけるものとする。

② 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。

- ③ 火薬庫の入口、窓等を粘土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。
- ④ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能もしくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

(イ) 町長の措置

町長は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

(2) 高圧ガス（LPガス供給施設を除く）

ア 実施責任者

町長及び高圧ガス製造業者等とする。

イ 製造業者等の応急措置

- (ア) 直ちに事業所内における火気の手扱いを停止するとともに、製造施設等の異常の有無を点検する。
- (イ) 高圧ガスの製造施設、販売施設、貯蔵所、もしくは消費施設又は充てん容器等が危険な状態になったときは、適切な災害発生防止のための措置を講じる。
- (ウ) 製造施設等に被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、直ちに関係機関に通知する。
- (エ) 必要な場合は、従業員又は付近の住民に対し、危険状態にあることを周知し、退避するよう警告する。

ウ 町長の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

(3) 石油類、毒物及び劇薬

ア 実施責任者

町長及び施設の所有者、管理者又は占有者とする。

イ 施設の所有者及び管理者、占有者の応急措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

ウ 町長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (イ) 火災の防御は、消防団が実施する。特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣等を関係機関等に要請するものとする。
- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (エ) 漏油した場合その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

(4) 放射性物質

ア 実施責任者

町長及び施設の所有者、管理者とする。

イ 応急措置

- (ア) 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関等と緊密な連絡をとりながら、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止に努めるとともに汚染区域の拡大を防止するものとする。
- (イ) 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在地の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

## 9 農業用施設

地震発生時の農業用施設の応急対策について定めるものとする。

(1) 頭首工、取水施設、用排水路

施設の管理者は地震発生後、施設の破損の有無を調査し、破損があった場合、付近の住民に被害を与えるおそれがないか確認し、町に報告して応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、町は県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

(2) 各種樋門、排水機場

施設の管理者は地震発生後、施設の破損の有無を調査し、施設の機能が損なわれている場合は、市町村に報告するとともに、応急修理等適切な管理を行う。施設に被害があった場合、町は県に被害報告を行い、災害復旧を検討する。

(3) 農業用ダム・農業用ため池

農業用ダム（堤高 15m以上の防災重点ため池を含む）については震度4以上の地震が発生した場合、堤高 15m未満の防災重点ため池については震度5弱以上の地震が発生した場合、施設管理者は緊急点検を実施して、その結果を町に報告する。町は二次災害の危険がある場合は、施設管理者と協議しながら応急対策を行う。

町は、緊急点検の結果をため池防災支援システムにより速やかに報告するものとするが、これにより難しい場合は、県を通じて地方農政局等にメール、ファクシミリ等により速やかに報告するものとする。また、危険がある場合は関係機関とともに応急対策を行うほか、避難指示等を行うものとする。

## 第27節 教育対策

【所管：教育班】

### 1 主旨

学校施設の被災により、通常の教育に支障をきたした場合は応急教育を行うものとする。

### 2 実施責任者

町立学校における応急教育は、教育班（地震・津波災害時は事案処理班）が実施するものとする。

### 3 被害状況の把握

教育班または資源管理班は、災害発生後、速やかに児童、生徒、教職員、教育関係施設及び通学路の被害状況について、学校長を通じ、又は自ら調査する。被害については災害対策本部を通じて、県に報告する。

### 4 児童生徒等の保護

児童生徒等が教育施設にいる際、災害が発生したときは、次のとおり保護に努める。

#### (1) 学校の対応

ア 学校長等は、情報等の把握に努め的確な指揮にあたる。

イ 学校並びに通学路の危険箇所の点検、迂回路の設定等を早急に行う。

ウ 児童生徒については、教職員の指導のもとにPTA等の協力を得て、集団下校により全校生徒を帰宅させる。ただし障害児については、学校において保護者（又は代理人）に引き渡す。また交通機関の利用者、留守家庭等の児童生徒等の引き渡し又は帰宅ができない者については、氏名・人員等を確実に把握し、状況を判断し学校等が保護する。

エ 施設内において災害が発生したときは、初期消火、救護、搬出活動等の防災活動に努める。

#### (2) 教職員の対処、指導基準

ア 災害発生の場合、児童生徒等の安全確保に努める。

イ 児童生徒等の退避・誘導にあつては、氏名・人員等の掌握、異常の有無等を明確にし、的確に指示する。

ウ 学級担当等は学級名簿等を携行し、学校長の指示により、所定の場所へ誘導・退避させる。

エ 心身障害児については、あらかじめ介助体制等の組織を作るなど十分配慮する。

オ 児童生徒等の安全を確保した後、学校長の指示により防災活動にあたる。

### 5 応急教育の実施

学校長は、あらかじめ災害を想定して応急教育の方法についての計画を定めて、応急教育の実施責任者に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底する。

災害が発生した場合には、応急教育の実施責任者は当該学校長と密接な連絡のもとに実施計画を定めて、これに基づき応急教育を行うとともに、学校教育活動の再開に向け、努力するものとする。

(1) 児童生徒等の安全確保

- ア 児童生徒等の所在及び通学路の安全確認を行うものとする。
- イ 応急教育を行う場所の選定に当たっては、児童生徒等の安全確保に努めなければならない。
- ウ 災害により授業を行わない等の措置は校(園)長の判断により行うものとする。
- エ 災害が広範囲におよぶと予想される場合で町教育委員会が児童、生徒、園児の安全確保のため一斉に臨時休校(園)の非常措置を必要としたときは、防災行政無線等を通じて周知徹底を図る。
- オ 精神的、心理的ストレスを受けた児童、生徒、園児に対してカウンセリング等心のケアを行う。

(2) 応急教育計画の樹立

校(園)長は学校(園)の立地条件等を考慮し、災害時の応急教育(保育)や指導の方法などにつき明確な計画を立てておくものとする。

(3) 災害時の態勢

- ア 校(園)長は状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校(園)長は、災害の規模、児童、生徒、園児、職員施設の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会と連絡し、災害対策に協力するため校舎の管理に必要な職員を確保するなどの態勢を確立する。

(4) 臨時休校等の措置

施設被害又は児童生徒、教員の被災の程度によっては、各学校の責任者との協議の上、臨時休校の措置を取ることとする。

また、臨時休校の対応策として、夏休みの振替授業等により授業時間を確保し、教育環境の悪化による教育効果の低下に対する補習授業等の実施についても、各学校の責任者と適宜協議するものとする。

(5) 教育施設の確保

教育班または資源管理班は、教育施設の被災により授業が長時間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図る。

- ア 被害箇所及び危険箇所を早急に修理し、正常な教育活動への復帰を図る。
- イ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた公立学校施設を相互に利用する。
- ウ 校舎の修理が不可能な場合は、プレハブ校舎等の教育施設等を設けて授業の早期再開を図るものとする。
- エ 被災を免れた社会教育施設、体育施設、その他公共施設を利用して授業の早期再開を図るものとする。
- オ 教育施設が避難所として開設されている施設については、本部室、避難住民、町内会組織等と十分な協議の上、教育施設の確保を図るものとする。

(6) 文教施設の災害応急対策

ア 激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合

激甚災害により建物が全壊又は半壊した場合において、その学校に残存建物がある場合又は付近に遊休施設がある場合は復旧するまでの間、臨時的にそれらの建物を利用して授業を行うものとする。なお、前記建物がない場合は、仮設建物を建築する等授業に差し支えないよう適切な措置を行うものとする。

イ 被害が大破以下で補修を要する復旧の場合

屋根瓦の被害、硝子の破損等で直ちに復旧しないと授業に差し支える場合は、国庫負担事業の認定をまず復旧を行うものとする。

(7) 児童生徒の転入学措置

被災地域の児童生徒が転入学を希望した場合には、受入れ可能な学校において、受入れ手続き等を可能な限り弾力的に取扱い、転入学を円滑に行うものとする。

(8) 教職員の確保対策

教育班または資源管理班は、災害により通常の教育を実施することが不可能となった場合、次により教員を把握し確保する。

ア 教員は、原則として各所属に参集する。ただし、交通途絶で登校不能の教員は、最寄りの小・中学校に参集する。

(ア) 各学校の責任者は、学校で把握した参集教員の人数等を教育班または資源管理班に報告する。

(イ) (ア)の報告を受けた教育班または資源管理班は、町災害対策本部を通じて県災害対策本部に報告するものとする。

(ウ) 通信の途絶又は交通機関の回復が著しく遅れた場合には、各学校において参集した教員をもって授業が行える態勢を整えるものとする。

(エ) その他、県本部と連絡を密にとり、必要な措置を講ずるものとする。

イ 災害に伴い教職員に欠員が生じた場合で、学校内において対応できないときは、町長はその旨知事に対して報告し、知事は隣接学校から教員を応援させ、なお不足の場合は地域人材から教職員退職者又は臨時任用経験者などの応急教育に従事できる人材を確保するものとする。

ウ 災害により、教員の死傷者が多く、平常授業に支障をきたす場合は、教員免許所有者を臨時に雇用するなどの対策を立てる。

(9) 給食の実施

ア 物資の確保

学校給食会の保管する物資の特別配送及び一般救援物資の利用等により物資の確保を図るものとする。



イ 施設・設備の整備

文教施設の復旧と並行して復旧のための応急対策をたて、学校給食の早期開始に努めるものとする。

(10) 教材・学用品の給与

教材・学用品については、災害救助法が適用された場合、被災児童生徒等に対して以下のような措置が講じられる。

ア 給与対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある児童生徒を対象とする。

イ 給与実施者

通常の場合、知事（権限を委任された場合は町長）が、各学校長の協力を得て、調達から配分までの業務を行う。

ウ 次に掲げる品目の範囲内で現物を支給する。

(ア) 教科書及び教材

- ① 「教科書の発行に関する臨時措置法第2条」に規定する教科書
- ② 教科書以外の教材で、教育委員会に届出又は承認を受けて使用しているもの

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規等

(ウ) 通学用品

運動具、雨傘、カバン、雨靴等

(エ) 学用品給与の時期

- ① 教科書及び教材  
災害発生の日から1ヶ月以内
- ② 文房具及び通学用品  
災害発生の日から15日以内

(11) 就学援助費の支給

ア 町長は災害救助法が適用される等の著しい災害により、新たに経済的理由によって就学困難となった小学校児童及び中学校生徒に対して、速やかに就学援助費（学用品費等、医療費、給食費）を支給するものとする。

イ 災害により、障害児学級の児童生徒が学用品等を消失した場合は、速やかに就学奨励費を再支給するものとする。

(12) 応急教育方法にあたっての留意事項

ア 教科書、学用品等の損失状況を考慮して、児童、生徒が負担にならないよう教材等に留意する。

イ 特に校外施設を利用した場合は、児童、生徒の保健衛生に留意する。

ウ 通学路の被害状況に応じ、通学についての危険防止措置を講ずる。

エ 必要がある場合は、家族との臨時連絡体制を考慮する。

オ 町教育委員会は、教科書、学用品等のあっせん措置を講ずる。町教育委員会においてあっせんが困難な場合は、県にあっせんを依頼する。

カ 必要がある場合は、隣接市町に被災児童、生徒についての教育事務の委託を行う。

## 6 学校が地域の避難所となる場合の留意事項

(1) 校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、避難措置の実施責任者に対してその利用について必要な協議を行う。

(2) 校長は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設・設備の整備またその保全に努める。

(3) 避難生活が長期化する場合においては、校長は、応急教育活動と避難活動との調整について避難措置の実施責任者と必要な協議を行う。

## 第28節 労務供給計画

【所管：総務班・建設班】

### 1 主旨

災害時における必要な労務者等の雇上げを行うものとする。

### 2 実施責任者

労務者等の雇上げは、それぞれの応急対策機関において行うものとするが、災害対策本部における雇上げは、その職種等によって関係課が行うものとする。

### 3 給与の支払い

賃金等の給与額は、その時における雇用地域の慣行料金以内によることを原則とするが、法令その他により別に基準のあるものはこの限りでない。

### 4 従事命令又は協力命令

災害時応急対策を実施するため人員が不足し、緊急の必要があると認めた場合、次に掲げる執行者は、災害対策基本法、災害救助法、警察官職務執行法、消防法及び水防法の定めるところにより従事命令又は協力命令を発するものとする。

#### ■従事命令・協力命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長、警察官、海上保安官
		災害対策基本法第65条第2項	
災害救助作業 (災害救助法に基づく救助)	従事命令	災害救助法第24条	知事
	協力命令	災害救助法第25条	
災害応急対策事業 (災害救助を除く応急措置)	従事命令	災害対策基本法第71条第1項	知事
	協力命令		町長（委任を受けた場合）
災害救助対策作業 (災害応急対策全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防団長、消防長

### 5 その他

- (1) 医療、土木建設関係者等の雇上げにあたっては、従事作業用の器具等を指定し持参させるようにする。
- (2) 土木の応急復旧作業等は、その内容に応じて請負又は委託等適当な方法によるものとする。

## 第29節 被災者のこころのケア

【所管：民生班・医療班】

### 1 主旨

災害に伴いさまざまな精神症状に陥ることがある被災者が、精神的に癒され、生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、県や関係機関との協力のもと、速やかに的確な対策を実施するものとする。

### 2 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次のことが考えられる。

- (1) 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- (2) 耐え難い災害体験の不安による睡眠障害、驚愕反応
- (3) 現実否認による精神麻痺状態
- (4) 家族等を失ったためのショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- (5) 被災後、しばらくしても不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く心的外傷後ストレス症候群
- (6) 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪責感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

### 3 心的外傷後ストレス症候群（PTSD）の症状

上記の症状の中で、被災者が生きる目的を見つけ、生活再建の意識をはっきりと持つことができるよう、心的外傷後ストレス症候群については、よりの確な対応をとるものとする。

具体的には、次のような症状が長期間続く。

- (1) 災害のイメージ、思考、知覚を伴う、苦痛に満ちた回想、夢、幻覚が持続的に再体験される。
- (2) 外傷に関連する刺激を回避しようとし、一般的な反応性（思考、活動、興味、人生の展望等）が鈍くなる。
- (3) 覚醒の亢進を表す持続的な症状（不眠、怒り、集中困難、警戒心、驚愕反応）がある。

#### 4 こころのケア

人は災害によって、「家」、「地域社会」、「家族」を失う危険性がある。このどれかを失った被災者にどのような援助ができるか、こころのケアができるかを考える必要がある。

上記の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、町は、県や各関係機関の協力を得て、次のような対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

##### (1) こころのケア対策の項目

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 関係機関等による精神保健相談
- ウ 各種情報を提供するための、避難所等における、被災者向けの講演会の実施
- エ 専門施設での電話相談の開設
- オ 広報誌等による被災者への情報提供
- カ 小・中学校における児童・生徒への精神的カウンセリング

##### (2) 被災者に配慮すべき事項

- ア 被災者が現状認識にいたる時期までに、物心両面でのあらゆる人間的配慮を差し伸べる。
- イ 被災者が、生活と運命を統御する段階で、その持てる力を認知し、支援する。
- ウ 大規模な災害の後、当然生じる諸反応や立ち直りの問題について、被災者及び被災者と接触する者に対する支援を促進する。
- エ 被災後の適応が危ぶまれたり、障害が生じるような者に対して、個別的な手当てを確保する。
- オ 社会精神医学面での手当てと、その他の救援措置を組み合わせ提供する。
- カ 災害後の期間を通じて被災者たち、その代表、さらにその地域社会の救援担当者に対する適切な配慮が、円滑かつ段階的に移行するよう計画し監視すること。

なお、上記の事項は災害対策要員である町及び防災関係機関の職員においても同様に考慮する必要があるため、町においては災害時の職員の健康管理をこころのケアも含めて実施するものとする。

## 第30節 帰宅困難者対策

【所管：総務班・民生班・産業班】

### 1 主旨

災害時において、帰宅が困難な通勤・通学者、出張者、旅行者等に対して配慮した災害応急対策を実施するものとする。

### 2 帰宅困難者に対する対策

- (1) 被災した帰宅困難者の把握に努める。
- (2) 帰宅困難者に対して、必要な情報を提供するものとする。
- (3) 代替交通手段を確保し、帰宅が可能な者については、できる限り帰宅させる方向で対処する。
- (4) 徒歩や代替交通手段等で帰宅が困難なものに対しては、旅館やホテルの借り上げによる一時的な避難所の手配を実施する。

## 第31節 応急保育対策

【所管：総務班・民生班・産業班】

### 1 主旨

保育施設の管理者は園児の安全な生活を確保するための対策を実施するものとする。

### 2 通入園者（児）の保護の場所の確保

通入園者（児）の保護の場所の確保については、次の事項に留意する。

- (1) 近隣の災害を免れた施設の利用
- (2) 最寄りの公民館等公共施設の利用
- (3) 天幕等仮設施設の利用

### 3 通入園者（児）の保護

通入園者（児）の保護にあたっては、次の事項に留意する。

- (1) 医療、食料等の確保については、被災を免れた地域からの援助や、日本赤十字社徳島県支部からの緊急援助等を得て、適切な措置を講ずる。
- (2) 通入園者（児）の保健衛生に対する配慮
- (3) 必要に応じて、家族との連絡体制の確立
- (4) 通入園者（児）の通園時の安全確保
- (5) 遊具等の確保
- (6) 臨時施設開設に伴う職員の確保

### 4 応急保育計画の作成

各園長は、災害時の保育の方法等について、立地条件等を考慮し、あらかじめ応急保育計画の作成を行っておく。

## 第32節 集落の孤立化対策

【所管：総務班・民生班・建設班】

### 1 主旨

大規模な災害により、道路や通信が途絶した孤立集落への対策を実施するものとする。

### 2 孤立化した場合の対応

#### (1) 町

ア 孤立化した集落が発生又は発生した可能性が高いことが判明した場合は、県に孤立化や被災に関する情報を速やかに提供する。

イ 孤立化した集落との連絡方法及び状況の把握方法について検討する。

ウ 被害状況等を考慮して、避難所の開設、集団避難等の検討を行う。

エ 孤立化した集落への物資の輸送方法を検討し、飲料水、食料等日常生活に必要な物資を確保する。

オ その他必要な対策について、関係機関と連携を図りながら、迅速に実施する。

#### (2) 県

ア 町からの孤立化情報を受けて、消防防災ヘリの活用や職員の派遣等により、被災状況の把握、救急患者の搬送等を行うほか、消防や県警察等と連携を図り、各般の応急措置を実施する。

イ 被災状況に応じて、自衛隊への災害派遣要請、災害時相互応援協定に基づく応援要請を行う。

ウ 放送協定に基づく放送事業者への緊急情報伝達要請ほか、アマチュア無線連盟に対する緊急情報の収集・伝達要請を行う。

#### (3) 電気通信事業者

ア 孤立化した集落と連絡手段を確保するため、配置している衛星携帯電話を可能な限り提供するとともに、避難所等に衛星対応の特設公衆電話を設置する。

イ 被災した通信中継局、通信回線等の応急復旧に努める。

#### (4) 道路管理者

災害時相互応援協定に基づき建設業団体等の協力を得て、道路等の応急復旧を実施するとともに、交通規制情報を提供する。

#### (5) 牟岐警察署

安否確認、行方不明者の捜索、救出救助、緊急交通路の確保を図る。



## 第4章 災害復旧・復興

節	所管	頁
第1節 復旧・復興の基本方針	各班	1-209
第2節 公共施設災害復旧事業計画	各班	1-210
第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成	各班	1-211
第4節 被災者の生活再建等の支援	各班	1-213
第5節 計画的復興	各班	1-225



## 第4章 災害復旧・復興

### 第1節 復旧・復興の基本方針

【所管：各班】

#### 1 主旨

大規模な災害により被害を受けた被災者の生活及び地域の社会経済活動を緊急かつ円滑に再建・復興するため、町は、住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して、速やかに復興の基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに町及び公共施設管理者は、復興計画に基づき住民の合意を得ながら、災害防止と快適な地域環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

#### 2 復興の基本方向及び復興計画

##### (1) 組織・体制の整備

ア 被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、町は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ 復興対策の円滑な実施を期すため、町は自治体内部だけでなく、外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ 復興対策の遂行にあたり、町は必要に応じ県、国及び他の自治体からの職員派遣、その他の協力を得る。

##### (2) 復興の基本方向の決定

町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、国・県等の関係機関と協議を行い、迅速な現状復旧を目指すか、又は災害に強いまちづくり等の中長期的な計画復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

##### (3) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合においては、被災地域の再建は、地域構造、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを速やかに実施するため、町は復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

イ 町は住民参加のもと合意形成を得ながら災害防止と快適な地域環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。

ウ 町は「美波町総合計画」や「美波町国土強靱化地域計画」他の計画等との調整を図る。

## 第2節 公共施設災害復旧事業計画

【所管：各班】

### 1 主旨

災害復旧は、被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設を可能な限り改良復旧又は新設を行うよう計画に定める。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

また、県警察と連携して、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努める。

### 2 災害復旧事業計画

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
  - ア 河川
  - イ 海岸
  - ウ 砂防設備
  - エ 林地荒廃防止施設
  - オ 地すべり防止施設
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設
  - キ 道路
  - ク 港湾
  - ケ 漁港
  - コ 下水道
  - サ 公園の各施設
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
  - ア 農地農業用施設
  - イ 林業用施設
  - ウ 漁業用施設
  - エ 共同利用施設の各施設
- (3) 教育施設災害復旧事業計画
- (4) 水道施設災害復旧事業計画
- (5) 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画
- (6) 都市施設災害復旧事業計画
- (7) 住宅災害復旧事業計画
- (8) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (9) 官庁建物等災害復旧事業計画
- (10) その他の公共施設災害復旧事業計画

## 第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

【所管：各班】

### 1 主旨

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は次のとおりである。

### 2 法律により一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 海岸法
- (6) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (7) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (8) 予防接種法
- (9) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (10) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- (11) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- (12) 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱
- (13) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

### 3 激甚災害に係る財政援助措置

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅等災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 障害者支援施設等災害復旧事業
  - ケ 婦人保護施設災害復旧事業
  - コ 感染症医療機関災害復旧事業
  - サ 感染症予防事業
  - シ 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
  - ス 湛水排除事業

- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 共同利用小型漁船の建造費の補助
  - キ 森林災害復旧事業に対する補助
  
- (3) 中小企業に対する特別の助成
  - ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
  - イ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
  
- (4) その他の財政援助措置
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ク 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - ケ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第4節 被災者の生活再建等の支援

【所管：各班】

### 1 主旨

災害時には、多数の者が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想されることから、被災者の自立的な生活再建の支援に関する各種措置を講ずることにより住民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

また、大規模災害時において公金等の資金が安定的に供給されるよう県が定める「出納版業務継続計画」等に基づき、社会福祉協議会や緊急機関等の関係課機関等が連携して「資金」を供給する体制の整備を図る。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活支援に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。

### 2 調査等に関する説明

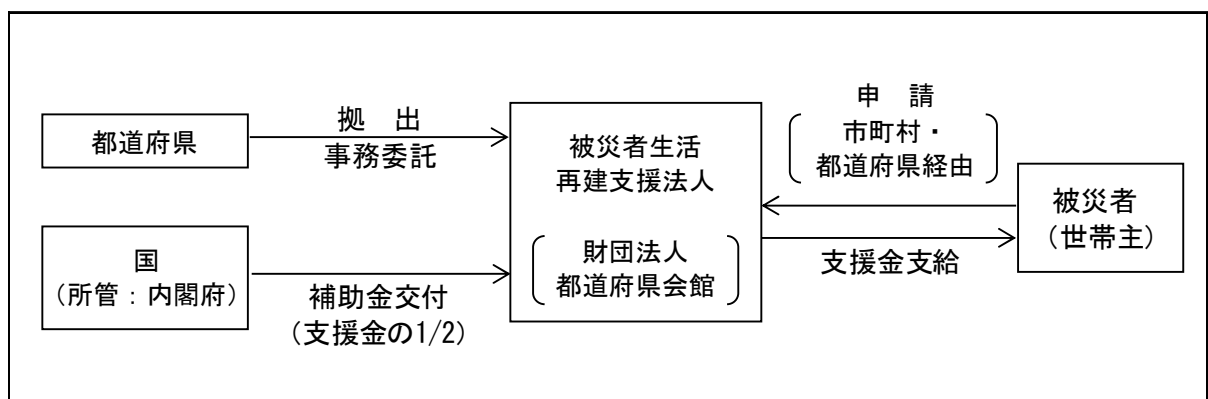
町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。

### 3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下、「支援法」という。）の対象となる災害が発生し、居住する住家が全壊、大規模半壊又は中規模半壊等となった世帯からの申請により、住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を支給する。支援金支給の仕組み及び支給額は下記のとおりである。

#### (1) 支援金支給の仕組み

支援金支給の仕組みは、以下のとおりである。



(2) 支援金の支給額

支援金の支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区 分		基礎支援金 (ア)	加算支援金 (イ)		計
複数世帯 (世帯の構成員が複数)	全壊世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模 半壊世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単身世帯 (世帯の構成員が単数)	全壊世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模 半壊世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.8	18.75

(3) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、被災者生活支援法施行令が定める支援法の対象となる自然災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（人口10万未満のものに限る。）

オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害（人口10万未満のものに限る。）

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、

- ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における災害（人口10万人未満に限る）
- ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における災害（人口5万人未満に限る）



※エ～カの人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）

(4) 支給対象世帯

上記の自然災害により、以下の被害を受けた場合に支給対象世帯となる。

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（大規模半壊世帯）
- オ 住宅が半壊し、大規模半壊世帯に至らないが相当規模の補修を要する世帯（中規模半壊世帯）

(5) 申請期間

- ア 基礎支援金災害があった日から13カ月の間
- イ 加算支援金災害があった日から37カ月の間

(6) 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）、「浸水等による住宅被害の認定について」（平成16年10月28日内閣府政策統括官（防災担当）通知）により町が実施し、県が取りまとめることとされている。

被害認定においては、その重要性に鑑み、迅速かつ適正に行うよう努めるものとする。また、全壊には全焼、全流失が、半壊には半焼が含まれる。

(7) 被害報告・告示・内閣府等への報告等

自然災害発生時における町及び県の対応は、次のとおりである。

ア 町の対応

(ア) 被害情報の収集把握と県への報告

町は支援法の対象となる災害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握するとともに、自然災害にかかる次に掲げる事項について県に速やかに報告する。

- ① 市町村名、支援法の対象となる、又はその見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、中規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等）
- ④ その他必要事項

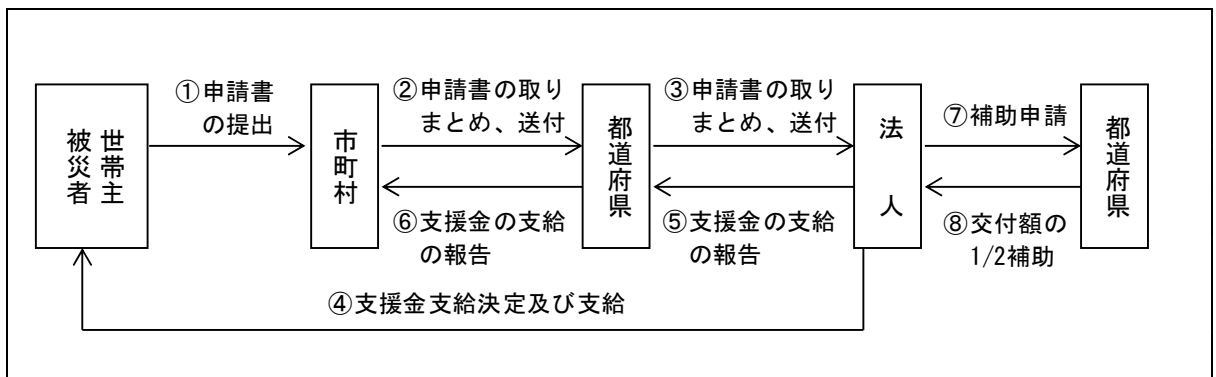
(イ) り災証明書等必要書類の発行

町は支援法適用後に、り災者（世帯主）等から申請に必要な書類の請求があったときは、次の書面を発行する。

- ① 住民票（外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② り災証明書（全壊・大規模半壊・半壊の区別が記載してあるもの）
- ③ 長期避難世帯に該当する旨の証明書面（該当する場合のみ）

(8) 支援金支給事務

支援金支給事務の基本的な流れは、以下のとおりである。



(9) 被災者生活再建支援法人

ア 被災者生活再建支援法人の指定

支援法第6条第1項の規定により内閣総理大臣は、財団法人都道府県会館を支援法人として指定する。

イ 基金

支援法人は、支援業務を運営するための基金を設ける。

都道府県は支援法人に対し、基金に充てるために必要な資金を、世帯数等を考慮して拠出する。

ウ 支給事務の委託

都道府県は、支援金の支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。また、支援法人は、支援金の支給に関する事務の一部を市町村に委託することができる。

4 災害弔慰金の支給、貸付け

町は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）及び美波町災害弔慰金の支給等に関する条例（平成18年条例第104号）の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

(1) 災害弔慰金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により死亡した住民の遺族

イ 支給額

生計を主として維持していた場合 500 万円以内

その他の場合 250 万円以内

(2) 災害障害見舞金の支給

ア 支給対象

政令で定める災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に相当程度の障害がある住民

イ 支給額

生計を主として維持していた場合 250 万円以内

その他の者 125 万円以内

(3) 災害援護資金の貸付け

ア 貸付対象

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の住民である世帯主（所得制限有）

イ 貸付限度額

(ア) 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150 万円～350 万円

(イ) 住居又は家財の損害 150 万円～350 万円

ウ 償還期間

10 年（据置期間を含む）

エ 利率

3%（据置期間は無利子）

オ 据置期間

3 年（特別な事情のある場合は 5 年）

カ 償還方法

年賦又は半年賦

キ 申込先

美波町

## 5 雇用機会及び労働条件の確保

### (1) 計画目標

公共職業安定所（以下「安定所」という。）その他の職業安定機関は、被災による離職者等に対し、職業のあっせんにより職業の安定を図るほか、安定所は激甚災害における求職者給付の支給の特例措置又は災害時における求職者給付の支給に関する特例措置に基づく基本手当の支給により生活の安定・確保を図る。

また、労働基準監督署（以下「監督署」という。）は、災害復旧工事等における労働災害防止対策を行うほか、被災労働者に対する労災保険給付等を行う。

### (2) 現況

安定所において、求職及び求人の申込みを受け、職業紹介を行うほか雇用保険法の規定による失業等給付を行っている。

### (3) 対策

町は、被災者の職業あっせんについて、徳島労働局に対して要請し、被災者の生活基盤の安定を支援する。

## 6 町税等の減免等

### (1) 町税

町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）、又は災害による町税の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講ずるものとする。

### (2) 国民健康保険税

町は、被災した保険税の納税義務者に対し、美波町国民健康保険税条例（平成18年条例第47号）により、国民健康保険税の減免等の措置を講ずるものとする。

### (3) 介護保険料

町は、被災した保険料の納付義務者に対し、美波町介護保険条例（平成18年条例第125号）により介護保険料の減免措置を講ずるものとする。

### (4) その他使用料等の減免

大規模な災害の場合には、町民生活への影響等を考慮し、使用料等については、それぞれの条例、規則等で定める減免規定に基づき必要に応じて適切な減免措置を講ずるものとする。

## 7 応急融資

町は、災害により被害を受けたものに対し、生活の安定、住宅や事業の復旧のために必要な資金の融通又はあっせんを行う。

### (1) 生活福祉資金（災害をうけたことにより臨時に必要となる経費）

【主な実施機関：美波町社会福祉協議会】

#### ア 貸付対象

低所得世帯で、資金の貸付と必要な援助指導を受けることによって自立更正でき、他からの融資を受けることが困難な世帯。

#### イ 貸付限度額

150万円以内

#### ウ 貸付条件

##### (ア) 据置期間

6カ月以内

##### (イ) 償還期間

7年以内

##### (ウ) 利子

無利子（連帯保証人有）又は、年1.5%（連帯保証人無、据置期間中は無利子）

##### (エ) 保証人

原則として同一市町村の者

##### (オ) 償還方法

年賦、半年賦及び月賦による元利金等償還

#### エ 申込方法

原則として官公署発行のり災証明書を添付し民生委員・児童委員、あるいは町の社会福祉協議会へ申し込む。

### (2) 災害復興住宅融資

【主な実施機関：県（住宅課）】

#### ア 融資対象

住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅所有者で、次の条件を満たす者

(ア) 次の書類の発行を受けた方

① 建設、購入（新築、中古）の場合

住宅が「全壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方

※ 住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」を交付されている方は、当該り災証明書（写）の提出に加えて、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入することによりお申し出いただいた場合に限り、申し込むことができる（「準半壊」、「一部損壊」等は対象にならない）。

※ 被災住宅の賃借人が申し込むこともできる。

② 補修

賃貸住宅に被害が生じた旨の「り災証明書」の交付を受けている方

(イ) 自ら居住する又は被災者に貸すために住宅を建設、購入又は補修する方

(ウ) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が次の基準を満たす方

① 年収が 400 万円未満の場合は、総返済負担率基準が 30%以下

② 年収が 400 万円以上の場合は、総返済負担率基準が 35%以下

(エ) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

イ 条件（令和3年10月現在）

(ア) 融資額

■融資限度額

建設（※1）	土地取得あり（※2）	3,700万円
	土地取得なし	2,700万円
購入（※1）		3,700万円
補修		1,200万円
※1：被災親族同居の場合は+640万円 ※2：「土地取得あり」とは、り災日後に申込者本人が有償で土地の所有権または借地権を取得する場合をいう。		

(イ) 返済期間

■返済期間の上限

建設または購入	耐火・準耐火・木造（耐久性）	35年以内
	木造（一般）	
補修		20年以内

(ウ) 融資を受けることができる住宅

■融資を受けることができる住宅の条件

種別	条件
建設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室、台所及びトイレが備えられていること</li> <li>・ 床面積の制限なし</li> <li>・ 建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること）</li> <li>・ 原則として転貸借によらないものであること</li> </ul>
購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室、台所及びトイレが備えられていること</li> <li>・ 床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>・ 建て方は問われない（ただし、共同建てまたは重ね建ての場合は、耐火構造または準耐火構造（省令準耐火構造を含みます。）の住宅であること）</li> <li>・ 原則として転貸借によらないものであること</li> </ul> <p>&lt;新築住宅の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年以内の住宅で、申込日前に人が住んだことのないものであること</li> <li>・ 申込日前に登記上申込人または第三者（その住宅を建設した事業者を除く）の名義になっていないこと</li> </ul> <p>&lt;中古住宅の場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅または既に人が住んだことがある住宅であること</li> <li>・ 申込日前に登記上申込人の名義になっていないこと</li> <li>・ 機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅であること</li> </ul>
補修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居室、台所及びトイレが備えられていること</li> <li>・ 床面積の制限なし（店舗併用住宅等の場合は、住宅部分の床面積が全体の約2分の1以上必要）</li> <li>・ 原則として転貸借によらないものであること</li> </ul>

(エ) 返済方法等

返済方法等の詳細については、住宅金融支援機構への問合せ・確認を行う。

ウ 申込方法

郵送又は最寄りの住宅金融支援機構の業務取扱金融機関に申込。

ただし、融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

(3) 災害対策資金

【主な実施機関：県（企業支援課）】

ア 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者であって、事務所及び主要な事業用資産が天災地変により全壊、半壊、流出、浸水又はこれらに準ずる損害を受けた者。

イ 融資条件

(ア) 資金使途

設備資金又は運転資金

- (イ) 融資金額  
5,000万円以内（ただし、運転資金は3,000万円以内）
- (ウ) 融資期間  
設備資金10年以内、運転資金5年以内
- (エ) 融資利率  
年2.15%以内（令和3年4月1日現在）
- (オ) 保証料  
年0.85%以内
- (カ) 担保及び保証人  
取扱金融機関及び徳島県信用保証協会の取り扱うところによる。

ウ 申込先  
取扱金融機関又は徳島県信用保証協会

(4) 農林漁業関係融資

【主な実施機関：県（農林水産政策課）】

- ア 日本政策金融公庫資金
  - (ア) 農業基盤整備資金
  - (イ) 林業基盤整備資金
  - (ウ) 漁業基盤整備資金
  - (エ) 農林漁業施設資金
  - (オ) 農林漁業セーフティネット資金

イ 農業近代化資金

ウ 漁業近代化資金

エ 天災資金

「天災による被害農林漁業者に対する資金の融資に関する暫定措置法」いわゆる天災融資法が適用された場合、農林漁業者の経営等に必要な資金を円滑に融通する措置を講じる。

オ 県単林漁業災害対策特別資金

県が告示により指定した災害によって損失を受けた林漁業者に対し、再生産等に必要な経営資金又は林漁業施設の復旧に必要な施設資金の融資の融通を円滑にする措置を講じて経営の安定に資する。



(5) 勤労者ライフサイクル資金（災害費）

【主な実施機関：県（労働雇用戦略課）】

ア 融資対象

次の全ての要件を満たしている者

- (ア) 県内に住所を有している者
- (イ) 県内の事業所に1年以上勤務している者
- (ウ) 労働金庫の借入条件を満たし、(社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる者
- (エ) 申込時現在の年齢が60歳以下の者
- (オ) 事故又は災害等により、本人又は二親等以内の親族の家屋、家財等に損害を受けた者

イ 融資条件

(ア) 資金用途

災害により、本人又は扶養家族の家屋、家財等に損害が発生し、それを復旧又は購入するために必要な経費

(イ) 融資金額

500万円以内

(ウ) 融資期間

10年以内

(エ) 融資利率

年1.5%（令和3年4月1日現在）

(オ) 保証料

労働金庫正会員年0.7%

労働金庫その他会員年1.2%

(カ) 担保及び保証人

一般社団法人日本労働者信用基金協会の債務保証もしくは連帯保証人による

ウ 申込先

県内の四国労働金庫各支店

## 8 生活相談

町は、被災者のための臨時相談窓口（相談所）の設置等、被災者に対する迅速かつ適切な相談業務が行われるよう努めるものとする。

## 9 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、都道府県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 10 り災証明書の交付

### (1) 体制の整備

ア 町は、災害時にり災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

イ 町は、住家被害の調査や、り災証明書の交付の担当課と応急危険度判定担当課とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

ウ 町は、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

### (2) 災害時の対応

ア 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

イ 町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

## 11 被災者台帳の作成等

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。なお、円滑な台帳作成等に向けて、被災者台帳システムの導入・構築について検討する。

## 12 資金の安定供給体制の構築

町は、財務会計システム等が機能しなくなった場合においても、公金の支払事務に支障が生じないよう、あらかじめシステムのクラウド化、金融機関への支払データ送信手段の多重化、手処理での支払事務マニュアルの策定などの対策を行うものとする。

また、前述の被災者生活再建支援金、災害弔慰金等の支給、被災者等への各種融資が円滑に実施されるよう、指定金融機関、関係団体、関係課が連携し、公金を含む資金の安定供給体制を構築するものとする。

## 第5節 計画的復興

【所管：各班】

### 1 主旨

著しい被害を受けた被災地域の住民の一日も早い生活の安定と被災地の速やかな復興を総合的に推進するため、震災復興体制を整備するとともに、その基本となる復興計画を迅速に定める。また、その内容を住民等に周知することにより、関係者の共通の合意の形成を図る。

### 2 復興計画の策定に係る庁内組織の設置

町は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）を庁内に設置する。

また、当該本部内における復興計画の策定を進める担当局において、復興の基本方針や復興計画に係る庁内案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部署の調整を行う。

### 3 被災状況の把握

都市基盤施策等の復旧、住宅の復興、生活再建支援など多岐にわたる復興対策を迅速・的確に行うために、被災状況に関する正確な情報の収集を行い、それに基づいて各分野の対策を計画・実施する。

#### (1) 復興に関する調査

本計画第3章「災害応急対応」において、災害発生時における防災関係機関の情報連絡体制、被災状況及び人的被害の状況を速やかに把握するための体制等について定めているが、さらに詳細に被災状況を把握し、市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向の決定、住宅の復興対策、生活支援対策など、復興対策及び復興対策に関わる応急対策を迅速・的確に行うため、復興に関する調査を行う。

##### ア 建築物の被災状況に関する調査

町は、応急復旧対策、復興対策を効果的に行うために、全壊、半壊といった被災地全体の建築物の被災状況の調査を行い、その結果を整理して県に報告する。

##### イ 都市基盤復興に係る調査

###### (ア) 公園・緑地等の被災状況調査

町は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公園・緑地等の被害状況を調査する。

###### (イ) その他の都市基盤復興に係る調査

町は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調査や、災害廃棄物の状況について調査する。

##### ウ 住宅の復興対策に関する調査

町は、住宅の復興対策を効果的に行うために、応急仮設住宅等の入居状況を仮設住宅の種類別、立地場所別に整理して県に報告する。

エ 生活再建支援に係る調査

(ア) 住家被害状況調査

町は、災害見舞金等を支給するために必要なり災証明書を発行するため、「全壊、焼失、半壊建物数及びデータ」等を基に、り災証明の根拠となる住家の被害状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については補足調査を行う。

(イ) 被災離職者に係る調査

雇用対策のため、地域経済の被災状況を把握するとともに、被災離職者の調査を行い、離職者の特性等について把握する。

(ウ) その他生活再建に係る調査

町及び県は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。

オ 地域経済復興支援に係る調査

町及び県は、被災地全体の概要の把握に努め、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、可能な限り綿密に調査を行う。

(ア) 事業所等の被害調査

町は、震災直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災について調査する。

(イ) 地域経済影響調査

町は、災害基盤施設の被害状況や事業者の物的被害状況、事業停止期間の把握、取引状況の調査等を行い、地域経済への影響を把握する。

カ 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興状態等に応じた的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業を修正する。

#### 4 復興計画の策定

町は、大規模な災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定する。

復興計画を策定する際には、(1)復興の基本方針の策定、(2)復興計画の策定というステップを経て行う。

(1) 復興の基本方針の策定

住民、事業者、町が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に関わる全ての人が地域都市のあるべき姿を共有することが必要となる。そこで、一日でも早い復興に向け、その基本的な理念及び緊急かつ重点的に取り組む事項などを基本方針として早急に示す。

なお、本町ではこれまで事前復興の取組として住民アンケート調査やワークショップ等を実施し、各地域の情報や住民意向を把握していることから、それらを踏まえて検討を行うこととする。

(2) 復興計画の策定

基本方針に基づき、復興の具体的な取組と事業をまとめた復興計画を策定し、復興に向けたロードマップを示す。

復興計画の策定に当たっては、議会、住民及び各専門分野における学識経験者など様々な意見を反映させる。

また、復興施策や復興事業は広範な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶため、多くの復興施策や復興事業の優先順位を明確化するとともに、各分野についての計画も整合を図る。

具体的には、復興計画において規定する事項は次のとおりである。

ア 復興に関する基本理念

イ 復興の基本目標

ウ 復興の方向性

エ 復興の計画期間

オ 復興計画の対象地域

カ 分野別の復興施策

(ア) 環境・生活・衛生・廃棄物

(イ) 保健・医療・福祉

(ウ) 経済・商工・観光・労働

(エ) 農業・林業・水産業

(オ) 公共土木施設

(カ) 教育

(キ) 防災・安全・安心

キ 復興に関する行財政運営

ク その他、復興法に規定する事項及び復興に関し必要な事項

(3) 復興計画策定のプロセス

ア 復興計画の策定に当たっては、復興に関する事務等を行う組織（震災復興本部）の長は、専門的な意見を聴取するため、有識者が委員となる美波町震災復興会議（仮称）を招集し、復興計画の理念等を諮問する。その後、美波町復興会議（仮称）の答申を踏まえ復興の基本方針を決定し、関係局において案を作成する。

イ 復興計画に住民の意見を反映するとともに、議会や関係機関に対しても意見を求める。その後、意見を集約し、県の復興計画等との整合を図り、復興計画案を策定する。

ウ 美波町震災復興会議（仮称）、震災復興本部会議の審議を経て、復興計画を決定し、公表する。

(4) 復興計画の公表

住民や町などが協働・連携して復興対策を推進するため、新聞やインターネット等の広報媒体により復興施策を具体的に公表する。

**5 防災のまちづくり**

(1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

(2) また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

**6 事前復興準備・事前復興まちづくりの取組**

本章 第2章 第16節「事前復興の取組」を参照とする。

# 南海トラフ地震対策編

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策

第4章 推進計画





# 第1章 総則

節	頁
第1節 計画の性格	2-1
第2節 計画の前提となる被害想定	2-2



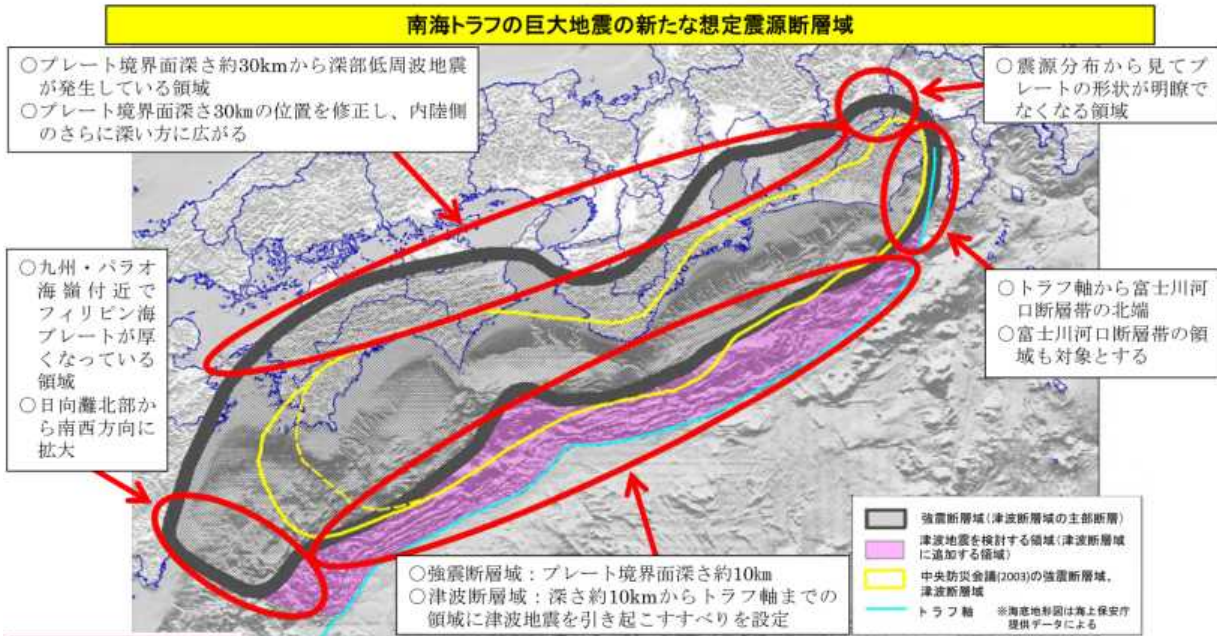
# 第1章 総則

## 第1節 計画の性格

本編には、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下、「法」という。）第42条の規定に基づく「美波町地域防災計画」の「南海トラフ地震対策編」に、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項で規定する事項も含めており、本編に定めのない事項については「共通対策編」に定めるところによるものとする。

## 第2節 計画の前提となる被害想定

東日本大震災（平成23年3月11日）から得られた教訓を踏まえ、本町における「最大クラスの地震・津波（南海トラフの巨大地震）」を対象とし、被害想定等を示す。



地震の規模(確定値)

	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	参考			
			2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km <sup>2</sup>	約14万km <sup>2</sup>	約10万km <sup>2</sup> (約500km×約200km)	約18万km <sup>2</sup> (約1200km×約150km)	約6万km <sup>2</sup> (約400km×約140km)	約6.1万km <sup>2</sup>
モーメント マグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0 (気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005) [9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press) [8.8(理科年表)]	8.7

南海トラフの巨大地震モデル検討会記者発表用資料

出典：徳島県地域防災計画

(<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2020102600012/>)

### 1 南海トラフの巨大地震

#### (1) 徳島県津波浸水想定(平成24年10月31日)

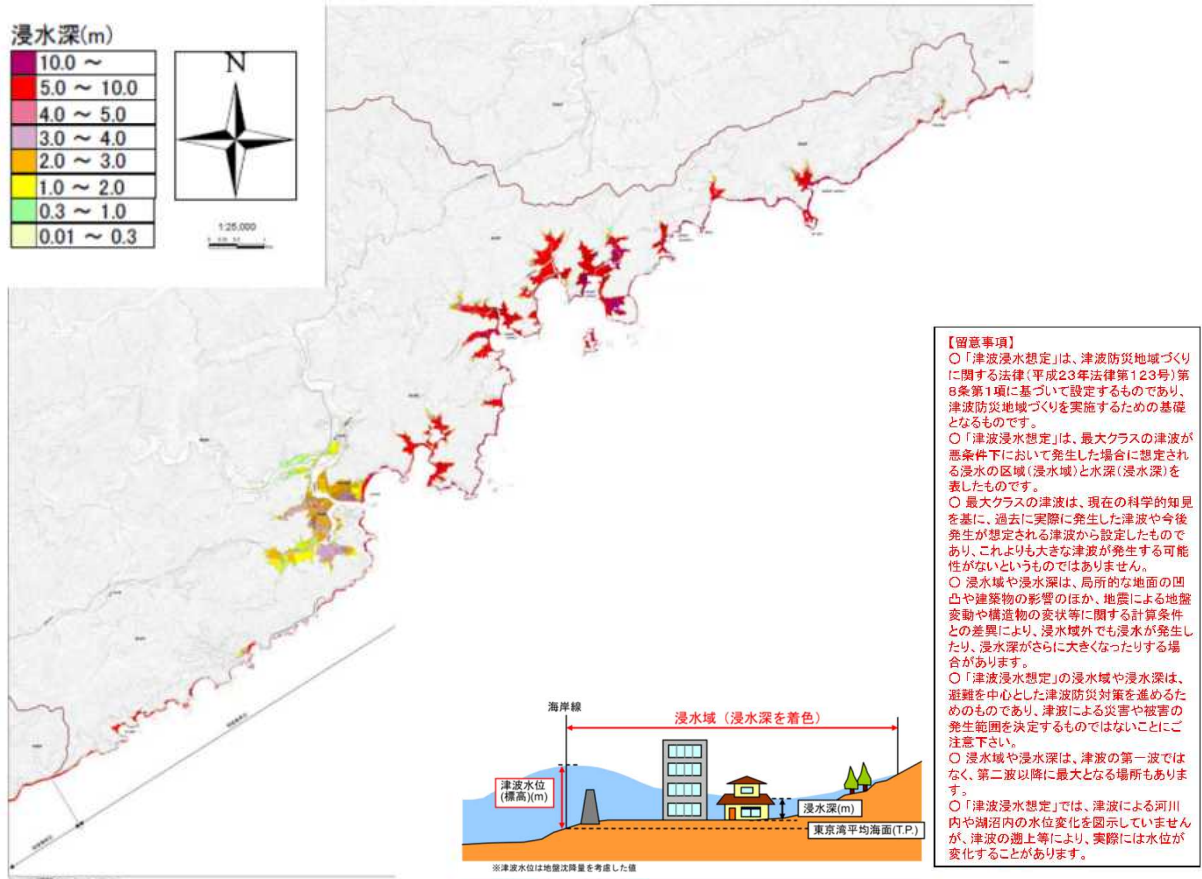
平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル(M9.1)」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を県が作成している。次に町における被害想定を示す。

# 1 南海トラフの巨大地震

## (1) 徳島県津波浸水想定 (平成 24 年 10 月 31 日)

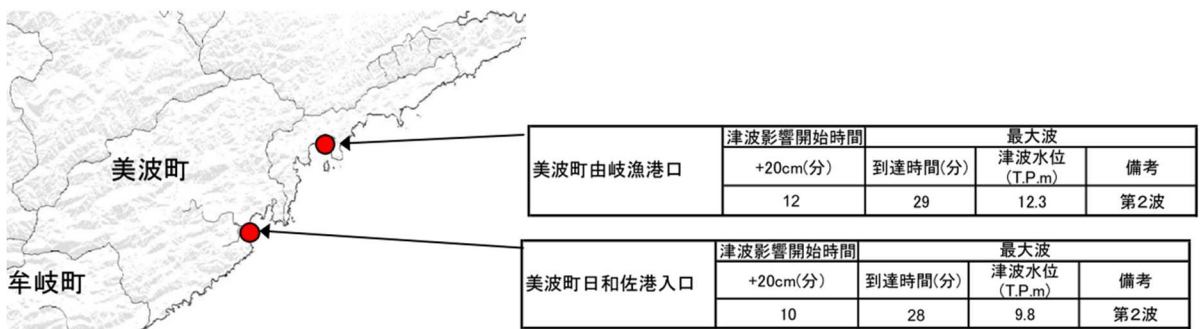
平成 24 年 8 月 29 日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル (M9.1)」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を県が作成している。次に町における被害想定を示す。

ア 津波浸水想定図



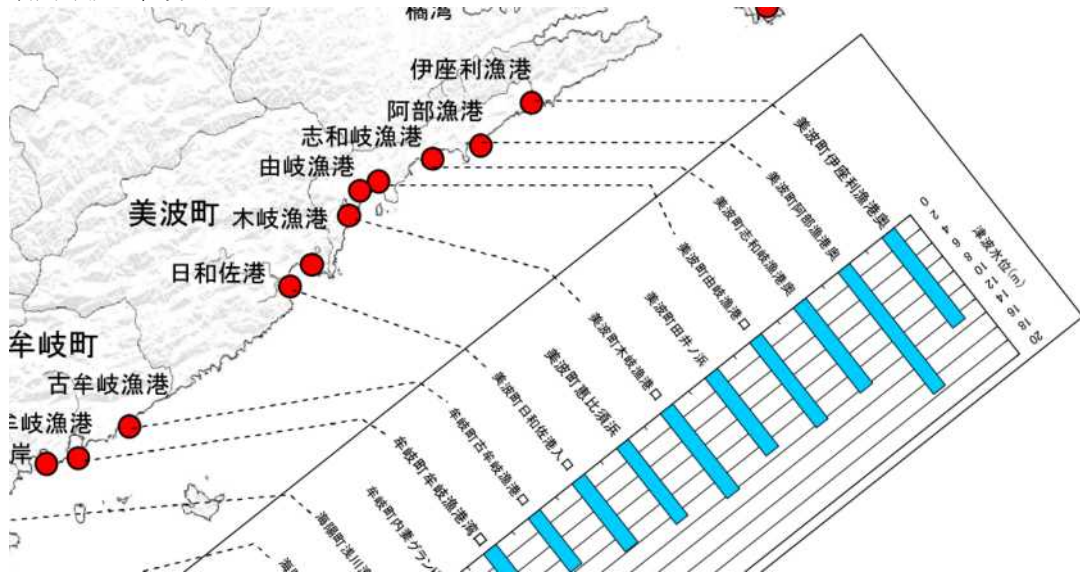
出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
(<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>)

イ 津波影響開始時間及び最大波到達時間



出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
(<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>)

ウ 最高津波水位分布

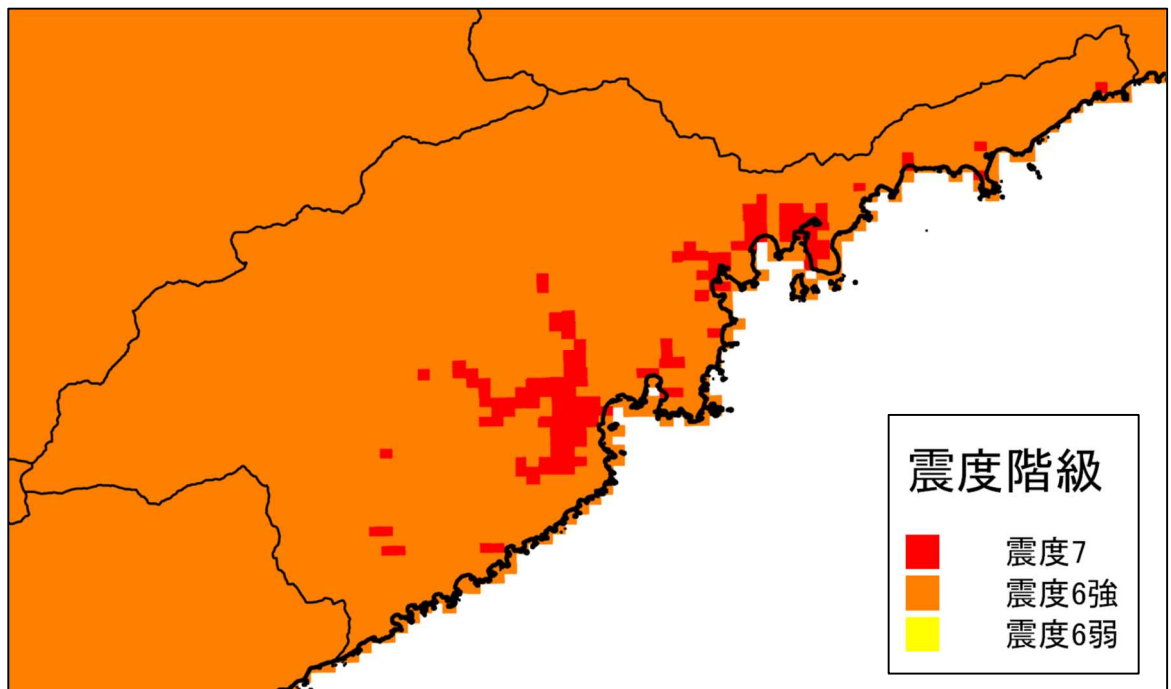


出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
 (<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2012121000010/>)

(2) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0、M9.1）」をもとに、県にて「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。次に町における被害想定を示す。

ア 南海トラフ巨大地震による震度分布図（徳島県想定）

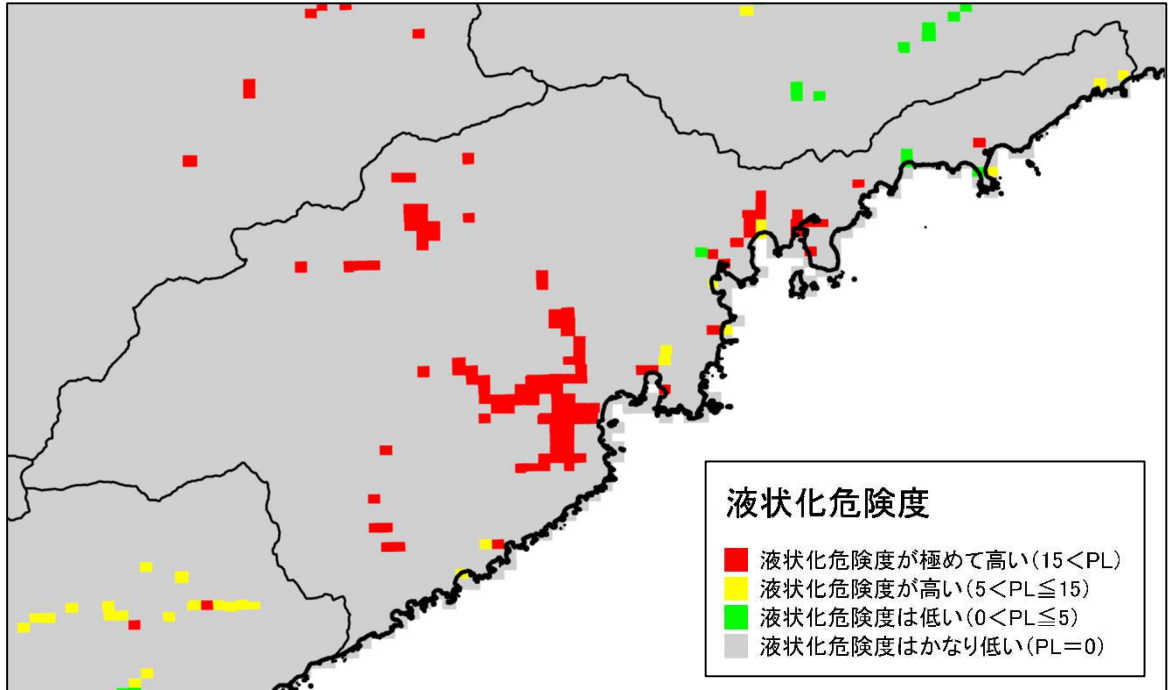


【留意事項】  
 ○「震度分布図」は、徳島県内における震度分布の広がりを表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地盤データに基づき推計したものです。  
 ○「震度分布図」では、同一の震度と表されている区域の中でも、地質の条件により、異なる震度となる場合もあります。

出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
 (<https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/>)



イ 南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図（徳島県想定）



**【留意事項】**  
 ○「液状化危険度分布図」は、徳島県内における液状化の傾向を表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地盤データに基づき液状化を判定したものです。  
 ○「液状化危険度分布図」は、既に、個別で実施された液状化対策を考慮していないため、液状化危険度が高いとされた区域においても、液状化の可能性が低い箇所もあります。  
 ○一方、液状化危険度が低いとされた区域においても、ため池等を埋め立てたような箇所では液状化の可能性が高くなります。

出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
[\(https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/\)](https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2013071900016/)

ウ 建物全壊・焼失棟数

単位：棟

	揺れ	液状化	急傾斜地	津波	火災			合計		
					冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
美波町	2,000	若干数	若干数	1,200	若干数	10	10	3,300	3,300	3,300

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

エ 建物半壊棟数

単位：棟

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	津波	火災	合計
美波町	380	30	若干数	110	—	530

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

オ 死者及び負傷者数

単位：人

美波町		死者数	負傷者数	
揺れ	冬深夜		130	410
		うち家屋倒壊	若干数	130
	夏12時		80	300
		うち家屋倒壊	若干数	80
	冬18時		100	310
		うち家屋倒壊	若干数	80
急傾斜	冬深夜	若干数	若干数	
	夏12時	若干数	若干数	
	冬18時	若干数	若干数	
津波	冬深夜		2,300	160
		うち自力脱出困難者	250	若干数
	夏12時		1,100	若干数
		うち自力脱出困難者	190	若干数
	冬18時		1,100	若干数
		うち自力脱出困難者	200	若干数
火災	冬深夜	若干数	若干数	
	夏12時	若干数	若干数	
	冬18時	若干数	若干数	
ブロック塀・自動販売機転倒、 屋外落下物	冬深夜	0	0	
	夏12時	若干数	10	
	冬18時	若干数	20	
合計	冬深夜	2,400	580	
	夏12時	1,200	310	
	冬18時	1,200	340	

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理して  
おが合わない場合がある。



(3) 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第二次：平成25年11月25日）

平成25年7月31日に県より公表された第一次（人的・建物被害）を踏まえ、南海トラフ巨大地震が発生したときの「ライフライン被害・交通施設被害・生活支障等」が示されている。次に町における被害想定を示す。

ア 上水道

	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	
美波町	7,100	5,000	99	7,000	94	6,600	76	5,400	40	2,800	2,100

1) 断水率=(管路・浄水場等被害による断水人口+津波全壊による断水人口)/全給水人口

2) 復旧対象給水人口は、津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する人口を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

イ 下水道

	処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後		津波全壊 人口 (人)
			支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	
美波町	1,200	840	40	480	40	480	40	480	0	0	350

1) 支障率(直後~1週間後)=(管路・処理場被害による支障人口+津波全壊による断水人口)/全処理人口

2) 支障率(1ヶ月後)=管路・処理場被害による支障人口/全処理人口

3) 復旧対象処理人口は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する人口を除く

4) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

ウ 電力

	代表震度	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後		津波全壊 相当電灯 軒数
				停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数	
美波町	6.38	5,300	3,800	100	5,300	82	4,300	1,600

1) 停電率=(需給バランス等に起因した停電軒数+津波全壊による停電軒数)/全電灯軒数

2) 復旧対象電灯軒数は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する電灯軒数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

エ 通信

	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後		津波全壊 相当 回線数
			不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数	
美波町	2,800	2,000	100	2,800	100	2,800	840

1) 不通率=(停電に起因した不通回線数又は電線等被害による不通回線数+津波全壊による不通回線数)/全回線数

2) 復旧対象回線数は、津波浸水により建物全壊した需要家に相当する回線数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

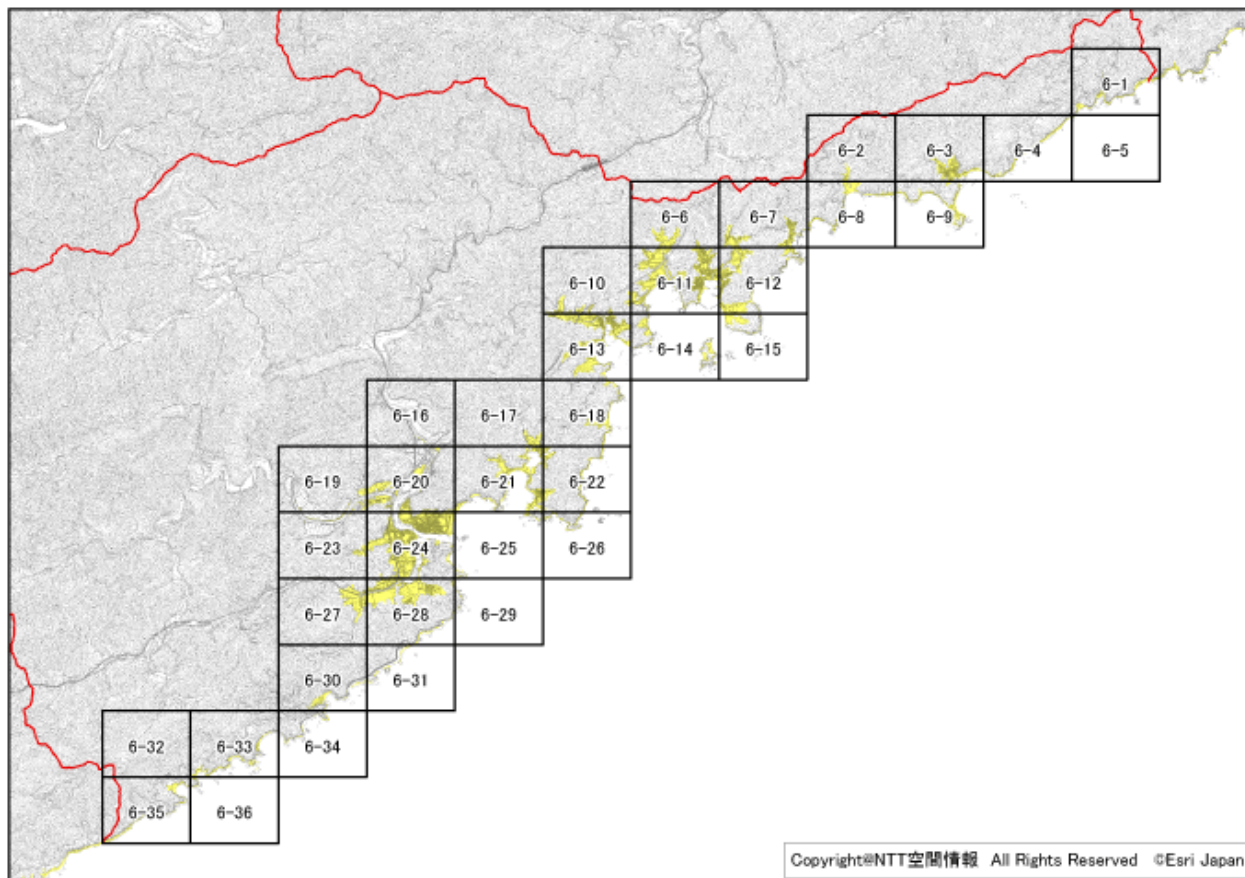
オ 生活支障等（冬18時の避難者）

	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計	避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計	避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計
美波町	7,765	3,000	1,600	4,600	3,100	1,700	4,900	1,400	3,400	4,800

※数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

(4) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定(平成26年3月11日)

県は、津波避難対策をより確実・効果的に実施するため、「津波防災地域づくりに関する法律」第53条、及び「南海トラフ巨大地震等に係る震災に強い社会づくり条例」第52条に基づく「津波災害警戒区域」（いわゆるイエローゾーン）を指定した。



出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
 (<https://an shin.pref.tokushima.jp/docs/2013082700032/>)

## 第2章 災害予防

節	所管	頁
第1節 建築物等の耐震化	消防防災課・各施設の管理者	2-9
第2節 都市防災機能の強化	建設課・消防防災課	2-13
第3節 土砂災害予防対策	建設課・産業振興課・消防防災課	2-15
第4節 津波災害予防対策	建設課・産業振興課・消防防災課	2-21
第5節 水道施設の整備	水道課	2-25
第6節 危険物等の災害予防対策	消防防災課・産業振興課	2-27
第7節 避難対策の充実	消防防災課	2-29
第8節 火災予防対策	消防防災課	2-35
第9節 美波町業務継続計画（BCP）	消防防災課	2-40
第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	消防防災課・教育委員会・水道課	2-41



## 第2章 災害予防

### 第1節 建築物等の耐震化

【所管：消防防災課・各施設の管理者】

#### 1 主旨

平成28年に発生した熊本地震における建築物の被害状況をみると、昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準を満たさない建築物の被害が極めて顕著であった。震度7の地震が連続して発生したことにより、建築年代の古い建築物は1回目の揺れで、また比較的新しい木造住宅でも2回目の揺れに耐えきれず倒壊する被害が確認された。

以上のことから、現行法に基づく建築物の耐震性の確保は重要であり、新設の建築物については耐震を考慮した設計を積極的に取り入れるとともに、既存の建築物についても耐震診断・耐震改修及び天井材等の非構造部材の脱落防止対策を促進する必要がある。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に定められた特定建築物（多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しないもの）の所有者に対し、耐震改修についての指導、助言等を行い、さらに一般建築物の所有者に対しても、その必要性について普及・啓発を図るものとする。

とりわけ、多数の者が利用する施設、地震発生時の避難、救護、応急対策活動の拠点となる防災上重要な建築物については、耐震性の確保についてより一層強化を図る。

#### 2 耐震改修促進計画の改定

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）第6条の規定に基づき「美波町耐震改修促進計画」を作成しているが、定期的に現状を把握し、必要に応じて計画を改定する。

#### 3 建築物等の耐震化

##### (1) 防災上重要な建築物の設定

災害対策には、迅速かつ正確な情報伝達、及び避難・救護活動の本拠となる建築物の確保が重要である。そこで次の町有施設を「防災上重要な建築物」として位置づけ、窓ガラスの飛散防止対策や非構造部材を含む耐震対策等により、高い安全性の確保を図るものとする。

##### ■防災上重要な建築物

建築物の用途分類		施設の名称
災害応急対策活動に必要な施設	指揮情報伝達施設	本庁舎、支所
	救護施設	病院、診療所
避難所として位置づけられた施設		学校、公民館、総合体育館、B & G海洋センター
人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設		避難所に指定されていない学校、社会福祉施設、こども園

(2) 防災上重要な建築物の耐震性強化

前項の防災上重要な建築物については、国土交通省その他の研究機関による技術基準等を踏まえ、耐震性の確保を図るものとする。

ア 新築建築物の耐震設計・施工の確保

新たに建設する町有施設の整備については、施設の重要性に鑑み、施設の持つべき耐震安全性の目標に応じて、その確保を図るものとする。

イ 既存建築物の耐震性能の調査

既存建築物については必要に応じて耐震診断を実施し、建築物の耐震状況を把握し、施設の安全性の向上に努めるものとする。

ウ 既存建築物の耐震改修等の促進

既存建築物の管理者は、耐震診断等によって耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により、耐震性の確保に努めるものとする。

(3) 防災上重要な町有建築物の耐震性確保

ア 庁舎等の災害対策の拠点となる施設及び学校、公民館など避難所として利用する施設について、重要度及び緊急性に応じて、順次、耐震診断を実施し、耐震性能が不足すると判断された場合は、耐震改修等により耐震性の確保に努めるものとする。

イ 町は、特に災害時の拠点となる庁舎等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。

ウ 老朽化した公共施設については、必要に応じて統廃合・廃止等を検討する。

(4) 特定建築物の耐震対策

町は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定された特定建築物（学校、病院、社会福祉施設、ホテル・旅館、共同住宅、事務所など多数の者が利用する一定規模以上の建築物で、現行の建築基準法の耐震規定に適合しない建築物）の所有者に対して、耐震診断・耐震改修に関する普及・啓発を図るとともに、その実施状況の把握に努め、必要な指導、助言等を行うものとする。

(5) 一般建築物等の耐震対策

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に規定する特定建築物以外の一般建築物の所有者等についても、耐震診断・耐震改修の必要性について広く啓発を図るとともに、耐震相談の窓口を設置するなど耐震改修が行いやすい状況をつくる。

特に昭和 56 年以前の旧耐震基準の古い木造住宅の耐震性の向上については重要な課題であるが、平成 12 年以前の新耐震基準の木造住宅においても、徳島県や関係団体と連携し、耐震診断、耐震改修を支援するものとする。

(6) 文化財の耐震対策

文化財は歴史上また学術上価値の高いものであるとともに、住民の貴重な共有財産であることから、これを適正に保存し後世に継承して住民の文化向上に資する必要がある。このため、文化財所有者等に対して防災知識の普及・啓発及び耐震性確保のための指導・助言を行うものとする。

(7) 工作物の耐震対策

屋外看板、高架水槽、自動販売機等の工作物は、防災上軽視されがちであるが、これらによる被害例は多い。そのため、これらの工作物の耐震性等について広く住民の認識を深めるとともに、設置者に対して点検・補強を呼びかけるものとする。

(8) 建築物の窓ガラス・外装材の耐震対策

道路に面する建築物の所有者は、窓ガラス・外装タイル等の落下防止に努める。特に、通学路・避難経路沿い、避難場所及び避難所周辺の建築物の所有者は、点検を行い、安全性の確保を図るものとする。

(9) ブロック塀・石塀等の耐震対策

道路沿いのブロック塀等の所有者に対しては、建築基準法に適合したものとするよう指導するものとする。特に通学路・避難経路沿い、避難場所及び避難所周辺のブロック塀等の所有者に対しては、定期的な点検や補強を呼びかけるものとする。

(10) 家具等の転倒防止対策

本町では、木造住宅簡易耐震補強補助事業において、高さ 1.5m以上の家具の固定に補助制度を設けている。また一部の自主防災組織では、組織管内の地域において、有償ボランティアで家具の転倒防止を実施している。町では今後も、家屋内での安全性を確保するため、官民一体となって家具類の転倒防止対策や、安全な家具の配置等について普及啓発を実施していくものとする。

(11) 住民に対する耐震対策の普及・啓発

前記各項目について町民の認識を深めるため、町は耐震化支援のパンフレット等の配布や広報・ホームページによるPRなどを行うとともに、自主防災組織等と連携して耐震化に関する講座等を開催して、耐震化を住民ぐるみで進めるよう努めるものとする。

#### 4 応急危険度判定体制等の整備

(1) 応急危険度判定体制等の整備

被災建築物の危険度を判定する応急危険度判定士及び被災宅地の危険度を判定する危険度判定士の養成を計画的に進め、緊急時に対応できる体制を整備するものとする。

(2) 建築関係団体との連携

前記各項目を推進するため、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、社団法人徳島県建築士会、社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。

## 5 関係団体との連携

町は、3及び4に示した各項目を推進するために、耐震診断・耐震改修に関する講習会の開催や広報活動について、公益社団法人徳島県建築士会、一般社団法人徳島県建築士事務所協会等の関係団体と密接な連携を図るものとする。



## 第2節 都市防災機能の強化

【所管：建設課・消防防災課】

### 1 主旨

社会環境の変貌に伴い、そこに発生する災害の態様も、多様化、複雑化の傾向にあり、都市化の進展に伴って新たな災害発生が予想される。

このような状況から災害を防除し、被害を最小限に食い止めるため、防災空間の確保、建築物の不燃化の促進、住宅密集地の再開発等を図ることにより、都市の防災化対策を推進するものとする。

### 2 防災空間の整備

住宅密集地における大規模な地震災害と、これに伴う同時多発火災及び津波が発生した場合の避難場所及び火災延焼防止帯として機能するほか、救護活動や自衛隊等の活動等の拠点として利用でき、有効かつ多様な役割を果たす公園、緑地の整備を推進する。

### 3 公園、オープンスペース等の整備

#### (1) 防災公園の整備

町は、食料等の備蓄倉庫、貯水槽、ヘリポート、放送設備等の災害応急対策施設を備えた避難場所兼避難所（広域避難場所）や応急仮設住宅建設用地となる公園やグラウンド等について、関係機関と連携を図りながら安全な高台等への確保を検討するとともに、先導的な取組みとして日和佐地区防災公園等の整備を進める。

#### (2) オープンスペースの確保に配慮した公共施設の整備

道路、公園、河川、砂防、港湾、漁港等の公共施設管理者は、その施設整備にあたり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難路の確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

避難の拠点となる場所については、避難収容人数に応じて飲料水供給を前提とした飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備を進める。また、避難者用トイレ等一時的な避難の際に要する生活設備の整備にも努める。

### 4 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、不燃化を促進し、周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点としても利用できるよう、オープンスペースなどの適切な配置を考慮した団地造りを推進する。

また、美波町公営住宅等長寿命化計画（平成27年2月）に基づき、計画的な維持補修・更新等を進める。

### 5 民間住宅の不燃化促進

民間住宅は依然として木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時発生により避難を困難にすることがある。特に木造住宅が密集しているところでは危険性が高まることから、建物の不燃構造に対する指導等、民間住宅の不燃化を推進するものとする。

## 6 市街地開発事業の推進

木造家屋が密集している地域等災害に対し構造的に弱い地域については、町と地域住民との協働による再開発を進め、耐震耐火建築物の建設、避難機能を有する施設の建設、道路、公園、緑地等の公共施設の整備を図り、住環境機能の整備と防災機能を充実し、災害に強いまちづくりを推進する。

## 7 宅地開発の防災対策

開発行為の指導にあたっては、関係法令の適切な運用により、無秩序な開発の防止に努め、ブロック塀の強化、住宅の難燃化対策等の防災性を高める施策の推進に加え、地域環境の保全、道路、排水、公園緑地、消防施設等の整備に配慮した開発行為が図られるよう指導する。

## 8 道の駅の防災拠点化

道路利用者や地域住民の避難場所として、さらには自衛隊等の広域応援部隊等の活動拠点として、道の駅日和佐の防災拠点化を進める。

## 9 重点密集市街地の住環境整備

地震時等に著しく危険な密集市街地として指定されている地区（東由岐、西由岐、木岐、日和佐浦）の解消をはじめ、増加しつつある空き家の除去や耐震診断・改修、道路（都市計画道路等）の拡幅等の整備を推進する。

また、住宅の耐震診断・改修、ブロック塀の撤去等により災害時の道路閉塞の防止に努めるとともに、道路（都市計画道路等）の拡幅や無電柱化による新たな避難路の確保等を推進する。

## 10 下水道（汚水処理施設）の維持・整備

災害時におけるトイレの使用や衛生環境の維持が図られるよう、公共下水道や漁業集落排水処理施設について、老朽化対策等による機能強化に努めるとともに、孤立が懸念される集落においては汚水処理施設等の計画的な整備に取り組む。

なお、公共下水道については、被災後の速やかな機能確保に向けて、下水道BCPを随時更新し、防災訓練等による体制の強化を行う。

## 11 安全な高台の整備

津波による甚大な被害が想定される日和佐地区及び由岐地区の市街地において、避難場所や防災活動拠点、応急仮設住宅建設用地、新たな居住地等となる安全な高台の整備を推進する。

## 第3節 土砂災害予防対策

【所管：建設課・産業振興課・消防防災課】

### 1 主旨

町は県とともに、地震発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険地域の実態を調査し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。特に、地盤の軟弱化を招く宅地造成工事や急傾斜地帯における宅地造成等については、規制や必要な防災措置を講ずるよう十分な指導監督を行うものとする。

### 2 誘因の監視

#### (1) 降水量の監視

気象台、県総合情報通信ネットワークシステム、県土砂災害警戒システム、その他の情報により、危険区域の降雨量に留意し、通報体制を確立するとともに警戒、監視に努める。

#### (2) 地下水の監視

崖からの湧水及び地下水流路に変動がないか警戒するとともに、異常が発見された場合には、付近住民を避難させるなどの措置をとる。

#### (3) 山崩れ、がけ崩れ危険予想箇所

危険が予想される地域の実態を十分調査し防止対策を検討し予防に努める。

### 3 地すべり予防対策

町には、地すべり防止区域が4箇所指定されており、各指定地域の実態を把握し、情報収集・伝達及び避難方法の整備を図るものとする。

また、地すべりによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、さらに近年に地すべり等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止を重点的に実施する。

加えて、地すべり防止区域内における地すべりを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図等による地すべり危険箇所の公表周知等のソフト対策を推進する。

さらに、町は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、県の実施する土砂災害防止法に基づく緊急調査による土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を得て、一般住民に周知する。

町は、警戒避難体制を確立するとともに、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

なお、地すべりは、次頁のような前兆現象を伴うことが多い。

■地すべりの前兆

- 1 斜面に段差が出たり、き裂が生じる。
  - 2 凹地ができたり、湿地が生じる。
  - 3 斜面から水が湧き出したり、湧き水が濁ったり、湧き方が急に変化する。
  - 4 石積みがはらんだり、擁壁にひびが入る。
  - 5 舗装道路やたたき（三和土）などにひびが入る。
  - 6 地鳴りがする。
  - 7 樹木、電柱、墓石などが傾く。
  - 8 浮石、落石が発生する。
  - 9 戸やふすまなどの建具がゆるみ、開けたてが悪くなる。
- 集中豪雨、長雨、地震時に発生しやすいが、常に注意しておく必要がある。

#### 4 急傾斜地崩壊予防対策

町の急傾斜地崩壊対策危険箇所は、人家5戸以上（5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館等のほか社会福祉施設等の要配慮者関連施設のある場合を含む）に被害が及ぶおそれのあるものが79箇所、人家4戸から1戸までのものが341箇所存在する。これらの急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険区域の指定は、36箇所である。

崖崩れは、台風、集中豪雨及び地震が直接的な原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。本町は山地が約9割を占め、脆弱な地質、台風の常襲などの厳しい自然条件下にある。がけ崩れによる災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全、近年にがけ崩れ等が発生した緊急度の高い箇所における被害拡大防止、さらに沿岸部における津波避難場所・避難路の確保を重点的に実施する。

また、急傾斜地崩壊危険区域におけるがけ崩れを誘発助長する行為の制限、土砂災害危険箇所図及び標識による急傾斜地崩壊危険箇所の公表周知等のソフト対策を推進する。

さらに町では、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、危険箇所のパトロール等を実施するものとする。

なお、次のようながけは、特に危険度が高い。

■危険度の高いがけ

- 1 クラックのあるがけ
  - 2 表土の厚いがけ
  - 3 オーバーハングしているがけ
  - 4 浮石、落石の多いがけ
  - 5 割目の多い基岩からなるがけ
  - 6 湧水のあるがけ
  - 7 表流水の集中するがけ
  - 8 傾斜角が30°以上、高さ5m以上のがけ
- 集中豪雨、台風、地震時には特に注意する必要がある。

## 5 土石流予防対策

土石流は、台風や集中豪雨が原因となるが、地震後は地山の緩みにより、これまでより少ない雨量で発生することがある。本町は山地が約9割を占め、脆弱な地質、台風の常襲などの厳しい自然条件下にあり、土石流災害の危険性が高い。町内には、土石流危険渓流（Ⅰ及びⅡ）が62箇所ある。土石流による災害を防止するため、人的被害の軽減を最優先に考え、単独での避難が困難な高齢者等を守るための要配慮者関連施設の保全、安全な避難を確保するための避難地の保全、災害発生時の救援活動を確保するための緊急輸送路の保全及び防災拠点の保全等を実施する。

また、土砂災害危険箇所図等による土石流危険渓流の公表周知等のソフト対策を推進する。

さらに本町では、警戒避難体制を確立するとともに、必要な事項を記載した印刷物の配布による周知、自主防災組織の育成、土石流危険渓流のパトロール等を実施するものとする。

## 6 山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の予防対策

町には山地に起因する災害危険箇所（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区）が68箇所あり、これらの災害を未然に防止するため、治山事業による防災対策の推進、県及び地域住民と連携した危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検、山地災害危険箇所を町のホームページで公開することによる危険個所の周知などの予防対策を図る。また、町は県及び地域住民と連携し、危険個所のパトロールや治山施設の定期的な点検を実施する。

町は、県とともに危険地区に関係する集落の実態を調査し、危険度に応じた警戒避難体制を確立するとともに、人的被害の軽減を最優先に考え、特に危険地区内にある要配慮者関連施設の保全を重点的に実施する。

### （1）対策方針

公共事業、県の補助事業等に積極的に取り組み、被害の防止に努める。また、自然防災機能を重視し、水源かん養機能の向上に取り組む。

### （2）砂防計画

土石流等の山地災害防止のため荒廃山腹の土砂生産の抑制、上流山地からの流出土砂の抑制、土石流危険渓流における土石流対策等の事業について県に要望し推進する。

### （3）森林整備計画

森林の持つ土砂流出防止機能や保水機能により、山地や溪流の崩壊、洪水を予防するとともに荒廃山地の復旧整備を行い、災害の防止、軽減を図る。また、木材資源の保護を図るため造林事業の推進を図る。

## 7 土砂災害警戒区域等における予防対策

土砂災害防止法に基づく警戒区域及び特別警戒区域指定箇所においては、住民にその状況周知を図るとともに、安全対策に努める。

土砂災害警戒区域の指定があった場合、町は警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、避難及び救助等、その他必要な警戒避難体制に関する事項について、本計画に定めた。

また、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の避難行動要支援者が利用する施設がある場合は、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

### (1) 警戒避難体制の整備

警戒区域ごとに円滑な警戒避難に向けた体制を整備し、住民への周知に努める。

#### ア 土砂災害に関する情報の収集・伝達

共通対策編 第3章 第4節「災害情報の収集・伝達」及び第5節「災害広報」、風水害対策編 第2章 第6節「気象業務体制」によるものとする。

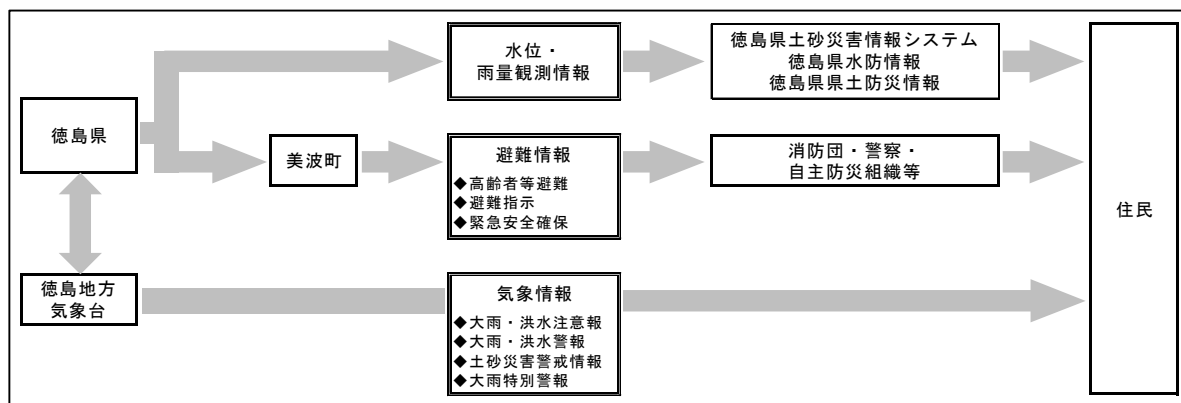
#### イ 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

なお、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令範囲として事前に設定し、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険性の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、あらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

避難情報の伝達の流れは、次の図のとおりである。

■ 避難情報の伝達の流れ



#### ウ 避難及び救助

共通対策編 第3章 第9節「避難対策の実施」及び第15節「救出・救助対策」によるものとする。

## (2) 要配慮者等への情報伝達

警戒区域内の要配慮者利用施設については、各施設の利用者が円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、土砂災害及び避難に関する情報等を電話、FAXなどにより施設管理者等に伝達する体制を構築している。引き続き、情報伝達体制の維持・強化に努める。

また、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令に定めるところにより、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、避難の確保のための訓練を行わなければならない。

なお、高齢者や障がい者等避難行動に時間を要する避難行動要支援者や被害のおそれが高い区域の居住者等に対して、高齢者等避難の発令により自主的な避難を促進することなどに留意する。

## (3) ハザードマップの作成・配布

土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した美波町土砂災害ハザードマップの配布を行っている。

## 8 防災知識の普及

町は、防災知識の普及を図るため、次の取組みに努めるものとする。

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。
- (2) 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響を踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 9 液状化対策

町、県及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、地形分類や浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図り、液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるものとする。

また、施設の耐震性能を調査し、その結果に基づいて、液状化の発生を抑制する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を軽減させる対策等を適切に実施するとともに大規模開発に当たっては十分な連絡・調整を図るものとする。

さらに、町及び県は、住宅・宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、住民への適切な情報提供等を図る。

## 10 農業用ため池対策

農業用ため池は、土堤構造で築造年代も古く経過年数も長いいため老朽化が進行しており、大規模な地震や大雨等には決壊・流出する危険性が考えられることから、町は、当該ため池を管理している水利組合等に対し、管理点検の強化を指導するなど安全確保に努める。

また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、ハザードマップ等の作成・周知・緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、耐震化や統廃合等を推進するものとする。



## 第4節 津波災害予防対策

【所管：建設課・産業振興課・消防防災課】

### 1 主旨

東日本大震災の極めて大きな津波被害の教訓から、津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波
  - ア 最大クラスの津波に対しては、人命を守ることを最優先として、住民避難を軸に、住民の防災意識の向上、海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラなどの活用、土地のかさ上げ、避難場所・避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などの避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築規制などを組み合わせるとともに、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。
  - イ 比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、内陸への津波の浸水を防ぐことにより、人命保護に加え、住民財産の保護、避難時間の確保、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点を図るため、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

### 2 津波災害対策

各種調査によると、南海トラフの巨大地震により発生する津波により、沿岸部では津波が堤防を乗り越え、内陸部では河川を遡上した津波が広範囲に浸水被害を発生させることが想定される。町においては、伊座利地区、阿部地区、志和岐地区、東由岐地区、西の地地区、西由岐地区、田井地区、木岐地区、木岐奥地区、木岐白浜地区、恵比須浜地区、恵比須浜田井地区、東町地区、戎町地区、中村町地区、奥河町地区、本町地区、西町地区、天神町地区、大久保団地地区、井ノ上地区、北河内地区、西河内地区、桜町地区、弁才天地区、寺込地区、外磯町地区、ひばりヶ丘地区及び奥潟地区で津波災害の想定区域がある。

町、県、国及び関係機関は、海岸保全施設、河川管理施設等津波・浸水予防施設の整備に努めるとともに、堤防及び護岸に設置されている門扉の適切な操作、さらには浸水の間接的要因となる地盤沈下の防止に努め、津波又は浸水による被害の防止を図るものとする。

また町は、県が作成する浸水予測図等に基づき、避難指示等の具体的な対策をあらかじめ検討しておくとともに、沿岸地域住民及び海岸利用者に対する、津波又は浸水時の対応策の周知に努める。

### 3 津波・浸水予防施設の整備

町の沿岸は、津波等から人命、財産の安全を確保する防災上重要な海岸であるが、浸食等により海岸保全施設の安全度が低下しており、津波・浸食等の対策事業を実施し、背後地の保全、住民生活の安定を図るとともに、海岸保全施設の防災機能を高める施設の整備を実施するものとする。

また、風害、飛砂等の防止に併せて、海水流入速度を軽減させるため、海岸線に配備されている既指定保安林についても適正な管理を行う。

#### 4 海岸堤防施設の管理

津波等からの被害を防止又は軽減するために設置された海岸堤防の維持管理及び必要となる補強整備の推進は、その設置者が行うものとする。また、事態に即応し適切な措置が講じられるように、あらかじめその体制を整えておくものとする。

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとし、必要に応じて自動化、遠隔操作化も検討する。

陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発やルールづくりを進める。

また、門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。

#### 5 河川管理施設の整備

津波による被害を防止又は軽減するため、河川管理者においては、堤防や水門などの必要な施設の補強等整備を推進するとともに、事態に即応した適切な措置が講じられるようあらかじめその体制を整えておくものとし、より緊急度の高い河川を優先して、震災対策に有効である水門の設置等、必要な措置を順次実施していくものとする。

また、地震により被災のおそれがある許可工作物についても、その設置者が必要な措置を講じるよう指導するものとする。

#### 6 津波に強いまちづくり

(1) 津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

(2) 県の行った津波災害警戒区域の指定を踏まえ、高台移転や嵩上げ等を含めた住民の安全な生活を実現する土地利用のあり方を検討する。

なお、津波災害警戒区域内の主要な公共施設については、基本的に区域外の高台等へ移転整備に取り組むとともに、区域内で整備する場合は津波に強い構造とする。

(3) 町及び県は、できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所、避難路などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保、建築物や公共施設の耐浪化等により、津波に強いまちの形成を図るものとする。

(4) 町は、関係機関と連携して、津波防災地域づくりを総合的に進めるため、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「推進計画」に基づく取組みを推進する。

## 7 津波・浸水時の予防対策

(1) 津波については、個人の避難行動が特に重要であることから、町及び防災機関は、津波の危険性や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民や船舶等に対して広く啓発するものとする。

津波警戒の呼びかけは、「強い揺れを感じたとき、または、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報が発表されたときは、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、周知徹底を図るものとする。

(2) 町は津波浸水想定等に基づき、津波避難場所を指定し、これを示す津波ハザードマップを活用し、住民に周知し、必要に応じて見直しするとともに、津波避難場所を示す案内板や津波浸水時の対応の啓発に努める。

なお、特に周囲に高台等がない地域では、津波避難タワーの整備や津波避難ビルの指定を進め、より効果的な避難場所の配置となるように努める。

また、円滑な避難の実現に向け、自主防災組織によるマイ避難路の取り組み等の支援や充電式照明灯、避難誘導標識等の設置を進め、避難路・避難階段の確保・整備に取り組む。海岸利用者の海岸からの避難路として、また防火用水としての海水利用をやすくするため、海岸への昇降路の設置等の整備を図る。

さらに、津波防災性の高いヘリコプター臨時降着場の指定や、防災拠点及び情報基盤の整備等により、地域の孤立防止対策等、津波に強い地域づくりに努めるものとする。

(3) 町は、津波に備えて平常時から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努めるとともに高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努める。さらに、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 正確な津波警報等の情報収集及び伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- オ 緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(4) 「地震、イコール津波、即避難」の認識が海岸地域に限らず、全住民の津波に対する共通認識として定着するよう、啓発に努めるものとする。

### ■津波に対する心得

#### 一般向け

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、防災行政無線等による避難情報を待つことなく、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜・河口から離れ、急いで安全な場所に避難する。

<p>3 正しい情報をラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車等を通じて入手する。</p> <p>4 津波注意報でも、直ちに海浜・河口から離れ、安全な場所に避難する。</p> <p>5 津波は繰り返し襲ってくるので、津波予報が解除されるまで、海浜・河口には近づかない。</p>
<p>船舶向け</p> <p>1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、防災行政無線等による避難情報を待つことなく、直ちに港外退避する。</p> <p>2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに港外退避する。</p> <p>3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線、インターネット等を通じて入手する。</p> <p>4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。</p> <p>5 津波は繰り返し襲ってくるので、津波予報が解除されるまで、海浜・河口には近づかない。</p>

## 8 津波災害警戒区域内の予防対策

津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる津波災害警戒区域について、津波による人的災害を防止するために次の対策により警戒避難体制を整備する。

### (1) 津波に関する情報の収集・伝達等

本節の7「津波・浸水時の予防対策」、共通対策編 第3章 第3節「情報通信」及び第5節「災害広報」によるものとする。

### (2) 避難施設・避難路等の整備

本節の7「津波・浸水時の予防対策」によるものとする。

### (3) 津波避難訓練の実施

共通対策編 第2章 第2節の2「総合防災訓練」によるものとする。

### (4) 要配慮者利用施設における避難体制の確保

主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等について、本計画に名称及び所在地が定められた場合、その所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について町長に報告するものとする。

## 第5節 水道施設の整備

【所管：水道課】

### 1 主旨

町は、地震による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、次により水道施設の整備を図るものとする。

### 2 水道施設の耐震化

- (1) 石綿セメント管は、耐震性の高い管路への更新を進め、早期に完了させるよう努める。
- (2) 耐震化は、重要度の高い次に掲げる水道施設から計画的に進めるよう努める。
  - ア 配水池、主要な管路等の重要度の高い基幹施設
  - イ 避難所、医療施設、社会福祉施設、防災拠点施設等防災上重要な施設への配水施設
  - ウ 情報伝達設備、遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の水道施設の機能を十分発揮させるために必要不可欠な施設
- (3) 断水被害区域が広範囲とならないよう、バルブの配置を見直し、適切な配置の整備を進める。
- (4) 局地的な被害が生じても施設全体の機能阻害を低減させるため、隣接事業体と管路で連結することについて検討する。

### 3 水道施設の充実

災害時の飲料水等の供給に向けて、水道未普及値の整備や簡易水道の強化、飲料水兼用耐震性貯水槽等を整備するとともに、自主防災組織との連携を図りながら、飲料水の備蓄の充実に取り組む。

### 4 二次災害の防止

町は水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、次のような対策を検討し、必要な予防措置を講ずるものとする。

- (1) 配水池貯留水の流出による避難路及び住宅密集地への被害を防止するため、流入・流出管への緊急遮断弁の設置
- (2) 法面に隣接した配水池での転倒防止、水の流出防止及び斜面配管における管路の防護
- (3) 塩素等の有害物質の漏洩による被害を防止するため、薬品貯蔵槽の防液堤の設置、貯留槽の定着強化のほか、配管に伸縮可撓を挿入、耐震継手の採用
- (4) 塩素設備の配管類の強化、ポンベの転倒・滑動防止、塩素除外設備の設置

## 5 応急復旧対策

町は水道施設の被害によって断水が生じても、早期の復旧を可能とするため、次の対策を講ずるものとする。

- (1) 日頃から水道施設の管理図面等の整備を図り、分散して保管・管理する。
- (2) 地震発生後の緊急措置や応急復旧活動に必要な情報の迅速な収集や、近隣市町村等への応援要請ができるよう、電話、無線等の通信手段を整備、確保しておく。
- (3) 応急復旧時に必要な資機材、作業力を確保するため、資機材を備蓄し、定期的に点検、整備を行うとともに、近隣市町村との相互応援体制の整備を図り、また、資機材メーカー、施工業者等との協定等の締結に努める。
- (4) 復旧作業用水を確保するため、他用水から緊急取水について確認しておくほか、予備水源の確保、配水池の大容量化、受水槽の増量等について検討する。

## 第6節 危険物等の災害予防対策

【所管：消防防災課・産業振興課】

### 1 主旨

町は、地震による危険物災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓蒙普及を推進する。

### 2 危険物災害予防対策

#### (1) 保安意識の向上

町及び海部消防組合は、県及び関係機関と連携し、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理について研修会等を実施して保安意識の向上を図る。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

#### (2) 規制の強化

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化

イ 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導強化

エ 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導強化

#### (3) 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### (4) 自衛消防組織の強化促進

ア 自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

イ 隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

#### (5) 化学的な消防資機材の整備

町は海部消防組合との連携により、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

### 3 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町及び海部消防組合は県とともに、高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じて立入検査を実施するとともに、防災設備の保守管理について責任者を指導し、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

### 4 毒物劇物災害予防対策

- (1) 営業者及び毒物劇物責任者に対し、常に構造設備基準に適合するよう指導する。
- (2) 毒物劇物貯蔵所に定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。
- (3) 学校における毒物劇物の保安対策
  - ア 学校での毒物劇物の管理責任者及び使用責任者を定めて、薬品類の保管、管理及び使用に当たっての安全管理体制を整備する。
  - イ 学校での毒物劇物の保管方法については、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」「劇物」の文字を表示する。また、施錠のある戸棚に収納するよう努め、鍵は責任者が保管し、盗難や紛失等による事故防止を図るよう指導する。
  - ウ 学校での毒物劇物の容器及び梱包については、堅固なものを用いて毒物劇物が漏れ、流れ、しみ出ることによる危険防止に努めるものとする。

### 5 放射線災害予防対策

放射性物質取扱い業者等は、震災時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、震災発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。



## 第7節 避難対策の充実

【所管：消防防災課】

### 1 主旨

県が実施した各種調査の被害想定の効果的な軽減には、南海トラフ巨大地震はもとより一般災害に対しても地域ごとの詳細な避難計画の策定と、この避難計画に基づく避難訓練の実施及び検証が不可欠である。

このため町は、震災時における火災、津波、土砂災害等から住民の生命、身体の安全を確保するため、あらかじめ避難場所及び避難路の選定、避難計画の作成等を行い、総合的、計画的な避難対策の推進を図るものとする。

なお、町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。

### 2 津波からの避難対策

県が実施した各種調査の被害想定結果などを踏まえて、津波浸水予想地域については、具体的なシミュレーションや訓練の実施などを通じて、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、住民の安全確保に努めるとともに、平常時から津波避難に関する留意事項等を関係地域住民に周知しておくとともに、避難訓練を実施して必要に応じて避難計画を見直すものとする。

特に津波避難計画は、実効性の確保及び住民等の避難意識の啓発等の観点から、住民の参画を得て作成し、必要に応じて見直しを行うよう努める。

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、避難場所・避難所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保などのまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

なお、避難対象地区については、津波避難計画の中に地区ごとの津波避難計画として明示するものとし、この場合、避難対象地区別の避難場所、避難所、避難路その他避難に必要な事項についても明示するものとする。

これらについては、各種防災施設の整備状況や被害想定を検証等を定期的に行い、必要に応じて見直していくものとする。

#### (1) 津波警報等の伝達

津波被害の可能性のある地域は、その地域の特性等を踏まえ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定め、さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、地域の特性を踏まえ、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。その際、高齢者や障がい者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

## (2) 避難誘導體制

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。

ただし、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、町は、県警察と十分調整を図り、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討するものとする。

町は、消防団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。

## (3) 避難場所・避難所及び避難路の選定等

避難場所の選定にあたっては、避難対象地区の実情に応じた弾力的な措置が必要とされるが、その選定基準は「近くの高い所」を基本とし、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮するものとする。

また、高台への避難に相当な時間を要する平野部など避難困難地区については、鉄筋コンクリート造で、津波浸水高よりも十分に高い建物を津波避難ビルとして利用するとともに、津波避難タワーの整備を検討するなど、避難困難地区の解消を図るほか、避難場所及び避難路の選定・指定にあたって、次の事項について十分留意するものとする。

## ア 避難場所・避難所

- (ア) 安全性が確保されていること。
- (イ) 過去の地震による津波の浸水地域、津波浸水予測調査結果などによる津波到達予想時間、高さ等を十分考慮すること。
- (ウ) 避難できる限界の距離は、最長でも 500m程度を目安とし、避難対象者や地域の特性等も考慮し設定すること。
- (エ) 避難困難地区の解消を図るための津波避難ビル等の指定・設定（所有者、管理者の理解が必要）。
- (オ) 避難場所・避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めること。
- (カ) テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (キ) 指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。

## イ 避難路

- (ア) 安全性が確保されていること。
- (イ) 避難路の指定・設定にあたっては、地図のみによらず現地踏査等を十分に行うこと。
- (ウ) 幅員は可能な限り広く、かつ迂回路等が確保されていること（観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること）。
- (エ) 海岸沿いや河川沿いの道路を指定・設定することは可能な限り避けること。
- (オ) 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定すること。

## ウ 船舶の避難

- (ア) 港外退避を念頭に置き、あらかじめ「十分な水深があり、かつ広い」沖合いを避難海域にできるよう、同海域までの所要時間を調べておく。
  - (イ) 地震を感じたら、直ちにラジオ、テレビ等から気象庁発表の情報を入手し、津波に関する注意報又は警報が発表された場合は、以下の(ウ)又は(エ)の措置をとる。
  - (ウ) 船舶の堪航能力及び津波の情報（波高予測、沿岸への到達時間）等を勘案し、港外退避、係留強化、あるいは小型船にあつては陸揚げ固縛（流出防止対策）等から、もっとも安全と思われる措置をとる。
- なお、係留強化又は陸揚げ固縛等の作業にあたっては、人命の安全確保を最優先とし、決して無理はしない。
- (エ) 船舶での避難に高い危険が予想されるとき、乗組員等は、陸上の安全な場所（高台や避難所等）に避難する。この場合、可能な範囲で、係留強化等の船舶の流出防止、積載している危険物の安全措置をとる。
  - (オ) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報が解除されるまで気をゆるめない。

## (4) 避難訓練の実施

住民意識の高揚及び円滑な避難の確保等を図るため、年1回以上津波避難訓練を実施するものとする。また、実施に当たっては、居住者はもとより観光客、釣り客、海水浴場客等の外来者、漁業・港湾関係者等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練となるよう努めるものとする。

## (5) 避難に関する環境整備

迅速確実な避難が行われるよう、避難計画の整備を図るとともに、防災行政無線の整備等により、避難命令等を迅速に住民に伝達する手段を確保する。また、夜間の避難を想定した照明設備、避難誘導標識の設置、避難場所及び避難路等の標高の公表等、避難環境の整備に努めるものとする。

## (6) 平常時の広報及び防災教育

津波避難に関する平常時からの広報及び教育すべき事項は、おおむね次のとおりとし、各種広報媒体の利用、防災訓練の実施、パンフレット等の配布及び避難誘導標識の設置等により住民への周知徹底を図るものとする。

## ア 避難場所、経路及び方法

## イ 津波に関する基礎知識

- (ア) 我が国の沿岸ではどこでも津波が襲来する可能性があり、津波警報等が発表されたとき、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難する。
- (イ) 避難に当たっては徒歩によることを原則とする。
- (ウ) 自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促す。
- (エ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもある。

- (オ) 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性がある。
- (カ) 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性がある。

ウ 日頃の準備、避難の心得

- (ア) 貴重品、トランジスターラジオ、懐中電灯、非常食等非常持ち出し品の準備
- (イ) 避難場所、避難路の確認
- (ウ) 警報・注意報発表時や避難指示等発令時にとるべき行動、避難場所での行動
- (エ) いざというときの対処方法の検討
- (オ) 防災訓練への積極的参加

(7) 住民等の予防措置

ア 地域住民等

関係地域住民等は、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を、平常時から確認しておくとともに、いつでも速やかに避難できるよう万全の準備をしておくものとする。

イ 事業者

- (ア) 南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）の作成義務者は、同法その他関係法令に基づき、実効性のある対策計画を策定し、津波からの避難等について万全の体制を確保しておくものとする。
- (イ) 町及び県並びに関係機関・団体は協力して、一定の津波浸水が想定される地域にある事業者で、法令上、対策計画を定める義務のない事業者に対しても、施設の利用者や職員及び地域の安全確保対策等の観点から、対策計画に準じた防災対策計画の普及に努めるものとする。
- (ウ) 企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

### 3 火災からの避難対策

(1) 避難場所の確保

ア 広域避難場所の選定

震災時には円滑な消火活動が阻害されることが考えられ、密集市街地では炎上火災のおそれがあることから、町長は住民等を安全に避難させるため、必要に応じ次の基準により広域避難場所を選定しておくものとする。

ただし、広域避難場所としての適格性の判断は、各種調査結果や各地区の市街地の状況等を勘案し、総合的に判断するものとする。

- (ア) 火災の延焼によって生じる幅射熱等から避難者の安全を確保できる十分な広さを有した公園、緑地、広場その他の公共空地であること。
- (イ) 木造密集市街地から 300 メートル以上離れていること。

- (ウ) がけ崩れ、津波、浸水などの危険のないところ及び付近に多量の危険物等が蓄積されていないところであること。
- (エ) 避難者が安全に到着できる避難路と連結されていること。
- (オ) 避難者一人あたりの必要面積はおおむね2平方メートル以上とし、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する）を収容できるよう配置するものとする。
- (カ) 地区分けをする場合においては町内会単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

#### イ 広域避難場所の整備

町は、円滑な避難誘導及び避難場所での迅速な救援・救護活動を実施するため、広域避難場所の環境整備に努めるものとする。その主な内容は次のとおりとする。

- (ア) 広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。
- (イ) 広域避難場所内で円滑な給水活動が可能となるよう、必要な器材（ポンプ、浄水器等）の整備並びに水源の確保を図る。
- (ウ) 医療救護、給食、情報連絡等の応急活動に必要な設備等の整備を図る。

### (2) 避難路の確保及び交通規制

#### ア 避難路の選定

町は、住民等が安全に広域避難場所等へ避難するための避難路を、おおむね次の基準により選定し、確保しておくものとする。

- (ア) 原則として幅員が10メートル以上の道路とし、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
- (イ) 避難路は相互に交差しないものとし、一方通行を原則とすること。
- (ウ) 津波や浸水等の危険のない道路であること。

#### イ 避難路及び広域避難場所周辺の交通規制

県警察は、避難路を確保するため必要がある場合には、避難路に指定された道路及び広域避難場所周辺道路の交通規制を行うものとする。

### (3) 避難に関する広報

住民が的確な避難行動をとることができるよう、平常時からあらゆる機会をとらえ、避難に関する広報活動を行うとともに、避難場所の標示板を設置し、住民に対する周知徹底を図るものとする。

#### ア 避難場所等の広報

避難場所の指定を行った場合は、次の事項について地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- (ア)避難場所の名称
- (イ)避難場所の所在位置
- (ウ)避難場所への経路
- (エ)その他必要な事項

イ 避難のための知識の普及

次の事項について住民への普及徹底に努めるものとする。

- (ア)平常時における避難の心得
- (イ)避難時における知識
- (ウ)避難収容後の心得

#### 4 町及び防災上重要な施設の避難計画

町及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

(1) 町の避難計画

町の避難計画は、次の事項に留意して作成するものとする。

- ア 避難の指示を行う基準及び伝達方法
- イ 避難場所の名称、所在地等
- ウ 避難場所への経路及び誘導方法
- エ 避難場所内での被災者に対する救援・救護措置
  - (ア) 給水
  - (イ) 給食
  - (ウ) 負傷者に対する応急救護
  - (エ) 生活必需品の支給
  - (オ) その他必要な措置
- オ 避難場所における秩序維持
- カ 災害広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場その他の防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、関係行政機関との連携を深め訓練等を実施することにより避難の万全を期すものとする。

- ア 学校においては、児童や生徒を集团的に避難させる場合に備えて、それぞれの地域特性等を考慮した避難の場所、経路、誘導方法、指示伝達方法等を定める。
- イ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合に備えて収容施設の把握、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

## 第8節 火災予防対策

【所管：消防防災課】

### 1 主旨

地震による被害の中でも、地震火災は被害を大きくするおそれが強い。このため町は、地震発生時における出火防止、初期消火の徹底を図るための火災予防に関する指導を行うとともに、町の保有する消防力の整備強化に努めるものとする。

### 2 出火防止、初期消火体制の確立

住民に対する防火思想の普及高揚を図るとともに、火気使用設備及び危険物施設等からの火災危険の排除指導を徹底的に行い、効果的な火災予防行政を展開することによって、地震火災の未然防止を図る。

#### (1) 火災予防の徹底

町は、地域社会の安全を守るため、出火防止等を重点とした消防広報を講演会、講習会、座談会等により啓発を行うとともに、広報誌による啓発、その他火災予防週間中における消防団による火災予防の呼びかけなど種々の広報を行い、火災予防の徹底を図る。

また、出火防止はもとより出火した場合、初期消火の対応が被害の増減に大きく影響することから、初期消火に必要な消火資機材、消防用設備等の設置並びにこれら器具等の取扱い方法について指導の徹底を図る。

#### ア 一般家庭に対する指導

管内の住民が参加できるよう全区域に対して「防災指導」を開催し、火災や地震の恐ろしさ、出火防止についての知識等を普及させるとともに、火災予防週間等には重点的に各家庭の巡回指導を実施し、海部消防組合火災予防条例に基づく火気使用設備、器具の使用状況、感震ブレーカーなど住宅用防災機器等の普及の推進、住宅防火診断の実施等、出火防止に関する適切な指導を行う。

また、寝たきりや一人暮らしの高齢者、障がい者等の居る家庭については家庭訪問を行い、住宅防火診断等を実施し、出火防止及び避難管理について詳細な指導を行う。

#### イ 職場に対する指導

予防査察、火災予防運動、上級防火管理者講習会、防災指導等のあらゆる機会をとらえ、関係者に対し防火思想の普及、高揚に努める。

- (ア) 災害発生時における応急措置の要領
- (イ) 消防用設備等の維持点検と取扱い方法の徹底
- (ウ) 避難、誘導體制の確立
- (エ) 終業後における火気点検の励行
- (オ) 自衛消防隊の育成指導

(2) 強化地域ぐるみの防火防災訓練、民間防火組織の育成

町は、震災時における消防機関の活動と相まって地域住民が自主的に防火活動を行えるよう、防火防災訓練の実施、民間防火組織の育成に努めるものとする。

ア 防火防災訓練の実施

防災機関の訓練と相まって、住民参加による地域ぐるみの防火防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 民間防火組織の育成

民間防火組織の育成に努めるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

(ア) 婦人防火クラブの育成

女性による家庭防火思想の普及徹底と、地域内の自主防火体制の確立を図ることを目的とし、組織づくりの推進及び育成に努める。

(イ) 幼年少年消防クラブの育成

就学前の幼児、小学生及び中学生を対象とし、幼年少年期から火災予防思想の普及を図ることを目的として、組織づくりの推進及び育成に努める。

(3) 予防査察の強化

町は、防火対象物の予防査察を年間行事計画等により定期的に実施するものとし、特に火災発生時において人命に危険があると認められる対象物並びに公共施設等については定期査察のほかに特別査察を行い、火災の未然防止を図る。

(4) 防火対象物の防火体制の推進

多数の者が出入りする防火対象物については、火災が発生した場合の危険が大きい。このため町は、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させ、その者に震災対策事項を加えた消防計画を作成させ、同計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、消防用設備等の点検整備、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、防火対象物について消防法の規定に基づく消防用設備等の設置指導の徹底を行い、当該対象物における防火体制の推進を図るものとする。

(5) 危険物等の保安確保の指導

ア 石油類

町及び県は、危険物による災害を未然に防止するため、必要の都度、危険物施設への立入検査を実施し、危険物施設の位置、構造及び設備その他管理の状況等が法令に定める技術上の基準に適合し、安全に管理されているかについては査察指導を行う。

(ア) 危険物施設の所有者・管理者に対し、定期的な点検、点検記録の作成及び保存を行わせることにより、災害発生の防止に努める。



- (イ) 危険物施設の従業員に対し保安教育を行い、防災に関する諸活動が円滑に運用され、応急対策が完全に遂行されるよう自主保安体制の確立を図る。
- (ウ) 大火災となる要素を包蔵している地域又は施設に対して、災害発生に対する防衛計画の策定を指導する。

イ 火薬・高圧ガス  
石油類に準じて行う。

(6) 化学薬品からの出火防止

町は、化学工場、病院及び学校等に保有している化学薬品について、火災予防条例等に基づき、貯蔵、保管場所を不燃化等の指導を行うものとする。

### 3 消防力の整備強化

町は、大震災の特性に対処しうる消防力を確保するため、県の指導・援助等を受け、次により消防力の整備強化に努めるものとする。

(1) 総合的な消防計画の策定

地震災害が発生した場合に現有消防力を迅速かつ最大限に活用し、被害を最小限に軽減するための総合的な消防計画を策定するものとする。

ア 災害警防計画

災害時において消防機関が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、消防隊の出動基準、警戒等について定める。

ウ 消防活動困難地域の火災防衛計画

木造建築物の密集地域、消防水利不足地域等で、火災が発生すれば大火になると予想される消防活動困難地域について定める。

エ 特殊建築物の防衛計画

建物の構造、業態、規模が火災の対象事象のいずれから判断しても人命や延焼の危険等が著しく大きい建築物等について定める。

オ 危険物の防衛計画

爆発、引火、発火その他火災の防衛活動上危険な物品を貯蔵する建物、場所に対する要領について定める。

カ ガス事故対策計画

ガス漏洩事故、ガス爆発事故等に際し、消防機関をはじめ関係機関の相互協力のもと被害の軽減を図ることを目的として定める。

(2) 消防活動体制の整備強化

消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防衛活動等において、重要な役割を果たしている。しかし近年は町の過疎化・高齢化に伴い、団員も高齢化が進んでいる。この団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、日本郵政株式会社等の職員等の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

(3) 災害時の避難、救護及び救助

災害時には、火災等の二次的災害から住民の安全を守るための避難活動が必要になることが予想されることから、避難指示、指示の伝達、避難誘導を行う。

また、避難指示、避難誘導等は、平常時から地域に密着した防災活動を行い、住民の指導的立場にある消防団の活動が重要であり、特に、高齢者、障がい者、病人等の避難行動要支援者の避難誘導については、消防団を中心とした体制を定めておくものとする。

(4) 情報収集伝達、広報活動

震災時の地震・津波情報の伝達及び広報は、住民にもれなく伝達する必要がある。地域防災の中心となって活動する消防団をはじめ町、海部消防組合及び各関係機関の情報連絡体制を十分に整え、災害の発生状況や被害状況の情報収集を行うものとする。

(5) 消防活動困難地域の整備

住宅の密集、消防水利の不足、進入路が狭隘な地域等は、災害が発生すれば現場到着が遅れ、救護等に支障が出るおそれがあるため、常に迅速かつ、適切な消防活動体制を確立できるよう、整備を図るものとする。

(6) 消防装備の整備強化

消防装備については、近年における災害の複雑・多様化に対応し、また、大震災に備え、効果的な消防活動を確保するため、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強を図り、消防装備がその機能を有効に発揮するために必要な人員の確保を図るものとする。

(7) 消防水利の確保

消防水利は消火活動上欠くことのできないものであり、河川、用水、池等自然水利の確保とともに、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等を計画的に設置し、平時におけるこれら消防水利の定期的な点検・整備を行う必要がある。消火栓は上水道の拡張計画とともに推進されるが、震災時には水源池や送配水管等が破壊され、全域にわたって消火栓が使用不能となる可能性もあり、これのみに頼ることは危険であるので、消火栓の設置と併せて防火水槽や耐震性貯水槽の設置促進に努める。

(8) 消防通信施設の整備

役場と消防団、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にした通信連絡体制の確立を図るものとする。

## 第9節 美波町業務継続計画（BCP）

【所管：消防防災課】

### 1 主旨

南海トラフ巨大地震等の大規模地震が発生した場合には、町自身も被災し、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約が生じることが考えられる。

そのような中で、町は、状況に応じ、速やかに「応急業務」を実施しなければならない。また一方で、住民の生活に密着する行政サービスの提供や基幹業務などの「継続の必要性の高い通常業務」は、危機事象発生時においても継続して実施することが求められている。

このため、町は、美波町業務継続計画（以下「本町BCP」という。）の適切な運用に努め、必要に応じて改定を行うなど、大規模地震時における業務継続の体制構築の強化を図る。

また、BCPの考え方を発展させ、コミュニティのあり方に基づいたコミュニティ全体の構築のためのCCP（Community Continuity Plan）策定についても推進する。

### 2 業務継続計画の運用体制整備

町は、地域や想定される災害の特性を踏まえつつ、本町BCPの運用・改定に努めるなど、自らの業務継続のための体制整備を進める。

本町BCPの運用・改定に当たっては次の方針に基づく。

- (1) 応急対策を中心とした、非常時優先業務を最優先に実施する。
- (2) 住民生活及び社会経済活動への影響を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。
- (3) 非常時優先業務に必要となる人員や資機材等の資源の確保・配分は、全庁横断的に行う。
- (4) 非常時優先業務以外の通常業務については、地震発生後しばらくの間、積極的に縮小・中断する。その後、非常時優先業務に影響を与えない範囲で、順次再開を目指す。
- (5) 町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できない場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理等を定める。
- (6) 発災時に実際に機能する計画とするため、人事異動や連絡先の変更があった場合には遅滞なく更新するなどの時点修正はもちろんのこと、訓練や被災経験等を通して定期的に計画の実効性を点検し、是正を図るものとする。

## 第10節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

【所管：消防防災課・教育委員会・水道課】

### 1 主旨

地震防災対策特別措置法の施行により、社会的条件、自然的条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区において、町地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて平成8年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画（平成8～令和2年度）を策定し実施した。

また、令和2年度からは第6次地震防災緊急事業5箇年計画（令和2～7年度）により整備を推進し、町の地震防災対策の強化を図っている。

なお、本計画は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」第5条第3項で規定する「その具体的な目標及びその達成の期間を定めるもの」と位置づける。

### 2 計画対象事業

#### (1) 避難地の整備等

南海トラフ巨大地震が発生した場合、町内の大部分で津波・地震による甚大な被害が想定されている。このため、住民の安全確保や迅速な復旧・復興への備えに向け、高台を整備することとする。

高台整備では、早期の移転が望まれている日和佐こども園や応急仮設住宅の建設候補地となる防災公園の整備を行うこととし、安全・安心なまちの拠点をめざすものとする。

また、地震・津波災害時の指定避難所の確保の必要性から、昭和56年以前に建築された建築物について、必要に応じて耐震診断の実施、耐震改修等により耐震性の確保に努める。

#### (2) 避難路の整備

町には住宅密集地が多く、さらに南海トラフの巨大地震が発生した際、わずか10分程度で第1波(+20cm)が到達すると予測されており、地震発生時の津波から地域住民の安全を確保する対策を強化するため、高台への避難路をはじめ、地域住民が安心安全に避難できる避難路の整備を進める。

避難路の整備はまだ十分ではなく、緊急の課題となっている。しかし、伝統的な街並みの保存と、防災上の安全確保を両立させることは非常に難しく、なかなか進まないのが現状である。今後は、避難路や避難地の整備、老朽家屋の除却、住宅やブロック塀等の耐震化等を一体的に捉え、整備を図るものとする。

#### (3) 消防用施設の整備

町の消防用施設、とりわけ消防詰所に関しては、現在のところ全分団に対して整備されている。しかし建物の老朽化が進んでおり、また耐震性の低い建物も少なくない。消防詰所は災害時の消防団活動の拠点となるため、詰所が被災しないことが災害時の応急対応に大きく左右することから、消防詰所の整備を推進する。

また、消防車両についても老朽化が進んでいることから、緊急性の高いものから順次整備を行うものとする。

(4) 防災行政無線等

本町の防災行政無線システムについて、機器の耐用年数が順次経過していくことから、計画的に機器の更新を行い、予想される南海トラフ巨大地震をはじめ災害時に住民に対して速やかに防災情報を伝達できる防災行政無線システムを整備する。

(5) 配水池

配水池の耐震化や老朽対策を実施し、飲料水の安定確保を目指す。

津波浸水被害に備えた高台整備を行うにあたり、大規模な災害時にも対応した飲料水の安定した確保を目指す。

## 第3章 災害応急対策

節	所管	頁
第1節 応急対策活動		2-43
第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応		2-43
第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応	各班	2-44





## 第3章 災害応急対策

### 第1節 応急対策活動

#### 1 方針

「共通対策編」に定めるところによるほか、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定。令和2年5月29日改定）及び「徳島県広域防災活動計画」の定めるところによる。

### 第2節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における災害応急対策に係る措置に関する事項は、本編 第4章 第4節「南海トラフ地震臨時情報に伴う対応」に定めるところによる。

### 第3節 東海地震の警戒宣言に伴う対応

【所管：各班】

#### 1 主旨

南海トラフ巨大地震の震源域は、駿河湾の周辺から九州の沖合まで広がっているが、この範囲の中に、現在、日本で唯一直前予知のできる可能性がある東海地震の震源域がおさまっている。そのため、東海地震に伴って東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれも考えられることから、東海地震の警戒宣言（予知情報）が発せられた場合に備えておく必要がある。

美波町及び徳島県は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

#### 2 警戒宣言発令時の措置

町は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。特に、警戒宣言発令時の対応として、避難指示の発令、倒壊の可能性のある建物からの避難の呼びかけ等、人的被害を軽減するための措置を積極的に講ずる。

## 第4章 推進計画

節	頁
第1節 総則	2-45
第2節 関係者との連携協力の確保	2-46
第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	2-49
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	2-57
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	2-65
第6節 防災訓練計画	2-67
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	2-68
第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	2-70



## 第4章 推進計画

【所管：各課・各班】

### 第1節 総則

#### 1 計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ巨大地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ巨大地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

美波町に係る地震防災に関し、美波町及び町内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、共通対策編 第1章 第5節「防災関係機関及び住民の責務と処理すべき事務又は業務の大綱」に定めたとおりとする。

## 第2節 関係者との連携協力の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### (1) 物資等の調達手配

ア 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資等の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

##### (ア) 飲料水の確保

共通対策編 第3章 第17節 第1「応急給水」に定めたとおりとする。

##### (イ) 食料の供給

共通対策編 第3章 第17節 第2「食料供給」に定めたとおりとする。

##### (ウ) 生活必需品等の供給

共通対策編 第3章 第17節 第3「生活必需品等の供給」に定めたとおりとする。

イ 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

#### (2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請するものとする。

#### (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、美波町地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 各機関の具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

### 2 他機関に対する応援要請

#### (1) 町が災害応急活動対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。

##### ア 自衛隊の災害派遣要請

共通対策編 第3章 第6節「自衛隊派遣要請」に定めたとおりとする。

##### イ 緊急消防援助隊に対する応援要請

共通対策編 第3章 第14節の第1「消防活動」に定めたとおりとする。

##### ウ 消防防災ヘリコプターの派遣要請

共通対策編 第3章 第13節「消防防災ヘリコプター派遣要請」に定めたとおりとする。

##### エ 防災関係機関や民間事業者等との応援協定

防災関係機関や民間事業者等と締結している応援協定は次頁の通り。

■防災関係機関や民間事業者等との応援協定

番号	名称	協定者	締結日
1	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	海部土建協業組合 代表理事 西丸敏信	H21.8.24
2	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	株式会社菊谷組 代表取締役 菊谷泰一	H21.8.24
3	徳島県職員災害応援隊運営規程	徳島県	H23.5.1
4	災害時における情報交換及び支援に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局長 川崎正彦	H23.10.26
5	災害時における相互応援協定書	香川県三豊市 三豊市町 横山忠始	H24.1.29
6	大規模災害発生時における支援活動に関する協定書	社団法人 徳島県建設業協会海部支部 支部長 戎谷一平	H24.9.10
7	海部郡消防相互応援協定	牟岐町長 福井雅彦 海陽町長 五軒家憲次	H25.2.1
8	家畜伝染病発生時における防疫対策業務の実施に関する細目協定	美波町防災協会 会長 西丸敏信	H25.2.8
9	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策センター 理事長 捧賢一	H25.2.27
10	災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書	徳島南部電気工事業協同組合 理事長 湯浅将器	H25.3.13
11	災害時の協力に関する協定書	四国電力株式会社 常務執行役員 徳島支店長 岡川和彰	H25.3.22
12	徳島県及び市町村の災害時相互応援協定	徳島県及び県内市町村	H25.4.5
13	津波避難ビルとしての使用に関する協定書	徳島県南部総合県民局長 鎌田義人	H25.9.5
14	災害時における応急生活物資の供給に関する協定書	一般社団法人徳島県エルピーガス協会 海部・那賀地区会 地区長 三浦佳展	H25.9.26
15	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社 徳島支店長 上田直毅	H26.2.4
16	津波緊急一時避難建築物の使用に関する協定書	徳島海上保安部 部長 島谷邦博	H26.9.3
17	災害時における物資供給に関する協定書	社会福祉法人 柏濤会 理事長 市塚克巳	H26.12.5
18	災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書	公益社団法人 徳島県建築士会海部地域会 地域会長 横尾政明 公益社団法人 徳島県建築士会 会長 佐藤幸好	H27.1.27
19	美波町とアムダとの大規模災害時の支援に関する協定書	特定非営利活動法人アムダ AMDAGグループ代表 菅波茂	H27.2.3
20	地域防災包括協定	一般社団法人 BERT INTERNATIONAL 代表理事 方敬済(片山敬済)	H27.4.1
21	災害発生時における美波町及び美波町内郵便局並びに阿南郵便局の協力に関する協定	美波町内郵便局 代表 日本郵便株式会社 日和佐郵便局長 北村禎章 日本郵便株式会社 阿南郵便局長 山田正雄	H27.6.1
22	大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書	徳島弁護士会 会長 上地大三郎	H27.7.8
23	災害発生時の移動金融サービス支援に関する協定書	株式会社 阿波銀行 取締役頭取 岡田好史	H28.3.18
24	津波避難ビルとしての使用に関する協定書	徳島県知事 飯泉嘉門	H29.1.30
25	美波町日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	H29.4.1
26	GPS波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書	国土交通省 四国地方整備局 次長 元野一生	H29.6.1
27	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	阿南市長 岩浅義仁 福井町自主防災連絡会 会長 大開 覚 美波町自主防災会連合会 会長 酒井勝利	H29.6.29
28	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会	H30.3.5
29	美波町における津波防災まちづくりの推進に向けた協定書	独立行政法人都市再生機構 西日本支社 理事・支社長 西村史郎	H30.3.20
30	大規模災害発生時における相互協力に関する協定書	那賀町長 坂口 博文	H30.4.12
31	大規模災害に係る事前復興まちづくり及び被災箇所への助言に関する協定	徳島県技術士会 会長 富士 達雄	R1.12.20
32	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社 代表取締役 川邊 健太郎	R3.1.14
33	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書	国土交通省地理院長 野田 勝	R3.4.26
34	海部郡3町と徳島トヨペットグループとの包括連携協定書	牟岐町長 枅富 治 海陽町長 三浦 茂貴 徳島トヨペットグループ代表 徳島トヨペット株式会社 代表取締役社長 玉置 潔	R3.11.29
35	災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書	一般社団法人 徳島県産業資源循環協会 岸 史郎	R4.1.13

(2) 町は、必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請するものとする。

### 3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は、住民や通勤者等に対して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、安否確認手段、帰宅困難となった場合の避難場所、関西広域連合の共同事業である「災害時帰宅困難者支援ステーション」等の対応策について普及啓発に努めるものとする。
- (2) 企業等に対して、事業所の安全を確認したうえで従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄の促進等について、普及啓発に努めるものとする。
- (3) 町は、災害時の家族等の安否確認のためのシステム(災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、web171、すだちくんメール(徳島県が構築した災害時の安否確認サービス)等)について、普及啓発に努めるものとする。
- (4) 町は、帰宅困難者に対して、必要な情報の提供や一時的な避難所の手配を実施する。



## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

- (1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
- ア 堤防、水門等の点検方針・計画
 

門扉が非常時に確実に作動するよう定期的な点検及び訓練を実施し、万全の態勢を整えておくものとする。
  - イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 

津波からの被害を防止又は軽減するため、堤防、水門等の維持管理及び必要となる補強整備の推進は、その設置者が行うものとする。

また、安全・確実な操作のため、必要に応じて自動化、遠隔操作化を検討する。
  - ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 

水門・樋門等の施設については、津波の来襲に備え、その施設の利用状況等を考慮した上で可能な施設においては、通常の降雨量が流下できる高さまで常時降下させておくものとする。陸閘については、利用状況を考慮し、施設の統廃合化や常時閉鎖の啓発を進める。
  - エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 

孤立化のおそれのある集落において、救出・救助や物資投下のための緊急ヘリポート用地（校庭、空き地、休耕田等）を選定・確保する。
  - オ 防災行政無線の整備等の方針及び計画
 

町は、迅速かつ確実な情報の伝達に向け、防災行政無線の整備充実に努める。また、防災行政無線戸別受信機の貸与の普及を図るとともに、適切な維持管理に努める。

### 2 津波に関する情報の伝達等

- (1) 地震・津波に関する情報伝達に係る基本的事項は、共通対策編 第3章 第3節「情報通信」のとおりとするほか、町は次の事項にも配慮する。
- ア 津波に関する情報が、管轄区域内の居住者、観光客、釣り客やドライバー等滞在者その他公私の団体（以下「居住者等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達
  - イ 船舶に対する津波警報等の伝達
  - ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避等の措置
  - エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
  - オ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性
- (2) 町は被災状況等をできるだけ迅速にまとめ、把握できた範囲からただちに県へ連絡するものとする。ただし、通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。

- (3) 地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達については、共通対策編 第3章 第4節「災害情報の収集・伝達」に定めたとおり実施する。
- (4) 大規模災害時、防災行政無線等が使用できない場合は、アマチュア無線局の協力を得て情報の伝達・収集に努めるものとする。

### 3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、原則として次のとおり。どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみを発令する。

#### ■避難指示の発令基準

区分	発令基準
避難指示	<p>1～2のいずれか1つに該当する場合に、避難指示を発令するものとする。</p> <p>1：大津波警報、津波警報、津波注意報の発表 (ただし、避難の対象区域が異なる※)</p> <p>2：停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合</p> <p>※対象区域</p> <p>① 大津波警報：最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする</p> <p>② 津波警報：海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする</p> <p>③ 津波注意報：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする</p>

津波被害の可能性のある地域は、さまざまな環境下にある住民等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、ケーブルテレビ、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

また、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に配慮するものとする。

#### 4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、以下の表の通りである。

なお、町は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、町は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

##### ■津波避難対象地域

	地区名
日和佐地区	恵比須浜地区、恵比須浜田井地区、東町地区、戎町地区、中村町地区、奥河町地区、本町地区、西町地区、天神町地区、井ノ上地区、本村・登り地区、大久保地区、西河内地区、寺込地区、桜町地区、弁才天地区、外磯町地区、奥潟地区、明丸地区
由岐地区	伊座利地区、阿部地区、志和岐地区、東由岐地区、西の地地区、西由岐地区、田井地区、木岐地区

(2) 町は、前述の地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。

- ア 地域の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
- エ 避難場所に至る経路
- オ 避難指示の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、非常持出品、服装、自動車使用の禁止等）

(3) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおり。

- ア 社団法人徳島県建築士会や建築士事務所協会等の関係団体との連携を図るとともに、避難所の危険度を判定する応急危険度判定士の養成を計画的に進め、緊急時に対応できる体制を整備するものとする。
- イ 避難所を開設した場合は、職員を配置し、施設管理者と緊密な連絡を取るものとする。
- ウ 避難者の状況を祖域に把握するため、避難所に配置された職員は、自主防災会等の組織との連携のもと、避難者リストの作成を図るものとする。

(4) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。

- (5) 地域の自主防災会及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ア 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。
  - イ 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災会を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。
  - ウ 地震が発生した場合、町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。
- (7) 外国人、出張者等に対する避難誘導等の実施体制は次のとおり。
- ア 町は、外国人や出張者等、地域に不慣れな人々が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、案内標識等の整備充実に努める。
  - イ 町は県とともに、被災した外国人、出張者等の迅速な把握に努めるとともに、外国人等に対し、外国語による各種必要な情報の提供に努める。
  - ウ 町は県とともに、必要に応じて外国語による相談窓口を設け、生活相談の実施やニーズの把握に努めるとともに、通訳の派遣等の必要な支援に努めるものとする。
- (8) 避難所における救護上の留意事項
- ア 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
    - (ア) 収容施設への収容
    - (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の支給
    - (ウ) その他必要な措置
  - イ 町はアに掲げる救護に必要な物資、資機材等の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
    - (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
    - (イ) 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
    - (ウ) その他必要な措置
- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

## 5 消防機関等の活動

- (1) 海部消防組合は、消防活動計画に定めるもののほか、消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。
  - ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
  - イ 津波からの避難誘導
  - ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
  - エ 津波到達時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) 前述の措置を実施するために必要な動員、配備及び活動計画は、消防計画に定めるところによる。
- (3) 地震が発生した場合は、水防管理団体等は、次のとおり措置をとるものとする。
  - ア 所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
  - イ 水門、閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
  - ウ 水防資機材の点検、整備、配備

## 6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

- (1) 水道
  - ア 地震や津波による水道施設の被害を抑制し、また被害の影響を少なくするため、重要度の高い水道施設から計画的な耐震化に努める。
  - イ 水道施設の被災により、貯留水の流出による被害や、有毒物質漏洩による被害などの二次災害が予想される場合には、流入・流出管への緊急遮断弁の設置や配水池での転倒防止対策等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 電気
  - ア 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、漏電火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。
  - イ 指定公共機関四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社が行う措置は、次のとおり。
    - (ア) 電力施設等の防災管理
    - (イ) 電療供給
    - (ウ) 被災施設の応急対策及び災害復旧
- (3) ガス
  - ア ガス事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。
  - イ 一般社団法人徳島県エルピーガス協会が行う措置は、次のとおり。
    - (ア) ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策

(4) 通信

ア 指定公共機関西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国支店徳島支店が行う措置は、次のとおり。

- (ア) 電気通信施設の整備
- (イ) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (ウ) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

イ 指定公共機関KDDI株式会社四国総支社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクモバイル株式会社が行う措置は、次のとおり。

- (ア) 電気通信施設の整備
- (イ) 警報の伝達及び非常緊急通話の取扱い
- (ウ) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

(5) 放送

ア 指定公共機関日本放送協会徳島支局が行う措置は、次のとおり。

- (ア) 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底
- (イ) 社会事業団体等による義援金品の募集協力

イ 指定地方公共機関四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島が行う措置は、次のとおり。

- (ア) 住民に対する重要な情報の周知と防災知識の普及
- (イ) 社会事業団体等による義援金品の募集協力

## 7 交通

(1) 道路

町、県公安委員会及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

具体的な交通規制の内容は、共通対策編 第3章 第11節「交通確保対策」に定めたとおりとする。

(2) 海上

ア 徳島海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するための必要に応じた海域監視体制の強化や船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

イ 港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなど、安全確保対策をとるものとする。

(3) 鉄道

ア 走行路線に津波の発生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置は、共通対策編 第3章 第25節の3「鉄道施設」に定めたとおりとする。

イ 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

## 8 町が自ら管理又は運営する施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置は、おおむね次のとおりとし、対策計画等に明記しておくものとする。

#### ア 各施設に共通する事項

- (ア) 津波警報等の入場者等への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

#### イ 個別事項

- (ア) 病院、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- (イ) 学校等にあつては、当該学校等が町の定める津波避難対象地域にあるときは、児童・生徒等の避難の安全に関する措置並びに当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する援護の措置
- (ウ) 社会福祉施設にあつては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

#### ウ 具体的な措置

施設ごとの具体的な措置内容は、各施設の管理者において別に定める。

### (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部及び災害対策本部を構成する各部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 美波町地域防災計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、(1)のア又は(1)のイに掲げる措置をとるとともに、災害対策本部等が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

地震発生時、町の管理する工事中の建築物、その他の工作物又は施設については、工事を中断し、他に被害を及ぼさないよう適切な対策を行うものとする。

## 9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。それぞれの整備計画は、次のとおり。

ア 救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保は、共通対策編 第3章 第15節「救出・救助対策」に定めたとおりとする。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路及び港湾等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする

消防団の充実に関する計画は、次のとおり。

ア 消防団は、地域社会における消防防災の中核として、消火活動、予防活動、災害時の避難誘導及び災害防御活動等において、重要な役割を果たしている。しかし近年は町の過疎化・高齢化に伴い、団員も高齢化が進んでいる。この団員の高齢化等の問題に対して、地域の実情を踏まえて、青年層や女性の参加促進、地方公共団体、農業協同組合、日本郵政株式会社等の職員等の入団促進、施設・装備の整備充実並びに啓発活動等により、活性化を図るものとする。

イ 消防装備については、近年における災害の複雑・多様化に対応し、また、大震災に備え、効果的な消防活動を確保するため、より一層の充実強化を図るものとする。具体的には、消防ポンプ自動車等の増強を図り、消防装備がその機能を有効に発揮するために必要な人員の確保を図るものとする。

ウ 役場と消防団、火災現場等との間で迅速・的確に情報の伝達や指令等を行うための消防通信施設の整備充実を図るとともに、震災時の災害応急対策活動における中核的防災機関として有効に機能するため、医療機関や警察等関係機関との連携を密にした通信連絡体制の確立を図るものとする。



## 第4節 南海トラフ地震臨時情報に伴う対応

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合における対応について定める。

### 第1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ地震臨時情報（調査中）（以下、「臨時情報（調査中）」という。）が発表された場合の担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、職員の配備体制及び情報伝達経路・方法については次のとおり。

##### (1) 職員の配備体制

共通対策編 第3章 第2節「活動体制」に定めたとおりとする。

##### (2) 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節「情報通信」に定めたとおりとする。

#### 2 町役場の対応行動

町は、伝達される情報内容に応じ警戒態勢を整え、地震発生に備え、速やかな対応ができるよう準備を行う。

##### (1) 連絡体制の確認や情報収集

必要な町職員の参集体制や関係機関・各協定締結者等との連絡体制について確認するとともに、必要な情報の収集に努める。

##### (2) 町有施設設備等の点検や確認

備蓄物資や資機材等をはじめ、水門や非常用発電装置など町有防災関連施設・設備の点検や動作確認に努める。

##### (3) 町民への対応

備蓄食料、飲料水等の点検及び確認をはじめ、家具等の固定状況や避難路等の確認などを行うよう情報発信に努める。

##### (4) 学校への対応

町立学校は、県の『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応に基づき、学校活動の継続と警戒対応（注意対応）の準備に努める。

## 第2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報（以下、「臨時情報（巨大地震警戒）」という。）が発表された場合の職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

#### (1) 職員の配備体制

共通対策編 第3章 第2節「活動体制」に定めたとおりとする。

#### (2) 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節「情報通信」に定めたとおりとする。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表後に、臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について共通対策編 第3章 第5節の4「町が実施する広報」に準じて周知する。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

### 3 地域住民等からの問い合わせ

町は、地域住民等からの問い合わせ等に対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

### 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

町は、災害応急対策の実施状況、その他臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、また、災害対策本部等からの指示事項等の伝達・共有を行うため、災害時情報共有システムを活用した情報収集・伝達等を実施する。

### 5 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（※）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

※ 後発地震とは、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する臨時情報（調査中）が気象庁から発表される。これらの地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震を以下、「後発地震」という。

## 6 避難対策等

### (1) 地域住民等の避難行動等

町は、国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定めている。

なお、事前避難対象地域のうち要配慮者等を除く地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（住民事前避難対象地域）は該当する地域がないため定めていない。そのため、本町の事前避難対象地域は高齢者等事前避難対象地域のみで、対象となる地域は次のとおり。

#### ■高齢者等事前避難対象地域一覧

日和佐地区	恵比須浜地区、恵比須浜田井地区、東町地区、戎町地区、中村町地区、奥河町地区、本町地区、西町地区、大久保地区、西河内地区、桜町地区、弁才天地区、外磯町地区、奥湯地区
由岐地区	阿部地区、志和岐地区、東由岐地区、西の地地区、西由岐地区、田井地区、木岐地区

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、町の避難情報（高齢者等避難の発令）に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所（以下「事前避難所」という。）へ避難するものとする。事前避難所については次のとおり。

#### ■事前避難所

日和佐地区	赤松集会所、赤松防災拠点施設、十二社神社社務所、大戸集会所、北河内集会所、井ノ上教育センター、日和佐公民館、日和佐中学校体育館、西河内集会所、山河内集会所、深瀬集会所、美波町城山交流拠点施設
由岐地区	伊座利校、交流拠点施設（にぎわいの館）、旧明神荘、青少年旅行村キャンプ場管理棟、由岐公民館

町は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の運営

避難後の救護の内容については、「美波町避難所運営マニュアル」に定めたとおりとする。

## 7 消防機関等の活動

(1) 町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

イ 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

(2) 水防管理団体等は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとる措置は、共通対策編 第3章 第14節 第2の4「水防管理団体の活動」に定めたとおりとする。

## 8 警備対策

県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、対策をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

## 9 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地震発生後における飲料水等を供給する体制を確保するものとし、町及び住民は次の事項を実施する。

ア 飲料水の供給を継続するとともに、住民に対して備蓄している飲料水の点検・確認及び生活用水の貯水呼びかける。

イ 水道事業ビジョンに基づき、応急給水活動の準備を行う。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、本編 第2章 第5節の4「二次災害の防止」及び5「応急復旧対策」に準じた措置を講ずる。

(2) 電気

指定公共機関四国電力株式会社徳島支店及び四国電力送配電株式会社徳島支社は、電力の供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 第26節の4(3)「震災時における応急復旧」に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。

(3) ガス

一般社団法人徳島県エルピーガス協会は、ガスの供給を継続するとともに、後発地震発生に備え、共通対策編 第3章 第26節の5「LPガス供給施設」に定める対応に準じた措置及び準備を行い、また、需要家のとるべき措置を広報する。さらに、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について安全確保のための所要の事項を定める。

#### (4) 通信

指定公共機関西日本電信電話株式会社徳島支店及び株式会社エヌ・ティ・ティドコモ四国支社徳島支店は、平常どおり音声通話及びインターネット接続機能を確保するとともに、後発地震に備え、共通対策編 第3章 第26節の7(2)「応急対策」に準じた措置及び準備を行う。また、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等の措置を講ずるものとする。

#### (5) 放送

指定公共機関日本放送協会徳島支局、指定地方公共機関四国放送株式会社、株式会社エフエム徳島は、臨時情報（巨大地震警戒）等の正確・迅速な伝達に努めるとともに、社会的混乱を防止するため、町の要請に応じて、臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の防災関係機関等の応急対策の実施状況、交通状況やライフライン等の住民生活に必要な情報、住民等の取るべき行動等について放送を実施する。

### 10 金融

日本銀行高松支店及び徳島事務所は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置をとるものとする。

### 11 交通

#### (1) 道路

ア 県警察は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動について、地域住民等に周知するものとする。

イ 町は、道路管理者等と調整の上で臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等について、また、事前避難対象地域内での車両の走行を極力抑制するように情報提供・周知するものとし、情報提供等にあたっては各種広報媒体の活用等により実施する。

(ア) テレビ・ラジオ及び新聞・広報誌の利用

(イ) 講習会、講演会等の開催

(ウ) インターネットの利用

ウ 町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、道路利用者に対して、パトロールカー・道路情報表示装置等により、臨時情報（巨大地震警戒）等の発表を周知するとともに、道路パトロールにより道路状況を迅速に把握できる体制を整えるものとする。

#### (2) 海上

港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に関する臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合を想定し、港湾利用者の避難や安全確保対策について必要な措置を実施する。

#### (3) 鉄道

ア 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報について、あらかじめ情報提供することとする。

イ 鉄道事業者は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、旅客等に対してその内容を伝達するとともに、列車の運転状況や今後の計画の案内を行うこととする。

## 12 町自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

### (1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、図書館、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおり。

#### ア 各施設に共通する事項

- (ア) 臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等<sup>※</sup>への伝達
- (イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (エ) 出火防止措置
- (オ) 水、食料等の備蓄
- (カ) 消防用設備の点検、整備
- (キ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- (ク) 各施設における緊急点検、巡視

#### ※留意事項

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が臨時情報（巨大地震警戒）等の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

#### イ 個別事項

- (ア) 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- (イ) 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- (ウ) 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- (エ) 幼稚園、小・中学校等にあつては、次に掲げる事項
  - ① 児童生徒等に対する保護の方法
  - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
  - ③ 県の「『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応」に基づく1週間または3日間の臨時休業（週休日・休日を含む）措置
- (オ) 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
  - ① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
  - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

(3) 工事中の建築物等に対する措置

臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について、安全確保上実施すべき措置についての方針をあらかじめ定めておくものとする。

### 13 滞留旅客等に対する措置

町は、臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

### 第3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達等

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報（以下「臨時情報（巨大地震注意）等」）が発表された場合、町は職員の配備及び関係機関等への情報伝達を次のとおり行うこととする。このとき、地域住民等に対する伝達を行う際には、具体的にとるべき行動をあわせて示すこと等に配慮するものとする。

##### (1) 職員の配備体制

共通対策編 第3章 第2節「活動体制」に定めたとおりとする。

##### (2) 情報伝達経路・方法

共通対策編 第3章 第3節「情報通信」に定めたとおりとする。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

町は、臨時情報（巨大地震注意）等の発表後に、臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、地域住民等に密接に関係のある事項について共通対策編 第3章 第5節の4「町が実施する広報」に準じて周知する。なお、その際には、高齢者や障がい者、外国人等の特に配慮を要する者に対して十分配慮するものとする。

#### 3 災害応急対策をとるべき期間等

町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

#### 4 町のとるべき措置

町は、臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、家具の固定状況、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等を確認するなど、日頃からの地震への備えを再確認ことにより、後発地震発生に備えるよう呼びかけるものとする。

町は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

#### 5 学校における臨時情報発表時の対応

町立学校は、県の『南海トラフ地震臨時情報』発表時の学校における対応に基づき、注意対応をとりながら、学校活動を継続するものとする。



## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

### 1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

#### (1) 木造住宅の耐震化

地震から住民の身の安全を確保するだけでなく、津波避難に際しての避難ルート確保の観点からも、木造住宅の耐震化を推進する。

#### (2) 道路・橋梁等の耐震化

道路・橋梁等の長寿命化対策や耐震化を進めることにより、避難路や輸送路を確保する。

#### (3) 水道施設の耐震化

飲料水及び消防水利を確保するため、水道施設を計画的に耐震化する。

### 2 避難場所・避難所の整備

#### (1) 避難場所の整備

津波からの安全な避難を実現するため、町は各自主防災組織並びに町内会等と連携して適所に津波避難場所を計画的に整備する。

避難場所の整備に当たっては、津波避難タワーの整備や津波避難ビルの確保等とあわせて効率的な整備に努める。

なお、津波が収束するまで一時的な滞在が想定されることから、自主防災会等との連携を図りながら、備蓄倉庫やトイレ等の確保と整備を進める。

また、避難場所から避難所への移動が難しい地域においては、町有地や町道敷等有効な空きスペースを利用し、テント泊やブルーシート等を使用した一定期間滞在が可能な避難場所（1.5次避難場所）の確保に取り組む。

#### (2) 避難所の整備・確保

避難者を一定期間受け入れる避難所について、避難者の生活環境を守るため、水利の確保、発電設備、簡易トイレ等の配置を行う。

また、大規模災害が発生した場合、長期避難生活の場となる見据えた避難所が不足することが予想されるため、浸水想定区域外にある山間部の公民館、周辺自治体の施設、シームレス民泊等、地域分散型避難施設等の適切な避難所の確保に取り組む。

### 3 避難経路の整備

津波からの安全な避難を実現するため、町は各自主防災組織並びに町内会等と連携して避難経路を計画的に整備し、併せて防災灯の整備や老朽家屋の除却等に努め、避難時における住民の安全性を確保するよう努める。

#### 4 土砂災害防止施設

町は、県とともに、地震発生に伴う地すべり、がけ崩れ等の土砂災害を事前に防止するため、危険地域の実態を調査し、危険な箇所における必要な災害防止策を実施する。

また、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域等については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等に努める。

#### 5 津波防護施設

津波等からの被害を防止又は軽減するため、関係機関との連携のもと、海岸堤防・護岸、水門等の海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設等については、適切な維持管理及び必要となる補強整備や長寿命化・耐震化の推進を図る。

#### 6 消防用施設・設備等の整備

##### (1) 耐震性貯水槽の整備

地震が発生すると、防火水槽や水道施設も被災することが予測され、消火活動や飲料水の確保が困難となることが懸念される。そこで地震にも耐えうる耐震性貯水槽や、飲料水兼用型の貯水槽を計画的に順次新設し、消防水利や飲料水の確保に努める。

##### (2) 防災拠点施設の整備

地震発生後、応急復旧活動の拠点となる消防団詰所をはじめ、防災備蓄倉庫等の整備を進める。

#### 7 緊急輸送を確保するために必要な道路又は漁港の整備

##### (1) 緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、徳島県の道路啓開計画の策定状況を踏まえつつ、町内の防災活動拠点（役場庁舎、支所庁舎、道の駅等）、輸送拠点（道路、港湾、鉄道駅、臨時ヘリポート）、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網について、関係機関と連携を図りながら、橋梁点検や改修、法面対策等を促進し、安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

特に、南海トラフ巨大地震による津波の影響で恵比須浜地区が孤立するおそれが高いことから、避難路及び復旧・復興に資する道路として、（主）日和佐小野線恵比須浜バイパスの整備に取り組む。

##### (2) 漁港の整備

各地域の漁港は、海上啓開の拠点として、防波堤の改修や漁港施設の長寿命化計画の策定に取り組む。

#### 8 通信施設の整備・充実

##### (1) 防災行政無線の整備・充実

防災行政無線は、避難情報や災害情報の伝達等に欠くことのできない情報伝達手段であることから、防災行政無線の整備・充実に努める。

## 第6節 防災訓練計画

### 1 南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施

町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ巨大地震を想定した防災訓練を実施するものとする。

### 2 実施頻度

1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。

### 3 訓練の内容

1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。

### 4 訓練に対する助言・指導

町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。

### 5 具体的・実践的な訓練内容

町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。訓練の内容は、共通対策編 第2章 第2節「防災訓練」に定めたとおりとする。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

### 1 町職員に対する教育

地震・津波災害時の応急対策は、全職員をあげて実施する必要がある。そのため地震・津波が発生した場合における応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、各機関で行うものとする。その内容については、以下の事項を含むものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害想定
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に具体的に取るべき行動
- カ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 南海トラフ巨大地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ク 南海トラフ巨大地震対策として今後取り組む必要がある課題

### 2 地域住民等に対する教育

町は、県及び防災関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する防災教育を実施するものとする。その内容については、以下の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 地震・津波に関する一般的な知識
- エ 地震・津波による被害想定

- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ巨大地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- カ 正確な情報入手の方法
- キ 町、県及び防災関係機関等が講ずる災害応急対策等の内容
- ク 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
- ケ 各地域における避難場所及び避難所、避難経路に関する知識
- コ 避難生活に関する知識
- サ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- シ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 相談窓口の設置

町は、県と連携を図りながら、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

## 第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節4の(1)で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と実施期間は次のとおり。

津波避難対策 緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な 緊急に実施すべき事業の種類	目標	実施期間
日和佐・奥河内	1号 避難施設その他の避難場所	3箇所	平成27～令和3年度

# 直下型地震対策編

第1章 総則

第2章 災害予防





# 第1章 総則

## 第2章 災害予防

### 第1章 総則

節	頁
第1節 計画の性格	3-1
第2節 被害想定	3-2

### 第2章 災害予防

節	頁
第1節～第9節 各節	3-6



# 第1章 総則

## 第1節 計画の計画の性格

本編に定めのない事項については、「共通対策編」又は「南海トラフ地震対策編」に定めるところによるものとする。

## 第2節 被害想定

### 1 徳島県域における主な活断層

徳島県では、讃岐山脈南縁部に「中央構造線断層帯」が縦断しており、讃岐山脈南縁 - 石鎚山脈北縁東部区間を震源とする直下型地震の発生確率は30年以内でほぼ0～0.4%で、国の「主な活断層における相対的評価」は「Aランク（やや高い）」に区分されている。

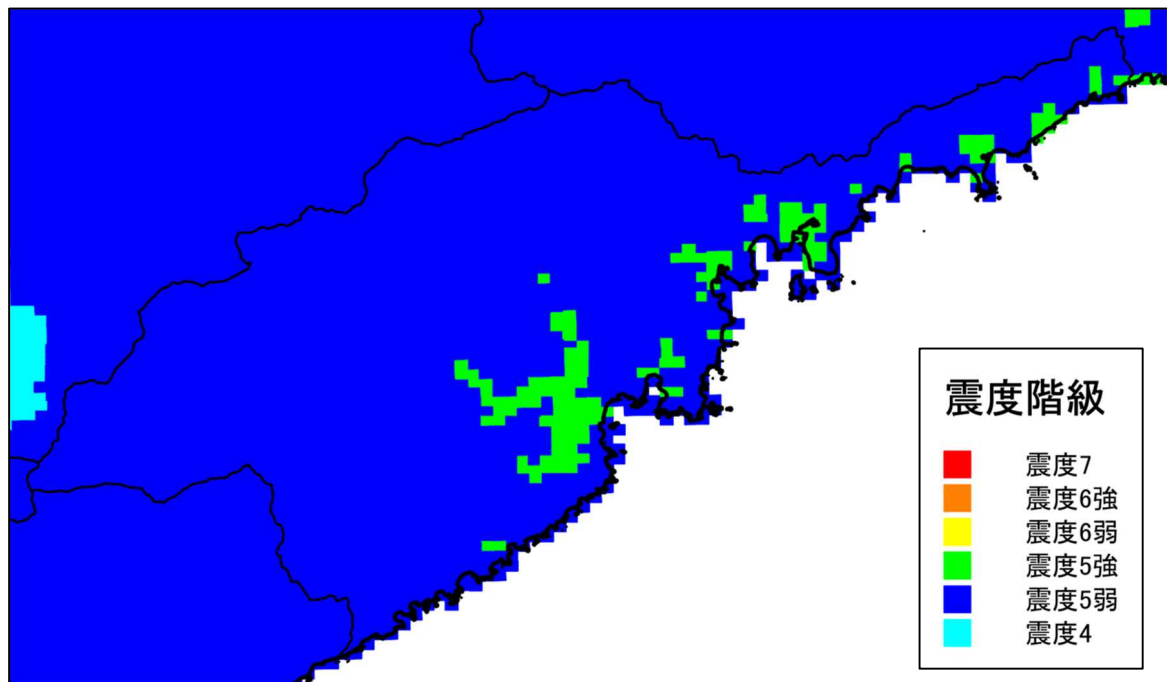
しかし、美波町においては中央構造線・活断層地震による大きな被害は想定されていないため、美波町地域防災計画「南海トラフ地震対策編」をもって直下型地震への防災に万全を期するものとする。

一方、中央構造線から離れた立地特性にあることから、他の市町村が直下型地震により被災した場合には本町の被害状況に応じて、被災地への積極的な応援に努めるものとする。

ただし、県内には中央構造線断層帯だけでなく活断層は複数存在していることから、関連する情報等について収集するとともに、必要に応じて対策の検討を行うこととする。

### 2 徳島県中央構造線・活断層地震被害想定

#### (1) 震度分布（徳島県、平成29年3月30日公表）

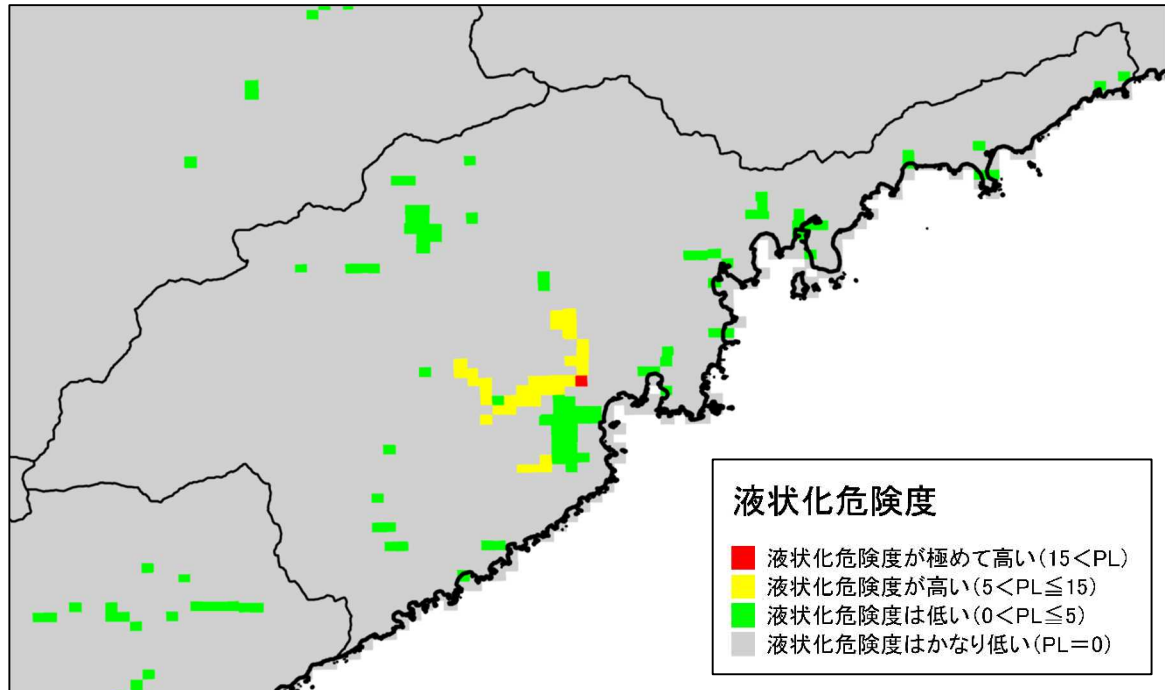


#### 【注意事項】

- 予測した震度よりも、大きな揺れが発生する可能性があります。
- 活断層付近では、地表のずれや地すべりによる被害を受ける可能性があります。（徳島県内の中央構造線断層帯では、最新活動時（16世紀後半から17世紀初頭）に水平方向に6～7m程度移動、断層の北側が相対的に2～3m程度隆起した可能性があります。）
- 「震度分布図」は、徳島県内における震度分布の広がりを表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地盤データに基づき推計したものです。
- 「震度分布図」では、同一の震度と表されている区域の中でも、地質の条件により、異なる震度となる場合もあります。

出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま  
<https://an shin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/>

## (2) 液状化危険度分布 (徳島県、平成 29 年 3 月 30 日公表)



## 【注意事項】

- 「液状化危険度分布図」は、徳島県内における液状化の傾向を表すものとして、県内を250mメッシュに区分した平均的な地盤データに基づき液状化を判定したものです。
- 「液状化危険度分布図」は、既に、個別で実施された液状化対策を考慮していないため、液状化危険度が高いとされた区域においても、液状化の可能性が低い箇所もあります。
- 一方、液状化危険度が低いとされた区域においても、ため池等を埋め立てたような箇所では液状化の可能性が高くなります。

出典：徳島県防災・危機管理情報 安心とくしま

(https:// https://anshin.pref.tokushima.jp/docs/2017032800308/)

## (3) 被害想定 (徳島県、平成 29 年 7 月 25 日公表)

徳島県では、徳島県南海トラフ巨大地震被害想定 (平成 25 年度) で用いた手法を採用し、「建物被害」「人的被害」「ライフライン被害」などを算出している。以下に本町における被害想定を示す。

## ア 建物全壊・焼失棟数

単位：人

	揺れ	液状化	急傾斜地	火災			合計		
				冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
美波町	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## イ 建物半壊棟数

単位：人

	揺れ	液状化 (大規模半壊含む)	急傾斜地	火災	合計
美波町	10	10	若干数	若干数	20

※数値はある程度幅をもって見る必要があるため、十の位または百の位で処理しており、合計が合わない場合がある。

## ウ 死者及び負傷者数

単位：人

美波町		死者数	負傷者数
揺れ	冬深夜	若干数	若干数
		うち家屋倒壊	若干数
	夏12時	若干数	若干数
		うち家屋倒壊	若干数
	冬18時	若干数	若干数
		うち家屋倒壊	若干数
急傾斜	冬深夜	若干数	若干数
	夏12時	若干数	若干数
	冬18時	若干数	若干数
火災	冬深夜	若干数	若干数
	夏12時	若干数	若干数
	冬18時	若干数	若干数
ブロック塀・自動販売機転倒、 屋外落下物	冬深夜	若干数	若干数
	夏12時	若干数	若干数
	冬18時	若干数	若干数
合計	冬深夜	若干数	若干数
	夏12時	若干数	若干数
	冬18時	若干数	若干数

## エ 上水道（冬18時）

	給水人口 (人)	復旧対象 給水人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口	断水率 (%)	断水人口
美波町	7,100	5,000	5	360	4	290	0	0	0	0

1) 断水率=断水人口/全給水人口

2) 復旧対象給水人口は、火災により焼失した需要家数に相当する断水人口を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

## オ 下水道（冬18時）

	処理人口 (人)	復旧対象 処理人口 (人)	直後		1日後		1週間後		1ヶ月後	
			支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口	支障率 (%)	支障人口
美波町	1,200	1,200	1	20	1	20	0	0	0	0

1) 支障率=支障人口/全下水道処理人口

2) 復旧対象処理人口は、火災により焼失した需要家に相当する支障人口を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

## カ 電力 (冬18時)

	電灯軒数	復旧対象 電灯軒数	直後		1日後	
			停電率 (%)	停電軒数	停電率 (%)	停電軒数
美波町	5,300	5,300	19	990	2	80

1) 停電率=停電軒数/全電灯軒数

2) 復旧対象電灯軒数は、火災により焼失した需要家に相当する電灯軒数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

## キ 通信 (冬18時)

	回線数	復旧対象 回線数	直後		1日後	
			不通率 (%)	不通 回線数	不通率 (%)	不通 回線数
美波町	2,800	2,800	19	530	2	40

1) 不通率=不通回線数/全回線数

2) 復旧対象回線数は、火災により焼失した需要家に相当する不通回線数を除く

3) 数値は、十の位または百の位で処理しており、合計や率が合わない場合がある

## ク 避難者 (冬18時)

	人口	警報解除後当日			1週間後			1ヶ月後		
		避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計	避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計	避難所 生活者	避難所外 生活者	避難者数 合計
美波町	7,765	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数	若干数

## 第2章 災害予防

### 第1節 建築物等の耐震化

南海トラフ地震対策編 第2章 第1節「建築物の耐震化」を参照

### 第2節 都市防災機能の強化

南海トラフ地震対策編 第2章 第2節「都市防災機能の強化」を参照

### 第3節 土砂災害予防対策

南海トラフ地震対策編 第2章 第3節「土砂災害予防対策」を参照

### 第4節 水道施設の整備

南海トラフ地震対策編 第2章 第5節「水道施設の整備」を参照

### 第5節 危険物等の災害予防計対策

南海トラフ地震対策編 第2章 第6節「危険物等の災害予防計対策」を参照

### 第6節 避難対策の充実

南海トラフ地震対策編 第2章 第7節「避難対策の充実」を参照

### 第7節 火災予防対策

南海トラフ地震対策編 第2章 第8節「火災予防対策」を参照

### 第8節 美波町業務継続計画（BCP）

南海トラフ地震対策編 第2章 第9節「美波町業務継続計画（BCP）」を参照

### 第9節 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

南海トラフ地震対策編 第2章 第10節「地震防災緊急事業五箇年計画の推進」を参照



# 風水害対策編

第1章 総則

第2章 災害予防

第3章 災害応急対策



# 第1章 総則

## 第2章 災害予防

## 第3章 災害応急対策

### 第1章 総則

節	頁
第1節 計画の性格	4-1

### 第2章 災害予防

節	所管	頁
第1節 水害予防対策	建設課・消防防災課・健康増進課・福祉課・住民生活課	4-2
第2節 風害予防対策	産業振興課・消防防災課	4-7
第3節 高潮・浸水等予防対策	建設課・産業振興課・消防防災課	4-8
第4節 土砂災害予防対策	建設課・産業振興課・消防防災課	4-10
第5節 建築物災害予防対策	建設課・健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課	4-11
第6節 雪害予防対策	建設課	4-13
第7節 気象業務体制	消防防災課・総務課・政策推進課	4-15

### 第3章 災害応急対策

節	所管	頁
第1節 豪雨災害への対応	総務班	4-34
第2節 水防活動の実施	総務班	4-35



# 第1章 総則

## 第1節 計画の性格

この計画は、美波町の地域に係る風水害対策に関して定めるものとする。この計画に定めのない事項については「共通対策編」に定めるところによるものとする。

## 第2章 災害予防

### 第1節 水害予防対策

【所管：建設課・消防防災課・健康増進課・福祉課・住民生活課】

#### 1 主旨

本町では、伊座利川、志和岐川、日和佐川、北河内谷川、西谷川、奥瀧川に重要水防区域が設定されており、ほかにも、赤松川等多くの河川を擁している。そのため、水系ごとに一貫したものとし、河川改良事業等を総合的・計画的に推進するとともに、過去の水害要因を分析し適宜見直すことで、水害の防除軽減を図るものとする。

#### 2 河川防災対策

洪水、高潮等による水害を予防するため、流域治水の考え方に基づいた河川改良工事等の治水事業とともに、河川情報施設の整備強化及び維持管理強化等の河川管理体制の強化を進める。

#### 3 警戒避難体制の整備

町は、浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の名称及び所在地、並びに洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

なお、町は浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難を確保する上で必要な事項を住民及び主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した洪水ハザードマップを作成している。マップには、日和佐川における想定最大規模の洪水浸水想定区域のほか、浸水継続時間、早期立ち退き避難が必要な区域として家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）、指定避難所の位置、土砂災害警戒区域、避難時の危険箇所（常襲冠水箇所）等の位置情報を地図上に示すとともに、災害用伝言サービスや防災情報の取得方法等の防災に関する情報提供を啓発面に掲載した。

また、県及び町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるものとする。

##### (1) 維持管理の強化

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めるときは直ちに補修する体制を整備するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう、県や施設管理者に堤防の維持、補修及び護岸、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を要請する。

## (2) 水位の周知

河川増水時には、徳島県総合情報通信ネットワークシステム、徳島県土砂災害警戒システム等の情報により河川の水位等を予測して、災害の軽減と避難作業等の合理化に努める。

また、既往浸水区域や、土石流の発生によって人家や公共施設、道路等に被害が及ぶおそれのある区域等では、その周知によって災害時の被害の軽減につなげる。

## 4 内水排除

降水時における一時流出量の激増をとめない排水路の越流、浸水被害が発生している現状から、排水事業や公共下水道事業を促進し、災害の防止又は軽減を図る。

### (1) 自然排水

排水路、水門等の系統的な整備、管理を実施する。

### (2) ポンプ排水

系統的な排水施設の整備拡充や管路の延伸等を実施し、排水能力を高めるとともに、長寿命化・耐震化や維持管理の徹底により、排水能力を維持するものとする。

また、必要に応じて新たなポンプ施設の整備を行う。

## 5 危険区域の想定及び監視警戒

災害発生に際し、人命、身体及び財産に著しい被害を生ずるおそれのある区域を事前に把握し、異常降雨時や河川水位の上昇時には、危険区域の巡視警戒を行うよう監視体制を整える。

## 6 工作物の防災管理

防災上重要な工作物の管理者は平常から点検、整備を十分にし、被害を拡大するような破損箇所については修理を行い、また危険発生の場合の水防体制及び通信連絡の方法等について、あらかじめ検討しておくものとする。

## 7 道路及び橋梁の防災管理

道路及び橋梁の被害予防については、側溝、暗渠等の整備、橋脚の補強、崩土防止等平常からその維持補修を行い災害予防及び緊急時の交通の確保に留意するものとする。

## 8 水防活動

具体的な水防活動については、共通対策編 第3章 第14節 第2「水防活動」によるものとする。

## 9 浸水想定区域の対策

日和佐川において、水防法（昭和24年法律第193号）の規定による国土交通大臣及び徳島県知事が指定する河川浸水想定区域が示されている。そのため、水防法第15条に定める次の「浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置」を講ずるものとする。

(1) 洪水予報等の伝達

本章 第6節の3「水防警報・氾濫警戒情報等」及び共通対策編 第3章 第14節 第2「水防活動」によるものとする。

(2) 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

浸水想定区域内に居住する住民へ、洪水ハザードマップを配布すること等により情報等を周知、防災意識の向上をはかることで、被害の軽減に努めている。なお、ハザードマップは必要に応じて見直すものとする。

## 10 局地的集中豪雨対策

(1) 気象情報等の収集と活用

大雨・洪水警報・注意報が発表された段階から、雨域や時間雨量、河川の水位やダムの放流量など、周辺エリアの気象情報等の収集を図り活用に努める。

これら気象情報等の収集の手段としては、携帯電話の活用などが効果的であり、「すだちくんメール」や「徳島県携帯サイト」をはじめ、民間気象会社や県など、各種のメール配信サービスやインターネットなどを広く住民が活用できるように、周知・広報に努める。

(2) 住民への周知

「特別警報」、「大雨警報」、「洪水警報」、「土砂災害警戒情報」などの気象警報や、「避難指示」などの避難情報の発令については、防災行政無線やインターネット、電子メールなどにより、住民に対し迅速・適切に周知を図る。

(3) 消防等による警戒

局地的集中豪雨による事故の未然防止や事故発生時の救助体制の確認のため、次の事項について警戒し、必要な対応を行う。

ア 各地域の雨量の動きや降水量の把握

イ 局地的豪雨が発生した場合における「浸水または水位上昇」などにより事故発生が予想される地域の警戒

ウ がけ地などの危険箇所等の警戒

(4) 河川や下水道工事現場での安全対策

河川や下水道工事などの実施時において、短時間に局地的な集中豪雨によって危険が予想される箇所の安全対策について、次の観点から請負業者を指導する。

ア 雨天時の工事中止等の検討

イ 気象情報等の取得体制の強化とその活用

ウ 避難行動の事前確認の徹底

エ 作業現場及び周辺の点検



(5) 施設管理者等の安全対策

町が管理する施設の管理等について、次の点に配慮して、局地的集中豪雨に対する安全対策を講じる。

ア 気象情報の迅速な収集と活用

イ 土石流、地すべり、がけ崩れ、道路法面などの危険箇所の警戒や対応

ウ 早期の道路の通行規制

## 11 水害に強いまちづくり

県及び町は、担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公共団体は、前述の評価を踏まえ、防災・減災を目標設定し、下記の事項を重点として総合的な水害対策を推進することにより、水害に強いまちを形成するものとする。

- (1) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。
- (2) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努めるものとする。
- (3) 河川、下水道、ため池について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の整備等を推進するとともに、出水時の堤防等施設の監視体制や内水排除施設の耐水機能の確保に努めるものとする。また、河川、下水道等の管理者は連携し、出水時における排水ポンプ場の運転調整の実施等により、洪水被害の軽減に努めるものとする。
- (4) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (5) 洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、浸水被害軽減地区に指定することができるものとする。
- (6) 土砂災害の恐れのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置、ドローンによる観測及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進するものとする。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。

- (7) 山地災害危険地、地すべり防止区域等における治山施設や保安林の整備、地すべり防止施設の整備を行うとともに、山地災害危険地の周知等の総合的な山地災害対策を推進するものとする。特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進するものとする。また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地のパトロールや、治山施設等の定期点検等を実施するものとする。

## 12 防災知識の普及

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るとともに、住民主体の取組を支援・強化することにより、地域の防災意識の向上を図るものとする。
- (2) 地域の防災力を高めていくため、気候変動の影響も踏まえつつ、一般住民向けの専門的・体系的な防災教育訓練の提供、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図るものとする。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。
- (3) 防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。
- (4) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。
- (5) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (6) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

## 第2節 風害予防対策

【所管：産業振興課・消防防災課】

### 1 主旨

強風、竜巻等が原因で発生する災害を予防するため、風から防護する施設の整備を推進するとともに、風に強い農作物品種を導入する等の対策を推進するものとする。

### 2 保安林の整備と管理

風害、飛砂、潮害等防止のための保安林の適正な管理を行い、背後地の耕地や住宅の災害予防及び被害の軽減を図るものとする。

### 3 農作物の被害予防対策

気象情報に留意して、常に予防措置及び対処等を講じるとともに、海岸部においては潮風害にも留意した対策を図る。

また、風害を予防するため、適地適作及び、防風林、防風ネット等の設置を検討する。さらに、耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化、枝幹部の誘引等により農作物の倒伏及び風による擦傷の防止を図るものとする。

### 4 通信施設の防災対策

防災行政無線等の電気通信設備については、必要により設備の補強措置を講じるほか、計画的な設備更改を行い、設備の信頼性向上と安定化を図るものとする。

### 5 強風・竜巻等に関する知識の普及啓発

強風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、気象情報や身を守るための知識等の普及啓発を図る。

### 6 建築物の耐風診断及び耐風改修

町民に対し建築物の耐風診断及び耐風改修の必要性、重要性について普及啓発に積極的に取り組むとともに、耐風診断及び耐風改修等の補助制度を活用しながら、建築物の耐風改修の促進を図っていく。

なお、本町はH12建設省告示台1454号に定められる基準風速が32m/s以上の区域であり、台風の上陸も多く強風被害が想定される。このことから、本町の耐風対策支援事業は、本町全域を対象区域とする。補助要件については、以下のとおりとする。

耐風診断	・瓦屋根について、県内の本店又は営業所に所属する診断技術者等が二次診断を実施するもの
耐風改修	・告示基準に適合しない瓦屋根について、告示基準に適合する屋根に葺き替えるもの ・建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設が実施するもの業者で県内に本店又は営業所を有する事業者（個人事業者を含む） ・適合しない部分全てについて工事を行うもの（ただし、構造上分離している場合は、別棟と考える）

## 第3節 高潮・浸水等予防対策

【所管：建設課・産業振興課・消防防災課】

### 1 主旨

高潮等による災害の未然防止と軽減のため、河川、港湾、漁港等の堤防、護岸及び防潮堤等の整備を管理者に要望するとともに、危険区域の実態を把握した応急措置を講じる等、高潮による被害の防止に努めるものとする。

### 2 海岸保全施設の管理

高潮等による災害等を防ぐため設置された海岸堤防の維持管理は、その設置者が行うが、非常時における水門・樋門・陸閘等の操作は緊急を要することから、事態に即応し適切な措置が講じられるように、体制の整備を図るものとする。

### 3 高潮・浸水時の被害予防対策

- (1) 町及び防災機関は、高潮の危険や避難方法を町民等に対して広く啓発するものとする。
- (2) 町は、高潮によって浸水が予想される地域について事前に把握し、避難場所、避難路を指定するとともに、高潮ハザードマップを配布すること等により情報等を周知、防災意識の向上をはかることで、被害の軽減に努めている。なお、ハザードマップは必要に応じて見直すものとする。

また、案内板や高潮浸水標識の設置により、緊急時の注意を呼びかけ、住民等に対して、高潮又は浸水時の対応の啓発に努める。

### 4 けい留船舶

船舶の完全けい留により移動、漂流、転覆等の防止及び港湾施設、防潮堤、護岸等の損傷の防止を図るとともに、けい留施設を完備し、指定箇所以外のけい留を禁止する。

### 5 情報伝達の強化

県は、高潮被害を軽減するため、沿岸の水位情報を収集するとともに、避難等の措置が行えるよう警戒体制を整備し、これらの情報が町に提供される。

また、水位周知海岸（海部灘沿岸）においては、切迫する高潮から住民等が緊急的に屋内の上階や近隣の建物などへ避難する目安となる高潮特別警戒水位に達した場合、高潮氾濫発生情報として町に通知される。

### 6 警戒避難体制の整備

- (1) 町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、水位情報の伝達方法、避難場所その他浸水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設において、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては当該施設の名称及び所在地、並びに水位情報の伝達方法を定めるものとする。

(2) 町は、浸水想定区域内の主として高齢者等の要配慮者が利用する施設の利用者に周知させるため、これらの事項を記載した高潮ハザードマップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

なお、高潮ハザードマップにおいて、浸水深の大きい区域等については「早期の避難が必要な区域」として明示することに努めるものとする。

(3) 町は、「徳島県及び市町村の災害時相互応援協定」に基づき、必要な情報の共有を図り、応援に必要な条件整備に努めるものとする。また、あらかじめ県内外の市町村と広域相互応援協定を締結するよう努めるとともに、「徳島県広域避難ガイドライン」に沿って、必要な措置を検討しておくものとする。

## 第4節 土砂災害予防対策

【所管：建設課・産業振興課・消防防災課】

南海トラフ地震対策編 第3節 土砂災害等予防対策（9「液状化対策」を除く。）を参照

## 第5節 建築物災害予防対策

【所管：建設課・健康増進課・福祉課・住民生活課・消防防災課】

### 1 主旨

建築基準法に基づき、県との協力のもと次の計画を積極的に推進することにより、建築物の被害の防止又は軽減を図るものとする。

### 2 災害危険区域整備計画

県との協力のもと災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建設に関する制限を行い、被害の未然防止を図るものとする。

### 3 災害危険区域指導計画

県との協力のもと災害危険区域内等における建築物の建築について、適切な行政指導を行い、安全確保について万全を図るものとする。

### 4 建築物等に対する防災上の指導等

県との協力のもと、必要に応じて次の指導、啓発を行うものとする。

#### (1) 建築物

##### ア 建築基準法に基づく特殊建築物の安全確保について

建築基準法第12条に基づき、学校、体育館、旅館、マーケット、病院、集会場等の特殊建築物及びその設備について、構造上及び防火上欠陥の有無を確認するとともに、必要に応じ指導を行う。

##### イ 著しく劣化している建築物の安全確保について

防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発するものとする。

##### ウ 落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物、並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓発するものとする。

#### (2) 敷地

##### ア がけ地等における安全立地について

建築基準法等の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転をすすめるものとする。

### 5 公的住宅の不燃化促進

公営住宅等については、県との協力のもと不燃化を促進及び周辺環境を考慮した住宅団地そのものの防災面での強化を図るとともに、地域の防災拠点として利用できるよう、配置及び機能等を考慮した住宅団地造りを推進するものとする。

## 6 民間住宅の不燃化促進

不燃化が進んでいる一方で、民間住宅は木造家屋を中心として構成されており、地震火災の同時多発により、避難を困難にすることが考えられる。特に木造家屋が密集していることに危険性が内在するものであり、県との協力のもと建物の不燃構造に対する指導を進めるほか、民間住宅の不燃化を推進するものとする。



## 第6節 雪害予防対策

【所管：建設課】

### 1 主旨

町は、山間部を中心とした豪雪時の被害を防止、あるいは軽減させるため、徳島地方気象台から発表される長期及び短期の気象情報等に注意し、雪害予防対策を以下のとおりとする。

### 2 災害危険区域整備計画

町は、道路交通の確保を図るため、県が行う除雪区間以外の道路の除雪作業を南部総合県民局美波庁舎及び関係機関と密接な連携のもとに実施するものとし、資機材等の確保について必要があると認められたときは、県に対して調達の斡旋を要請するものとする。

#### (1) 除雪対象区間

県が徳島県雪害防止対策要綱に基づき実施の対象とする、本町の除雪区間は次表のとおりである。

#### ■除雪対象区間（南部総合県民局美波庁舎）

路線名	除雪区間	
	区間	延長(km)
主 阿南鷺敷日和佐線	美波町界～美波町北河内	10.0
主 日和佐小野線	美波町寺前～阿南市界	16.3
主 由岐大西線	美波町西の地～阿南市界	21.8
主 日和佐上那賀線	美波町西河内～阿南市界	22.7
一 由岐（T）線	由岐停車場～日和佐小野線交差点	0.2
一 由岐港（T）線	由岐港～日和佐小野交差点	2.0
一 日和佐港線	日和佐港～日和佐小野交差点	0.4
一 日和佐牟岐線	美波町弁財天～牟岐町西ノ山	17.0
一 北河内奥河内線	美波町北河内～美波町奥河内	1.8
一 赤松由岐線	美波町赤松～北河内	7.8
一 赤松由岐線	美波町北河内～美波町木岐	4.0
一 日浦野田線	美波町赤松日浦～野田	5.7

資料引用：徳島県地域防災計画資料編（令和2年10月） 徳島県雪害防止対策要綱より

#### (2) 凍結防止剤の配置

県が本町内で確保しておく凍結防止剤の配置は、以下のとおりであり、交通状況または道路の凍結状況により計画的に散布し、交通の確保に努めるものとする。

#### ■凍結防止剤の配置（南部総合県民局美波庁舎）

配置箇所	配置先	凍結防止剤数量(袋)
海部郡美波町	美波庁舎	200

資料引用：徳島県地域防災計画資料編（令和2年10月）  
徳島県雪害防止対策要綱より

(3) 除雪機械

県のブルドーザ・グレーターその他除雪に使用する建設機械の投入計画は、次のとおりである。

■防雪機械投入計画（南部総合県民局美波庁舎）

機械種別	台数	運転日数	備考
ショベル	9	2	借上
作業車	3	2	県直営
小計	12		

資料引用：徳島県地域防災計画資料編（令和2年10月）  
徳島県雪害防止対策要綱より

## 第7節 気象業務体制

【所管：消防防災課・総務課・政策推進課】

### 1 主旨

注意報、警報、特別警報及び気象情報等の気象業務に関して迅速な情報提供を受けるとともに、関係防災機関相互の連絡を密にし、防災対策の適切な実施を図るものとする。

### 2 警戒レベルを用いた防災気象情報の提供

#### (1) 警戒レベル（5段階）

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動を5段階に分け、居住者等がとるべき行動と当該行動を居住者等に促す情報（避難情報等）とを関連付けるものである。

#### (2) 警戒レベル相当情報

四国地方整備局、徳島地方気象台、県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、その提供に当たり、参考となる警戒レベルも併せて提供することで、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。

### 3 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、基本的に市町村単位である二次細分区域毎に発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等の注意警戒文と気象情報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称や一次細分区域を用いる場合がある。

#### ■特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警 報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

■徳島県の予報区分

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村等（二次細分区域）
徳島県	北部	徳島・鳴門	徳島市、鳴門市、小松島市、板野町、藍住町、北島町、松茂町
		美馬北部・阿北	吉野川市、阿波市、美馬市脇・美馬・穴吹、石井町、上板町、つるぎ町半田・貞光
		美馬南部・神山	美馬市木屋平、佐那河内村、神山町、つるぎ町一宇
		三好	三好市、東みよし町
	南部	阿南	阿南市
		那賀・勝浦	那賀町、上勝町、勝浦町
		海部	海陽町、 <b>美波町</b> 、牟岐町

(1) 特別警報

■気象に関する特別警報の種類と概要

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または圧迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。
暴風雪特別警報	雪をとまなう暴風が特に異常であるため重大な災害が発生する恐れが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪をとまなうことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

## ■気象等に関する特別警報の発表基準

種 類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪をともなう暴風が吹くと予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
※発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断をする。	

## ア 雨を要因とする特別警報の指標（発表条件）

## (ア) 大雨特別警報（浸水害）の場合

大雨特別警報は下表の①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される地域の中で、大雨警報（浸水害）の危険度分布又は洪水警報の危険度分布で5段階のうち最大の危険度が出現している市町村等に発表する。

- ① 48時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、50格子以上まとまって出現。
- ② 3時間降水量及び土壌雨量指数（※1）において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm（※2）以上となった格子のみをカウント対象とする）。

## (イ) 大雨特別警報（土砂災害）の場合

過去の多大な被害をもたらした減少に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子がおおむね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（※3）がさらに降り続くと予想される場合、その講師が出現している市町村等に発表する。

- ※1 土壌雨量指数 : 降った雨が地下の土壌中に貯まっている状態を表す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。
- ※2 3時間降水量150mm : 1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に激しい雨）が3時間続くことに相当。
- ※3 激しい雨 : 1時間に概ね30mm以上の雨

■雨に関する美波町の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日現在）

地 域					50年に一度の値		
都道府県	府県 予報区	一次細分 区域	市町村等を まとめた区 域	二次細分 区域	48時間 降水量 (mm)	3時間 降水量 (mm)	土壌雨量 指数
徳島県	徳島県	南部	海部	美波町	787	255	371

※「50年に一度の値」の欄の値は、美波町にかかる5km格子の、50年に一度の値の平均値をとったものである。

※雨に関する美波町の50年に一度の値一覧については、気象庁ホームページに掲載されている。  
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/sanko/1-50ame.pdf>)

※50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。

※大雨特別警報は、一定程度の広がりを持って50年に一度の大雨となり、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域のうち、重大な災害が発生するおそれが高まっている市町村に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意。

※特別警報の判定に用いる3時間降水量は、150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

指標を以下のとおりとする。

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。ただし、沖縄地方、奄美地方及び小笠原諸島については、中心気圧910hPa以下又は最大風速60m/s以上とする。

台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）に発表されている、暴風・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報が、特別警報として発表されることに留意。

■＜参考＞特別警報に位置づける現象の種類と発表基準

種 類	概 要
津 波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地 震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

## (2) 警報

## ■気象に関する警報の種類と概要及び発表基準

種 類	概 要
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、本町の表面雨量指数基準が27、土壌雨量指数基準が169に到達することが予想される場合。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間降雪の深さが「海部」で10cm以上が予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。台風の勢力によっては、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
暴風雪警報	雪をともなう暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で20m/s以上、海上で25m/s以上と予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が6.0m以上と予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。具体的には、潮位が1.8mに到達することが予想される場合。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、流域雨量指数基準が赤松川流域で20.2、日和佐川流域で29.6に到達することが予想される場合で、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）は日和佐川流域で（12、29.5）に到達することが予想される場合。

(3) 注意報

■気象に関する注意報の種類と概要及び発表基準

種 類	概 要
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、本町の表面雨量指数基準が15、土壌雨量指数基準が135に到達することが想定される場合。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、12時間降雪の深さが「海部」で5cm以上が予想される場合。
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。暴風警報に切り替える可能性が高い旨を言及されている場合は、一部の建物の倒壊のおそれもあり、避難指示の発令の検討も必要。具体的には、平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
風雪注意報	雪をともなう強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪をともなうことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。具体的には、降雪をともない平均風速が陸上で12m/s以上、海上で15m/s以上と予想される場合。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、有義波高が3.0m以上と予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認する等、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には、潮位が1.4mに到達することが想定される場合。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下と予想される場合。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想された場合に発表される。発表基準としては、気象台において最小湿度が40%以下で、実効湿度が60%以下と予想される場合。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、積雪の深さが50cm以上あり、次のいずれかが予想される場合。 ①降雪の深さが20cm以上 ②気象台における最高気温が7℃以上 ③降水量が10mm以上



低温注意報	低温による農作物等に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には、気象台における最低気温が $-3^{\circ}\text{C}$ 以下と予想される場合。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。具体的には、晩霜期を対象とし最低気温が $4^{\circ}\text{C}$ 以下が予想されたとき
着水注意報	著しい着水により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。発表基準としては、気温が $-2^{\circ}\text{C}\sim 2^{\circ}\text{C}$ の条件下で「24時間の降雪の深さ」が20cm以上と予想される場合。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には、流域雨量指数基準が赤松川流域で16.1、日和佐川流域で23.6に到達することが予想される場合で、複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値）は赤松川流域で（13、12.9）、日和佐川流域で（8、23.6）に到達することが予想される場合。
<p>※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。また、地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表する。</p> <p>※ 発表基準欄に記載した数値は、徳島県における過去の災害と気象条件との関係を調査して決めたものであり、社会環境により変更することがある。</p> <p>※ 警報及び注意報はその種類にかかわらず、新たな警報または注意報が発表されたときに切替えられるものとし解除されるまで継続される。</p> <p>※ 水防活動の利用に適合する予報及び警報のうち水防活動用気象警報・注意報は大雨特別警報・警報・注意報、水防活動用高潮警報・注意報は高潮特別警報・警報・注意報、水防活動用洪水警報・注意報は洪水警報・注意報をもって代えるものとする。</p> <p>※ 大雨、洪水、高潮警報及び大雨、洪水、高潮注意報は、市町村毎に定めた基準により発表する。</p> <p>※ 地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて警報・注意報の基準を暫定的に下げて運用する。</p>	

(4) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

■警報の危険度分布等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の 危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル (大雨警報(浸水害) の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「警戒」(赤)、「非常に危険」(うす紫)、「極めて危険」(濃い紫)：避難情報の発令の検討も必要。
洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「非常に危険」(うす紫)：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測(降水短時間予報等)を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。
※「極めて危険」(濃い紫)：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用	

※その他

以下の基準値は、地域メッシュコード(1km四方)毎に基準を設けている。

- ・大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値
- ・洪水警報・注意報の基準値
- ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)の基準値
- ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)の基準値

この基準値については、気象庁ホームページを参照のこと。

<http://www.jma.go.jp/jma/kihou/kihou/kihou/tokushima.html>

## ■参考

種別	解説
土壌雨量指数	降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壌中の水分量が深く関係しており、土壌雨量指数は、降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壌雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。土砂災害発生危険度を判定した結果は「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で確認できる。
表面雨量指数	短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。表面雨量指数は、地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかをタンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。浸水害発生危険度を判定した結果は「浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）」で確認できる。
流域雨量指数	河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。浸水害発生危険度を判定した結果は「洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）」で確認できる。

## (5) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県南部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（徳島県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

## (6) 全般気象情報、四国地方気象情報、徳島県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する徳島県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が徳島県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報として同時に発表される。

大雪による大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合「顕著な大雪に関する〇〇気象情報」という表題の気象情報が発表される。

### (7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる地域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、徳島県と徳島地方気象台から共同で発表される。町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### ア 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を気象庁の降雨予測に基づいて判断し、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について分かりやすい文章と図を組み合わせた情報（図1）として作成・発表される。

#### イ 土砂災害警戒情報の発表・解除基準

##### （発表基準）

大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が警戒基準に達すると予想される（集中的な土砂災害発生の危険度が高まった）とき、美波町由岐地域及び美波町日和佐地域（図発表対象地域名）に発表される。

なお、地震など不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となる場合、必要に応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを実施するものとする。

##### （解除基準）

降雨指標が警戒基準を下回り、かつ数時間で再び警戒基準を超過しないと予想されるとき、発表対象地域ごとに解除する。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず警戒基準を下回らない場合は、土壌雨量指数等を鑑み解除される。

#### ウ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨警報を補足する防災情報のひとつであり、徳島地方気象台は気象業務法第11条に基づき関係機関及び徳島県に伝達する。県は災害対策基本法第55条に基づき市町村長に伝達する。

伝達経路は共通対策編 第3章 第3節 3（3）「気象に関する特別警報・警報の伝達系統」に準ずる。

#### エ 土砂災害警戒情報利用上の留意点

土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難指示等の災害応急対応が必要な土石流や集中的に発生する急傾斜地崩壊を対象としている。しかし、土砂災害は、それぞれの斜面における植生・地質・風化の程度、地下水の状況等に大きく影響されるため、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定することはできない。また、技術的に予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等は、土砂災害警戒情報の対象とはしていない。そのため、土砂災害警戒情報の発表がない場合であっても、土砂災害が発生する可能性があることに留意が必要である。

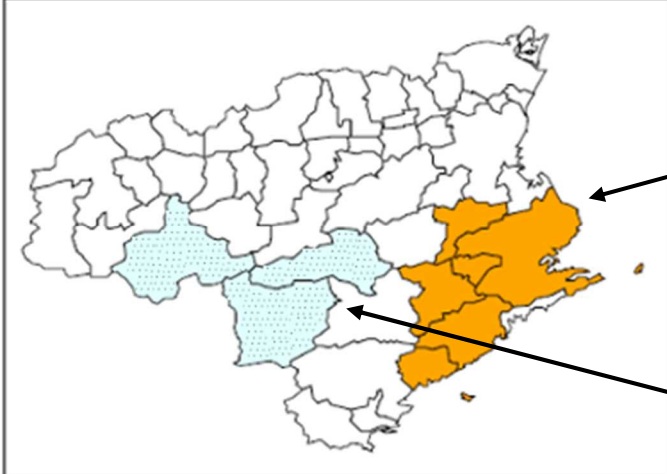
## 徳島県土砂災害警戒情報 第〇号

令和〇年〇月〇日 〇時〇分  
徳島県 徳島地方気象台 共同発表

**【警戒対象地域】**  
阿南市 勝浦町 那賀町鷲敷地域 那賀町相生地域 牟岐町 美波町日和佐地域

**【警戒解除地域】**  
三好市東祖谷 那賀町木沢地域 那賀町木頭地域

**【警戒文】**  
 <概況>  
 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。  
 <とるべき措置>  
 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区にお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される避難指示などの情報に注意してください。



問い合わせ先  
088-621-2541 (徳島県土整備部 砂防防災課)  
088-622-3857 (徳島地方気象台)

警戒を要する市町村名を明記

土砂災害の危険度が高い市町村

土砂災害の危険度が低くなった市町村

■土砂災害警戒情報発表例



■発表対象地域(松茂町、北島町、藍住町、阿波市吉野町を除く)

(8) 記録的短時間大雨情報

徳島県内(南部)で大雨警報発表中に、キキクルの「非常に危険」(うす紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な1時間降水量が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を確認する必要がある。

※記録的短時間大雨情報発表の基準雨量

徳島県南部 1時間降水量 120ミリ以上

(9) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県南部)で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(徳島県南部)で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

(10) 台風予報、台風情報

ア 台風に関する予報、情報

気象庁は、台風の実況を3時間ごとに発表する。台風の1日(24時間)先までの12時間刻みの予報を3時間ごとに発表し、さらに5日(120時間)先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表する。

令和2年9月9日からは、台風及び24時間以内に台風が発達すると予想される熱帯低気圧(以下、「発達する熱帯低気圧」)について、台風接近時の防災行動計画(タイムライン)に沿った対応を効果的に支援するため、5日先までの予想進路や強度を台風情報として発表している。

イ 台風の大きさ、強さ

台風接近時に的確な防災対策を行うためには、台風の勢力や進路等に関する情報が必要である。

そのために、台風を「大型で強い台風」のように、大きさ(強風域:平均風速15m/s以上の強い風が吹いているか、吹く可能性がある範囲)を3段階、強さ(最大風速:10分間平均風速の最大値)を4段階で表現する。

■台風の大きさの分類

平均風速15m/s以上の強風域の半径	分類
500km未満	
500km以上 800km未満	大型(大きい)
800km以上	超大型(非常に大きい)

■台風の強さの分類

最大風速	分類
17m/s以上 33m/s未満	
33m/s以上 44m/s未満	強い
44m/s以上 54m/s未満	非常に強い
54m/s以上	猛烈な

(11) 火災気象通報

消防法(昭和23年法律第186号)第22条第1項に基づき、徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は町長に通報する。

町長は、前段の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

発表基準

「乾燥注意報」基準(実効湿度が60%以下、最小湿度が40%以下)と「強風注意報」基準(平均風速12m/s以上)と同一。

ただし、降雨、降雪中は通報しないこともある。

(12) 火山による降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- (ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間ごと）に発表。
- (イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。

イ 降灰予報（速報）

- (ア) 噴火が発生した火山<sup>※1</sup>に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後15分程度で発表。
- (イ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。

※1 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。

ウ 降灰予報（詳細）

- (ア) 噴火が発生した火山<sup>※2</sup>に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後40分程度で発表。
- (イ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。

※2 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表。降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。

気象庁ホームページ（降灰予報のページ）

[http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf\\_guide.html](http://www.data.jma.go.jp/svd/vois/data/tokyo/STOCK/kaisetsu/qvaf/qvaf_guide.html)

■降灰量階級と降灰の厚さ

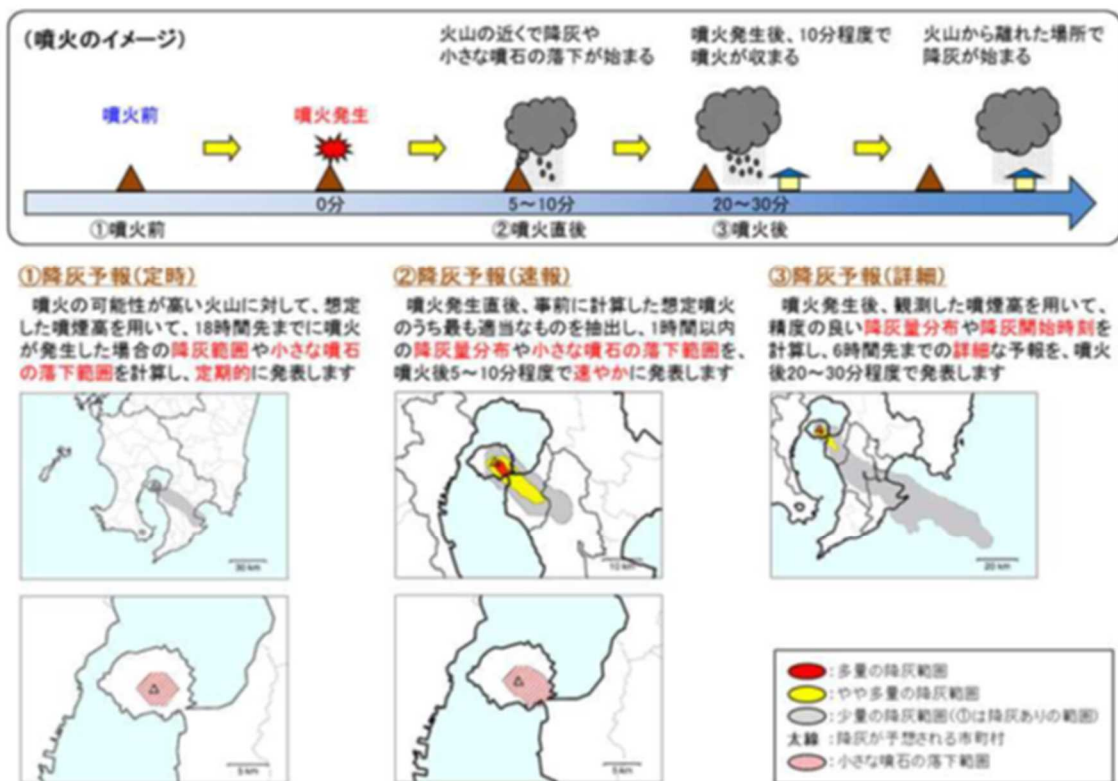
降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量1mm以上	多量1mm以上
やや多量0.1mm以上1mm未満	やや多量0.1mm以上1mm未満
少量0.1mm未満	少量0.1mm未満



■降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例		影響ととるべき行動		その他の影響	
	厚さ キーワード	イメージ		人		道路
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。	運転を控える降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。	がしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある。	徐行運転する。短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。	稲等の農作物が収穫できなくなったり※、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがようやくわかる。	窓を閉める。火山灰が衣服や身体に付着する目に入ったときは痛みを伴う。	フロントガラスの除灰。火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。	航空機の運航不可※

※ 富士山ハザードマップ検討委員会（2004）による設定



※ 降灰予報は、噴煙の高さと気象予測データを用いて、降灰の範囲と降灰量を予測しています。そのため、噴煙の高さや気象予測の誤差により、降灰予報と実際の降灰範囲や降灰量が異なることがあります。

■降灰予報の発表イメージ

#### 4 水防警報・氾濫警戒情報等（徳島県知事）

水防法第16条第1項の規定により知事が指定した河川（水防警報河川）及び同法第13条第2項の規定により知事が指定した河川（水位周知河川）並びに同法13条の3により知事が指定した海岸（水位周知海岸）について、次の計画に基づき水防警報並びに水位情報の通知及び周知を実施する。

##### (1) 実施区域及び担当官署

###### ■水防警報河川・水位周知河川

河川名	実施区域	担当管署名
日和佐川	海部郡美波町西河内字はりま（庄瀬床止め）から河口まで	南部総合県民局(美波)

###### ■水防周知海岸

河川名	実施区域	担当管署名
海部灘沿岸	沿岸方向：阿南市・美波町境界 海陽町高知県境 （徳島県海部郡海陽町穴喰浦字金目地先）	から まで 南部総合県民局(美波)

##### (2) 水位の種類及び対象水防管理団体

###### ■水防警報河川・水位周知河川

河川名	基準水位 観測所	所在地	水位 (m)				対象 水防管理 団体名
			水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険	
			レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	
日和佐川	月輪	海部郡美波町西河内	2.6	3.3	3.3	3.7	美波町

###### ■水防周知海岸

海岸名	基準水位 観測所	設備箇所	高潮特別 警戒水位 (T.P.+m)	対象 水防管理 団体名
			レベル5	
海部灘沿岸	由岐漁港	徳島県海部郡美波町西由岐字西地先	1.8	阿南市 美波町 牟岐町 海陽町

(3) 水防警報

ア 安全確保の原則

水防警報は、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、津波の発生時における水防活動、その他危険を伴う水防活動にあたっては、水防団員の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防団員の安全確保を念頭において通知するものとする。なお、津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防団員の安全確保を図るものとする。

イ 洪水・高潮時の水防警報の種類及び内容

種 類	内 容
待 機	状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検等に努めるとともに、水防機関に出動準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
水位情報 (適宜)	水位の上昇下降、最高水位、水位見込み等水防活動上必要な情報の通知 (「出動」を発令してから「解除」するまでの間、適宜通知する。)

ウ 洪水・高潮時の水防警報の発表の基準

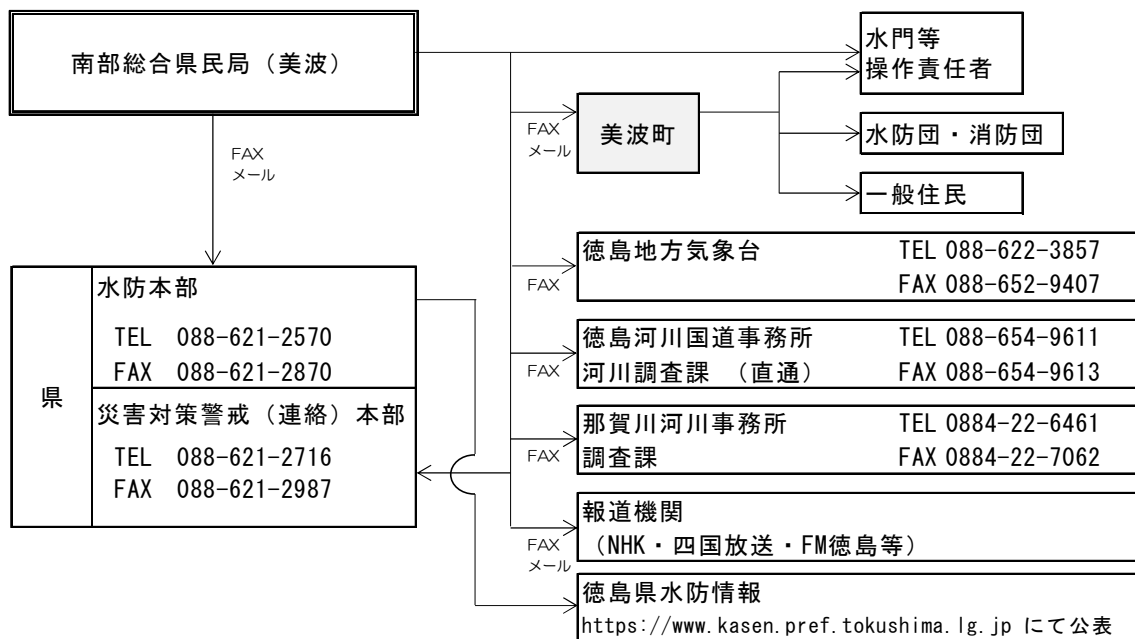
河川名	基準水位 観測所	発 表 基 準			
		第1段階 待機	第2段階 準備	第3段階 出動	第4段階 解除
日和佐川	月輪	氾濫注意水位以上に達すると予想されるとき	水位が水防団待機水位2.60mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水位が氾濫注意水位3.30mに達しなお上昇の恐れがあるとき	水防作業を必要としなくなったとき

エ 津波に関する水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内容	発表基準
待機	水防団員の安全を確保した上で待機する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表され、かつ必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が解除されたとき、または津波警報等が発表され水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える時間的な猶予がある)状態のとき
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したときに、水防作業を必要とする状況が解消したと認めるとき

※気象庁から発表される津波警報等が活動中の水防団員に必ず届くことを確認しておくこと。  
 ※水防活動が必要となるのが、気象庁からどのような警報等が発表されたときとなるのか、あらかじめ整理しておくこと。  
 ※避難訓練を実施し、「退避必要時間」内に退避できることを確認することが望ましい。  
 ※次の内容について、事前に定めておくこと。  
 ・安全時間も考慮した水防団自身の退避に必要な時間と退避開始時刻（津波到達予想時刻の〇〇分前など）  
 ・水防団員の安否確認方法（連絡体制）  
 ・水防活動内容の精査・重点化  
 ・水防団員の避難手段や退避経路の確認

オ 連絡系統（水防警報河川、水位周知河川）



(4) 氾濫警戒情報及び氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報

ア 実施の基準

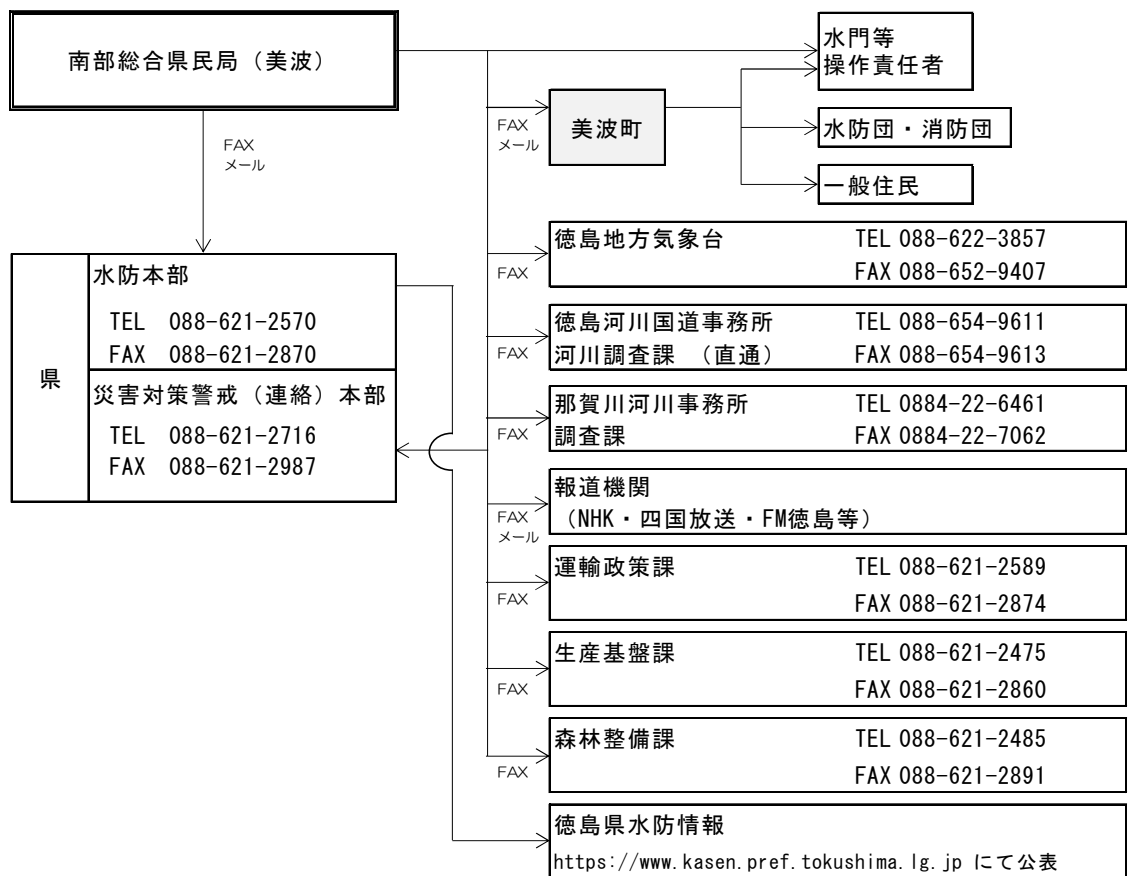
(ア) 氾濫警戒情報（水位周知河川）

対象水位観測所の水位が、避難判断水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を県が本町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

(イ) 氾濫危険情報及び高潮氾濫発生情報（水位周知河川、水位周知海岸）

対象水位観測所の水位が、氾濫危険水位、高潮特別警戒水位を超えたとき及び下回ったとき、その旨を県が本町に通知するとともに、必要に応じ一般に周知する。

イ 連絡系統（水位周知海岸）



## 第3章 災害応急対策

### 第1節 豪雨災害への対応

【所管：総務班】

#### 1 主旨

豪雨災害時における住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等の方法について定める。

#### 2 内容

町は、豪雨災害時における避難指示等の発令の判断や防災情報の強化に関し、「避難情報に関するガイドライン」及び「徳島県豪雨災害時避難行動促進指針」に基づき、マニュアルを作成するとともに、町、県、防災関係機関、マスメディアなどが連携し、住民の安全な避難行動に結びつけていく。

## 第2節 水防活動の実施

【所管：各課・各班】

### 1 主旨

洪水又は高潮等による水災を警戒、防御して、被害を軽減するための水防活動を行うものとする。

### 2 実施責任者

水防活動の責任は、水防管理団体である町にあり、町は水防が十分に行われるよう、指導と水防能力の確保に努める責任を有するものである。

### 3 水防体制

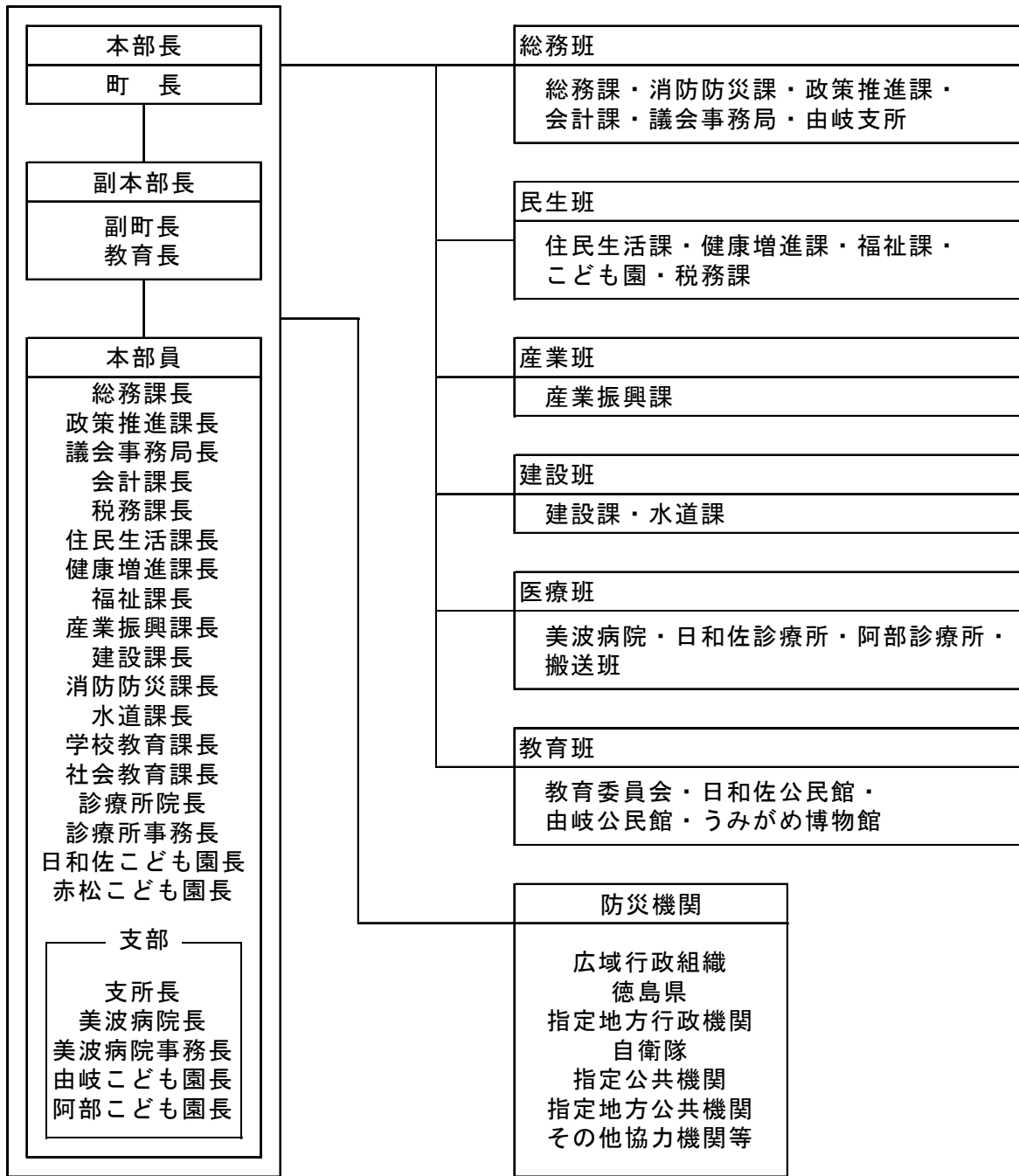
#### (1) 水防本部の設置

町長は、洪水又は高潮等による危険があると認めたときは、水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。

#### (2) 水防本部の組織

水防本部長（町長）のもとに副本部長をおく。副本部長は、副町長、教育長がその任にあたる。

本部に総務班、民生班、産業班、建設班、医療班、教育班を置き、班長、副班長はそれぞれの関係課長等をもってあてる。各班員は各関係職員をもってあてる。



■水防本部の組織



(3) 宿日直員の責任

宿日直員は、県水防本部又は徳島地方気象台から水防警報、洪水警報の通知があったとき、及び町内各方面から出水情報や被害報告を受けたときは、共通対策編 第3章 第2節 5「配備動員体制」に基づき体制を整えるものとする。この際、本庁、支所間において情報を共有するものとする。

(4) 水防事務分担

水防本部員は、水防上必要がある場合は本部に集合し、本部長の指揮を受け水防事務の完全な遂行に努めるものとする。水防本部員は、責任の重大性を認識し、常に気象、水位等の状況の変化に注意し、水防事務に支障のないようにしなければならない。

■水防事務分掌

班 名	事務分掌	班 長	副班長	班 員
総務班	水防計画の作成に関する事項。 県本部への報告に関する事項。 各班の連絡調整に関する事項。 警察署及び各種機関との連絡に関する事項。 その他情報の収集及び広報に関する事項。 庁舎・消防施設等に関する事項。 水防本部（員）に関する事項。 水防団（員）に関する事項。 その他、他班に属さない事項。	総務課長	消防防災課長 政策推進課長 議会事務局長 会計課長 支所長	総務課員 消防防災課員 政策推進課員 会計課員
民生班	住民の災害救助に関する事項。 町営住宅に関する事項。 病院・保育園・ごみ処理場・斎場等に関する事項。	住民生活課長	健康増進課長 福祉課長 日和佐こども園長 由岐こども園長 赤松こども園長 阿部こども園長 税務課長	住民生活課員 健康増進課員 福祉課員 こども園職員 税務課員
産業班	農林水産物に関する事項。 商工業に関する事項。 公衆便所に関する事項。	産業振興課長		産業振興課員
建設班	道路・橋梁に関する事項。 護岸・防潮堤等に関する事項。 地すべり・山崩れに関する事項。 河川のはん濫注意水位と状況把握に関する事項。 上下水道に関する事項。	建設課長	水道課長	建設課員 水道課員
医療班	住民及び水防本部員、水防団員の救急医療に関する事項。	美波病院事務長	日和佐診療所事務長	日和佐診療所職員 美波病院職員 搬送員
教育班	学校施設、社会教育施設等に関する事項。	学校教育課長	社会教育課長	教育委員会職員 日和佐公民館員 うみがめ博物館員

(5) 惨事ストレス対策

水防活動を行う職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

**4 水防活動**

水防活動の内容については、共通対策編 第3章 第14節 第2「水防活動」に基づく。

# 大規模事故等災害対策編

- 第1部 海上災害対策
- 第2部 鉄道災害対策
- 第3部 道路災害計画
- 第4部 危険物等災害対策
- 第5部 大規模な火事災害対策
- 第6部 林野火災予防計画
- 第7部 原子力災害対策



部	所管	頁
第1部 海上災害対策	総務班	5-1
第2部 鉄道災害対策	総務班	5-6
第3部 道路災害計画	総務班・建設班	5-9
第4部 危険物等災害対策	総務班・産業班	5-14
第5部 大規模な火事災害対策	総務班・産業班	5-22
第6部 林野火災予防計画	総務班・産業班	5-27
第7部 原子力災害対策	総務班	5-31



この計画は、美波町の地域に係る大規模事故等災害のうち、特に発生の可能性が高い災害への対策に関して定めるものとする。この計画に定めのない事項については「共通対策編」に定めるところによるものとする。

また、大規模事故等災害という広域的・専門的な災害であることから、適宜、県等の関係機関の指導を仰ぎながら適切な措置を講ずるものとする。

## 第1部 海上災害対策

【所管：総務班】

船舶の衝突、転覆、火災、爆発、浸水等の海難事故の発生による多数の遭難者、死傷者、行方不明者等の発生又は船舶からの危険物の流出等による著しい海上汚染火災、爆発等の発生といった海上災害対策について定めるものとする。

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡関係

###### 1 情報の収集・連絡体制の整備

防災機関は、情報交換を行う連絡体制の整備に努める。

###### 2 情報の分析整理

徳島海上保安部、県及び町は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

##### 第2 災害応急体制の整備関係

###### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 第3 搜索、救助・救急、医療及び消火活動関係

#### 1 搜索、救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

徳島海上保安部、県及び町は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

#### 3 消火活動関係

町及び消防機関は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

### 第4 緊急輸送活動関係

警察本部、県及び町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

徳島海上保安部、県及び町等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

また、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

徳島海上保安部、県及び町等は、必要となる防除資機材の関係機関ごとの保有状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

### 第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

徳島海上保安部、県及び町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び町等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第2節 防災知識の普及等

徳島海上保安部、県及び町等は、職員の専門的な知識の習得や防災意識の高揚のため、研修等に努めるものとする。



## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 海上事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、関係事業者等は速やかに徳島海上保安部へ連絡するものとする。

町は、人的被害の状況等の情報とともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた内容から直ちに県へ連絡するものとする。

##### 2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県も自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する等、各防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

#### 第2 流出油災害発生時の情報収集・連絡

流出油災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の情報収集・連絡は、「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」によるものとする。

### 第2節 活動体制の確立

町は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、周辺市町の大規模な海上事故の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

### 第3節 搜索、救助、救急活動及び消火活動

#### 1 搜索、救助、救急活動

海上災害等における搜索、救助、救急活動については、徳島海上保安部、必要に応じて民間団体等を連携し、迅速な搜索活動及び救出、救助活動等必要な措置を講ずるものとする。

#### 2 消火活動

船舶等の火災を知ったときは、速やかに火災発生状況を把握し、その旨を徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。ただし、岸壁等に係留された船舶等の火災については、迅速な消火活動を行うとともに、徳島海上保安部、関係機関等に連絡するものとする。

## 第4節 緊急輸送

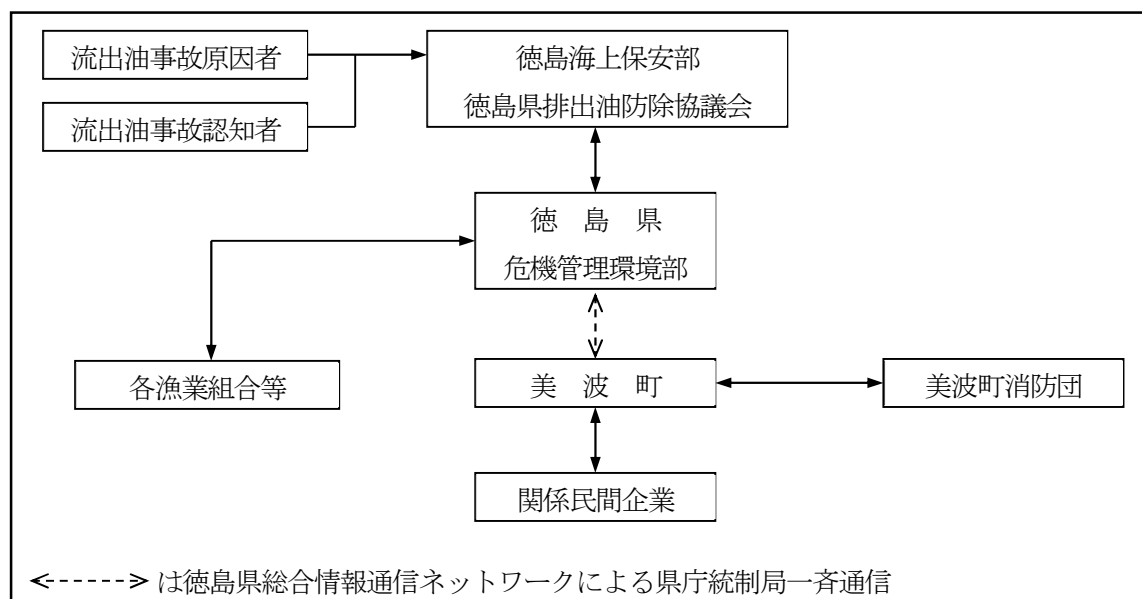
大規模な救難事故等が発生した場合は、共通対策編 第3章 第12節「緊急輸送対策」に基づき、救援救助物資の輸送等を行うものとする。

## 第5節 相互協定

その他海上における災害等について、徳島海上保安部、関係機関等から要請があれば協力するものとする。

## 第6節 危険物等の大量流出対策

- (1) 海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合、事故の原因者等は、速やかに流出油の発生状況等を徳島海上保安部等に通報するとともに拡散防止等の措置を講ずる。
- (2) 海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合は、海上での対策、漂着の防止、流出油等の回収処理等に関し、徳島海上保安部、徳島県排出油防除協議会、県及び関係機関と連携を密にし、必要な応急対策を実施するものとする。
- (3) 海上事故により大量の油又は有害液体物質が排出された場合は、地域住民に対し広報活動を実施するとともに必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講ずるものとする。
- (4) 危険物等が海岸等へ漂着した場合、対処関係防災機関は、徳島県排出油等防除協議会等において協議の上、危険物等の防除、環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。



■情報伝達系統図

なお、徳島県排出油等防除協議会（海部地区）の情報伝達図は、資料編参照とする。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、海上災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地 of 市民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

### 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

## 第2部 鉄道災害対策

【所管：総務班】

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について定める。

### 第1章 災害予防

#### 第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### 第1 情報の収集・連絡関係

町は、鉄道事業者との連絡を緊密に行い、予報及び警報等の情報収集に協力するものとする。

##### 第2 災害応急体制の整備関係

###### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

##### 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

###### 1 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

###### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

鉄道事業者、県及び町は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

###### 3 消火活動関係

町及び消防機関は、鉄道事業者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

##### 第4 緊急輸送活動関係

警察本部、県及び町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

## 第5 関係者等への的確な情報伝達活動関係

鉄道事業者、県及び町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び町等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第2節 鉄道交通環境の整備

町は、四国地方整備局、県、道路管理者及び鉄道事業者と連携して、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努めるものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 鉄道事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県も自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する等、各防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

町は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、周辺市町の大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

## 第3節 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

## 第4節 緊急輸送

大規模な鉄道事故等が発生した場合は、共通対策編 第3章 第12節「緊急輸送対策」に基づき、救援救助物資の輸送等を行うものとする。

## 第5節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、鉄道災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地での市民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

### 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

# 第3部 道路災害対策

【所管：総務班・建設班】

道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について定める。

## 第1章 災害予防

### 第1節 道路交通の安全のための情報の充実

#### 第1 道路の交通の安全のための情報の提供

町は、町が管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図るものとする。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

#### 第2節 道路施設等の整備

- (1) 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めるものとする
- (2) 道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図るものとする
- (3) 道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする
- (4) 道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワークの整備に努めるものとする
- (5) 町道の整備事業または県等と連携して、孤立集落の解消に努めるものとする。

### 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

#### 第1 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

#### 第2 災害応急体制の整備関係

##### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

##### 2 防災機関相互の連携体制

関係機関は平常時より相互の連携強化に努めるものとする。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### 1 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとし、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

#### 3 消火活動関係

町及び消防機関は、各道路管理者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

### 第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 第5 危険物等の流出時における防除活動関係

町は、町管理道路における危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。

### 第6 関係者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとし、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

### 第7 防災機関の防災訓練の実施

町は、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

防災機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするなど、実践的なものになるよう工夫するものとする。また、訓練終了後にはその評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて体制等の改善措置等を講じるものとする。

### 第8 施設、設備の応急復旧関係

町は、被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備するものとする。

### 第9 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。



## 第4節 防災知識の普及

町は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

## 第5節 再発防止対策の実施

町は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 事故情報等の連絡

町は、町が管理する道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合は、速やかに県及び関係機関に連絡するものとする。

#### 2 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報等について、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

#### 3 一般被害情報等の収集・連絡

町は、被害情報等の収集に努めるとともに、被害状況を県に連絡するものとする。

#### 4 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県も自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する等、各防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

町は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、周辺市町の大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

## 第3節 救助・救急、医療及び消火活動

### 第1 救助・救急活動

町は、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう消防機関及び県警察等に協力するものとする。

### 第2 医療救護活動

町は、関係機関による迅速かつ的確な救護の初期活動が行われるよう協力するものとする。

### 第3 消火活動

町は、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう消防機関に協力するものとする。

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 第4節 緊急輸送

大規模な事故等が発生した場合は、共通対策編 第3章 第12節「緊急輸送対策」に基づき、救援救助物資の輸送等を行うものとする。

## 第5節 危険物等の流出に対する応急対策

町は、危険物等の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

消防機関は、警察本部と連携して、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行うものとする。

## 第6節 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

町は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるものとする。また、道路施設の応急復旧を行うとともに、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

## 第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

### 第1 被災者の家族等への情報伝達活動

防災機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の子民等に対し、海上災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

## 第3 関係者等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

# 第3章 災害復旧

## 第1節 道路管理者の行う災害復旧

町は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

また、災害復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示するよう努めるものとする。

## 第4部 危険物等災害対策

【所管：総務班・産業班】

危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策について定める。

### 第1章 災害予防

#### 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して、法令の定めるところによる保安体制の強化を図り、適正な保安意識の向上、訓練の徹底、並びに自衛消防組織の育成及び防災思想の啓蒙普及を推進することを定める。

##### 第1 危険物災害予防対策

###### 1 保安意識の向上

町及び海部消防組合は、県及び関係機関と連携し、危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者及び危険物施設保安員等に対し、保安管理について研修会等を実施して保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

###### 2 規制の強化

危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導強化

###### 3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故等の防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出油事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

###### 4 自衛消防組織の強化促進

- (1) 事業者は、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。
- (2) 隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

## 5 化学的な消防資機材の整備

町は海部消防組合との連携により、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

## 6 災害リスクの確認

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

## 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

町及び海部消防組合は県とともに、高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、製造施設、貯蔵所等の実態を把握し、防災上必要に応じて立入検査を実施するとともに、防災設備の保守管理について責任者を指導し、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化促進を図る。

## 第3 毒物劇物災害予防対策

- (1) 営業者及び毒物劇物責任者に対し、常に構造設備基準に適合するよう指導する。
- (2) 毒物劇物貯蔵所に定期的に点検を行わせると同時に、事故が発生した場合の応急措置体制の確立の指導及び届出義務（保健所、消防署、警察署）の周知徹底を図る。
- (3) 学校における毒物劇物の保安対策
  - ア 学校での毒物劇物の管理責任者及び使用責任者を定めて、薬品類の保管、管理及び使用に当たっての安全管理体制を整備する。
  - イ 学校での毒物劇物の保管方法については、安全な一定の場所を保管場所とし、「毒物」「劇物」の文字を表示する。また、施錠のある戸棚に収納し、鍵は責任者が保管して、盗難や紛失等による事故防止を図るよう指導する。
  - ウ 学校での毒物劇物の容器及び梱包については、堅固なものを用いて毒物劇物が漏れ、流れ、しみ出ることによる危険防止に努めるものとする。

## 第4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

## 第5 危険物品の保安対策

### 1 火薬類

#### (1) 実施責任者

町長及び火薬庫又は火薬類の所有者、占有者とする。

ア 貯蔵火薬類を安全地域に移す余裕のある場合には、これを移して見張人をつけるものとする。

イ 通路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講ずるものとする。

ウ 火薬庫の入口、窓等を粘土で完全に密閉し、木部には防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告するものとする。

エ 吸湿、変質、不発、半爆等のため著しく原性能若しくは原形を失った火薬類又は著しく安定度に異常を呈した火薬類は廃棄するものとする。

#### (2) 町長の措置

町長は、施設管理責任者及び関係機関と緊密な連絡をとり立入検査を実施して災害の予防に努め、災害の発生のおそれがあるときは、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、関係者以外の者の退去を命じ、その区域への出入を禁止又は制限するとともに、区域内住民に対する避難、立退きの指示又は救出、救護並びにその他必要な防災措置を実施するものとする。

### 2 高圧ガス

#### (1) 実施責任者

町長及び高圧ガス製造業者等とする。

ア 製造施設又は消費施設が危険な状態になったときは、ただちに応急の措置を行うとともに、製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための施設内のガスを安全な場所に移し、又は大気中に安全に放出し、この作業に特に必要な作業員のほかは待避させるものとする。

イ 充てん容器等を安全な場所に移す。

ウ 必要な場合は、従業員又は付近の住民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知するものとする。

エ 充てん容器等が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを規定の方法により放出し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋めるものとする。

#### (2) 町長の措置

火薬類の応急措置に準ずる。

### 3 石油類、毒物及び劇薬

#### (1) 実施責任者

町長及び施設の所有者、管理者又は占有者とする。

## (2) 応急措置

### ア 施設の所有者及び管理者、占有者の措置

- (ア) 施設内の使用火は完全に消火するとともに、状況に応じて施設内の電源は、保安経路を除いて切断するものとする。
- (イ) 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を強化するものとする。
- (ウ) 施設内の消火設備を点検し、その機能を確認するものとする。

### イ 町長の措置

- (ア) 被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者、関係機関と緊密な連絡をとり、立入禁止区域の設定をするとともに区域内住民に対する避難、立退きの指示をするものとする。
- (イ) 火災の防御は、消防団が実施する。特に火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣等を関係機関等に要請するものとする。
- (ウ) 流出、転倒及び浮上したタンク等に対しては、使用の停止を命じ、危険物の排除作業を実施させるものとする。
- (エ) 漏油した場合その他危険区域は、ロープ等で区画し、係員を配置するものとする。

## 4 放射性物質

### (1) 実施責任者

町長及び施設の所有者、管理者とする。

### (2) 応急措置

- ア 火災等により放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、医療機関等と緊密な連絡をとりながら、危険のある場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止に努めるとともに汚染区域の拡大を防止するものとする。
- イ 大量放出又はそのおそれのある場合は、危険区域内所在地の避難誘導に当たるとともに立入禁止区域を設定するものとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡関係

#### 1 情報の分析整理

県及び町等は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

## 第2 災害応急体制の整備関係

### 1 職員の体制

防災機関及び事業者は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

## 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

### 1 救助・救急活動関係

町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとする。

県、町及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

### 3 化学的な消防資機材の整備

町は海部消防組合との連携により、多様化する危険物に対応して化学消防車等の整備を図り、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所等についても危険物災害の拡大防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

## 第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び町等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

## 第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

## 第6 防災業務関係者の安全確保関係

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。



## 第7 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとし、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第8 災害復旧への備え

県、市町村等及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 災害情報の収集・連絡

### 第1 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

### 第2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1 活動体制

町は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

### 第2 広域的な応援体制

町は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

### 第3 防災業務関係者の安全確保

県及び町等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第3節 災害の拡大防止活動

県及び町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

### 第4節 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の場合、町は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

### 第5節 危険物等の大量流出に対する応急対策

#### 第1 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、本編 第1部第2章 第6節「危険物等の大量流出対策」によるものとする。

#### 第2 河川等への流出に対する応急対策

県及び町等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

### 第6節 施設、設備の応急復旧活動

県及び町等は、専門技術を持つ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

### 第7節 被災者等への的確な情報伝達活動

#### 第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

## 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地の住民等に対し、危険物等災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

## 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

# 第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。

# 第5部 大規模な火事災害対策

【所管：総務班・産業班】

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について定める。

## 第1章 災害予防

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 第1 災害に強いまちの形成

町は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強いまちの形成を図るものとする。

町及び事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

#### 第2 火災に対する建築物の安全化

##### 1 消防用設備等の整備、維持管理

町は、救助工作車、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

##### 2 建築物の防火管理体制

町及び事業者等は、多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が、当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

##### 3 建築物の安全対策の推進

町及び事業者等は、大規模・高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限、安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

## 第2節 大規模な火事災害防止のための情報の充実

町長は、火災気象通報について知事から通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、必要に応じて火災に対する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

## 第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡関係

町は、収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとし、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

### 第2 災害応急体制の整備関係

#### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### 1 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとし、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

#### 3 消火活動関係

町及び消防機関は、各道路管理者と平時から機関相互の連携を図り、消火活動への備えに努める。

### 第4 緊急輸送活動関係

県警察、県及び町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 第5 施設、設備の応急復旧活動関係

町は、所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

## 第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町は、発災後の経過に応じて関係者等に提供すべき情報について整理しておくものとし、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第7 防災機関の防災訓練の実施

町及び消防機関は、大規模な火事災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、大規模な火事及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫し、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

## 第8 災害復旧への備え

町は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県も自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する等、各防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

町は、災害発生後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を求めるものとする。また、周辺市町の大規模な鉄道事故の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

### 第3節 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

また、本町以外で災害が発生した場合は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

### 第4節 緊急輸送

大規模な事故等が発生した場合は、共通対策編 第3章 第12節「緊急輸送対策」に基づき、救援救助物資の輸送等を行うものとする。

### 第5節 施設、設備の応急復旧活動

防災機関は、専門技術を持つ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行うものとする。

### 第6節 関係者等への的確な情報伝達活動

#### 第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に配慮した伝達を行う。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

#### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

#### 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

## 第3章 災害復旧

### 第1節 迅速な原状復旧の進め方

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

また、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示するものとする。



# 第6部 林野火災対策

【所管：総務班・産業班】

林野火災を防止するため、気象情報の迅速かつ的確な把握に努め、入山者に対する火災予防措置の徹底を図るほか、防火帯の設置の促進及び消火資器材の備蓄等について定めるものとする。

## 第1章 災害予防

### 第1節 林野火災に強い地域づくり

町は、海部消防組合本部、四国森林管理局（徳島森林管理署）及び県とともに、林野火災予防のため、保護樹帯の設置、標識等の整備、林野火災多発期における注意警報の適切な伝達、防火宣伝の強化等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱いによるものであり、町は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防火意識の向上を図るものとする。

また、防火管理施設の整備等に努めるとともに、警報発令中の火の使用期限の徹底を図り、林野火災多発時期等における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等に努めるものとする。

### 第2節 火災気象通報

消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項に基づき、徳島地方気象台は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき、その状況を火災気象通報として知事に通報するもので、知事は町長に通報する。

町長は、前項の通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発し、及び消防団員等の動員体制を整えるとともに住民に周知するものとする。

火災気象通報の基準は次のとおりである。

#### ■通報基準

- ① 実行湿度が60%以下で最小湿度が40%以下となり、最大風速7m/s以上の風が吹く見込みのとき。
- ② 平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

### 第3節 林野所有（管理）者への指導

町は、林野所有（管理）者に対して次の事項等について指導し、林野火災発生の防止に努めるものとする。

- (1) 枯れ草等の刈り取り
- (2) 火の後始末の徹底
- (3) 消火用水利の確保
- (4) 森林法（昭和26年法律第249号）に基づく適正な火入れの実施
- (5) 火災多発期における見回りの強化

## 第4節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡関係

#### 1 情報の分析整理

町は、必要に応じ専門家の意見を活用するなど、収集した情報を的確に分析整理するものとする。

### 第2 災害応急体制の整備関係

#### 1 職員の体制

防災機関は、それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 第3 救助・救急、医療及び消火活動関係

#### 1 救助・救急活動関係

町は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

#### 2 医療活動関係

県及び町は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の供給確保に努めるものとし、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

#### 3 消火活動関係

(1) 町は、防火水槽、貯水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化と適正な配置に努めるとともに、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

(2) 林野火災は、火災の範囲が隣接市町に及ぶ場合があるため、隣接市町と協議して林野火災発生時の広域応援体制の整備等に努めるものとする。

### 第4 緊急輸送活動関係

県警察及び県、町は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 第5 施設、設備の応急復旧活動関係

防災機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

### 第6 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び町等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとし、住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

## 第5節 防災知識の普及等

林野火災の出火原因の大半が、たき火やタバコ等の不用意な火の取扱によるものであり、県及び町は、広報活動や消火訓練等を通じて、林野周辺住民、入山者等の防災知識の普及、予防啓発等防火思想の徹底を図るものとする。

# 第2章 災害応急対策

## 第1節 発災直後の情報収集・連絡及び通信の確保

### 第1 災害情報の収集・連絡

#### 1 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡するものとする。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

町は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、県も自ら実施する応急対策の活動状況等を本町に連絡する等、各防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

### 第1 防災機関の活動体制

#### 1 県及び町の活動体制

県及び町は災害の状況に応じて速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

#### 第2 広域的な応援体制

町は、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できない場合には、県に対し応援を求めることとする。

また、自衛隊の災害派遣要請は、共通対策編 第3章 第6節「自衛隊災害派遣要請」に定めるところによるものとする。

## 第3節 消火活動

### 1 町による応援

町が被災地でない場合は、被災地の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努めるものとする。

## 第4節 施設、設備の応急復旧活動

県及び町等は、関係機関と連携して施設・設備の被害状況等を把握して、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

## 第5節 被災者等への的確な情報伝達活動

### 第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は、被災者のニーズを十分把握し、林野火災の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は、災害発生地住民等に対し、林野火災の状況、安否情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等、ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に通知し情報交換を行うものとする。

### 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は、必要に応じ、発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また、情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

## 第6節 二次災害の防止活動

県及び町等は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して、二次災害の防止に努める。

## 第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行い、又は支援するものとする。

# 第7部 原子力災害対策

【所管：総務班】

原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）、事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害からの復旧を図るための必要な対策について、町がとるべき措置については、徳島県地域防災計画に定める原子力災害対策及び本計画によるものとする。

## 第1章 総則

### 第1節 計画の目的

本町には、「原子力災害対策指針」（以下「指針」という。）に規定された原子力施設は立地せず、また、町外に立地する原子力施設のうち、最も近距離にある伊方発電所までの直線距離も約208kmと、本町からは比較的離れた場所に立地している。しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）の事故は、大量の放射性物質を放出し、緊急防護措置を準備する区域（いわゆるUPZ：Urgent Protective action planning Zone）の範囲を超えた住民に対しても、高濃度の放射能汚染により、住民が避難を余儀なくされ、数百km離れた地方自治体の農林水産物から基準値を上回る放射性物質が検出されるなど、今までの想定を越える事態が発生した。

また、放射性物質及び放射線による影響は、いわゆる人間の「五感」には感じるできないなど、他の災害とは異なる特殊性を持つことを考慮すると、原子力発電所において事故が発生した場合、住民の心理的動揺、精神的負担など、住民生活に混乱をきたす事態も想定される。

本編においては、これらの災害対応を踏まえ、原子力事業者の原子炉の運転等により事故が発生した場合に備え、町が県及び関係機関等と連携して実施すべき事前対策、応急対策及び中長期対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

### 第2節 計画の性格

#### 第1 徳島県地域防災計画（原子力災害対策）

この計画は、徳島県地域防災計画の定める計画に従い策定する。

また、県と連携しながら、想定される全ての事象に対して対応できるよう対策を講じることとし、仮に不測の事態が発生した場合であっても、対処し得るよう体制を整備する。

## 第2章 事前対策

### 第1節 情報の収集・連絡体制の整備

町は、原子力災害に対し万全を期すため、県及びその他の防災関係機関・団体との間において情報収集・連絡体制を整備する。

その際、夜間・休日等の勤務時間外の対応や通信障害時なども考慮した代替となる連絡手段・連絡先も含む確実な情報収集・連絡体制を整備するよう努める。

### 第2節 原子力災害事前対策の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

#### 第1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

##### 1 対応方針の整備

町は、県が整備する「原子力発電所災害対応方針」に従い、警戒事態及び施設敷地緊急事態に町が実施すべき対策及び警戒態勢をとることとする。

##### 2 参集体制の整備

町は、特定事象及び警戒事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の参集、情報の収集・連絡が行えるよう、参集体制の整備を図る。

#### 第2 モニタリング情報の入手

町は、県が実施する環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を入手する。

### 第3節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受け入れ要請に備え、あらかじめ必要な体制を整備する。

#### 第1 指定避難所の確保

町は、広域避難の受入れに使用できる指定避難所の確保に努めるとともに、必要に応じ、県と連携し、施設管理者への協力要請を行う。

## 第4節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

### 第1 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、県と連携し、特定事象又は警戒事象発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報や手段について、情報を受け取る媒体や受け取り方が千差万別であることも考慮しながら、災害対応のレベルや場所等に応じた情報伝達体制をあらかじめ整備する。

### 第2 相談窓口の設置

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

### 第3 要配慮者等への情報伝達体制の整備

町は、原子力災害の特殊性にかんがみ、県と連携し、傷病者、入院患者、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

## 第5節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

町は、県と連携し、住民等に対し、原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について、広報活動の実施に努める。

また、防災知識の普及と啓発に際しては、要配慮者に十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (3) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること

## 第3章 緊急事態応急対策

### 第1節 緊急事態応急体制の確立

町は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

## 第1 緊急事態応急体制の確立

### 1 事故対策のための警戒態勢

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合や、報道等により原子力発電所における事故の発生を覚知した場合は、災害対策本部を開設し、速やかに情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制を確保するとともに、県と緊密な連携を図る。

## 第2 モニタリング情報の入手

町は、県が実施する緊急時モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料）などの情報を速やかに入手する。

## 第2節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、同報無線や広報車、自主防災組織との連携等により、周辺住民等に対し、県に準じた広報活動を行う。

## 第3節 県外からの避難者の受け入れ体制の整備（広域避難対策）

町は、県の要請を受け、原子力災害により、県境を越えて避難する者が発生した場合、必要に応じて次の対応を行う。

### 第1 広域避難の調整・受入れ

#### 1 受入先の調整

町は、県より広域避難の受入れについて要請があったときは、要請内容に基づき、受入可能人数・施設等を県に提出する。

#### 2 指定避難所の開設・運営

町は、県の支援を受け広域避難の受入が可能な指定避難所を開設・運営する。

### 第2 避難者の生活支援及び情報提供

#### 1 避難者の生活支援

町は、県と連携し、避難者の多様なニーズを把握し、必要な支援につなげるとともに、避難先の生活・医療・雇用情報等を取りまとめ、避難者に対し情報提供を行う。

#### 2 避難者の情報提供

町は、県と連携し、避難者へ避難元都道府県や避難元市町村からの情報を提供するとともに、町及び県の避難者支援に関する情報を提供する。



## 第4章 中長期対策

### 第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

町は、原子力緊急事態解除宣言後も、県が行う環境放射線モニタリングなどの情報を継続的に入手する。

### 第2節 住民等への的確な情報伝達活動

町は、町内の空間放射線量率が平常時より高い場合は、相談窓口の運用を継続する。なお、引き続き、住民のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農畜水産物の安全性の確認の状況等、住民に役に立つ情報を正確かつ理解しやすい内容で、利用可能な様々な手段を活用し、迅速かつ適切に提供する。

### 第3節 風評被害等の影響の軽減

町は、県と連携し、原子力災害による風評被害を未然に防止し、また、その影響を軽減するため、農林水産物等をはじめとする本町の地場産品等の検査を継続し、地場産品等の流通促進に向けて、迅速かつ的確な情報発信に努めるとともに、積極的な広報活動を展開する。

特に、農林水産物等については、放射性物質のモニタリング検査の方法及び検査結果、出荷制限・摂取制限等の情報発信に努めるものとする。

### 第4節 避難者の生活支援の継続と長期化への対応

町は、県と連携し、本町への避難者の多様なニーズ、特に生活・医療・雇用情報等を把握し、必要な支援を継続する。また、避難期間が長期に及ぶ場合の就労や住まいの確保等、避難の生活支援についても県及び関係機関と連携し、必要な支援を行う。